

地域における伝統芸能等の変容が著しい中、ますますそれが助長される懸念が今回の調査からでも知れた。

今後は、今回の調査をデータベースとして、より多くの事業を調査対象とすること、1回限りの調査ではなく、同じ調査対象を数年間おいて再度調査を行い追跡調査を行うことが肝要であると思える。このことにより、文化事業の内容や規模の変化が時系列的に分析しうる。また、より多くの調査対象を含めることにより事業間の比較が広範に行えよう。そのことにより、地域における文化活動の実像がより正確に把握でき、地域文化振興の基礎となるデータの蓄積が進むと思える。

第5章 民間における地域文化振興支援

第1節 研究の目的と方法

今日、文化活動の領域に、メセナ活動の名で呼ばれる民間部門の参画が顕著となってきている。文化活動の中でも芸術文化活動に対して、国、地方自治体による公的な支援に加え、民間企業等からの支援も多く見られるようになってきた。このため、文化政策にも、公私の役割分担と連携が求められるようになり、これからの文化政策は、従来の政策概念を脱し、これら民間による支援の動向、さらには国民一般の関与の在り方まで包括した総合的なマネジメントとしての色彩を帯びるようになってきている。そして、公的部門のみならず社会全体で文化活動支援の枠組みづくりを考える時代となってきている。

本章では、そのような現状について、主に戦後におけるメセナ活動の概観を述べ、(社)日本メセナ協議会のアンケート調査の分析、さらにはそれら活動を裏方から支える税制度の分析も加え、民間部門での地域文化活動支援について、記述する。

第2節メセナ活動の現状

1. メセナ活動の歴史

(1) メセナ活動と富裕者

我が国において、文化の中心は室町後期に至るまで、主に京都を中心とする「中央」がそれ以外の「地方」に比較して圧倒的に文化活動の拠点となっていた。そのため、地方文化への支援といっても、室町後期に応仁の乱を嚆矢とする戦乱を避けるために、京都の貴族を始めとする文化人が地方都市に逃れ、彼らをそこを支配する諸侯達が保護し、その地方独自の文化として根付くまで、地方文化への支援活動はその対象が存在しなかったといえてよい。

江戸時代に入り、幕藩体制の下、各地の藩主は室町時代から育成されてきた地方文化を江戸への参勤交代によって、移入された江戸文化を交えて独自の文化として創っていった。現在、各地に残る郷土色豊かな文化は、その時代の藩主による文化保護の影響が強い。すなわち、従来の土着的な地方文化と参勤交代や所替えによるその地方にとっては、異文化を吸収し、それを藩が育てるといった構図で、地域文化が醸し出されている⁵¹⁾。

一方、古代ローマ時代には、官僚、軍人達が戦利品として各地で略奪した美術品を広く市民に開放し、個人的「美術館」ともいえる形態が生じてきた⁵²⁾。また、イタリアでは、その後メディチ家による膨大な美術品のコレクションが芸術家をはじめとする希望する市民へ公開されていた。また、メディチ家では当時売れない作家の作品を積極的に買い上げ、いわゆる作家にとって芸術支援を行っていた。フランスでは、フランソワ1世がレオナルドダビンチ等イタリアの芸術家を招聘し、芸術振興策を進めた。これは、当時文化の振興、具体的には美術品のコレクションの多寡が国の富を表すものと考えられていたからである。この影響をうけ、統一されていなかったドイツでも各地の諸侯が芸術家を招聘したり、美術品のコレクションを収集したりした。これがヨーロッパの国が芸術支援を行う考えに繋がっているわけであるが、メディチ家のような大富豪を除くと地方文化への支援は諸侯が行っていた。

我が国においても、明治時代になって渋沢栄一、渋沢敬一、森村市左衛門、米山梅吉、住友吉左衛門、大原孫三郎、山口玄洞らはいわゆるフィランソロピストとして、福祉を始め施設建設に寄付を行っている。渋沢敬一は、各地の民族資料や生活文化にかかわる品をの種集を始め、アチック・ミュージアムを創設した。文化に関連しては地方公共団体へ寄付をし、寄付金により図書館や公会堂を建設し、その運営は地方自治体に任ず方法が採ら

れたりした(例として、大阪府図書館や大阪府中央公会堂を建設が挙げられる)。企業が運営まで行っているのは、大倉集古館(1917年)の設立等がある。

(2) 戦後のメセナ活動

戦後、我が国の資本主義はゼロからの出発となったが、財閥の解体、富裕税の創設、所得税の著しい累進制と相続税の強化によって寄付者となったいた資本家階級が消滅し、代わって経済成長によって発展してきた企業が民間での文化支援者となった。1970年代後半になると、マスコミや消費者団体からの批判により企業の社会的責任が厳しく追及されるようになると、1974年5月には、経団連は企業の社会的責任の遂行として地域社会の融和をあげ、また、相次いで大型の企業財団も設立された。

また、地域における文化活動の拠点としてのデパートも挙げられる。デパートにおける展覧会はすでに明治期に三越百貨店において行われているが、戦後は各地のデパートが企業イメージを高め集客力を付けるため展覧会を行ったが、それが結果的には1960年代の博物館、美術館の不足時代の地方の美術館、博物館としての機能を果たしてきた。これも商業主義に根ざしているが、民間による地方文化の振興といえてよい。

また、ラジオ、テレビ放送が全国展開を始めた1960年代には、放送局が交響楽団を直接維持したり、また放送と直結した文化事業を行うなど企業による文化支援が幅広く行われるようになった。また、南海電鉄が大阪フィルハーモニーの練習場を寄付するなど、放送会社以外の企業による支援も活発化した。

1970年代の終わり頃から、文化イベントが盛んになり、80年代には入り「冠」イベントが増加した。特にコンサートや美術展覧会においては、バブル経済下では企業の持ち出し覚悟で高価な作品の展示や優れた芸術家の招聘が相次いだ。一方では、そのことが日本値段といわれる高価格な演奏家の招聘費を招き、その後の文化事業へのマイナス面も残した。その頃、企業主体の支援財団も次第に創設され始めた。現在の主な地域文化への支援団体を表5-2-1に示す。

表5-2-1 地域文化への助成団体

団体名	助成額(百万円)
アリオ文化財団	1800
沖永文化振興財団	900
河北文化財団	112
サントリー文化財団	1件100万円
中央美術奨励基金	181
東洋信託文化財団	3550
ポーラ伝統文化振興財団	350
藤堂顕一郎音楽奨励基金	80
芸術文化振興基金	数億円

(出典)文化庁「我が国の文化行政平成」12年度を基に筆者作成

2. 企業メセナ活動

バブル経済下における企業による文化支援活動や冠公演、投資としての高価な美術品の購入といった面も一方で存在したが、純粋に文化活動への支援活動であるメセナ活動も注目され始めた。メセナとは、ローマ時代の文化大臣のメセナスに由来するが、文化支援のことである。表5-2-2に企業による地域文化への支援の主なものを示す。

表5-2-2 企業による地域でのメセナ活動

企業名	支援内容
JR東日本	仙台駅での「駅コン」
セイコーエプソン	サイトウ・キネン・オーケストラへの継続的寄付 諏訪交響楽団への継続的寄付
南海電鉄	大阪フィルハーモニーへの土地寄付
山形新聞社	山形交響楽団への練習場等提供
82銀行	オペラ支援
日本ガイシ等	日本室内楽アカデミー
淡海自動車工業	ブラムスホールの設置
九州電力	若手工芸家国内派遣事業
琉球銀行	デザイン公募

(出典) メセナ協議会「メセナ白書99年度」を基に筆者作成

特に、注目すべきは、東海地方の日本ガイシをはじめとする企業群によるメセナ活動である。地域の中小企業の中にはメセナ活動への意欲はあるが、支援額が僅少にならざるを得ないため、なかなか本格的なメセナ活動に踏み切れない企業も多い。

そのような中でも、中部地方では、1987年に文化振興を図るため、日本ガイシ、中部電力等地元主要企業が参加して、「日本室内楽アカデミー」を発足させた。アカデミーの会長は各企業持ち回りでその事務局も会長企業におかれており、現在180社が加盟、愛知県知事、名古屋市長も特別会員となるなど、産官が協力して、10年以上の長期にわたり特定のピアニストを支援している。

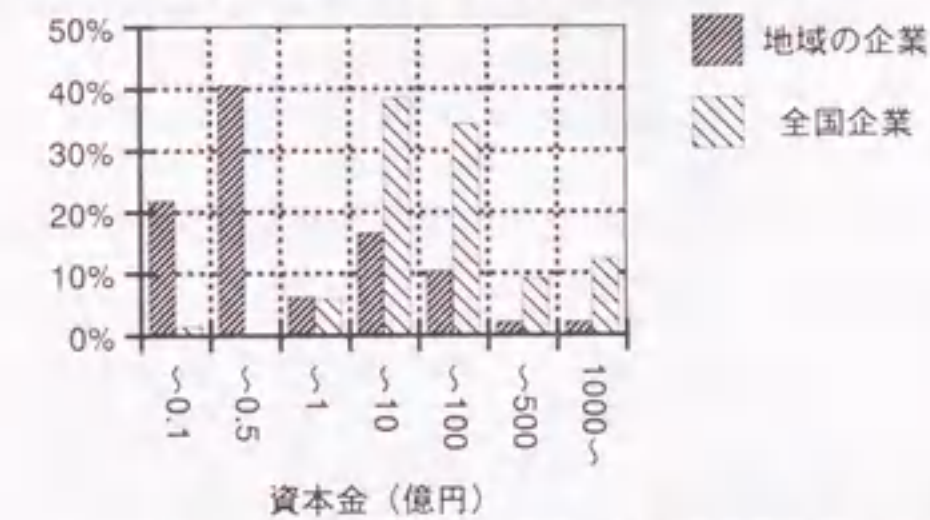
次に、全国的な企業メセナ活動を概観するため、主に(社)企業メセナ協議会のアンケート調査を基に地域文化への企業支援活動について分析する。

同調査は、(社)企業メセナ協議会により、全国の上場企業と企業メセナ協議会会員企業の合計2511社を対象に、1999年3月から5月にかけて郵便留め置きによるアンケート調査である。調査対象期間は1998年4月1日から1999年3月31日までの期間であり、有効回答数は464社(有効回答率18.5%)であった。

調査内容は、対象期間中にメセナ活動の有無を聞き、「有」企業に対しては、①メセナ

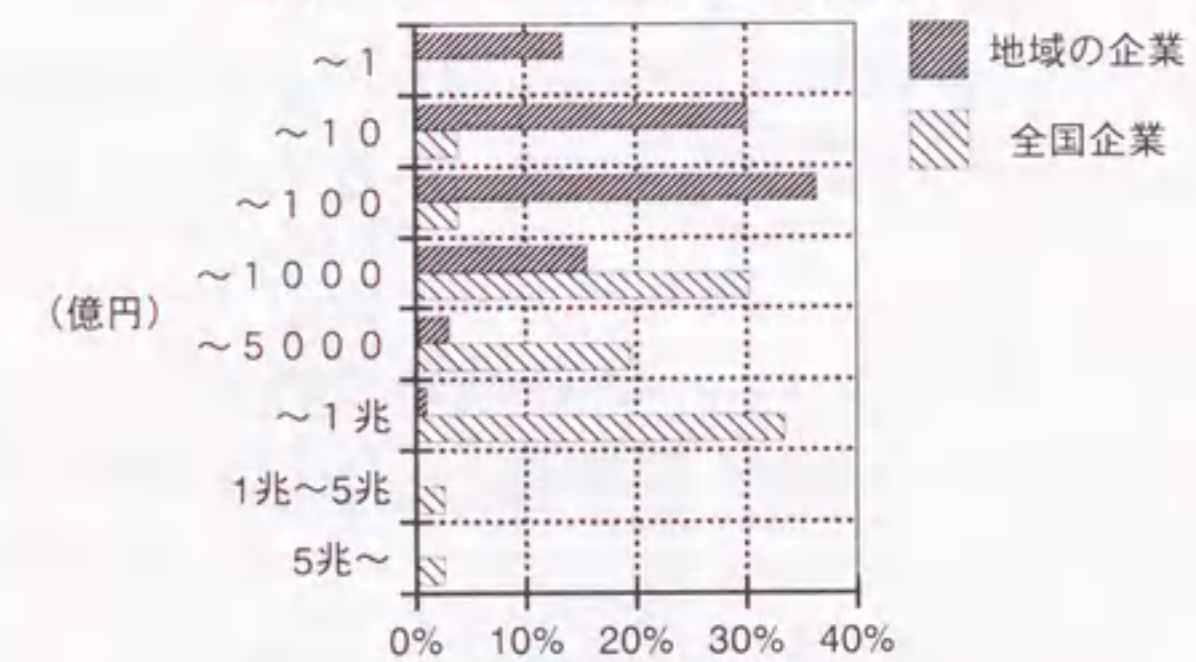
活動の基本方針、②メセナ活動の実績、③メセナ活動の運営内容、④メセナに関する考え方を聞いた。一方、「無」企業に対しては、メセナ活動を行わなかった理由、メセナに対する考え方を聞いた。さらに、両企業とも、1998年度のメセナ活動以外の社会貢献活動及びその内容について聞いている。

図5-2-1 資本金別企業の割合



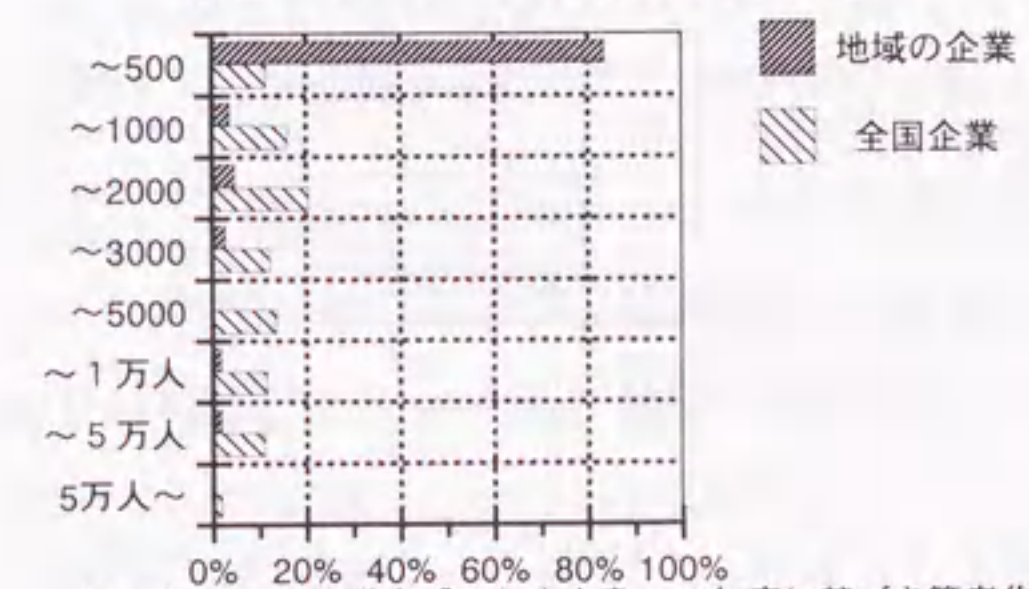
(出典) メセナ協議会「メセナ白書」99年度に基づき筆者作成

図5-2-2 売上高別企業の割合



(出典) メセナ協議会「メセナ白書99年度」に基づき筆者作成

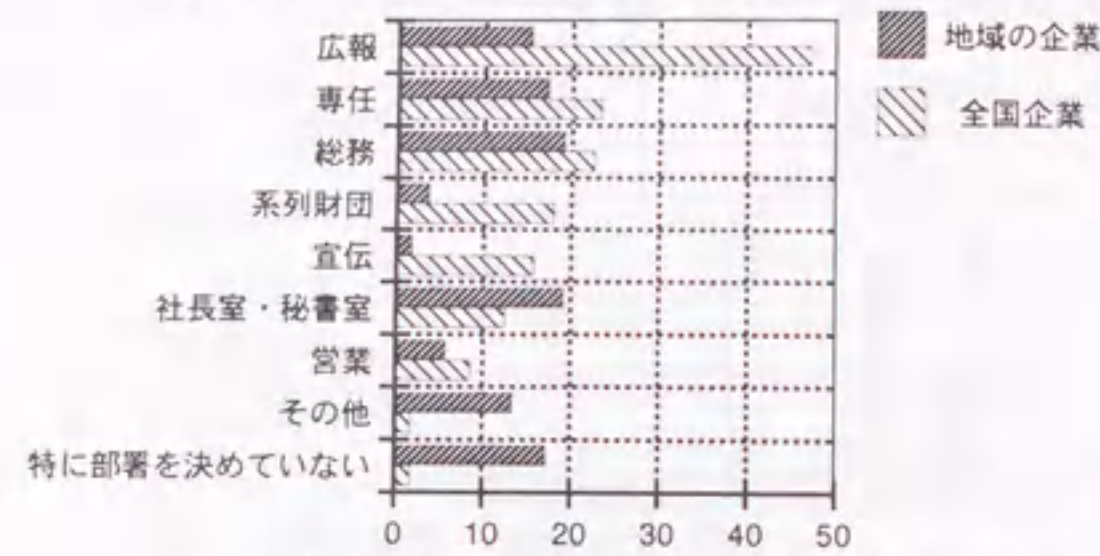
図5-2-3 従業員数別企業の割合



(出典) メセナ協議会「メセナ白書」99年度に基づき筆者作成

企業の規模を資本金、売上高、従業員数によって、地域の企業⁵³⁾(地元の文化事業に文化支援活動を行っている企業)と全国企業⁵⁴⁾を分けてみると、当然地域の企業の方が小さい。

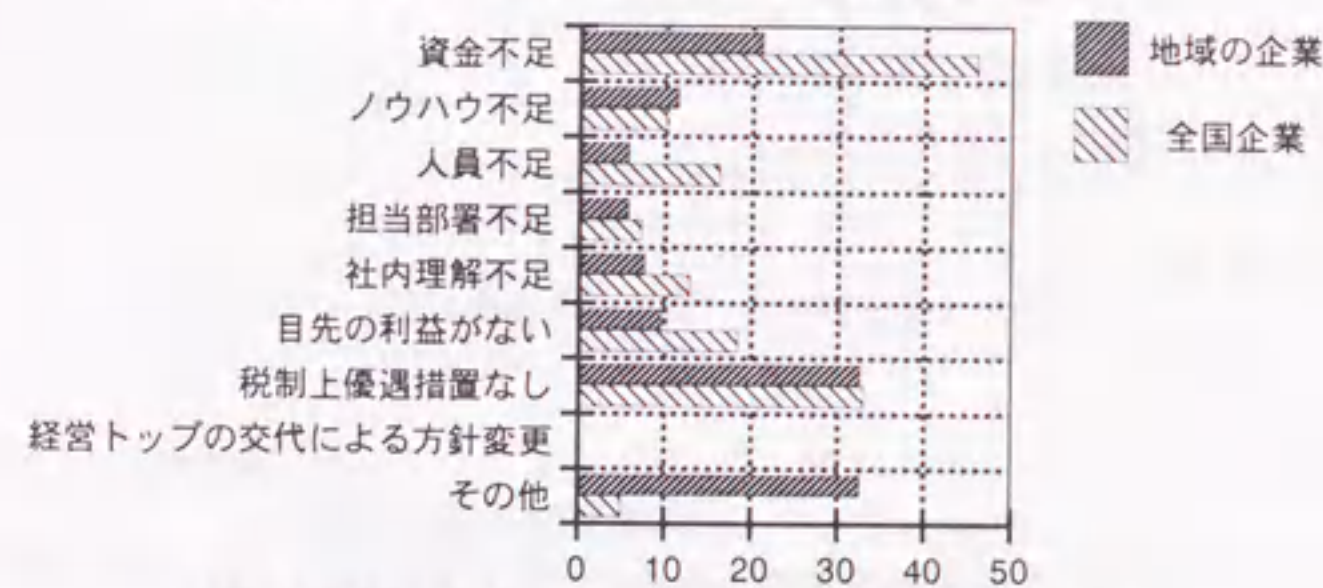
図5-2-4 メセナ活動を行う部署(複数回答)



(出典)メセナ協議会「メセナ白書」99年度に基づき筆者作成

そのため、メセナ活動を行う部署も図5-2-4にみるとおり、「特に部署を決めていない」のが多く、全国企業のもっとも多い「広報」部署とは際だっている。また、「社長室・秘書室」も多く、地域の企業では半数以上の55.8%の企業でメセナのイニシアチブが会長・社長といった企業のトップが決定している。一方、全国企業では会長・社長が決定している企業は全体の約1/3で、半数以上の52.5%が担当部署がイニシアチブをとっている。

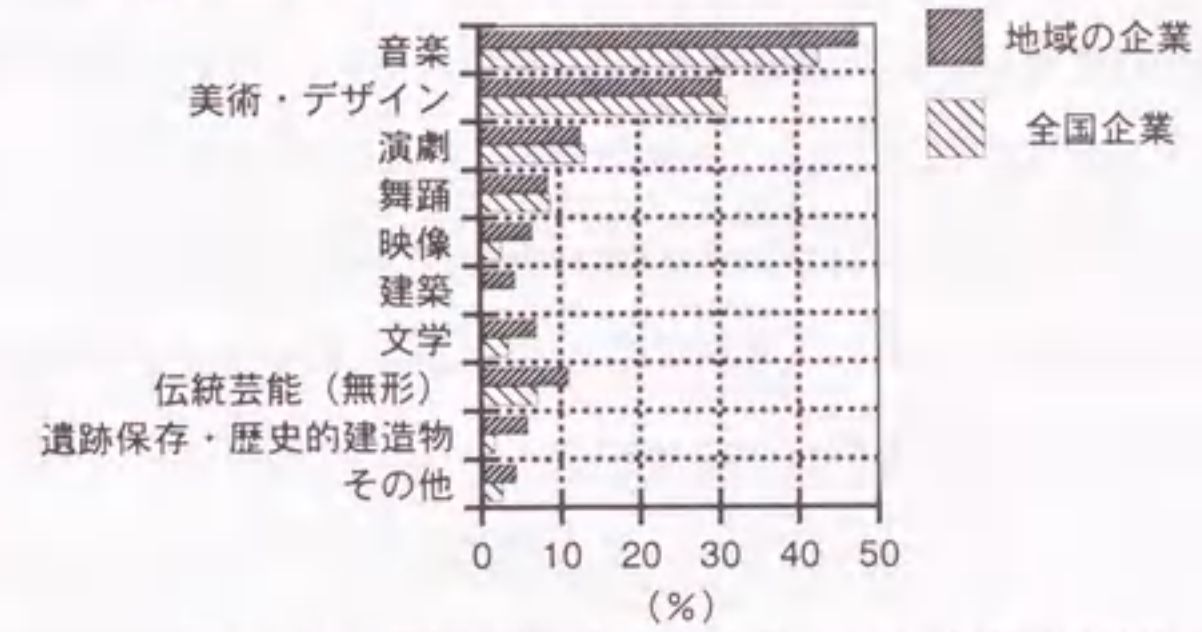
図5-2-5 メセナ活動の支障(複数回答)



(出典)メセナ協議会「メセナ白書」99年度に基づき筆者作成

メセナ活動に対する支障についても、全国企業が「資金不足」をトップに挙げている反面、地域の企業では「税制上の優遇措置」をトップに挙げ相違がみられる。トップダウン方式で地域の企業はメセナ活動を行っているので、資金の面では社内での調整が全国企業ほど必要なく、スムーズに資金が拠出されていると思われる。

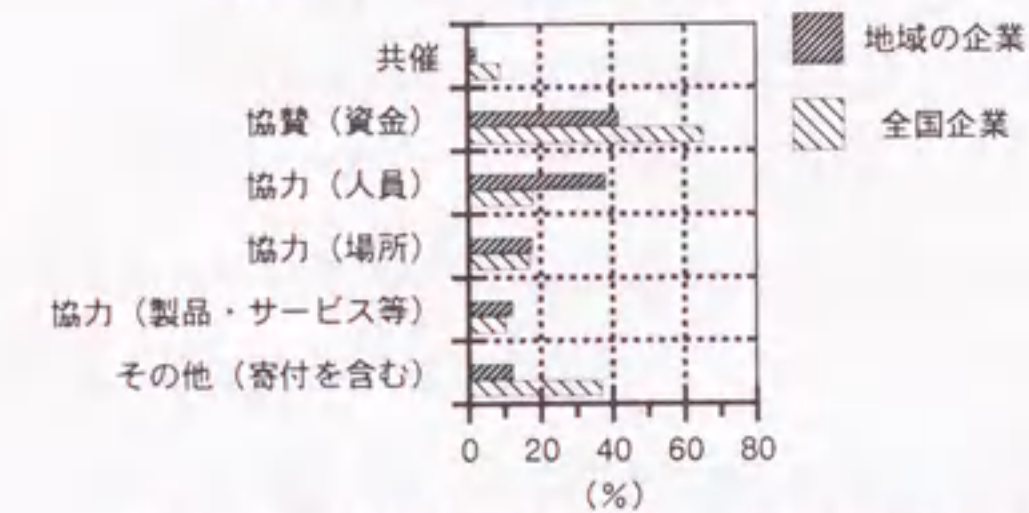
図5-2-6 メセナ活動の対象分野(複数回答)



(出典)メセナ協議会「メセナ白書」99年度に基づき筆者作成

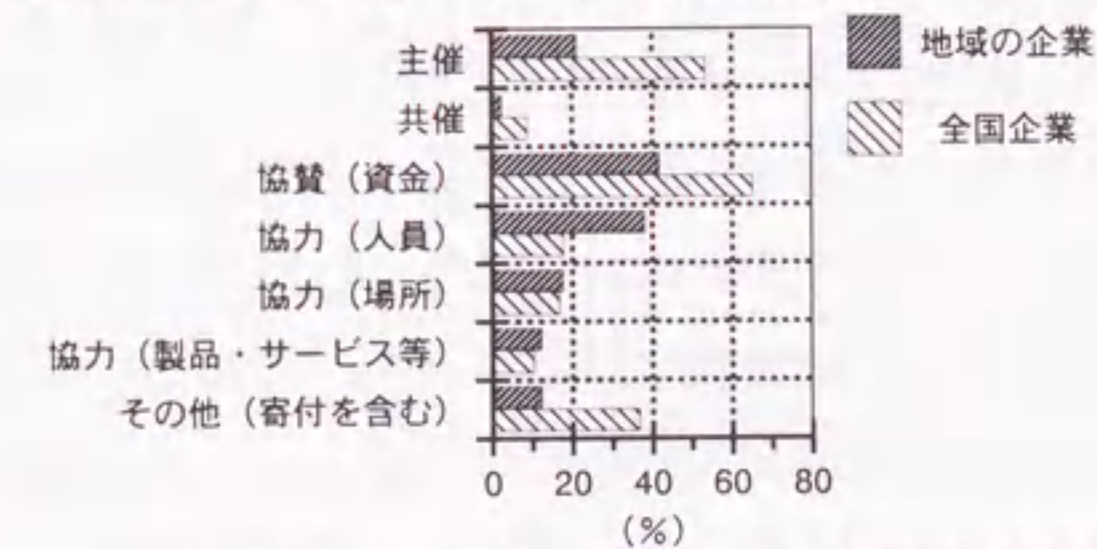
メセナ活動の対象分野では、全国企業も地域の企業もあまり相違はなく、住民にもっとも親しまれやすい、逆にいうと鑑賞者層の厚い「音楽」「美術」が多い。地域では、その地域独特の「伝統文化」に対する支援活動もあると思うが、地域の企業は全国企業に比べ若干多いものの全体からみると1/6程度(「伝統芸能」「遺跡保存等」を併せた.)である。

図5-2-7 支援形態(複数回答)



(出典)メセナ協議会「メセナ白書」99年度に基づき筆者作成

図5-2-8 メセナ活動の形態別企業の割合(複数回答)



(出典)メセナ協議会「メセナ白書」99年度に基づき筆者作成

支援の形態別では、地域の企業が主催より協賛を、その中でも人員の派遣等マンパワーによる支援の割合が多くなっている。

以上のように、地域の企業は全国企業に比較しいわゆる小回りが利く支援を行っているが、二者に共通する支援の隘路として税制優遇措置の欠如が大きい。なお、税制の問題点については次節に述べる。

第3節 税の減免措置の枠組みと活用

1. 文化支援と税制

我が国の税制は日中戦争、太平洋戦争中に行われた税制制度が現在の制度の根幹をなしている⁵⁵⁾。文化活動に関係する税制として、まずその諸活動への課税及び支援する組織への課税、寄付行為に対する課税が挙げられる。1937年には演劇等への入場に対する課税が行われ、また青天井であった寄付金に枠がはめられた。また、1940年には法人税の所得税からの独立と現行の公益法人への非課税措置制度の創設が行われている。一方、アメリカでは、第1次大戦前の1913年に法人税率の引き上げが行われるが、そのため芸術文化団体への寄付額が減少することを予想して、それら公益団体の連邦所得税が免税になっている。最近、我が国の経済活動の枠組が1940年代特に太平洋戦争時代に作られたとの指摘がなされているが、文化支援を巡る税制も1940年代に作られた枠組が現在も生きている。

その後、戦後行われたシャープ勧告による税制改正によっても、入場税と公益法人課税制度、寄付金の総所得金額による制限は存続した。戦後は、1975年の文化活動そのものを支援するサントリー文化財団の設立を嚆矢として、文化支援団体が次第に設立されている⁵⁶⁾。

1981年のアメリカ経済再建租税法による企業の公益団体への寄付金枠の2倍への拡大は、企業の寄付金を2倍に増加させた⁵⁷⁾。このように、税制と寄付を含む文化支援とは密接に関連している。特に、文化支援のような公益団体が活躍する第3セクターは、その活動原資を寄付金に依ることが多いから、税制がその活動自体を左右する。

現在の資本主義的市場経済下では、企業の競争により、効率性及び消費者の欲求を重点として、物やサービスを生産するから、福祉、文化、教育、道路、鉄道、港湾等の公共施設の供給は等閑視され易い。従って、それを補完する意味で、政府（第1セクター）がそれらを供給することとなる。一方、政府を拘束する議会においても多数決のため、①投票者のきめ細かい意思に沿ったサービス需要に対応出来ず、②また仮にそれをしようとしても膨大な情報収集のためのコストがかかる。さらに、③税収入の分配のための意思決定に多くの手間と時間がかかるため、国民から税を多く取り少なく分配するということが現実存在する。阪神・淡路大震災で経験したことだが、地域のボランティアによる地域に密着した活動の方が、国・県といった組織より小回りが効き、被災民に役立つ活動をした場合もあった。このように、全ての活動を市場経済と政府活動に二分するのではなく、それ

らの一部を公益を担う第3のセクターとして、それにふさわしい団体・個人に活動してもらうのが社会全体として効率性がよい。

先に挙げた①,②,③の欠陥は、文化支援に対して極めてよく当てはまる。文化活動への需要は個人レベルの幅が大きく、またそれへの支援は他の公共材への政府供給額に比べ少ない。例えば、政府予算のわずか0.1%が文化庁予算である。

2. 現在の文化税制

文化に関する税制は大きく2分野に分類される。その1は、寄付に関する一般的減免措置であり、またその2は、特定の活動、所得に対する優遇措置である。前者は、大蔵大臣が指定する重要文化財等の修理に対する寄付や特定の団体（特定公益増進法人、認定特定公益信託）への寄付・出捐であり、後者として、重要文化財の建物・土地を国等に譲渡した場合の譲渡所得への非課税や重要文化財の相続への優遇措置、固定資産税、地価税の一定減免、表彰金への非課税がある。それを表5-3-1に示す。

教育に関する優遇税制に比較して、文化に関する優遇措置は歴史が比較的新しい。最も古い制度として、重文への固定資産税の非課税措置が1950年に措置されてから、次の重文修理への寄付金控除が1965年に制度改正されるまで15年間もかかっている。最近になり、少しずつ優遇税制のが措置が進められるようになった。

表5-3-1 文化関係優遇税制措置

事項	内容
国税関係	
法人・個人所得からの控除	<ul style="list-style-type: none"> ○特定公益増進法人化 ○認定特定公益信託 ○指定寄付金
所得税非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術の公演・展示を企画し、実施することを目的 ○文化財の保存・活用を目的 ○芸術の普及・文化財の保存・活用事業に資金援助を目的 ○芸術の普及・文化財の保存・活用事業を目的とする公益法人が募集する寄付金 ○公演・稽古場建設のために公益法人が募集する寄付金 ○芸術文化振興基金への寄付金 ○芸術に関する顕彰金
譲渡所得の非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○重文指定の動産・建物の国・地方自治体への寄付 ○重要有形民族文化財等の重文に準ずる文化財の国への寄付
譲渡所得の控除(2000万円控除)	<ul style="list-style-type: none"> ○重文指定の土地・史跡名称天然記念物を国・地方自治体へ売却
相続税の非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術の普及・文化財の保存・活用事業を目的とする法人への相続財産の寄付 ○芸術文化振興基金への寄付金 ○重文指定の民家・敷地の相続
相続税の軽減(評価額を60%)	
地価税の非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○重文・史跡等の土地、地方自治体が指定した文化財にかかる土地、伝統的建造物群内の一定の土地 ○上記に準ずる土地
地価税の軽減(1/2に評価)	
関税非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館等が使用する標本
地方税関係	
固定資産税非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○重文・史跡等の土地・重要美術品指定家屋の敷地 ○重要伝統的建造物群内の指定建造物
都市計画税の非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○重文・史跡等の土地・重要美術品指定家屋の敷地 ○重要伝統的建造物群内の指定建造物
特別土地保有税の非課税	<ul style="list-style-type: none"> ○重文・史跡等の土地・重要美術品指定家屋の敷地
事業税の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞・出版・教育映画製作業

(資料)文化庁「新しい文化立国の創造をめざして」2000, 税制関係法令集等に基づき筆者作成

表5-3-2 優遇税制の措置別年

1950年	重文等の建物・土地への固定資産税非課税
1965	重文修理のための寄付金控除
1970	重文等の土地の譲渡所得の特別控除
1972	重文等の土地を国等に譲渡した際の譲渡所得の非課税
1976	芸術公演団体、文化財保護団体の特定公益増進法人化
1977	芸術文化団体、文化財保護団体への相続財産寄付の相続税非課税
1985	重文の民家・敷地の相続税の減免
1987	芸術文化、文化財保護目的の信託の認定特定公益信託化
1989	芸術活動のための公演・稽古施設建設のための寄付金控除
1990	芸術文化振興基金への寄付金控除 芸術表賞金の所得税非課税
1992	重文等の土地への非課税に準ずる土地の1/2控除

(出典) 文部省「文教関係の税制」1998に基づき筆者作成

表5-3-2のとおり、文化関係の優遇措置は、1950年代、1960年代各1件ずつ、1970年代4件、1980年代3件、1990年代2件であり、文化への一般国民の関心が高まった70年代に急激に増加している。しかし、その内容を具体的にみると、多くは、文化財の保護・保存のための財産分散・消滅を防止する上での税制優遇措置が多い。特に、国宝・重文に指定されている建物やその附属する土地は、戦後の高度経済成長により、土地については地価の著しい値上がり、建物については維持困難による破壊が進み、それを防止する観点からまず土地問題として浮上してきた。従って、文化に関する優遇税制の始まりが固定資産税控除であったことは、政府の文化に関する優遇税制の考え方を知る上で興味深い。

特に、上に挙げた優遇措置の内、半数近くが土地や建物といった不動産への優遇措置であり、それに付随して、動産の文化財の寄付・売却等に関する優遇措置が行われている。従って、芸術文化活動への優遇措置である団体の特定公益増進法人化については、ずっと遅れて1970年代後半になって制度改正が行われたに過ぎない。民法法人の内、試験研究法人は既に特定公益増進法人化が行われており、従って文部省が所管する法人の内、学術法人への優遇税制は芸術法人に比べ20年以上前に制度化されていたのであり、芸術法人は、国際交流法人等との横並びで加わったといえる。芸術団体の収入の内、普通の営利法人に比べ寄付金の割合が多いため、寄付募集の指定寄付金化が法人財政にとって有利であるが、文化財修理への寄付が指定されたのに比べ、20年以上遅れて指定されている。

このように、文化活動への税制優遇措置は、他の公益的活動に対する優遇措置に比べ遅

れている上、文化といっても文化財保護が中心で、芸術活動への優遇措置は未だ十分であるとは言えない。アメリカでは、芸術団体の収入の約1/4が寄付金や非営利法人からの助成で賄われており、その内個人からの寄付金が約半数で、我が国の0.03%程度に比べ格段の差があるのは、個人の寄付への優遇措置の有無が根底にあるといえよう。個人の寄付金の額について、総務庁家計年報より拾うと、1987年度以降次第に減少してきている。また、寄付金額総額では、1989年度のいわゆるバブル経済崩壊後は1500億円前後と一定している。ちなみに、国税庁調査(国税庁『平成10年分税務統計から見た申告所得税の実態』、1999)によると寄付金の内指定寄付金として認められたのは、僅か370億円足らずであり、全寄付金額の1/4程度である。これは、先述したように指定寄付金の認定要件が厳しく、個人が寄付する寄付金全てが所得控除されないからと思われる。

3. 優遇税制の内容

我が国では、公益法人の設立と優遇税制とが直結しているところに特徴がある。すなわち、民法法人になると、自動的に税制優遇措置が受けられる。そのため、法人設立の審査に長期間を要し、機動的な団体設立が出来ない嫌がある。さらに、企業に目的を問わない一般寄付金の損金算入枠があることである。他の先進諸国には、目的を問わない寄付金への損金算入制度は存在しない。

公益法人(民法上の法人)と特殊法人の内、特に公益性の高い活動を行っている法人の内、所管大臣(都道府県所管は、関係省庁を通じる)が大蔵大臣と協議して認定した公益法人は特定公益増進法人と称し、個人からの寄付金については所得の2.5%から1万円を引いた額を、企業からの寄付金については一般寄付金の枠(所得の2.5%と資本金の0.25%を合わせた額の1/2)に同額を余分に加えて損金算入枠とすることができる。

国・地方自治体への寄付、公益法人が行う大蔵大臣指定の寄付金は、指定寄付金として、特定公益増進法人と同様の税制優遇措置が得られる。

公益法人の税制優遇措置として、本来の公益活動への法人税は課税されないし、その他の収益事業に対する税率も営利法人の37.5%よりも10%低い優遇税率となっている。しかし、消費税法上は、国・地方自治体、公益法人等も収益・非営利を問わず課税対象事業者となっているが、政策的配慮や消費税の性格上消費者に負担と求めることが不適切であろう。そこで、国等のサービス提供、社会保健医療サービス提供、社会福祉事業サービス提供、教育サービス提供の一部は非課税となっている。そのほか、固定資産税について

は、物的非課税として、教育用、境内建物、境内、重文等の土地は非課税であることは先述した通りである。

4. 先進諸外国の文化税制

(1) 概況と特徴

先進国では、我が国以上に公益活動が盛んであるので、むしろそれらの活動を助長する意味からも、公益活動への税制は優遇されているのが通常である。歴史的にみた場合、多くの先進国はキリスト教文化圏であり、そのため神への貢ぎが当然とされ、それが宗教団体の公益活動の資金源となっている。今では、そういった歴史的過程も踏まえ、公益活動への寄付行為自体が当然との考え方が国民一般の中に育っているといつてよい。

そのように、我が国と比較して寄付自体への考え方が相違することもあるが、国が全ての公益的活動を行うのではなく、国と対等に公益活動団体（非営利団体）を考えるとところに、公益団体は国の補完的活動団体であるとする我が国の認識と大きな相違がある。従って、公益活動の重要性を認めているため、それらの活動に対する資金面での面倒味がよい。すなわち、国からの直接助成のみならず間接補助（裏補助）といわれる税制優遇措置も整っている。

(2) アメリカの状況^{58/59}

我が国と異なって、寄付金の内容や寄付する相手によって、寄付金控除が受けられるほか、控除限度枠を単年度で超えた場合は、その後当該年度を含む5年間繰り越しが可能である。我が国では、個人ではアメリカと同様であるが、企業においては所得金額と資本金に応じた限度枠が設定されており、その範囲なら自由に寄付しても控除対象となるが、アメリカはそうではない（企業の寄付も目的が問われる。）。特定の寄付金として、特に公益性の高い団体に対する寄付金（国、州政府も含む。）は、個人の場合、必要経費を除いた調整所得（課税対象所得）の50%を限度として寄付金控除を受けられる。

その他の公益団体については、調整総所得の30%が限度である。前者には、内国歳入法501条C項3号に規定する団体で、運営目的が宗教、慈善、科学、文学、教育、アマチュアスポーツ助成、児童・動物虐待防止を目的とし、立法・選挙等政治的宣伝・キャンペーンを目的とせず、収益が特定個人・団体に帰属しない団体が含まれる。文化事業等や助成を行う団体は、「教育」として解釈される。1998年現在、60万の団体が内国歳入庁より指定されている。なお、その内活動中の団体は、55、6万団体である。

アメリカは、民法法人の設立と活動への税制優遇措置が完全に切り離されており、設立

は各州民法で、税制優遇措置は連邦法（内国歳入法）に基づき、内国歳入庁が申請を待つて行う。従って、我が国ほど法人設立のための期間が長くはない。我が国においても、阪神・淡路大震災の際、ボランティア団体が活躍したところから、法人設立と税制優遇措置を切り離し、法人設立を行う法改正のための研究が進んでいる。

企業等法人が寄付する際は、限度枠は調整後所得の10%である（従来は5%であったことは既述した通り）。金銭以外の物で寄付する際は、個人、企業とも自社製品は製造原価で、美術品・有価証券は時価で評価され、概ね30%が控除枠である（詳細な規定あり。）。

公益団体の活動に対する優遇税制措置として、先の内国歳入法501条の団体で、寄付金が総収入の1/3以上、かつ投資収益・非関連事業収益の合計が1/3以下の団体は、法人税・所得税の連邦税、州税は原則非課税であり、非関連収益には34%の課税である。それ以外の公益団体は、投資所得等に対し連邦税は課税される。

(3) イギリスの状況⁶⁰

アメリカと同様に、寄付目的に応じて控除を受けられる。イギリス法では、民法等により法人設立がなされていない場合でも、その団体の活動内容に応じて優遇措置が受けられるところが我が国と相違している。公益団体となるためには、1960年チャリティーズ法に基づくチャリティー委員会に登録が必要である（チャリティーとは、アメリカのフィランソロピーとほぼ同義語である。）。ただし、法的には公益（charity）の定義がなく、判例等により解釈されている。それらによると、公益団体となり得る資格として、公益信託、公益法人（会社法・勅許状に基づいて設立）、人格なき社団、救援募金団体がある。公益法人について少し述べると、我が国のように営利法人設立＝商法・会社法、公益法人設立＝民法でなく、イギリスでは会社法（Companies Act）で定款に公益を掲げた法人が設立可能である。一方、勅許状（Royal Charter）においても設立可能であるが、これは信用度が格段に高いので、歴史のある法人等に限定されている。ちなみに学校法人は、登録が不必要な公益団体である。

個人・企業の公益団体への寄付は、継続的寄付（団体と継続的に契約（deed of charitable covenant）を結ぶ）が3年以上か、従業員の公益団体への寄付を促すため給与天引き寄付（payroll giving scheme）が対象となり、その控除枠としては年間600ポンドである。継続的寄付の枠は定まっていなく、寄付額を控除した場合の税金軽減額を内国歳入庁より寄付団体に還付される。1990年より、1回の単独寄付も控除の対象となった。制度としては継続寄付制度と同様であるが、寄付の限度が600ポンド以上500万ポンド以下であ

る。ただし、金銭による寄付に限定されている。

次に企業による寄付については、継続的寄付では全額損金算入され、1回の寄付では支払い配当額の3%が損金算入の枠である。

公益団体活動への優遇税制としては、法人税・所得税は原則非課税、物品・サービスの購入は付加価値税が課税される。公益事業の内、物品販売は課税されないが、入場料は課税される。

(4) フランスの状況

フランスは、公益団体は社団が中心で、財団は少ない。公益信託の制度も発達していない。民法は公益団体設立に関する規定がなく、1901年の非営利社団契約に関する法律により、財団は参事院(Conseil d'Etat,行政訴訟及び政府提出法案、行政事務に関する政府からの意見照会(この意見照会の一環として、法人設立認可を行う)を審理)の判例及び新財団法に基づいて設立される。しかし、設立のための届出や認可は必要ないが、法人として権利能力を有するためには行政庁への届出が必要である。また認可法人として活動する場合には参事院の認可が必要である。税制優遇措置は、公益団体の中から、活動が非営利であること、収益事業を目的としないこと、構成員(社員)の利益供与が行われていないことを基準に行われるが、参事院認可団体は、公益性が高い団体(例えば、赤十字、国際人権連盟、非営利の芸術教育学校)として、個人の寄付枠が必要経費控除後総所得の5%とされ、その40%が税額控除される。それ以外の公益団体や通常利益団体への寄付は1.25%の枠である。企業の寄付枠は、公益性の高い団体に対しては年間売上額の0.3%であり、それ以外の団体へは0.2%である。限度枠を単年度で越えた場合は、その後5年間控除される。

一方、認可を受けていない非営利団体の場合は、個人については必要経費控除後所得の1.25%、法人については売上高の0.2%が控除枠である。

さらに、公益団体の活動が現にフランス国内に及んでいるか、フランスの海外の公益活動であるかいずれかでなければならない(但し、団体がフランスに主たる事務所を設置しているかどうかは問わない。)

フランスの税制で特徴のあることは、税制が直接美術品の展覧等に対し大きいインセンティブを与えていることである。具体的には、相続税・贈与税の物納として芸術的価値のある物品を公共博物館等に納入する際は、美術品等にかかる特別税が免除され、現代美術品を一般公開するために購入する際は、売上高の0.3%を枠として、20年間に分割し

て控除出来る。国への寄付を前提とした美術品の購入も同様である。

非営利団体の本来の非営利活動に関しては、付加価値税(TVA=Taxe sur la valeur ajoutée)は非課税である。一方収益事業については、物品販売やサービス提供の価格が、政府認可に基づいていること、その金額が他の営利企業と類似する金額になっていないこと(かなり廉価であること)を条件に非課税となっている。

(5) ドイツの状況

ドイツでは、法人格を有しないと租税通則法上公益団体として認められず、従って税制優遇措置は受けられない。法人格は、民法法人でも営利法人でもよい。公益法人は、社団と財団に分けられ、民法により設立される。民法上の組合、商法上の組合や権利能力なき社団は税制優遇措置は受けられない。我が国と相違し、アメリカのように法人設立と税制優遇とは直接関連していない。税制優遇を受けられる公益団体の適格要件として、団体活動の目的が公益であること、慈善であること、教会の活動を支援することである。最後の教会活動支援について述べる。ここでいう教会とは、ドイツ基本法に基づく教会税を檀家から徴収する権利(所得の約1/10=10分の1税)を有している伝統的教会のみであり、新興宗教の教会は含まない(カソリック、プロテスタント、ユダヤ教会のみである。)

税制通則法は、あらゆる税法の上位の法であるから、本法により適格とされた公益団体は、それへの寄付とともに活動に関しても優遇税制が受けられる。具体的には、個人では年間課税所得の5%(ただし、学術・文化・慈善目的は10%)を枠とするか、個人事業主では年間売上高と支払い賃金の合計の0.2%のいずれか多い方を選択出来る。法人では、一般の寄付金の損金算入は認めないが、公益法人への寄付は個人と同様の枠がある。

非営利団体の活動に関しては、本来の公益事業では非課税、営利活動では営利法人並みの課税(ここが、我が国と相違している。我が国では、非営利関連活動も営利法人に比べ低い法人税率である。)である。固定資産税は州税であるが、本来の目的に使用している土地等は課税されない。付加価値税(正式は取引高税)の内、本来、文化・教育・医療等是非課税であるので、公益法人の活動も非課税であるが、それ以外の課税対象物品・サービス提供については軽減税率(1/2)が適用される。

(6) その他の国の状況

カナダでは、登録慈善団体への寄付は、所得の20%を限度とし、250カナダドルまではその17%を、250ドルを超える部分についてはその29%を税額控除(所得控除ではない。)され、法人では所得の20%を枠として損金算入出来る。

イタリアでは、公益法人又は許可非営利団体が行う芸術活動への寄付金、教育・社会福祉・宗教活動を行う許可非営利団体への寄付金、大学等への寄付金は所得の2%を上限として所得控除出来る。また公益法人・許可非営利団体が行う文化財保護活動への寄付金は全額所得控除出来る。また、イタリア・カソリック教会への牧師援助のための寄付金は200万リラまで所得控除出来る。営利法人の寄付もカソリック教会への寄付を除き個人と同様である。

第4節 まとめと今後の課題

本章では、民間部門による地域文化活動への支援の現状について、その経緯、現状及び税制について分析を行った。経緯的には、戦前の一部の篤志家による公会堂の寄付を我が国メセナ活動の嚆矢とするが、実際には、戦後各地のデパートによる展覧会等の開催による地域文化の振興やラジオ、テレビ放送の拡大に基づく放送局によるオーケストラ支援が実質的なメセナ活動の端緒と見てよい。その後、文化イベントの開催とバブル経済下での冠公演の開催と支援活動を経て、バブル経済崩壊後の1990年代には、企業において企業市民（コーポレート・シティズンシップ）のもと、社会貢献の一環として、メセナ活動が行われるようになってきている。（社）日本企業メセナ協議会の調査によっても、全国規模の企業と地元中小企業とでは、支援体制や活動内容に相違はあるが、それを支える税制度の優遇措置は不可欠である。

我が国の税制度は1940年代の枠組みと戦後のシャープ税制に大きく起因しているが、文化活動への優遇税制は、文化財修理等文化財への優遇税制が比較的早くから整備されたにもかかわらず、欧米の先進諸国に比べ立ち後れている。特に、アメリカでは個人によるメセナ活動が盛んであるが、我が国では個人による寄付に対しては一部の特定公益法人等への寄付を除いて、寄付対象団体に対して厳しい枠をはめての非課税制度になっており、企業の寄付活動に比べても非課税対象枠が小さい。今後、公的部門、民間部門を含めた社会全体で、文化活動支援の枠組みを考える上では、個人によるメセナ活動を活発化する必要があるが、それを支える税制優遇措置は一層拡充すべきであろう。

第6章 文化施設整備における文化指標の 測定・分析

第1節 調査の目的と方法

1. 調査の目的

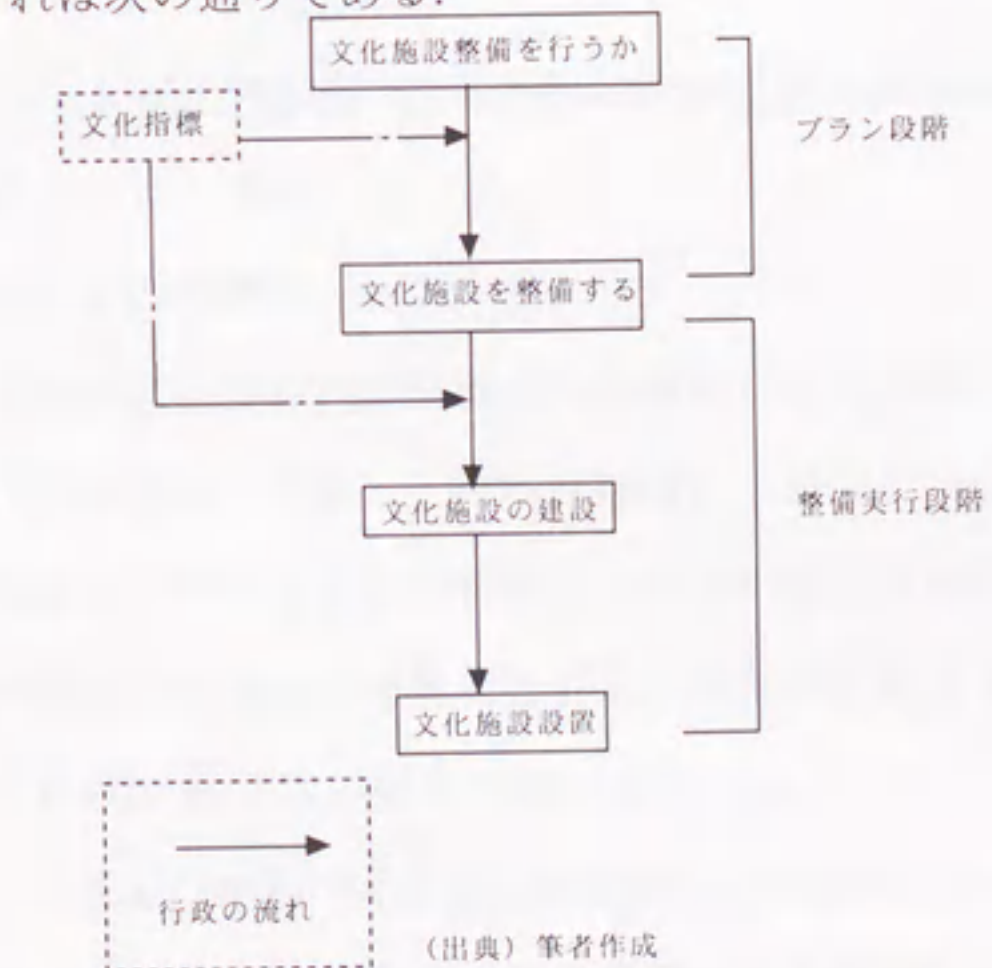
第2章第2節で既述したように、文化政策の政策評価、特に意志決定での数量化が困難であるためにその研究は行われてこなかった。そこで、本章では、地域文化振興として、地域における文化活動の拠点という性格を持つ文化施設の整備課程を、ケース・スタディとして取り上げ、行政における意志決定過程での決定に影響を及ぼす因子について、アンケート調査を行いその結果を分析する。

第2、3章の分析によると、行政当局の中では文化行政はともすれば行政課題の中で優先順位が低かった。それは、文化行政への評価が行いがたいことにも大きい理由がある。一方、地域文化振興にとって、文化施設（文化会館、美術館、博物館、伝統工芸館）の整備は地域住民の文化活動の場の確保という観点から重要であり、文化行政の片翼である。そこで、意志決定過程が比較的解析しやすい文化施設の整備過程において、意志決定過程に影響を及ぼす因子を分析することにより、文化行政への政策評価を行おうとするものである。

2. 調査の方法

まず、文化施設の整備過程においてその意志決定に影響を及ぼす因子を「文化指標」と呼ぶことにする。すると、行政担当者はその文化施設を整備するに過程において、絶えず文化指標を考慮しつつ整備を進めていくといえよう。

模式的に図示すれば次の通りである。



(出典) 筆者作成

図6-1-1 文化指標と行政の流れ

そこで、研究手法として、①文化施設整備行政担当者への整備に当たっての文化指標の考慮についてアンケート、②アンケート結果を考慮度という観点から分析、③文化施設整備過程での文化指標の性格別による分析、④文化施設整備における行政当局の考え方の分析、⑤今後の研究の課題の順序によって、研究を行う。

第2節 調査の内容と分析

1. 文化指標の概念

(1) 文化指標の定義

研究を遂行するに当たって、さらに先の定義を明確にするため文化指標とは「行政の外か内か区別せず、また性格として、資源全般を示し、行政側が利用しうるもの」と定義する。その内容的区分として、資金、人材、制度、情報に分けられるが、この内もっとも利用しやすい行政内側の指標として、資金すなわち予算がある。また、人材と法的制度としての行政組織が存在する。最近では、不況による税収の伸びの低下から予算の著しい進展は望めなくまた行政改革の一環として、組織も大幅に拡充することは不可能となっている。そのため、行政内部の資源より行政外部の資源を求めて、行政が外部社会に働きを強めている。逆にいうならば、従来は行政内部の資源の最大動員のみで解決できた政策課題から、行政外部の資源も加えた解決へと多時的解決手法が求められるようになった。このことは、従来の解決手法を一次元方程式とするなら、2次元方程式へと変化したようなもので、解決のための調整や時間が増加することを意味しよう。すなわち、解決策を S とし行政内部を i で、外部を o で示すなら、 $S=f(M_i, P_i, L_i, I_i)$ (M :資金, P :人材, L :制度, I :情報) から $S=f(M_i, P_i, L_i, I_i, M_o, P_o, L_o, I_o)$ に変化することであり、それを線形で近似するなら、

従来の政策課題解決方程式

$$S=a_i \cdot M_i+b_i \cdot P_i+c_i \cdot L_i+d_i \cdot I_i+C_i$$

昨今の政策課題解決方程式

$$S=(a_i \cdot M_i+b_i \cdot P_i+c_i \cdot L_i+d_i \cdot I_i+C_i)(a_o \cdot M_o+b_o \cdot P_o+c_o \cdot L_o+d_o \cdot I_o+Co)$$

a から d は、係数

i :は行政の内側を、 o :は外側を示す

なお、後者の方程式は行政の内側資源と外側資源（文化指標）が組合わさることを示しており、例えば行政側資金（予算）と行政外側資金（民間寄附金）とが単純に合計されて導入されるのではなく、それらの資金を併せる以上の効果が外部資金導入により現れることを示す。仮に行政内外の資源を単純に合計する効用がそれらの組み合わせの効用に比較し相当程度大きければ、すなわち後者の式は単純に

$$S=a_i \cdot M_i+b_i \cdot P_i+c_i \cdot L_i+d_i \cdot I_i+C_i+a_o \cdot M_o+b_o \cdot P_o+c_o \cdot L_o+d_o \cdot I_o+C_i+Co$$

となるが、本研究で求めようとするのは、各資源（文化指標）の政策課題解決への考慮度

すなわちウエイトである。もちろん分析には解決策が数値、資源も数値で表されるならば、多変量解析によりそのウエイトすなわち、係数を求めることは容易である。

しかし、一方で解決策自体も数値化できず、かつ資源も数値化できないとするなら、これらの考慮度を基準化したスケールで測定するのが次善策である。ここでは、各都道府県が整備した文化施設を事例として、その整備するという政策課題解決過程で考慮した資源（文化指標）の考慮度をアンケート調査によりスケール化して分析する。

以下、資源を都合に応じて適宜（文化）指標と述べる。

（2）文化指標の内容・性格

文化指標をその内容・性格により次のように区分した。すなわち、行政の内外の基準で分類せず、回答者が回答しやすいように内容・性格別とした。大きく17分類に分けそれを各3項目から14項目に小分類した。併せた項目数は110項目になった。大分類1につき平均6から7項目が含まれる。また回答の便を考慮し、馴染みのある項目を始めに、そうでないものを終わりの方に配慮した。そのため、回答者たる行政担当者からみれば、行政内側指標が始めの方に行政外側指標が終わりの方に位置する。

文化指標の解決に向けての考慮度は政策決定過程の時期によりかなり相違することが予想される。すなわち行政の内側指標から外側指標利用への移動が考えられるため、可能な文化施設の整備された時期も調査すべきである。しかし、一方で整備された頃の担当者は人事異動等により調査時点で不在であったり、その頃の資料が散逸している可能性も極めて高い。そうすれば回答されたとしても整備の時期に応じて正確性が異なることになり、分析にとって不都合となろう。

本研究では次善の策として、回答者が正確に回答できる範囲の文化施設整備を考慮した。従って、時期は明確に示せないがアンケートには最近整備された施設または大規模施設として、整備過程の記憶や資料が残っている時期施設に限定している。

2. 調査の概要

（1）調査の方法

地域にける文化活動の担い手として大きい役割をもつ各都道府県において、近年において整備された文化施設のうち規模の大きい施設を念頭に、その整備過程での文化指標の考慮度について、各県10施設を限度として選定し、その対象にアンケート調査を行った。なお、回答者はその整備に実際に携わった行政担当者またはその直近の上司である。

また、調査対象を無制限でなく各県10施設に絞ったのは多くすると小規模施設やかな

り過去に整備した施設も対象になる場合もあり、その際回答者の回答における正確度が疑われる事態も生じること、また最近10年間で各県が整備した文化施設は年平均4件程度であるからである⁶¹⁾。

なお、ここでいう文化施設とは「文化会館」「美術館」「博物館」「伝統工芸館」等であり、名称の如何を問わず、文化活動に資する施設をいい、設置者は県または県が出資した公社等が開設したものをいう。また設置後の運営形態を問わず、その活動形態により定義しているため、文部省以外の農水省、建設省、防衛庁等の補助金による施設も含む、また、戦前整備された施設は含まない。

1987年から93年にかけての6年間において、約2000館以上の文化施設が増加しているが、これらには文化会館のみならず300席以上のホールを持つ公民館、図書館、博物館も含まれているが、その内設置者が都道府県である割合は増加しているものの1県当たり、6年間で0.5施設しか整備されていない。従って、1県当たり最大10件の調査を行えばかなり以前に整備した文化施設まで調査の射程に含めることができよう。

調査対象は全都道府県の文化担当課長並びに教育委員会文化担当課長あて調査票を送付したが、調査期間の約1ヶ月の間に回答を頂いたのは、29府県であり回答率は約60%であり、延べ文化施設件数は85件であった。回答府県のうち該当する文化施設として回答された施設数の最大は10件で最小は0件、平均1府県当たり2.91施設であった。回答文化施設数としてもっとも多いのは、1件の28県、次いで2県の19県であり、0を除くと施設数が増加するにつれ県数は減少している。

表6-2-1 回答施設数別府県数

施設数	府県数
0	1
1	9
2	6
3	3
4	5
5	1
6	1
7	2
8	0
9	0
10	1
合計	29

(出典) 筆者作成

(2) 回答文化施設の概要

調査対象文化施設の施設概要をみると、文化会館が17件、美術館17件、博物館36件、伝統工芸館1件、公民館0件、その他21件となっており、博物館がもっとも多くなっている。これは先に述べた社会教育調査による施設数でも文化施設の中では公民館を除くと博物館がもっとも多いと思われる。公民館が0件であったのは、300席以上のホールをもつ文化施設をその施設内容から文化会館に含めて回答してきていることも考えられる⁶²⁾。なお、延べ件数が92件となっているのは複合施設が含まれるからである。例えば、文化会館と美術館、文化会館とその他、博物館とその他等の複合施設が形態として挙げられているが、調査対象の中には伝統工芸館には複合施設は存在していない。

表6-2-2 各施設の複合状況

	文化会館	美術館	博物館	伝統工芸館	公民館	その他
文化会館	14	1	0	0	0	2
美術館		16	0	0	0	0
博物館			32	0	0	4
伝統工芸館				1	0	0
公民館					0	0
その他						15

(注) 各施設名のうち同一名は単独施設を示す

(出典) 筆者作成

(3) 各文化指標別考慮状況

文化指標の文化施設整備過程における考慮(重要視)状況をみると、平均点数が1点以上で指標が整備過程においてかなり重要視または考慮されているのは、「予算」、「職員」、「補助金」や「条例」の有無または「既存施設の整備状況」、「施設へのアクセス」、「予想される利用者数」や現に「文化施設を利用している人たちの動向」である。

一方、0.1点以下でほとんど影響のないまたは考慮されていない指標は、労働関係や文化産業関係の指標である。特に「居住面積」はわずか1件のみでありしかもその得点は低い。また、「文化財補助金」「公有化助成額」の点数が他の指標点数に比較し極めて高いのは、補助金の大きい機能である奨励活動機能を当該補助金が果たしているともいえるが、都道府県においては国からの補助金行政に縛られているとも受け取れる。今後「地方分権」が進展し従来の補助金が廃止乃至は大幅に減額された場合、文化施設の整備が従来通り進捗するか予断を許さないだろう。また、文化財保護条例の有無も大きい機能を果たしており指標の内容の資金、制度特に行政内部資源(指標)がかなり機能している。

また、利用者数や観光客数は行政側で意図的に増減させることは不可能に近く、いわば行政外部・独立型指標であるがこれらも資金(補助金)、制度(条例)に劣らず得点は高く資源として大きく考慮されている指標である。

一方、「教育」関係指標は「学校開放件数」が1.79点と高いものの他の指標は余り高くない。「芸術」関係では、「芸術団体数」「舞台公演数」がそれぞれ0.72点、0.42点とやや高く「美術展開催数」の0.92点と合わせると、他の指標に比較して高い。

「地価」も行政側がコントロール出来ない資源であるが、その考慮度は高く資金の多寡に直接影響するからであろう。ただし、調査対象施設にかなり博物館が含まれ(全体の約38%)、それらが文化財を中心に展示・保存していることを考えると、博物館整備過程での文化指標考慮度が大きく全体に反映している可能性があり、従って文化財関連指標の得点が高くなったともいえる。

表6-2-2 各文化指標別考慮点数

文化指標名	平均	標準偏差	最低	最高	件数
予算	2.58	0.78	0	3	77
職員数	2.35	0.94	0	3	77
文化財補助金額	2.47	0.92	0	3	45
公有化助成額	2.20	1.06	0	3	45
文化財保護条例	1.89	1.07	0	3	45
学校開放件数	1.86	1.13	0	3	44
アクセス	1.77	1.27	0	3	43
博物館数	1.76	1.28	0	3	42
美術館数	1.42	1.28	0	3	43
観光客数	1.41	1.21	0	3	44
博物館利用者数	1.38	1.34	0	3	42
文化会館数	1.34	1.16	0	3	44
美術館利用者数	1.33	1.25	0	3	43
文化会館利用者	1.25	1.20	0	3	44
生涯学習時間	1.22	1.13	0	3	45
地価	1.14	1.30	0	3	43
自由時間数	1.09	1.10	0	3	45
美術展開催数	1.02	1.00	0	3	42
興業売上高	0.07	0.46	0	3	42
著述業事業所数	0.07	0.46	0	3	42
著述業売上高	0.07	0.46	0	3	42
インゲル係数	0.07	0.26	0	1	42
コート購入額	0.05	0.22	0	1	42
賃金指数	0.05	0.31	0	2	42
芸術家所得	0.05	0.22	0	1	42
失業率	0.05	0.22	0	1	42
有効求人倍率	0.05	0.22	0	1	42
純貯蓄残高	0.05	0.22	0	1	42
飲食店販売額	0.02	0.15	0	1	42
ビヲ等所有率	0.02	0.15	0	1	42
居住面積	0.02	0.16	0	1	41
ｽﾀｲﾙ所有率	0.00	0.00	0	0	42

(注) 1. 平均の1点以上, 0.1点以下を示した

2. 文化指標名の前に付されている記号は, 表5に示した大項に付されている記号と同一であり, 含まれる大項目名を示す

(出典) 筆者作成

(4) 文化施設別文化指標考慮状況

前項では, 文化施設の機能にこだわらず調査対象すべての文化施設全体への文化指標の考慮度を分析したが次に, 文化施設機能別の考慮度を分析した。

表6-2-4 文化会館における考慮点数

文化指標名	指標平均	標準偏差
文化会館数	2.87	0.35
文化会館利用者数	2.87	0.35
予算	2.50	0.63
人口	2.27	0.80
職員数	2.13	1.02
舞台公演数	2.13	1.06
芸術団体数	2.07	1.03
文化振興外郭団体数	1.67	1.18
文化事業数	1.67	1.23
公有化助成額	0.00	0.00
著述業事業所数	0.00	0.00
著述業売上高	0.00	0.00
居住面積	0.00	0.00
住宅取得価格	0.00	0.00
下水道普及率	0.00	0.00

(出典) 筆者作成

文化会館では, 上位に来るのが「文化会館数」や「予想される利用者数」等の整備のために直接影響のある指標であるが, 「文化事業数」「芸術団体数」も高い得点を示しており, 文化会館が箱物のみならず利用形態が他の文化施設以上に大きい役割を持つので, その利用者や鑑賞者の動向関連指標の得点が高い。さらに, 「職員数」が上位に来ており, 文化会館整備にはスタッフの問題が避けて通れないことを示している。

一方, 文化施設全体では高い得点を得ていた「公有化助成額」は0点であるなど, 文化会館整備のために利用する指標の特徴がよく現れている。

次に美術館における文化指標考慮度をみると, 上位に来るのが「美術館数」「利用者数」「アクセス」等の立地のための直接影響指標であることは, 文化会館の場合と相違ない。しかし, 美術館も博物館と同じように文化財を多く収集・展示しているので, 「文化財補助金額」「公有化助成額」の指標の考慮度が大きい。また, 考慮度が0点, すなわち整備に影響のない指標は文化会館とほぼ同じである。

表6-2-5 美術館における考慮度

文化指標名	指標平均	標準偏差
美術館数	2.62	0.72
文化財補助金額	2.47	0.92
予算	2.47	0.92
美術館利用者数	2.44	0.96
アクセス	2.21	1.12
人口	2.19	0.83
博物館数	2.07	1.16
美術展開催数	2.00	1.00
文化財保護条例	1.80	1.21
博物館利用者数	1.53	1.41
著述業事業所数	0.00	0.00
著述業売上高	0.00	0.00
個人教授所売上高	0.00	0.00
個人教授所数	0.00	0.00
飲食店販売額	0.00	0.00
賃金指数	0.00	0.00
ピアノ等所有率	0.00	0.00
ステレオ等所有率	0.00	0.00
居住面積	0.00	0.00
住宅所得価格	0.00	0.00

(出典) 筆者作成

続いて、博物館について分析した。

文化会館や美術館に比べ、トップは「予算」指標である。「人口」「アクセス」等の指標の傾向は、美術館と似ており、また「利用者数」「施設数」指標は、文化会館同じで文化施設共通の考慮指標である。また、0点も著述業関係指標やアメニティ指標であることも同様である。博物館のみ「予算」指標がトップに現れるのは博物館整備にかなり経費がかかることの現れといえよう。しかし、得点は2.5点前後で指標順位の相違いほど違いがあるわけではない。建設・土地取得経費は他の文化施設と比べ格段に必要とは思えないが、博物館特有の所蔵品の収集等経費が関係するのかもしれない。

表6-2-6 博物館における指標考慮度

文化指標名	指標平均	標準偏差
予算	2.59	0.87
博物館数	2.50	0.78
公有化助成額	2.38	0.94
博物館利用者数	2.23	1.04
文化財件数	1.87	1.36
観光客数	1.87	1.10
面積	1.78	1.21
アクセス	1.72	1.30
文化財保護条例	1.63	1.30
人口	1.61	1.05
文化財公開件数	1.53	1.38
レコード購入額	0.00	0.00
著述業事業所数	0.00	0.00
著述業売上高	0.00	0.00
個人教授所売上	0.00	0.00
賃金指数	0.00	0.00
芸術家所得	0.00	0.00
ピアノ等所有率	0.00	0.00
ステレオ所有率	0.00	0.00

(出典) 筆者作成

(5) 地域別文化指標考慮状況の相違

県によって、当然政策決定過程は相違すると思われるが一方で、現在のように地方自治法でかなりの程度都道府県の所掌事務を規定していると、都道府県による意思決定過程に相違がなくなることも予想できる。都道府県は国と異なり知事を行政の頂点としていわば大統領制に似た行政システムをとっている。そのため、議会と知事とはある行政課題の解決に向けて対立あるいは利害の不一致が存在することもあり、また行政内部において知事はかなりの権力を及ぼす。

1970年代に大都市部やその周辺の県において「環境政策」「福祉政策」の充実が叫ばれると同時に、文化行政にも積極的に取り組もうという動きがあった。それらの県では、知事を中心に「行政に文化を」「文化に行政を」を合い言葉に文化振興が図られ、多くの文化施設や芸術団体への公的助成の制度が整備され始めた⁶³⁾。それらの動きは数県の大都市部県から周辺の県へと広がった。従って、それらいわゆる「文化先進県」とそうでない取り組みが遅れた県により、文化施設整備過程での文化指標の考慮度は相違することが予

想される。

以上の仮定の下、次に調査対象県を2グループに分け文化政策の中心課題である文化施設整備意思決定過程への文化指標（資源）の考慮度（考慮度）を分析した。

表6-2-7 文化行政の姿勢の相違別文化指標考慮度
（文化会館）

文化指標名	平均	文化指標名	平均
文化会館数	2.86	芸術団体数	2.33
文化会館利用者数	2.86	芸術振興外郭団体数	2.17
予算	2.75	予算	2.00
人口	2.43	人口	2.00
職員数	2.38	職員数	1.67
地方交付税	2.13	文化振興計画の有無	1.50
面積	2.00	自由時間数	1.17

（注）1. 考慮度上位7番目までの文化指標を示した
2. 左欄は「文化行政先進県」で、右欄は他県を示す
（出典）筆者作成

表6-2-7に「文化行政先進県（東京都、埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で、その定義の仕方については、第3章第2節を参照）」とそうでない県別文化会館整備過程における文化指標の考慮度を示した。2グループで文化指標の考慮度のうち上位に位置する指標がかなり相違している。前者は「文化会館数」「同利用者数」「予算」といった通常文化会館を整備するに当たって考慮するような指標であるが、後者にはトップに「文化団体数」「芸術振興外郭団体数」等の文化会館を利用する芸術家関連指標や運営団体、芸術家助成団体をより上位に評価している。勿論「予算」「補助金」「職員数」等の資金・制度的な指標も挙がってはいるが、それよりも利用者たる芸術家（芸術団体）の動向が上位になっている。

これは大都市部県から始まった「行政の文化化」が文化会館のソフト面を重視したことにもよるものと思われる。

表6-2-8 文化姿勢相違別文化指標考慮度
（美術館・博物館）

文化指標名	平均	文化指標名	平均
博物館数	2.42	博物館数	2.25
同利用者数	2.08	予算	2.19
アクセス	1.93	職員数	2.19
美術館数	1.88	アクセス	2.00
観光客数	1.86	博物館利用者数	1.87
美術館利用者数	1.81	面積	1.62
地価	1.30	観光客数	1.56

（注）表6-1-7と同じ
（出典）筆者作成

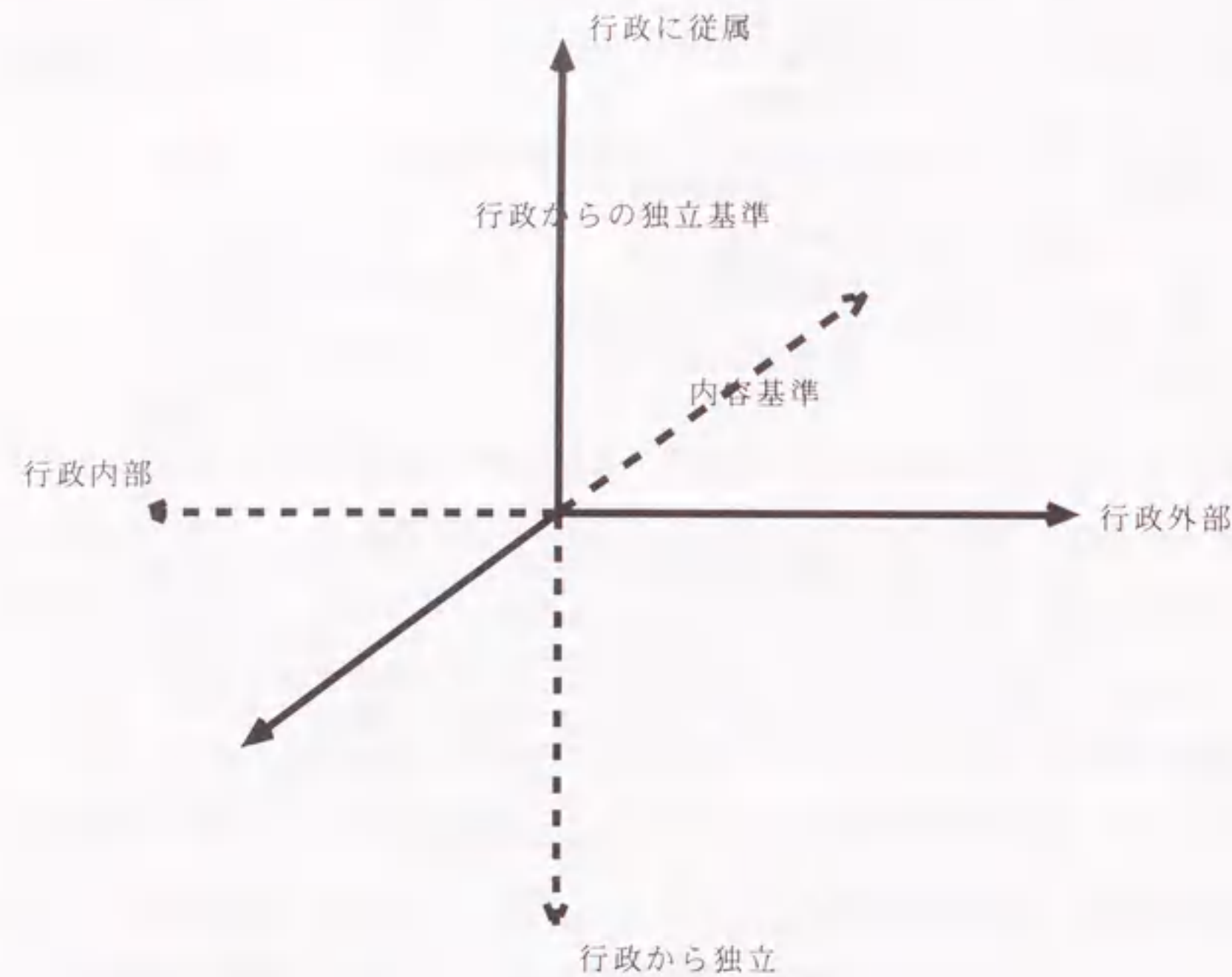
表6-2-8には、文化会館と同様に美術館・博物館の各施設整備過程における文化指標の考慮度上位7位まで示した。この右欄（いわゆる「文化先進県」）、左欄（その他の県）を比較すると両欄の相違は文化会館程際だっていない。すなわち、美術館・博物館は文化会館のように、完成後の会館としての機能が運営方法や運営者により相違することは少なく、建物と展示物の収集が完成すれば運営方法が類型化出来るためと思われる。

以上のことより、同じ文化施設の整備においてもその施設の性格により整備過程における文化指標の考慮度（考慮度）が異なるといえよう。逆に述べるなら、展示品もハードとするならハードにやや偏っている美術館・博物館の方が、ソフト事業で機能が決定する文化会館に比べ整備過程が類型化できるので、設置者側（行政側）が整備しやすいともいえる。

（6）各文化指標内容別分析

各文化指標は110項目挙げ調査を行ったが、それら指標はその内容・性格により大きくまとめた。第2節1で分析したように文化指標はその存在場所により行政の内外、内容により資金、人力、制度、情報に、性格により行政従属的か独立的かに分類できる。もちろん行政内部的指標は行政従属的な場合が多いなどそれらの分類基準は互いに密接しているが、そのような基準で各指標別にそれらの考慮度を分析する。

図6-2-1 文化指標の内容等別分類



(出典) 筆者作成

例えば基本的指標のうち「人口」は行政外部，行政独立で人力に分類できる。同様に「予算」は行政内部，行政従属，資金に，「補助金」は行政外部，行政独立，資金といった具合である。文化関連産業指標では「映画事業所数」は行政外部，行政独立，情報に，文化財保護指標の「文化財件数」は行政外部，行政独立，情報であるが，同じ指標分類の「埋文発掘件数」は行政内部，行政従属，制度である。このように，同じ分類に含まれる文化指標でもその内容・性格により相当相違する。また必ずしも明確に分類出来ずその程度による場合も多い。例として「文化会館利用者数」をみると，文化会館設置者・運営者により公演内容を選択することにより，利用者を増加し得るので，行政従属的ではあるが鑑賞者が多いと予想される公演でも予想の外れる場合も多く，その点では行政独立的ともいえよう。

そこで，各指標を大きく内容・性格別に大きく分類し，分類別の考慮度を分析した。大分類項目別にみると，「基本的事項」の1.35点から「労働」の0.01点まで考

慮度にかなり幅がある。特に「基本的事項」「組織」「余暇」「文化施設」「芸術関係」「文化財保護」は0.5点以上と高い反面，「教育」「国際交流」「媒体」「所得」「文化関連産業」「労働」はかなり低い。「教育」「国際交流」「文化関連産業」は文化施設整備にかなり関連ある指標と類推していたが，むしろ指標の性格上行政外部に存在ししかも文化行政とは独立的指数であるので，政策決定過程に考慮するとは行政側が考えないし，また利用(考慮)できないと考えたのだろう。その中間に位置する指標として，「文化事業」「アメニティ環境」「地域社会」「情報ネットワーク」「メセナ」がある。これらの指標は行政側からの距離が遠からず近からずであり，場合によっては行政が考慮できる指標(資源)である。特に「メセナ」は活用次第ではかなり活用度高くなる指標であり，アメリカ型の民間非営利団体の活動場所が確保出来たり，また寄附金制度が十分に整うと今後行政側としても活用が期待される分野である。

表6-2-9 文化指標大項目別考慮度

文化指標名	平均	標準偏差	最低	最高	件数
基本的事項	1.35	0.58	0.00	2.63	73
組織	1.19	0.62	0.00	3.00	74
余暇	0.97	0.77	0.00	2.75	72
文化施設	0.89	0.63	0.00	2.43	72
芸術関係	0.86	0.88	0.00	3.00	74
文化財保護	0.69	0.89	0.00	3.00	72
文化事業	0.49	0.55	0.00	2.22	72
アメニティ環境	0.49	0.50	0.00	1.75	72
地域社会	0.45	0.67	0.00	2.75	73
情報ネットワーク	0.35	0.67	0.00	2.25	73
メセナ	0.33	0.63	0.00	2.60	73
教育	0.27	0.48	0.00	2.25	73
国際交流	0.20	0.44	0.00	2.00	73
媒体	0.16	0.44	0.00	2.40	73
所得	0.12	0.29	0.00	1.63	73
文化関連産業	0.11	0.28	0.00	1.62	73
労働	0.10	0.34	0.00	2.38	73

(注) 各文化指標を大分類し，それらの貢献度を合計し平均した
(出典) 筆者作成

(7) 文化指標の性格別比較

ここでは，(6)で分類した大項目の文化指標の性格・内容等に応じたより詳細な分析を行う。ここでの手法は次の通りである。各文化指標はこの調査により，文化施設整備過

程において、行政側がいかん利用しているか、逆にいうといかん考慮しているかが数量化可能である。そこで、各指標を、内容・性格等で①行政側からの位置基準、②行政側との独立あるいは従属基準、③存在場所基準の3基準で分類し、各指標別の考慮度を分析する。

表6-2-10 文化指標の性格分類

文化指標大項目	因子1	因子2	因子3
基本的事項	0.14421	0.78857	-0.00417
組織	0.01833	0.78463	0.39276
文化事業	0.25517	0.66896	0.34659
国際交流	0.28161	0.22975	0.58376
教育	0.50857	0.46965	0.03542
芸術関係	0.22646	0.45996	0.66884
文化財保護	0.07496	0.10913	-0.76190
媒体	0.52521	0.15282	0.05250
文化施設	0.63637	0.54897	0.10493
情報ネットワーク	0.52176	0.42887	0.31257
文化関連事業	0.74735	0.17501	0.39537
労働	0.84863	0.02468	0.12704
余暇	0.61275	0.36590	-0.10016
所得	0.86526	0.09129	0.05413
アメニティ環境	0.33078	0.47107	-0.25441
地域社会	0.60037	0.40153	0.04275
メセナ	0.60124	0.10710	0.45708

(出典) 筆者作成

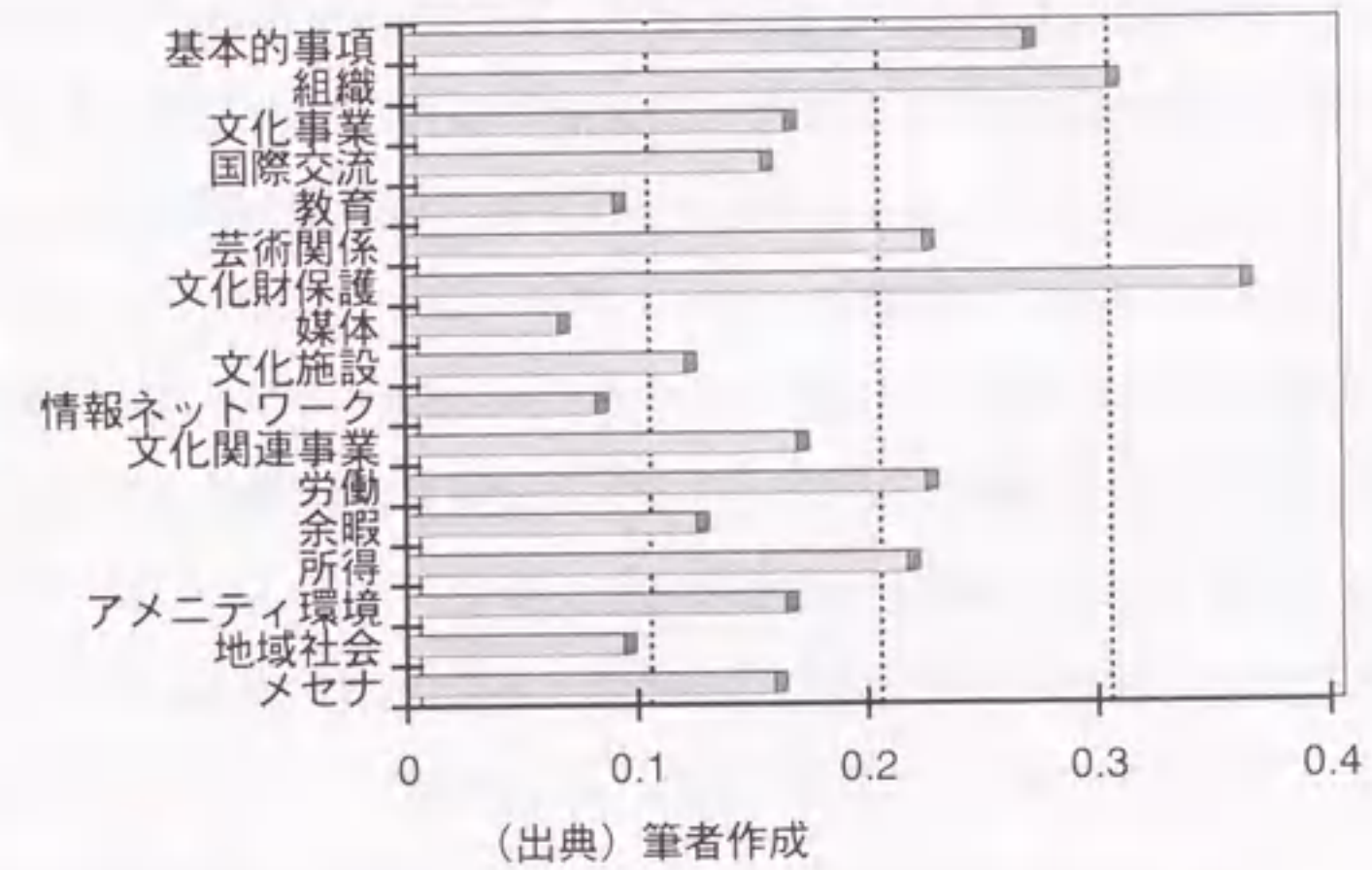
因子分析により各文化指標の大項目は表6-2-10の通りとなった。この表に表されている各種因子は3項目であり、これらが先の基準をある一定の割合で含んでいると考え、まず因子1の負荷量は「教育」「媒体」「文化施設」「情報ネットワーク」「文化関連事業」「余暇」「所得」「地域社会」「メセナ」が高く、「基本的事項」「組織」がかなり低い。従って、行政との距離はかなり遠い性格をもつ因子であり自由な特徴をもつ。

次に因子2だが、負荷量は「基本的事項」「組織」「文化事業」が高く、「所得」「メセナ」が低い。以上から行政側に近いと思われる因子である。因子1の負荷量が高い「文化施設」「教育」においても因子2の負荷量が高いが、これらの指標は行政側と市民との双方に深く関連している指標なので、双方の因子の負荷量が高くなったのだろう。因子3の負荷量であるが、「国際交流」「芸術関係」が高く「文化財保護」「アメニティ環境」はマイナスである。また因子1、因子2に比較し各指標間で負荷量がかなり散らばっている。

従って、「資金」「制度」「人力」「情報」といった内容的基準ともいえよう。

従って、概ね因子1、因子2は指標の行政側からの位置関係に、因子3は内容基準に当たると推定できる。

図6-2-2 各文化指標別因子得点



(出典) 筆者作成

図6-2-2に各因子負荷量と因子係数との積による因子得点を示した。これは、各大項目文化指標が文化施設整備過程においてどのように考慮されているか改めて因子の基準(先の基準で再評価した)で再評価したものである。これによると、「文化財保護」「組織」「基本的事項」「芸術関係」は高くなっているものの、「地域社会」「媒体」「情報ネットワーク」は低い。また「国際交流」「教育」「所得」「労働」「文化施設」は中間の得点である。対象施設が美術館・博物館が多いので、「文化財保護」の指標が比較的高い得点を得ていると思われる。

(8) 結果の概要

各文化指標別考慮度の状況では、文化指標の文化施設整備過程における考慮状況をみると、かなり重要視されている指標は、「予算」「職員」「補助金」や「条例の有無」または「既存施設の整備状況」「施設へのアクセス」「予想される利用者数や現に文化施設を利用している人たちの動向」である。影響のない指標は、労働関係や文化産業関係の指標である。

文化施設別文化指標考慮度の状況をみると、文化会館では、上位に来るのが「文化会館数」や「予想される利用者数」等の整備のために直接影響のある指標であるが、「文化事

業数」「芸術団体数」も高い得点を示しており、文化会館は、箱物としての性格のみならず利用形態が他の文化施設以上に大きい役割を持つので、その利用者や鑑賞者の動向関連指標の得点が高い。さらに、「職員数」が上位に来ており、文化会館整備にはスタッフの問題が避けて通れないことを示している。

次に美術館における文化指標考慮度をみると、上位に来るのが「美術館数」「利用者数」「アクセス」等の立地のための指標であることは、文化会館の場合と違いがない。しかし、文化会館と相違して、美術館は博物館と同じように文化財を多く収集・展示しているので、「文化財補助金額」「公有化助成額」の指標の影響が大きい。

博物館では、文化会館や美術館に比べ、指標の考慮度のトップは「予算」指標である。「人口」「アクセス」等の指標は美術館と似ており、また「利用者数」「施設数」指標は、文化会館と同じで文化施設共通の影響を与える指標である。

各指標は110項目であったが、それら指標はその内容・性格により大分類できるので、文化指標の大分類別考慮度を分析した。考慮度最高の「基本的事項」から最低の「労働」までかなり幅がある。特に「基本的事項」「組織」「余暇」「文化施設」「芸術関係」「文化財保護」は高い反面、「教育」「国際交流」「媒体」「所得」「文化関連産業」「労働」はかなり低い。「教育」「国際交流」「文化関連産業」は文化施設整備にかなり関連ある指標と予想していたが、むしろ指標の性格上行政外部に存在し、しかも文化行政とは独立的指数であるので、政策決定過程に貢献すると行政側が考えまた考慮することはできない指標と考えたのだろう。その中間に位置する指標として、「文化事業」「アメニティ環境」「地域社会」「情報ネットワーク」「メセナ」がある。これらの指標は行政からの距離は遠からず近からずの中間に位置し、場合によっては行政が考慮できる指標である。特に「メセナ」は活用次第ではかなり考慮程度が高くなる指標であり、アメリカ型の民間非営利団体の活動場所が確保できたり、また寄附金制度が十分に整うと今後行政側としても活用が期待される分野である。

第3節 今後の課題

文化施設の整備過程における考慮される文化指標について、都道府県を対象として分析してきた。一方において文化会館を始めとする文化施設は設置者が都道府県よりも市町村が多いのも実態である。また、ここ10年間をみても、前者より後者設置の施設が拡充されてきており、本調査から抜け落ちている後者設置の施設も今後分析の対象とすべきと考える。都道府県と市町村では、行政組織に基本的相違があるわけではなく（地方自治法によると両者は組織についてはほとんど相違はない）、権限と対象区域が前者は広く後者はより住民密接型になっているが、さらに文化行政に限定すると行政内容が首長の事務裁量行為的であり、地方自治体の性格からくる相違より、首長の考え方による相違が大きい。したがって、都道府県と市町村において文化行政の政策形成過程に大きい相違はないと思えるが、調査対象を多く取れること、また都道府県以上に市町村の首長は政治姿勢が多様化していることを考えると、首長の考え方が文化行政を進める上でいかに反映してくるか、文化施設整備における各種指標に対応する考慮の程度を定量的に測定することが出来ると思える。

さらに、調査対象を多く取ることにより、住民へのアカウントビリティがあまり提言されてこなかった高度経済成長時代と現在とでは、行政における意志決定過程において、考慮されるべき指標が当然相違することが予想される。そのため、文化会館を整備し始めた時期による文化指標の考慮度の相違をより詳細に分析できる。

また、本調査の弱点として、行政担当者に記入を依頼し特に過去のことについては記憶に頼っている部分も存在することにより、担当者により書き方が偏倚することも考えられ、定量的といっても定性的にならざるを得ない部分もあり、幾分正確度に欠ける部分があることも今後の課題として残される。

... (faint text) ...

第7章 文化施設の整備

... (faint text) ...

第1節 研究の目的と方法

1. 研究の目的

音楽堂、劇場、展示場等の機能を有する文化施設は、地域住民に対して、音楽、演劇、美術等の鑑賞の機会と文化活動の発表の場を提供している。これまで、文化施設の中でも文化会館については、多目的性や事業内容について、様々な評価が行われてきた。

本章では、それら施設の地域文化活動に果たしている機能や事業内容について、客観的に概観するため、文化会館を中心に美術館も分析対象に加えて現状を分析する。

2. 研究の方法

文化施設を概観する場合に、その機能及び事業内容を調査する必要がある。機能には、施設面及び人的なスタッフが含まれるが、事業内容については、演劇団体等が演出するいわゆる「出し物」といわれる公演と住民等の活動がある。美術館については、ほとんどが芸術作品鑑賞活動である。その状況を調査するためには、①各種文化施設に対し、機能をや活動内容について、アンケート調査を行う、②国・地方自治体等の調査を利用する、の2方策がある。もちろん、②の調査もアンケート調査を基に国等が発表しているわけであるが、分析者の求めるデータが利用できるかどうか不明なところがある。一方、①では、文化施設の大半は公立であるから、国等からの調査は文化施設側では協力的だが、個人のアンケート調査では回収率が低下するおそれがある。そこで、本章では、その資料の正確性及び分析したい内容から、②のデータを主に利用して分析する。そのデータで不十分な場合には、他研究者等の資料を利用する。

②の資料として、経年的な評価に耐えうるのは、文部省社会教育調査が唯一である。この調査においても、文化施設については、1980年度以前は社会教育施設の一環として、施設数程度の調査内容であり、この場合には文化庁の行政資料を使用せざるをえない。統計的な連続性が保てないので、本章では社会教育調査が文化施設について調査を行い始めた調査年以降の分析にしている。歴史的な経緯については、守屋秀夫『全国舞台芸術施設調査』1993を、またそのほか文化庁委託調査も併せて利用した。

以上のデータを統計的に加工し分析を行う。

第2節 文化会館の戦後の歴史

1. 文化会館のはじめ

(1) 劇場・ホールとしてみた文化会館の戦後の史的展開

「文化会館」という名称は、我が国の建築が始まった当初にはなかった概念である。むしろ、佐藤武雄『公会堂建築』によると、各種行事や講演会、演説を目的とする「公会堂」が現在の文化会館に繋がっているという。本格的公会堂は、大阪中央公会堂が最初で、岸本栄之助が寄付したものである。これは、戦前の寄付の典型の一つで、建物を地方自治体に寄付し、その運営は自治体に任せる形態である。同様なものに大阪府立図書館がある。設計はコンペ方式で当時早大教授の岡田新一郎が行っている。開館は、1918年11月で最近まで(財)大阪市教育振興公社が運営を行っており、1710席を持つプロセニアム形式の大ホールにみを有する施設であった。

表7-2-1 戦前の主なホール

名称	設置者	開館年	用途	席数
鳳凰座	鳳凰座村芝居保存会	1884	和風劇場	840
白雲座	白山神社	1890	和風劇場	600
康楽館	小坂町	1910	和風劇場	610
八千代座	山鹿市	1910	和風劇場	700
三越劇場(大阪)	三越	1917	多目的	400
大阪中央公会堂	大阪市教委	1918	多目的	1710
日比谷公園大音楽堂	東京都	1923	音楽	3110
宇部翁記念館	宇部市	1923	多目的	1450
三越劇場	三越	1927	和風劇場	540
鹿児島市中央公民館	鹿児島市	1927	多目的	740
神戸文化ホール	神戸市	1935	多目的	510
富山電気ビルホール	富山電気ビル	1936	多目的	500
弥生会館	弥生会館	1936	多目的	960
新潟市公会堂	新潟市	1938	多目的	610

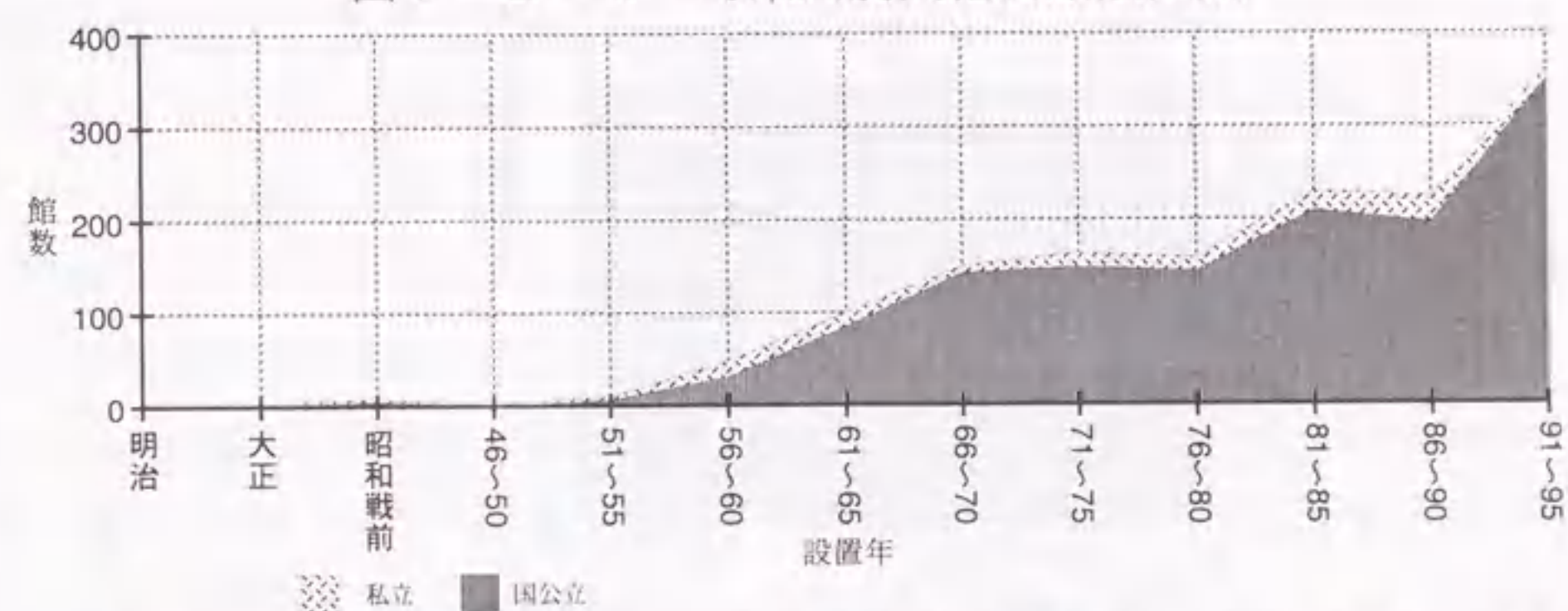
(注) 歌舞伎、能専用劇場は除く。

(出典) 守屋秀夫「全国舞台芸術施設調査」93に基づき筆者作成

表7-2-1に示すとおり戦前の文化会館は、用途として、講堂的使用が主要目的であった。従って、ホールもできるだけ大きくかつ収容人員に比して小さいのが特徴である。ところが、戦後に至り特に1970年代の地域における文化振興の観点から、文化会館が設置され始めると、その利用形態も大きく変化し始めた。それは、文化会館の利用形態の

変化に対応するものであったが、文化会館を建築するものにとっては利用目的が多様、多様に沿うように設計せざるを得なかったため、勢い全ての形態をもつ無目的ともいえる文化会館を建築せざるをえなかった。

図7-2-1 時系列別文化会館設置数



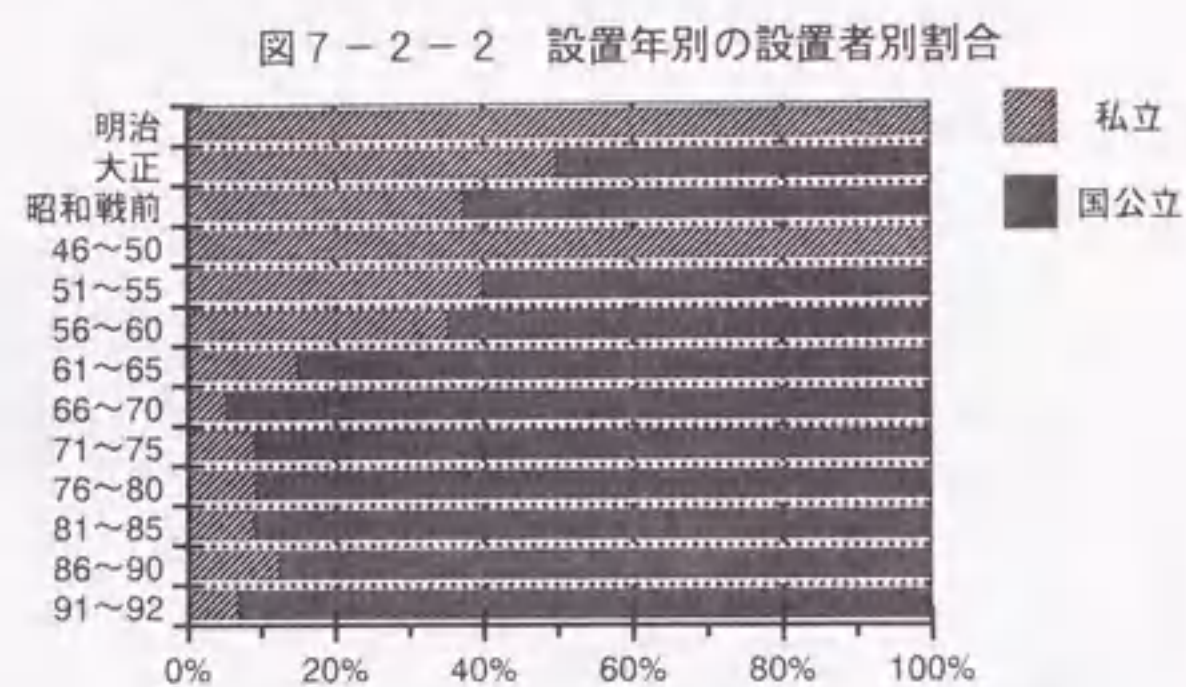
(出典) 守屋秀夫「全国舞台芸術施設調査」93及び文化庁「文化活動拠点形成を目指して」2000等に基づき筆者作成

その中でも、専門ホールとして機能しているのは、伝統芸能を演ずる劇場である能楽堂や歌舞伎座を別にすれば、1947年に開場した「三越劇場」等に過ぎない。文化会館の設置年度別開館数は、入手できるデータによりまちまちなので、一応現存する文化会館の年次別開館数を図7-2-1に示す。当然30年以上経てきた老朽化した開館は立て替えが行われていようから、昭和の始めから戦後20年代はこのグラフ以上の開館があったと思われるが、一応の目安にはなろう。図7-2-1をみると、1961年から著しい増加がみられ、1971年までは凹凸はあるものの全国で毎年50館から70館程度は開館していたことがわかる。これは、現在の文化会館数の3%から4%位である。そして、1984年から85年にピークに達した後、次第に減少していく。ちょうど、バブル経済が崩壊し、税収入が落ち込んだ時期と一致している。その後は、バブル期に計画した文化会館が現在続々と開館している⁶⁴⁾。

(2) 文化会館の設置・運営者の推移

文化会館の設置者・運営者は、寄付された一部の文化会館は別としても、戦後の公民館を嚆矢とする地方自治体によるいわゆる箱物としての文化会館が設置されるまで、戦前は地方自治体はその当事者ではなく、むしろ営利企業であり、興業団体であった。「地方の文化」、「行政の文化化」といった流れの中で、「箱物」文化会館が次第に地方自治体によ

り建設され始められたのは事実であるが、そういった全国的な流れより20年以上前の1955年代から増加しているのは、1954年に地方交付税制度が整備され基準財政需要といった概念が導入され、税収入が比較的低い自治体でも全国平均並にはハードが整備できる環境が整ったことが大きい。



(出典) 守屋等「全国舞台芸術施設調査」93等に基づき筆者作成

特に、戦前から戦後10年位にかけては、設置者が私企業が多いわけであるから、観客動員が期待できるところとして、また地方自治体が住民サービスとして、文化会館を設置出来たのは、富裕団体や住民からの文化享受の要望が多かった大都市部に限定されていた。しかし、交付税制度により、全国一律にいわばシビルミニマムとしてのハード整備が行われた結果、当初は道路・港湾・河川・下水道といったインフラ整備が行われたものの、次第に文化関連公共事業も増加していった。その結果として、1960年代の爆発的文化会館の設置に繋がってくる。

その設置数を地域別に分けてみると、東京都は最初1950年代中頃から増加し始めている反面、四国・九州地方は、1960年代中頃からの増加が大きい。このことは、地方においては、まず差し迫った生活環境整備が行われ、それが一段落した後で、文化環境整備が行われたことを意味しよう。

(3) 施設・設備面からの文化会館の歴史

ここで、施設・設備面から、文化会館の歴史を振り返ってみよう。

一般的には、ホールは舞台を正面に据える「プロセニウム」形式と舞台を囲むように観客席を配置する「オープン」形式があるが、我が国では、歌舞伎劇場の流れを汲み、間口が10間以上あるにもかかわらず、高さが24尺(約7メートル)前後、奥行きが6、7間(約10メートル)のプロセニウム形式が中心として建築されている。同じプロセニウム形式でも、ヨーロッパ式のプロセニウム形式劇場は縦に長い大きな箱であって、奥行き

40メートル、高さは30メートルにも及ぶ。さて、劇場はギリシアのポリスにあった円形劇場を嚆矢とするが、その後大きく2の流れに分かれた。特に、16世紀から17世紀にかけて、オペラが演じられるミラノ・スカラ座に至る形式(プロセニウム)とシェークスピア劇が演じられた円形バルコニーを持ち、平土間に固定舞台を設置したシェークスピア劇場に至るオープン形式とである。

先にも述べたように、我が国では歌舞伎劇場の影響と伝統、さらに講演会が使用目的の大半であったこともあって、プロセニウム形式が主流であったが、次第に公演種目に沿うように特化した専用ホールが設置され始める。大阪の「フェスティバルホール(音楽専用、2800席、朝日ビルディング設置、1958年開館)」、「大谷ホール(音楽専用、800席、(財)大谷婦人会設置、1961年開館)」、東京の「ヤマハホール(音楽専用、500席、ヤマハ設置、1953年開館)」、「俳優座劇場(演劇専用、300席、俳優座設置、1954年開館)」等、多くは専用ホールでも私企業が設置している。公的文化会館で、本格的専用ホールを持つ文化会館は1954年に開館した前川国男が設計した「神奈川県立音楽堂」である。清水は「この建物は当時としては、西洋音楽の上演にまとを絞った専用ホールの先駆的な事例である」と評価している⁶⁵⁾。その後「1960年代の終わり頃から1970年代初頭にかけて地方自治体による文化会館の第2次建設ブームが出現」⁶⁶⁾した。立木によると、それらのホールは2000席を超えるような巨大ホールであり、使い勝手等の関係から小ホールの付置が見られ、1970年代には、公立文化会館は大小ホールを有し、大ホールは多目的ホールであったという。その反省から、1980年代には、コンサート系の音楽専用ホールが建設され始めた。最近建築された文化会館は、戦前のように、「公会堂」といった名称が付けられることはほとんどない⁶⁷⁾。これは、文化会館の使用目的が、講演から公演へと変化していることと無縁ではない。

表7-2-2 文化会館の複合相手施設別館数(96)

複合の相手施設	公民館等	体育館等	他の公共施設	その他施設
公民館等	313	13	73	16
体育館等		8	2	2
他の公共施設			98	19
その他施設				130

(注)マトリックスの対角は、相手施設が単独を示す。

(出典) 文部省「社会教育調査」96年度に基づき筆者作成

さらに、地方自治体が主として設置している関係上、行政の効率化と多様な住民のニーズ

への対応とから多様な施設の複合化・統合化が行われ、図書館・公民館・美術館・博物館等の文化関連施設が併設され、一大文化総合センター的施設も設置され始められている。

文化に関する拠点を創造するといった積極的な施策の推進といった反面、住民の多様な行政需要と、一方では行政改革や税収入の低下による財政再建にも答えざるを得ない地方自治体の姿勢も反映されているとみるべきだろう。

2. 地方公共団体による設置の機運の高まりと国の支援

(1) 設置の進展とこれを取り巻く状況

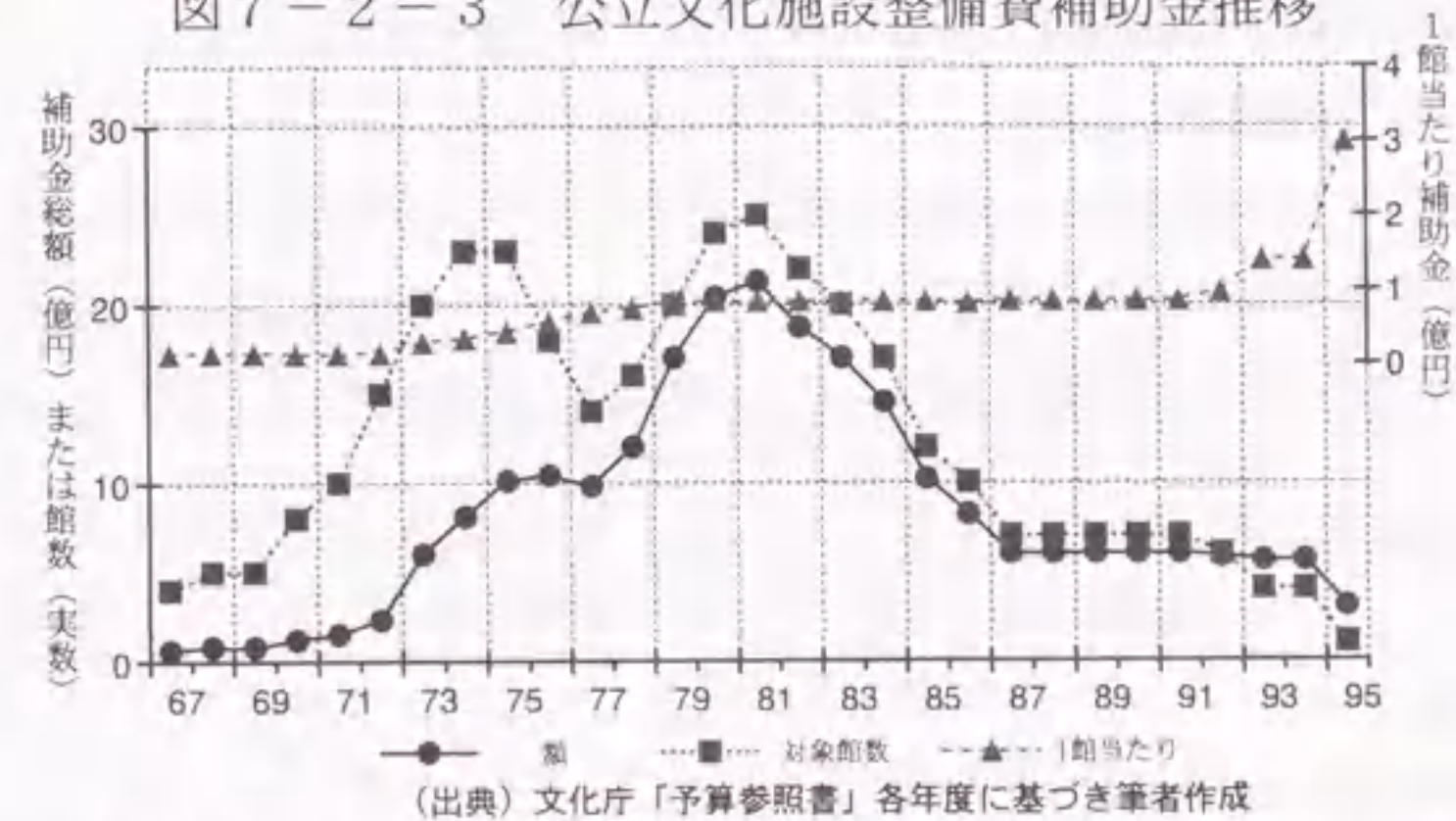
1で述べたように、1955年から60年にかけて、文化会館の設置の伸びは大きくなり始めた。これは、地方公共団体が住民ニーズを叶えるために、特に大都市部より設置された。設置者別の割合をみると、戦後直後の公立文化会館が全会館数の半分強から90%強までになるのは1970年代半ばであるが、その嚆矢は1950年代半ばに見いだされる。70年代半ばまでの約20年間で公立文化会館は全文化会館の90%強になり、その後現在までその割合は変化がない。この原因として、①大都市部住民からの文化欲求が高まり、そのニーズに地方公共団体が住民サービスの一環として答えたこと、②その建設の裏付けとなる財政措置（地方交付税制度による文化会館建設のための基準財政需要措置）が1954年に図られたり、また建設省・自治省・通産省等国によるハード予算措置（電源立地促進対策交付金、防衛施設周辺整備助成補助金、構造改善事業、町並み整備、地域総合整備事業）が、高度経済成長による税収入の伸びの裏付けによって講じられたことが挙げられよう。行政の文化化や地方文化の振興等の流れは1970年代後半であって、むしろハードがある程度整備された後のことであり、そのためハードの有効活用の方法がその流れの中で模索されることになる。

国としても、文化会館の設置の推進は地域の文化の振興といった視点や住民からの文化鑑賞や参加欲求に求めている地方自治体の動きを見ながら、全国的な視点でそれらを援助することが重要視されるようになってきた。地方公共団体に任せておくと、財政状況の豊かな地方公共団体ほど整備が進み、それは必ずしも住民のニーズとマッチしない状況が生じるからであった。すなわち、地域文化の振興を唱う際、伝統芸能等は過疎地域、財政状況の芳しくない地方公共団体の管轄地域に存在することも多く、また文化活動に答える受け皿作りが福祉行政と同じようにシビルミニマム的に考えられたので、文化活動の拠点となる文化会館の全国的整備の必要性が高まってきた。

(2) 質の高いホール設置への動き

国等行政レベルのみならず、公演団体である芸術文化団体からも、質の高いホールをもつ文化会館の全国的展開が求められたのである。ここに、利用者・鑑賞者である住民の欲求と公演団体との欲求が合わさり、それに答える形で国としても文化会館建設経費の一部定額補助制度を創設し1967年度より補助が開始された。

図7-2-3 公立文化施設整備費補助金推移



その補助金の推移は図7-2-3の通りである。原則として、都道府県、人口10万人以上の都市等が設置する文化施設で、ホール・展示場等の床面積が1500㎡以上かつ固定席が500席以上、練習場が3室程度有することを条件に、建設費の1/3以下の定額を補助する制度である。当初は、単独の補助制度として発足したが、行財政改革のため公民館等社会教育施設の補助制度と一本化され、社会教育施設等整備費補助金として1996年度に廃止されるまで存続した。1967年度から72年度にかけ1館あたり1.5千万円の補助額であったが、オイルショックによる建築費の高騰を経て、73年度から79年度にかけて毎年補助単価は上昇し8.5千万円となったが、ホールの高質化や専用化に伴う建築費の増加は、補助単価の伸びを上回った。そこで、文化庁としても92年度より、質の高いホールをもつ文化会館への補助制度と一般館へのそれとを区別し、前者は3億円としたが定額補助のため、建築費に占める補助金の割合は相対的に低下した。総務庁による1994年の調査によると補助金による10文化会館の平均建設費約51.1億円に対し、補助金平均1.1億円とその割合は2.1%に過ぎない。その割合も1%以下が2館(20%)あるなど、補助金の意味が希釈化されてきている。文化庁としても、既に1200館を超える館が全国で設置され、当初の目的である人口10万人に1館は既に整備されたとして、今後は館の有効活用を図る政策手段が必要との認識の下、1996年度で本

補助制度を廃止し、その資金を地域文化活動への補助としてハードからソフト支援に制度改革を行っている。

(3) 文化会館の運営者への研修

表7-2-3 公立文化会館人材養成研修

名称	対象者	内容	開始年度	開催期間	研修人数	予算(万円)
地方文化施設技術職員研修会	技術職員	照明、音響に必要な知識・技術等舞台技術の修得	1973	年1回(3日間)	約600人	134
芸術文化行政基礎講座	地方公共団体文化担当職員	地方公共団体の芸術文化行政・文化活動の知識交換と伝授	1977	年1回(4日間)	約1000人	131
全国公立文化施設アートマネジメント研修会	運営幹部等	アートマネジメント知識の伝授	1992	年1回(3日間)	約400人	1219
芸術文化指導者地方派遣	芸術文化専門家	県主催の研修会での指導	1983	1カ所当たり2日		338

(注) 予算額は、1996年度。

(出典) 文化庁「文化施設研修要項」等に基づき筆者作成

公立文化施設整備費補助制度に比べ、館運営を行う人材養成への支援は、1973年度の「公立文化施設技術職員研修会」が最初で、1977年度から「芸術文化行政基礎講座」、1992年度から「全国公立文化施設アートマネジメント研修会」が毎年行われている。さらに、専門家を地域に派遣し文化行政担当者の研修を行う「芸術文化指導者地方派遣制度」も1988年度より始まっている。

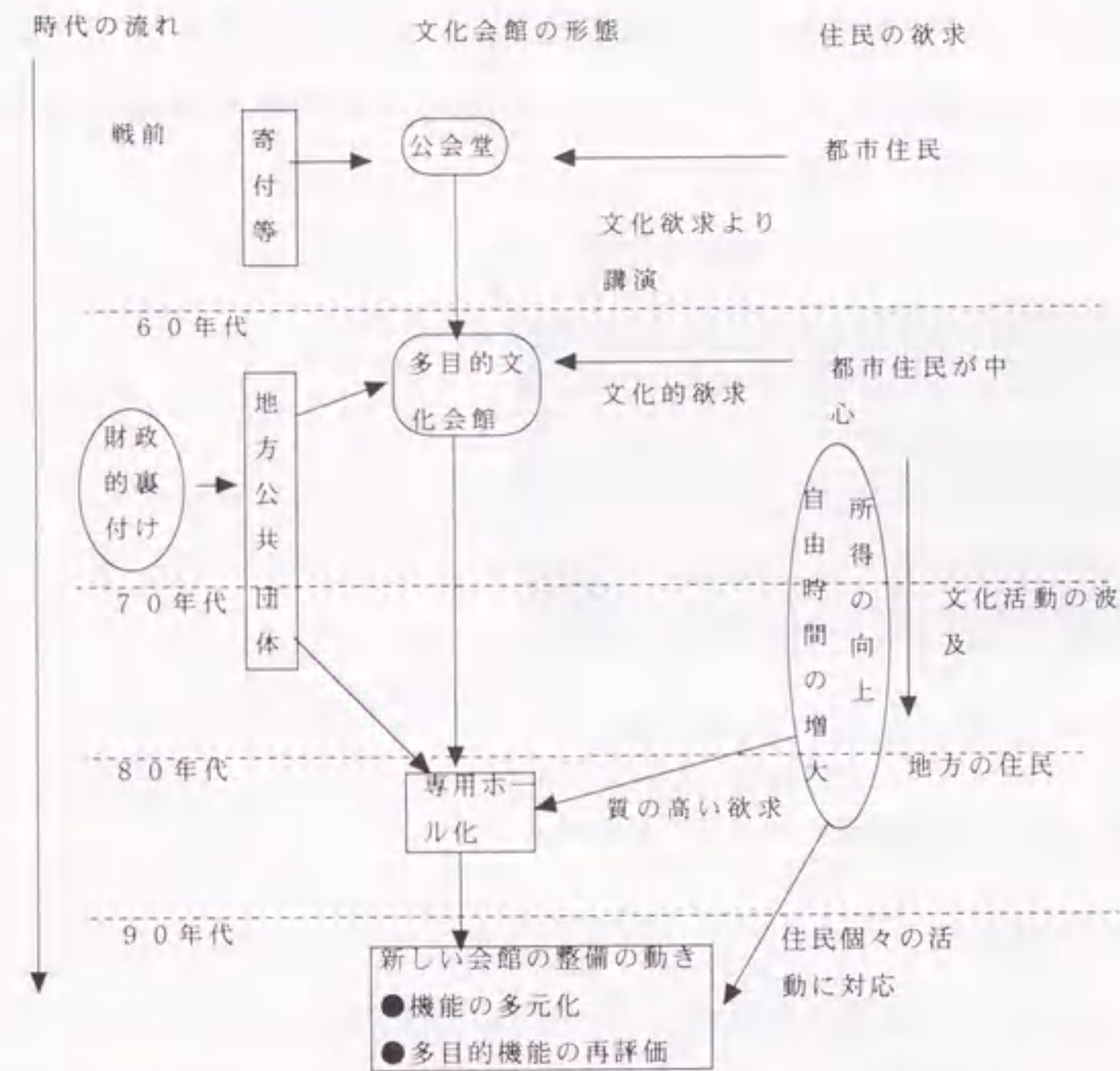
さらに、地方公共団体においても最近の大型文化会館等の開館にあわせ、専門家を招聘しその指導の下、国に準じた研修会を行っている事例も多い。例えば、群馬県、茨城県、愛知県、大阪府、富山県等においては、県下の公立文化会館を運営する人材の養成の観点から、アートマネジメント等運営ソフトの研修や舞台技術の修得研修が行われている。

また、全国の公立文化会館の連携を図るため組織された(社)全国公立文化施設協会(1961年に任意団体として発足し、1995年に法人化し、約1200施設が加盟している。)では、傘下施設職員の研修として年1回各地持ち回りで、連携事業の企画方法・使用料・使用許諾等の事務・専門家による技術指導等を内容とする県研究会を開催し、約600から800名が参加している。

3. 近年の動向

(1) 立地環境とその偏在性

1において、文化会館は当初公会堂から発足し、近年に至って専用的使用が可能な専用ホールを持つ文化会館が多く設置され始めたことを述べた。しかし、その文化会館のホールの機能の性格は、それが設置される地域によってかなり異なっている。文化会館は公会堂の時代から、大都市部で設置され始め、地方への建設へと波及していったからである。すなわち、大都市部では、住民の文化活動への欲求とそれに答えられるだけの地方公共団体の財政的余裕があったのに対し、地方では、住民の文化への欲求は比較的 low (これは、所得や労働時間の短縮化と相関がある。)、また地方公共団体も文化会館建設以上になければならないインフラ整備があったからである。従って、その動きをモデル化するとつぎのようになる。



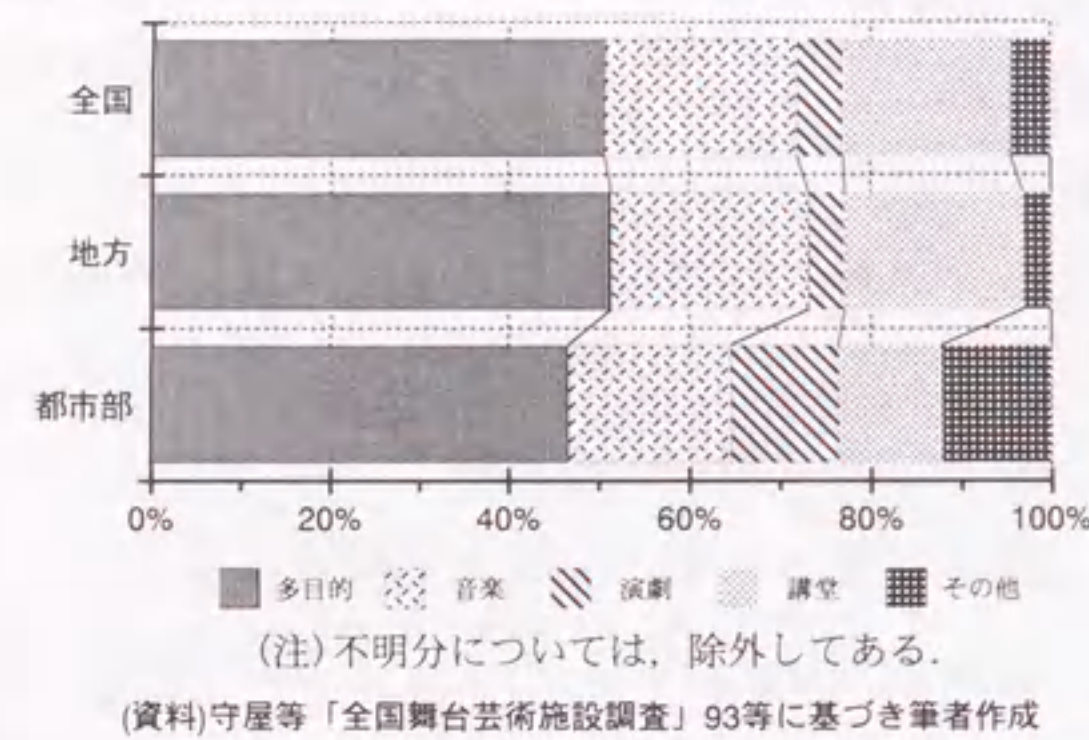
(注) 本図は、清水裕之「21世紀の地域劇場」99、立木定彦「現代の公共ホールと劇場」99に基づき筆者作成

図7-2-4 文化会館の機能の流れとそれを取りまく環境

このように、現在では、多目的な使用を目指す文化会館と特定の講演を行うことを目指す専用ホールをもつ文化会館が共存している。そのほか、戦前の公会堂の流れをくむ講堂

形態の文化会館（県民会館，市民会館等と呼ばれているのも多い。）に分類できよう。図7-2-5に地域別の文化会館の性格別現状を示した。これをみると，大都市部（東京都区部，大阪，名古屋，京都の合計）と地方部（それ以外の地域）では，文化会館の機能別割合が異なっている。全国的には，「多目的ホールを持つ会館」が52%であり，次いで音楽専用（音楽多目的を含む。）が22%，講堂タイプが19%，演劇専用（演劇多目的を含む。）が5%と続くが，地域別では，その順位は変化がないものの都市部では，専用ホールの割合が高く31%で地方の27%を4ポイント上回っている。その反面，講堂タイプが地方では5館に1館存在するものの，都市部ではそれが10館に1館と半分の割合である。これは，文化会館の設置が都市部から進んできた流れと一致し，今後地方における住民の文化への欲求の高まりが進むにつれ，講堂的タイプ→多目的文化会館→専用ホールタイプと整備が進み，都市部との均衡が図られるようになるだろう。さらに，最近では従来の多目的ホールが評価し直されており，文化会館利用者の個々の活動に機能的に対応し，祝祭スペースとして文化会館を柔軟的に使用する新しい形態の文化会館も整備されつつある。

図7-2-5 地域別ホールの性格別割合



(2) 機能に即した運営法の模索

さらに，ハードの整備は必然的に高機能化を果たすから，機能を十分に引き出す運営方法が模索されなければならない。既に，ハード建設の当初から利用する芸術団体等を想定し設計している文化会館もあるが，芸術団体等が滞在視利用，講演するアーティスト・イン・レジデンス型の文化会館では，企画段階から当該団体が参画し，ハードの制約から団体活動が規制されないようなコンセプトで建設されている事例もある。質の高い講演数の増加は観客の増加を引き起こし，作品の多様化と観客のレベルアップを促す。それがまた

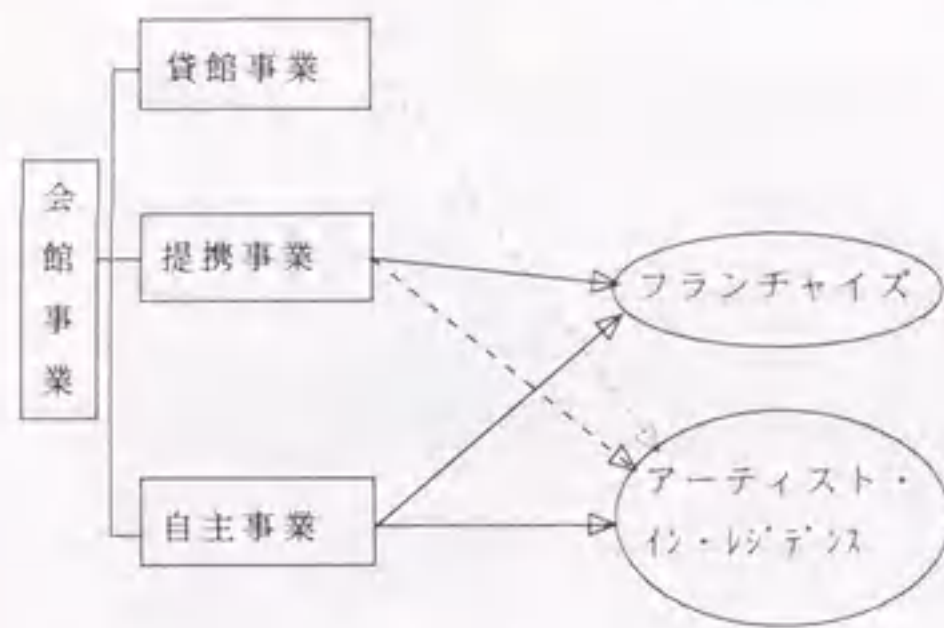
新しい文化創造の動きを働かせ，当該地域全体の文化環境の集積や改善に繋がるだろう。最近，2000席を有するような大劇場を含む文化総合拠点というべき大型文化施設が一部の地域で設置され始められている。その施設では，大ホールを音楽かオペラ専用，中ホールを演劇専用，小ホールを室内楽や実験演劇専用機能分化している例も多く，運営に当たっている団体では，多くが地方公共団体出資の法人であり，財政的には地方公共団体からの助成に頼っているところが大半である。そのため，1990年代の税収入の伸びの低減は助成経費の低下もしくは削減に繋がり，運営方法に苦勞しているのが実状である。大ホールを使用するような大型講演は数年先を見通した計画が必要であり，単年度主義の予算制度の中では運営に支障を来している。公演規模を先に考慮したホールの建設が考えられなければならない時代に来たようである。

第3節 文化会館の事業

1. 事業の種類

(1) 貸館事業と自主始業

文化会館における事業形態は大きく分類して、文化会館自体が企画し、実施する「自主事業」、文化会館同士が事業の提携をする「提携事業」、芸術団体や興行団体に文化会館のスペースと時間を貸す「貸館事業」の3類型に分かれる。最近流行になっている芸術団体に一括して貸し、運営等も任せてしまう事業もある。この場合、文化会館自体が運営の自主権を持ち、地域住民等利用者のニーズに合った事業を企画し、それに対応するため、また明確なコンセプトの下、芸術団体の育成や支援のため、芸術団体を一定期間（明確な期間設定のある場合と期限を限定する場合とがある。）利用させ、それに運営を任すこともある。最初から、文化会館の運営についてそれを恒常的に利用する芸術団体の意向に沿い、文化会館の設計の段階から芸術団体も参画し、当該芸術団体のみの利用を考慮する場合もあり、これは「アーティスト・イン・レジデンス」事業形態の一種である⁶⁹⁾。



(注) 実線は、多くの事業形態。
破線は、まれな事業形態で線の太さは、その希さを示す。

(出典) 筆者作成
図7-3-1 文事業形文化会館の形態

一方、専用ホールを設計はするが、意図した芸術団体の利用を考えるのではなく、その後、特定の芸術団体に優先的に利用させる形態もある。優秀で質の高い芸術団体の活動を鑑賞してもらうため、多くは地方の文化会館が行っている事業形態に「フランチャイズ」型事業がある。これは、貸館事業とアーティスト・イン・レジデンス事業の間に位置する事業形態で、多くの文化会館が一の芸術団体と専用公演を契約することである。以上の事業形態を図示すると図7-3-1のようになろう。

(2) 事業類型別利害得失

次に、事業類型別にその利害得失について考察するが、その一般的傾向を表7-3-1に示した。

表7-3-1 事業類型別利害得失

事業の種類	自主	提携	貸館
運営者の能力	かなり必要	やや必要	余り必要でない
運営者数	かなり必要	やや必要	余り必要でない
運営のための経費	かなり必要	やや必要	やや必要
ホールの形態	専用が望ましい	専用が望ましい	多目的でも可能
利用者へのニーズ	全てに答えられない	左同	かなり答えられる
利用芸術団体のニーズ	かなり答えられる	やや答えられる	かなり困難（専用ホールでは可能）
稼働率	低くなる場合も多い	やや低くなる場合もある	高くすること可能
芸術団体と住民との調和	かなりある	ややある	ほとんどなし

(注) この表は一般的な傾向を既述したもの

(出典) 筆者作成

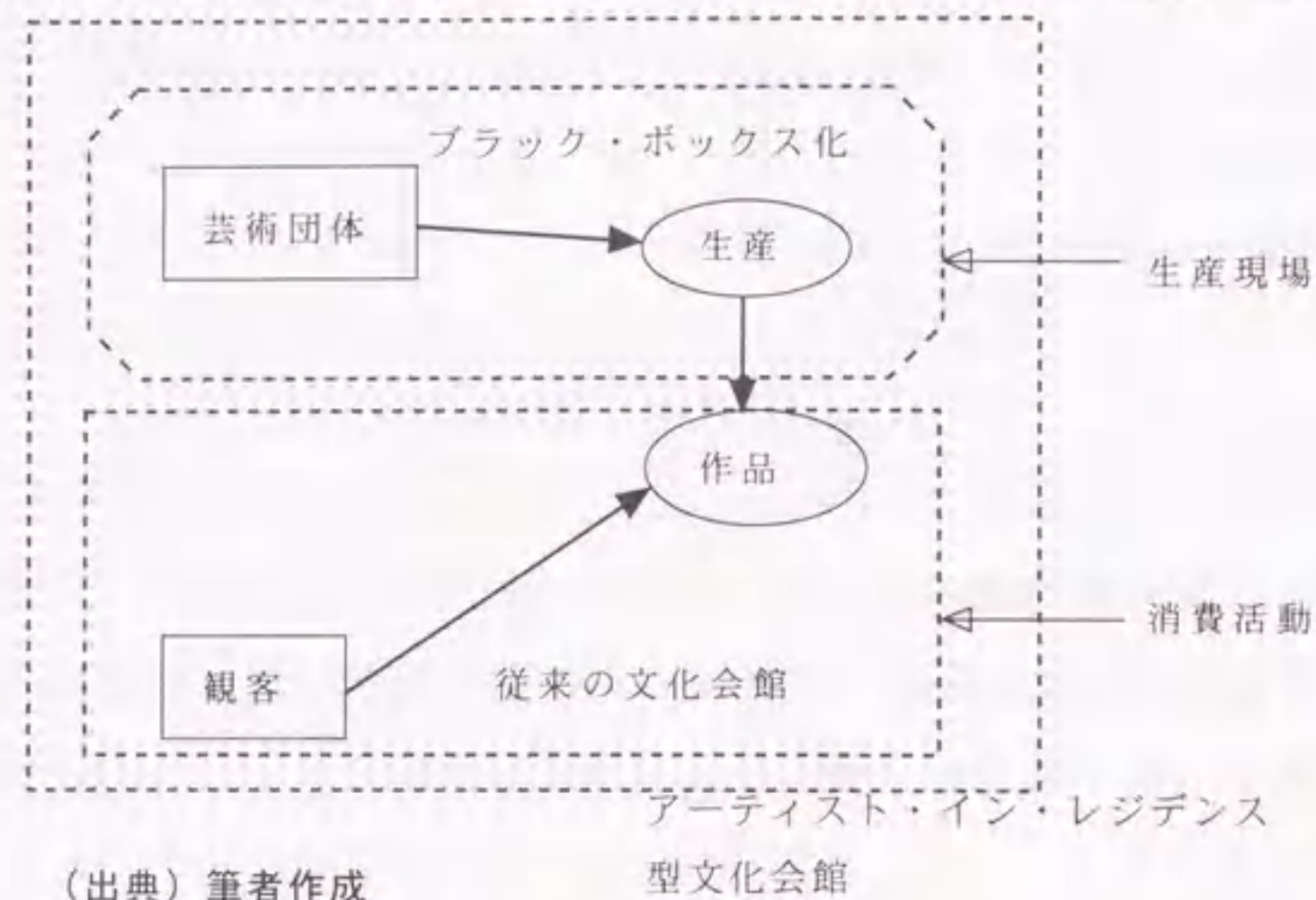
文化会館をとりまく広義の環境要因として、運営者、経費、ホール形態、利用者（鑑賞者）、芸術団体に分けて考えると、自主企画事業に当たっては、かなり運営者の企画能力と芸術団体への交渉能力、さらにその下地となる芸術団体や利用者のニーズ等の情報収集能力が備わっている必要がある。一方、貸館事業でも本当に利用者のニーズとホールの高度な利用（必ずしも機能が高度である必要はない。）を図るためには、自主事業に相当する運営者の能力が必要である。例えば、大都市部にある文化会館（1997年開館した新国立劇場等）を考えてみてもよかろう。地方に多く存在する公立文化会館を考えると、地域住民の芸術鑑賞機会の充実と住民の地域文化参加活動としての利用を考える限りにおいては、大都市部の整備されている高度に機能分化した文化会館を利用する能力や素質は要求されないまでも、自主事業を企画するだけのかなりの能力や素質は必要と思われる。

いずれにしても、文化会館では圧倒的である地方の典型的公立文化会館（多目的の大ホールと小ホールがあり、運営者は地方自治体か財団法人で、予算も年度予算で硬直化している。）を考えると、貸館事業がベターであるともいえる。これは、地域住民の多様なニーズ（歌謡曲、クラシック、謡曲、歌舞伎、現代芝居等）に答えるためには、出来合いの作品を購入するようなこともやむを得ないと思われる。

(3) アーティスト・イン・レジデンスとフランチャイズ

地域における文化活動の創造拠点としての文化施設という観点から、自主事業が盛んに提言されるようになった。これは、欧米の劇場と芸術団体が一体となった「アーティスト・イン・レジデンス」型事業を念頭においた考えであり、芸術団体は一定の場所で作品を「生産」し、それを観客が「鑑賞（消費）」する。その生産と鑑賞（消費）が一体となってこ

そ芸術活動への参加があり、そこから芸術創造活動が生まれるという考えである。それに反して、我が国の文化会館は劇場と芸術団体が別個のものとして存在してきた。すなわち、芸術団体の脚本作り、稽古等の生産現場といった生産装置をいわばブラック・ボックスとして、それから生産される商品としての公演を観客が鑑賞（消費）しているに過ぎない。

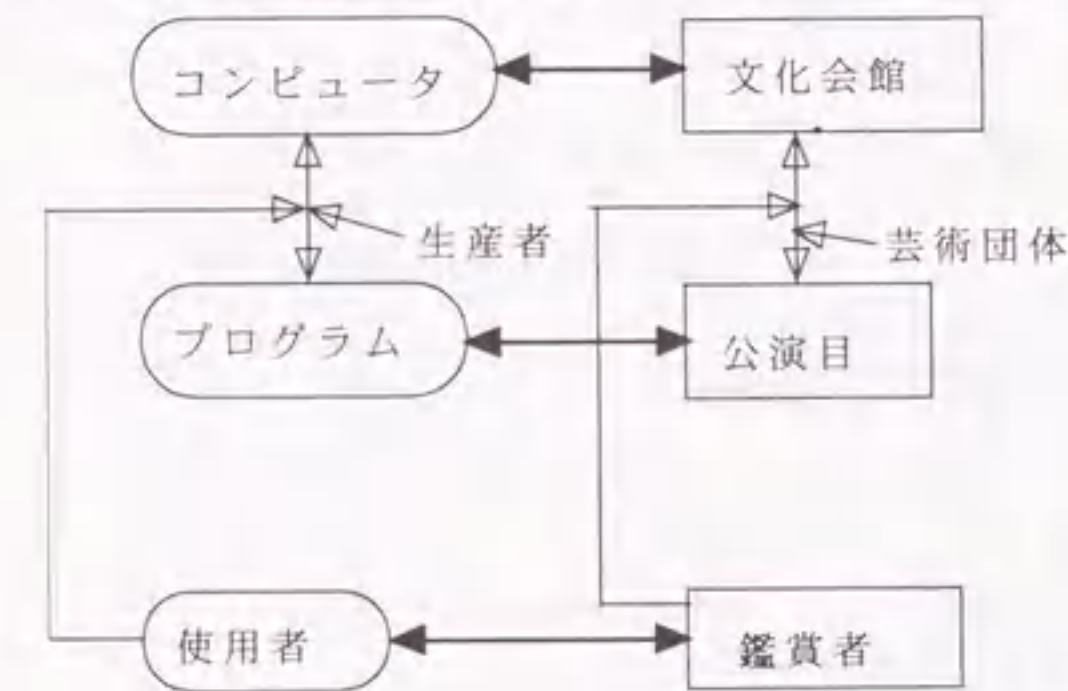


(出典) 筆者作成
図7-3-2 文化会館の事業の生産活動

これは、ヨーロッパでは歴史的に諸侯・王室所有の芸術団体とそれを公演する場所としての劇場の存在があったから現在の劇場があるのに対して、我が国では、文化会館が公会堂から出発したこと、さらに戦後交付税制度の整備等により施設先行であったこと等から、そこで演じられる芸術作品の考慮が後回しとなったことは既に述べた。そのため、ホールを運営する人材の養成が遅れ、かつ公立文化会館がその大半なため、人材の適材適所が行われにくく、人材不足を加速する方向に向かった。

しかし、欧米のような芸術文化団体と劇場とが一体化している必要性は、本当にあるのか検討してみたい。文化会館の運営や事業の重要性が認識されると、1978年の「兵庫県立尼崎青少年劇場（ピッコロシアター）」を嚆矢として、演劇学校や劇団を付置した「アーティスト・イン・レジデンス型」の文化会館も増加している⁶⁹⁾。文化庁『地域における多彩で豊かな文化活動の拠点を目指して』によれば、「近年では、施設としての機能もさることながら、その運営についても十分留意された施設が相次いで開館するに至っている。」とし、「開館年次が新しいほど、自主企画事業の実施等、文化会館の運営は活発である。」としている。また、文化会館の活性化の具体的方策として、地域の実情に応じた活動の中で芸術団体との連携も一例示に上げられている。同報告書も指摘するように、

会館施設の特異性、地域特性に応じた文化会館の運営目標や地域ニーズに基づく事業目標を踏まえた上で、それに近づける工夫がほしいとし、その目標への達成度で文化会館の評価を行うべきであろう。そういう観点からみて、一律に「アーティスト・イン・レジデンス型」会館を狙うのではなく、地域住民のニーズに沿った文化会館の運営が欲しいところである。文化会館を運営していくに当たって、「文化施設（ハードウエア）」、「運営・管理者と講演団体（ヒューマンウエア）」、「公演目・作品（ソフトウェア）」がバランスよく整っていることが肝要である。後者2つを合わせて広義のソフトウェアと考えても良い。それをコンピュータに例えると次の通りであろう。コンピュータ＝ハードウエア、プログラム＝ソフトウェア、使用者＝ヒューマンウエアと考えると、現在多くのコンピュータの使用者は、コンピュータの中で何が計算されているか知らないが、その結果さえ出ればよいと考える。また、ソフトウェアも市販のものを購入し、コンピュータが普及し始めのように使用者がプログラムすることはない。



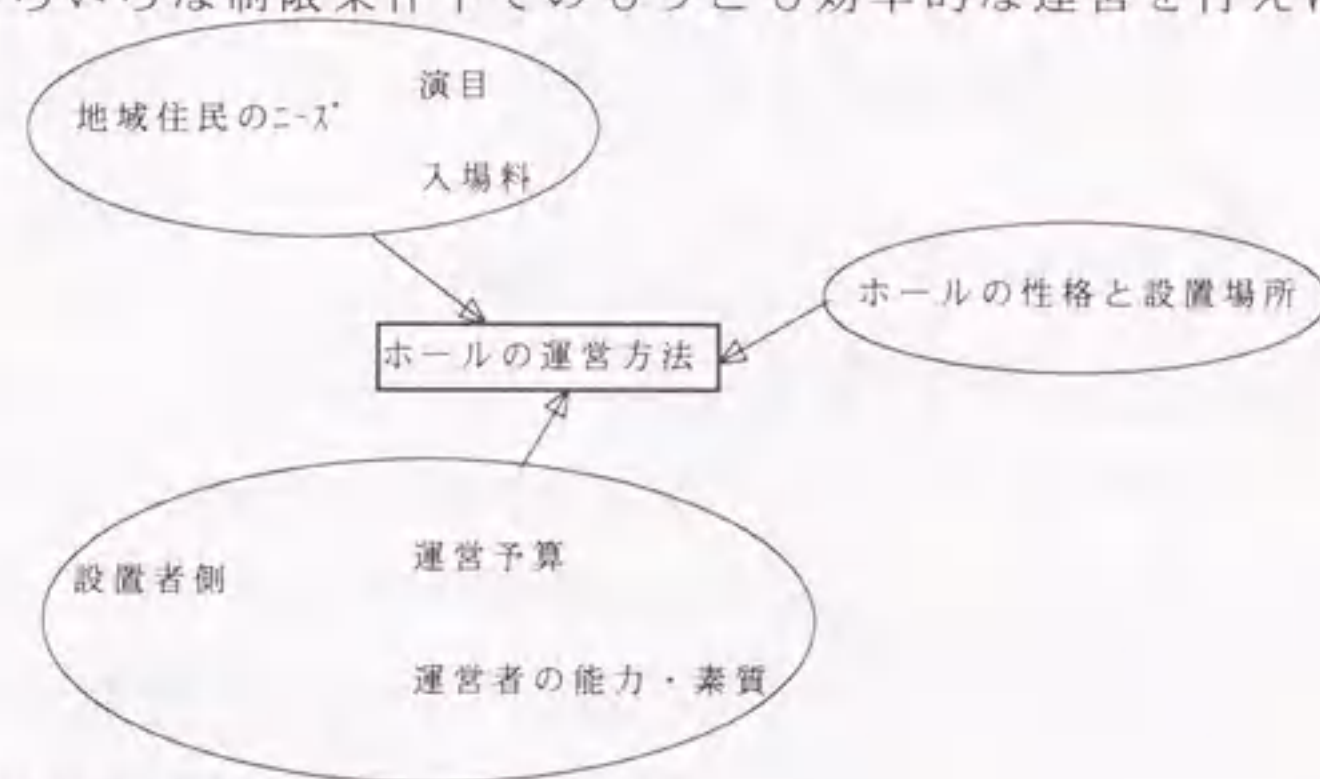
(出典) 筆者作成
図7-3-3 コンピュータと文化会館のアナロジー

このように、文化会館を単なる芸術文化鑑賞のための装置と考え、それをタックス・ペイヤーとしての住民がそのニーズに合わせた演目を生産させる複合体と考えれば、その生産現場（コンピュータでいえば、その内部での計算過程）は何等住民にとって知らなくてもよい不必要な過程ともいえよう。

現在の地方の文化会館におけるアーティスト・イン・レジデンス化は、専ら文化会館の設置者が芸術団体に働きかけ、また芸術団体も文化会館の建築の際意見を述べるなど、どちらかというとも鑑賞者側のニーズが正確に反映しないところで、決定されてる事例も見受けられるが、1978年に設立された「兵庫県立尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）」のように、県民の意見を集約しつつ、兵庫からの「文化情報発信」の一形態として、活発

に活動を行っている文化会館も存在する。最も重要視しなければならない建設費負担者としての地域住民の声が届いていなくて、地方自治体と一部の芸術団体の思惑だけで文化会館の性格と運営方法が決められているような事例については、税負担者としての住民のニーズに十分に対応できるシステムを考慮すべきである。

我が国が欧米とは相違し、文化会館の貸館事業を中心として行ってきたことのマイナス面ばかり強調し、「自主企画事業＝文化会館独自の演目作り→アーティスト・イン・レジデンス化」へと直線的に考えることは一考を要しよう。むしろ、貸館事業も住民の多様なニーズと文化会館担当者の公務員としての移動による専門職の不在を考えれば、自主的事業と積極的に考えてもよいのではないか。進路の多様化がいわゆるように、文化会館もそれを取り囲む地域住民のニーズ（入場料の多寡も含む。）、設置者の運営予算、運営者の素質と能力、ホール設置場所（地方か大都市部か）、ホールの性格（多目的か専用か、キャパシティ）等いろいろな制限条件下でもっとも効率的な運営を行えばよい。



(出典)筆者作成
図7-3-4 文化会館の運営に当たっての条件

以上のように考えると、文化会館を取り囲む広義の環境により文化会館の運営が自ずと決まるのであって、当然一つ一つの会館の事業形態は相違してくるであろう。

2. 事業展開の現状

(1) 文化会館における自主事業の展開

文化開館における事業については、「自主事業」、「提携事業」、「貸館事業」に分類するのが便利であるが、必ずしもその実態と文化会館の企画創造力とは一致していない。すなわち、内容として貸館事業が当該文化会館の立地条件に合うとスタッフが十分考慮すれば、それは地域の文化享受機能を果たしているわけであり、自主事業が多くても地域住民等利

用者に受け入れられなければ、文化会館の機能を尽くしているとはいえない。このように、事業実施の形態と文化会館側の公演企画力とは一致しないが、概ねにおいて地域の文化会館では、「自主事業＝文化会館の機能充実度」とみて大きい誤りはない。というのも、文化会館のスタッフが公演演目を企画する際、公演団体の芸術団体と文化会館との間に入るプロモーターの提示した案からのみ選択することは、利用者の交流を通じた生の声を反映させることは不可能に近く、むしろ自主事業を行った方が利用者のメリットに叶う場合が多いからである。もちろん、「秋川キララホール」のように、押し掛け音楽家がいてクラシックの演奏を彼らの中から選択している文化会館もあるが、これも最初ホールスタッフが、団塊の世代をねらったクラシックやポピュラー音楽の公演を企画し、それを賛同した音楽家が参集するようになったのであって、文化会館の企画能力の衰退によるものではない。

表7-3-2 文化会館における自主事業状況

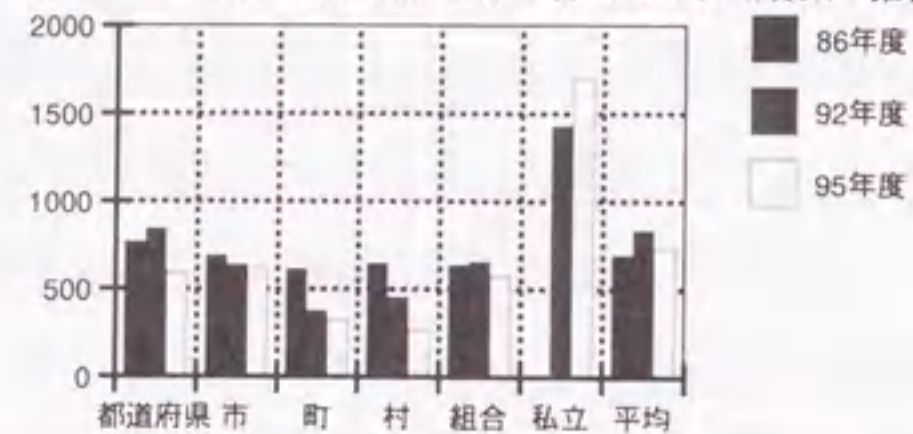
自主事業の場所	公演種目	実施館	実施件数	参加者
ホール	舞台芸術	890	22986	19229562
		1159	23361	11099413
	その他	513	16397	6898849
ホール以外	講座、研修	716	13828	4350409
		258	42059	1562938
	387	39555	1588922	
	展覧会	259	4359	N.A.
	376	4261	N.A.	
その他	206	70413	N.A.	
総計		285	49701	N.A.
		944	156214	27691349
		1220	91151	15449822

(注)上段は、1992年度で下段は1995年度
複数事業を実施しているの、総計は合計ではない
[N.A.]は、調査データが無いことを示す
(出典)文部省「社会教育調査」93、96年度に基づき筆者作成

全国的な事業形態を表7-3-2に示した。95年度で全国1497館(300席の固定ホールを有する文化会館)の内、1220館が何らかの自主事業を年間1回以上は行っている。これは、4/5が自主事業を行っているわけで、設置者別では都道府県立が高く村立は低い。また私立は平均とほぼ一致している。さらに、詳細に実施状況を見ると、ホールを活用した舞台芸術公演が多くなっており、全体の件数では講座・研修等事業に及ばないものの参加者数(鑑賞者数)では他事業をかなり上回っており、文化会館の活動(一応参加者数を活動の目安とし、活動全体=100とすると)＝ホールを利用した活動(約94)～舞台芸術活動(約70)といってよい。しかし、ホール以外の活動も文化会館の

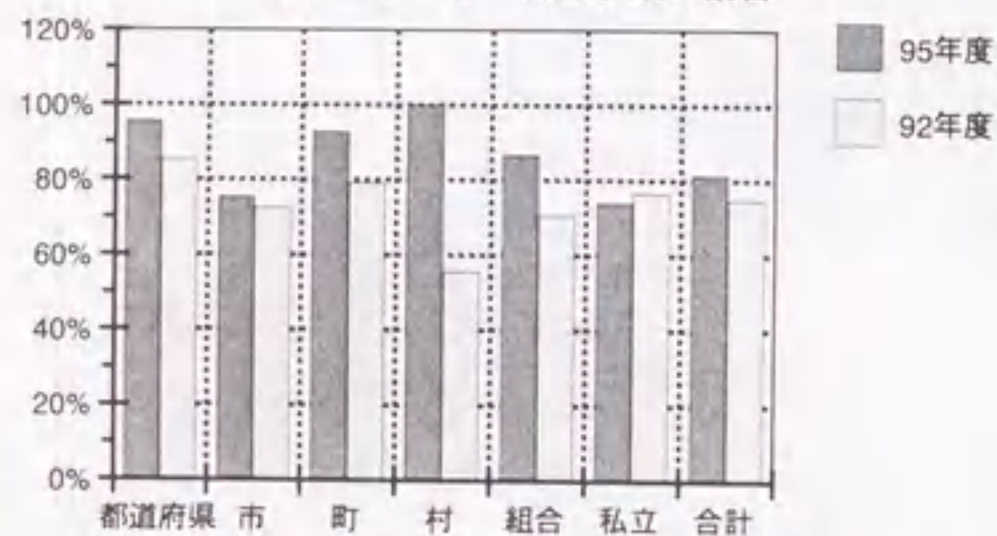
果たす機能の一つとして忘れてはならない。調査データの入手できる1995年度と1992年度を比較すると、自主事業実施館は絶対数と割合（75%→81%）が増加している。

図7-3-5 文化会館開催事業1件当たり参加者数の推移



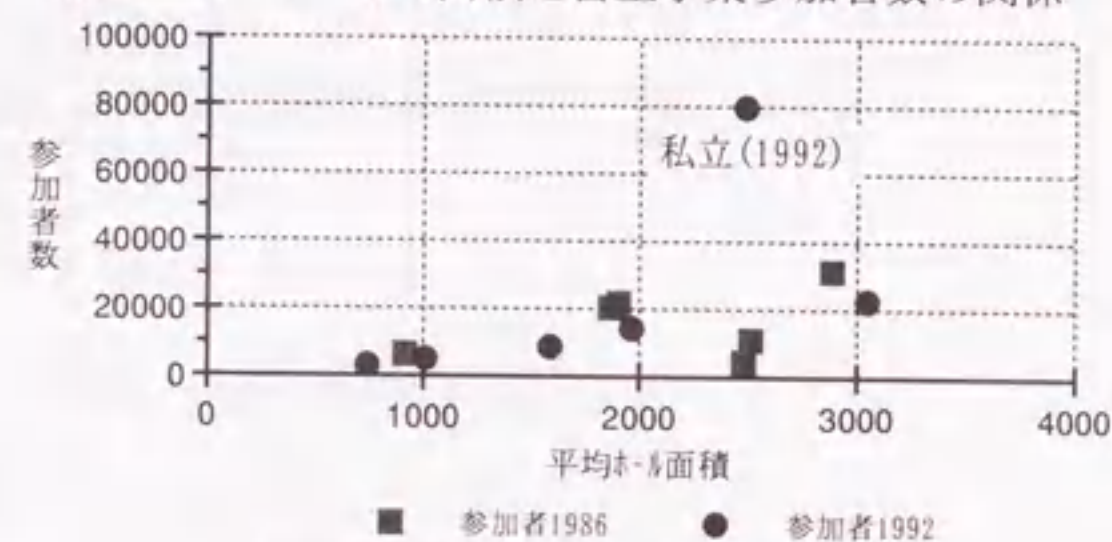
(出典) 文部省「社会教育調査」各年度版に基づき筆者作成

図7-3-6 自主事業の割合



(出典) 文部省「社会教育調査」93,96年度に基づき筆者作成

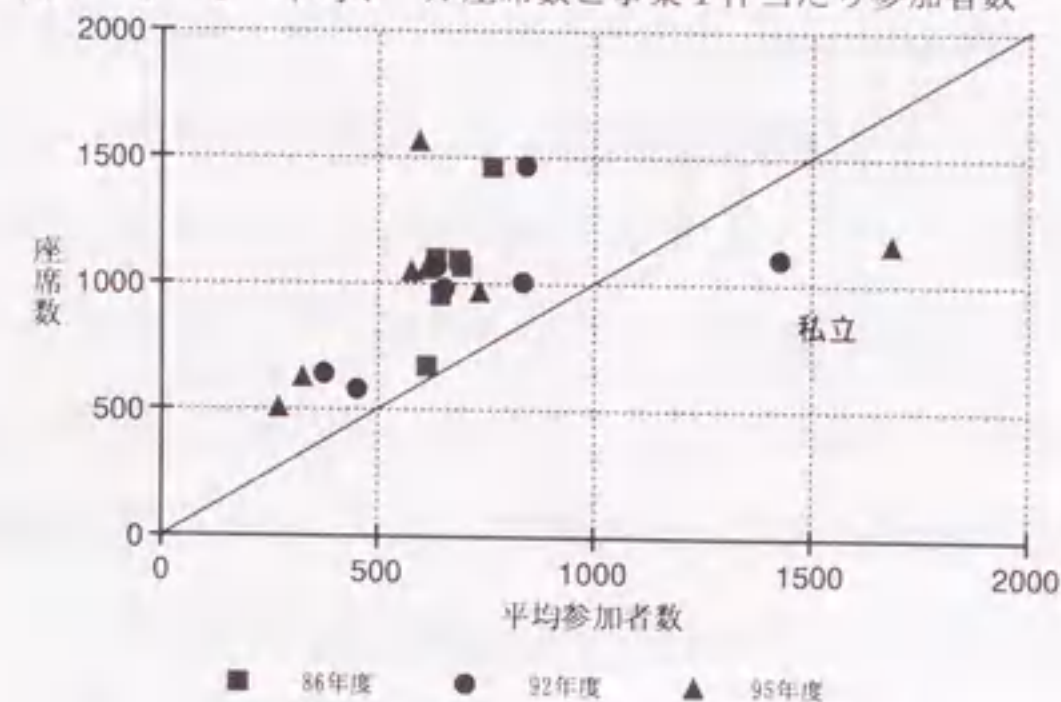
図7-3-7 ホール面積と自主事業参加者数の関係



(注) 95年度はホール面積はデータがない

(出典) 文部省「社会教育調査」86,93年度版に基づき筆者作成

図7-3-8 平均ホール座席数と事業1件当たり参加者数



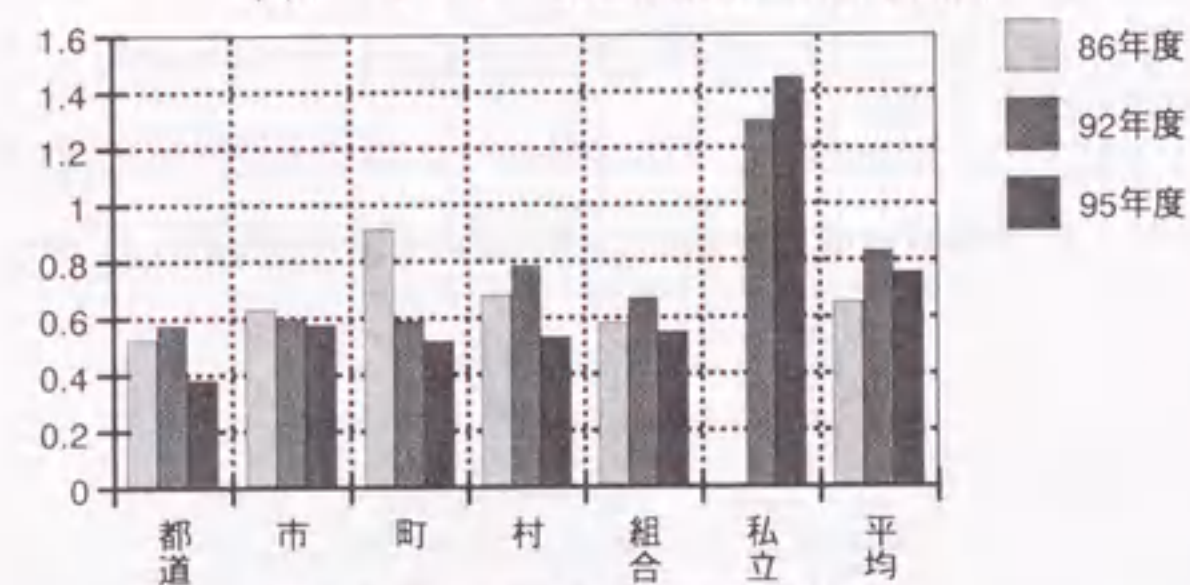
(出典) 文部省「社会教育調査」各年度版に基づき筆者作成

また実施件数、参加者とも伸びが大きい。ホールを使用した舞台芸術活動の参加者の増加は著しい。さらに、ホールを使用しない「講座、研修会」の件数、参加者数の伸びも大きいところから、文化会館のホール以外の付帯施設を使用した文化事業に事業自体が拡大していることがしれる。これは、文化会館の多機能的活用を示すが、施設面での充実がそれを可能としている面もある。自主事業のがホールの規模と舞台芸術活動参加者数をみると、ホールの規模が大きくなるほど参加者数は増加するが、私立のみはホールの規模に比して、参加者数が多い。自主事業1件当たりの参加者数をみると、他の設置者が1件当たり1000人程度であるのに対して1500人程度と極めて多くなっている。このように、私立の文化会館では、参加者数を多くし運営の安定を図っているともいえよう。

(2) ホール規模と参加者数

次に設置別ホールの席数と1件当たり参加者数をみてみると、私立は他の公立文化会館に比べ、かなり有効に座席を使用している。図7-3-8において、45度の直線は、1件当たり参加者数とホール座席数が丁度一致するところである。私立のみが45度線より右下方に離れ、公立は左上方に固まっている。事業1件とは、調査の定義により「日数や開催回数に係わり無く連続した単一の事業をいう」ので、平均座席数を超えていても不思議ではない。参加者数を座席数で除したホール回転数を示すと、私立は高い。これは、大都市等人口集中地区に私立が多く立地している立地利便性を活用して、ホール等施設の有効活用を図ることが出来るからであろう。

図7-3-9 設置者別ホールの回転率



(注) 86年は、私立はデータが存在しない

(出典) 文部省「社会教育調査」各年度版に基づき筆者作成

年間稼働率をみると350日以上、ほとんど毎日開館している文化会館は、私立が高く38%と全体の3館に1館であるが、村立、組合立は少ない。他の公立でも20%程度と

私立に比べ、稼働率は低い。300日以上稼働率をみても私立がトップで、都道府県立、市立、町立の順に低くなっている。1館当たり職員数と1館当たりホールの席数を比較すると図7-3-12のとおり、私立は他館に比べ、席数に応じる以上職員数が充実している。私立を含めた全文化会館の平均では、1000席余のホール席数に対し、職員は8.7人であるが、私立はホール席数が1100席と平均に近いが、職員は1館当たり21人と平均の2倍以上である。都道府県立の席数は1500席弱であるが、職員は私立にも及ばない。さらに、職員の身分別割合をみると、私立は都道府県立と同じくらい常勤職員の割合が多く、兼任、非常勤の割合は少なくなっている。

このように、私立の文化会館は、公立に比べ人的に充実しており、そのことが稼働率の上昇やホールの回転数を上げる理由となっている。

図7-3-10 設置者別年間会館日数(95年度)

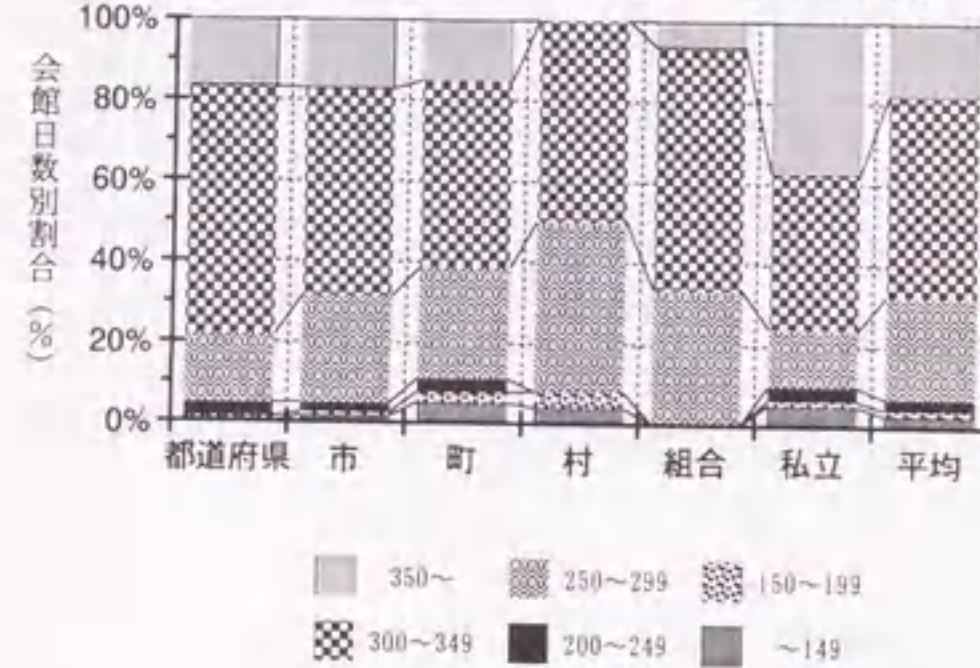
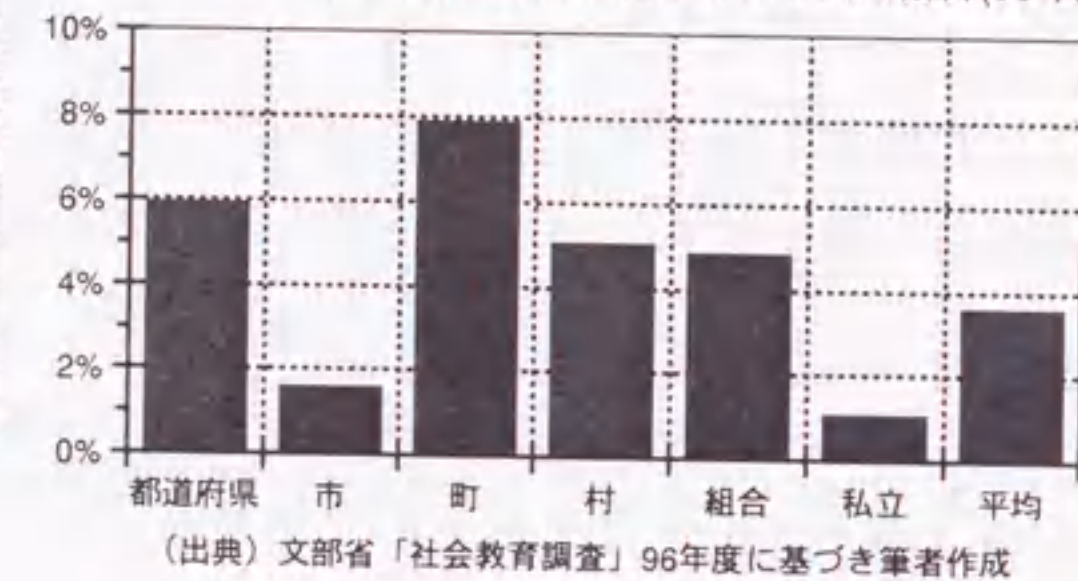
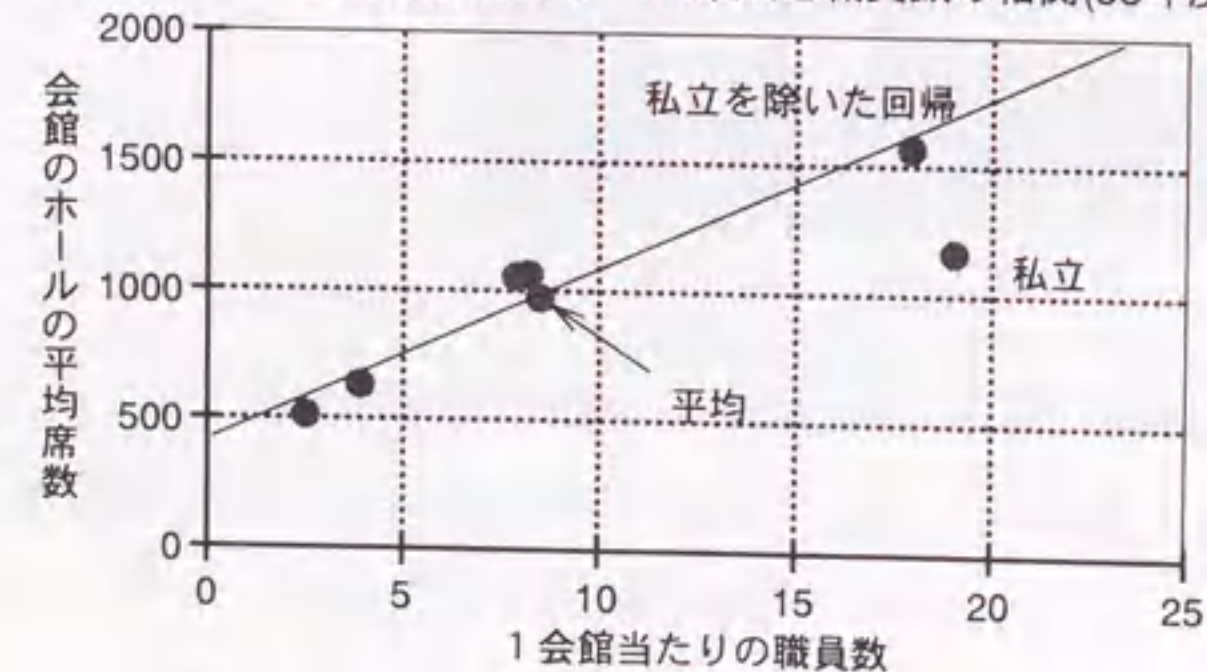


図7-3-11 ボランティア活動を実施している会館割合(95年度)



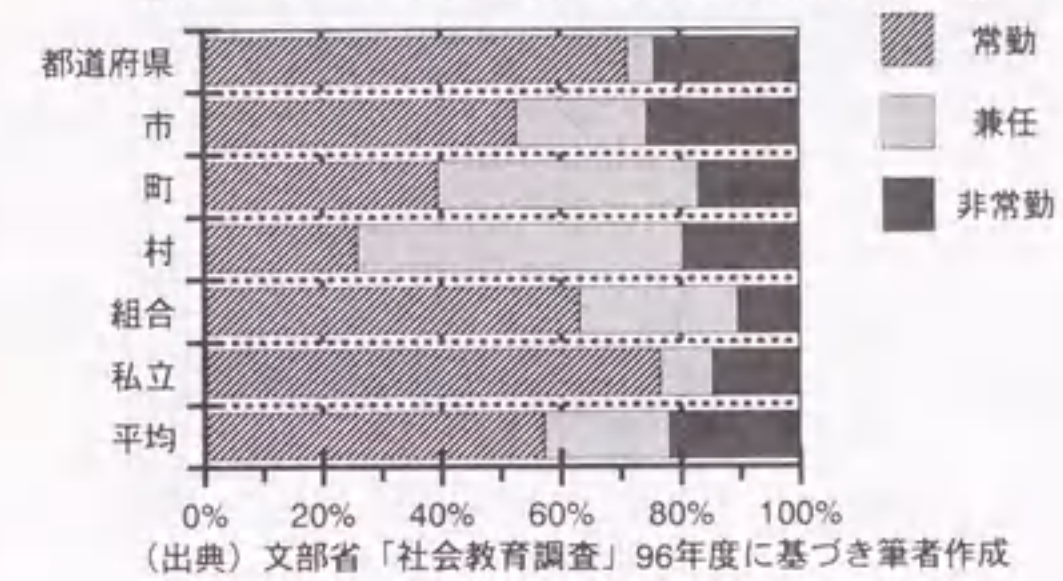
(出典) 文部省「社会教育調査」96年度に基づき筆者作成

図7-3-12 文化会館のホール席数と職員数の相関(95年度)



(出典) 文部省「社会教育調査」96年度に基づき筆者作成

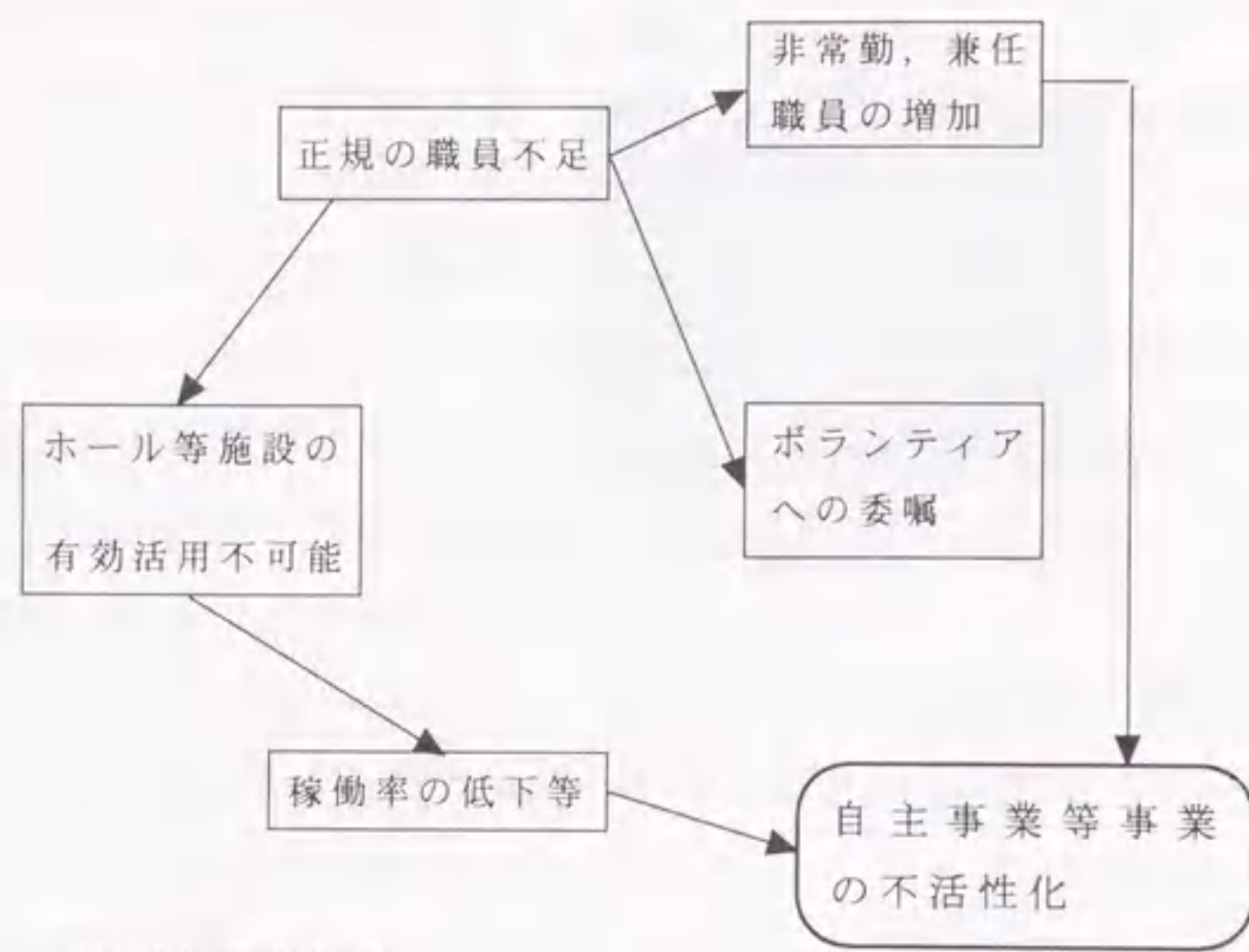
図7-3-13 会館の職員の身分状況(96年)



(出典) 文部省「社会教育調査」96年度に基づき筆者作成

(3) スタッフの充実と事業の活性化

人的充実とは、自主事業の割合を増加させ文化会館の活性化や機能を果たす結果となる。町、村、組合立では、私立とは逆に、人的不足がホール等の有効活用を妨げ、自主事業の割合を減らすだろう。最近、正規の職員のみならず、ボランティアを活用した文化会館活動がさかんとなっているが、その設置者別人数をみると、町立(村、組合立はデータ入手不能)は、都道府県、私立に比べその割合が非常に高くなっている。このように、人的不足をボランティア活動に頼っている様子が伺える。逆に正規職員等の不足がボランティア活動を盛んにしているともいえよう。仮に、正規職員の不足をボランティア活動で補っていたら、本来のボランティア活動を妨げることも考えられる。ボランティア活動は、正規職員と対等に協調して、互いの出来ない機能を果たすものであり、正規職員のお手伝いでは本来ないからである。さらに、公立文化会館の直営館(設置者と管理者が地方自治体である文化会館で、1996年では全体の文化会館数の62%)では、行政機関の一端として文化会館を捉えており、そのため館長を始め企画スタッフ等が本庁の人事の都合で数年で定期的に移動することも文化会館の事業にマイナスの影響を与えている。



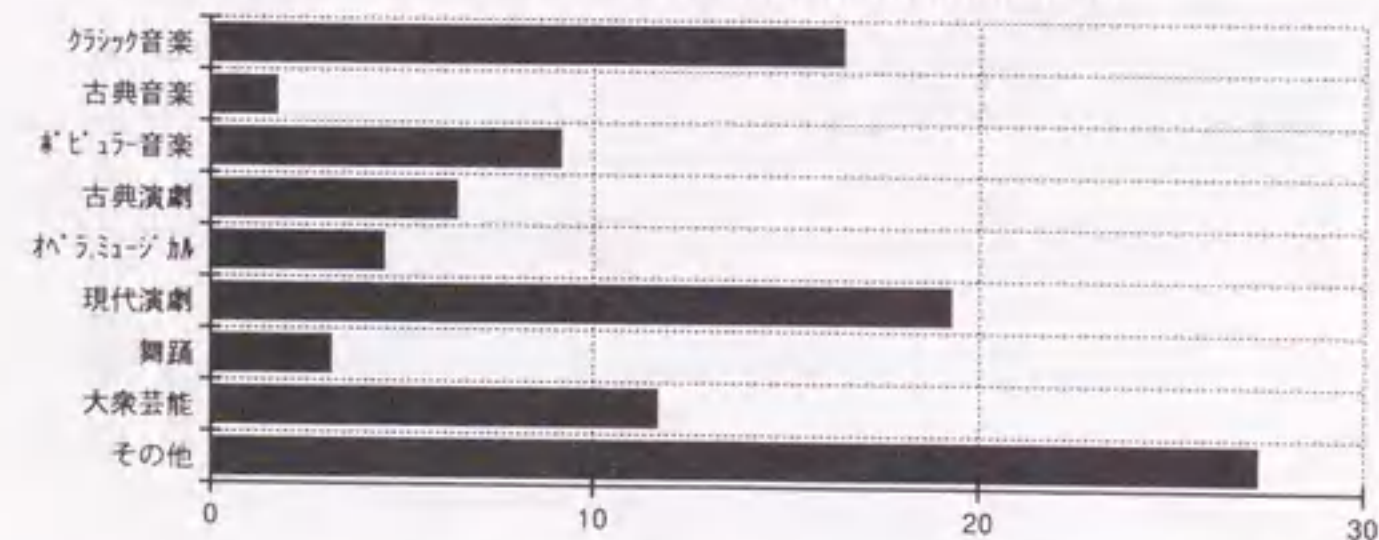
(出典) 筆者作成

図7-3-14 文化会館の職員の充実度と事業とのモデル

次に文化会館の事業内容による状況を述べたい。全事業の内、30%強が音楽（クラシック、ポピュラー）であり、ついで演劇、舞踊、大衆芸能となっている。こういった傾向が、新しいホールの建設に当たっても、音楽、演劇を主目的使用として設計せざるを得ないような傾向を与えている。文化会館が企画する自主公演の内容をみても、現代演劇、クラシック音楽が2大演目であり、非常に幅広く種類が広がっている。自主公演の開催についても

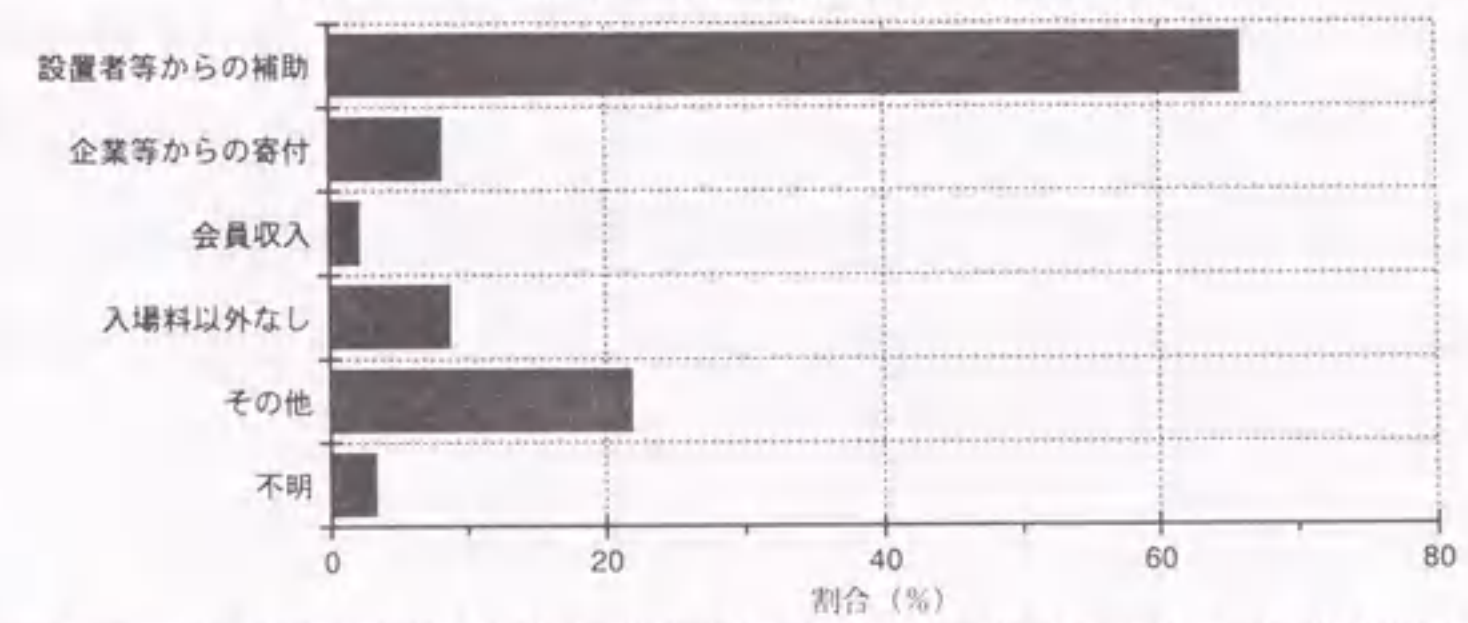
3館に1館の割合で増加を希望しているものの、企画スタッフ等人的不足や採算の点で二の足を踏む館も少なくなく、現状維持の文化会館の半数以上となっている。

図7-3-15 自主公演演目別構成比(%)



(出典) 住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

図7-3-16 収支不足分の財源確保

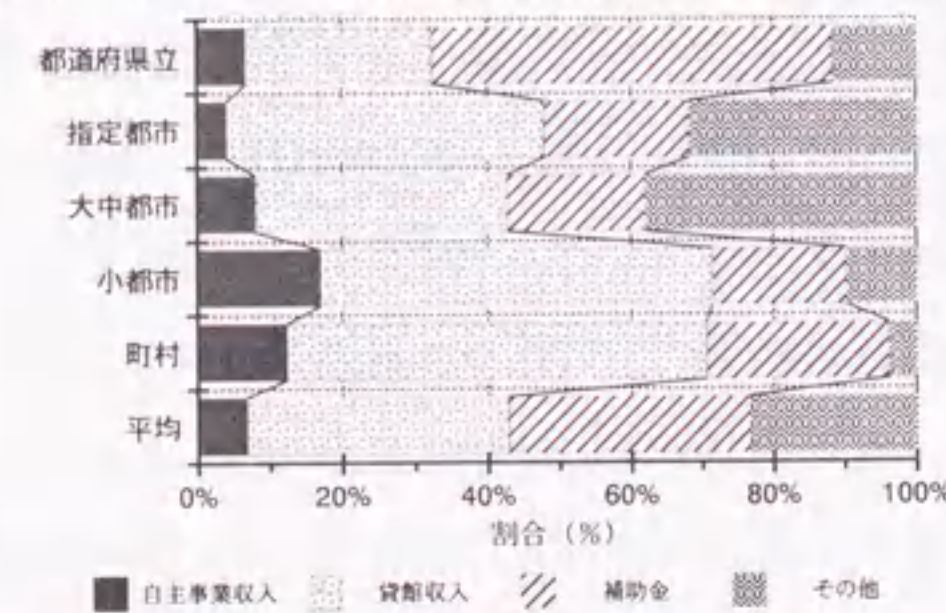


(出典) 住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

特に、自主事業では、3館に1館が大幅な赤字を出しており、やや赤字と合わせると60%強の文化会館が赤字となっている。これは、公立文化会館では、地域住民サービスの観点から入場料金を低額にせざるを得ず、その赤字部分は補助金・寄付金・会員等からの収入で補填せざるを得ないが、実際は寄付・会員収入等は少なく、また文化会館によっては入場料以外の収入の途がなく、設置者からの補助金・委託金等で賄っているのが実状である。また、文化会館の収入構造をみると、設置地方公共団体の規模が小さくなるにつれて、自主事業と貸館事業による収入が多く、補助金や他からの収入が低くなっており、設置者の財政状況が反映される結果となっている。

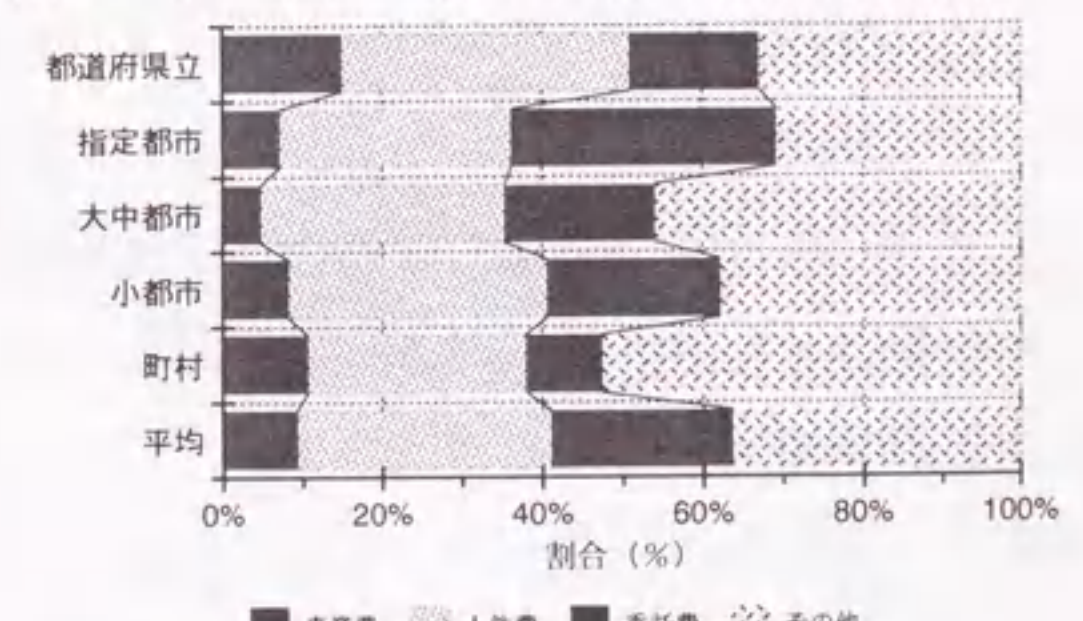
すなわち、事業的には、自主事業は小規模地方自治体ほど自主事業の割合が少ないが、収入的には補助金や寄付金等が余り期待できないので、入場料等自主事業等からの収入や貸館収入等自前収入を上げざるを得ない結果となっている。一方、都道府県立では、補助金が多く、指定都市立でもその他収入が多くなっており、比較的収入面で安定しているともいえる。

図7-3-17 設置者別文化会館の収入構造



(出典) 文化庁「文化行政資料集」95に基づき筆者作成

図7-3-18 設置者別文化会館支出構造



(出典) 文化庁「文化行政資料集」95に基づき筆者作成

支出面では、事業費は設置者の区分に係わり無く10%から20%程度であり、事業を行う以上減少させることは不可能なので、硬直的な経費といえるが、特に町村では人件費の割合が少なくなっている。これは、先にも述べたように正規職員を少なくして、非常勤・兼任職員を増加させかつボランティア活動により無償的人材資源の活用を図っている結果とも一致する。

第4節 文化会館の課題と今後の在り方

1. 事業展開における課題

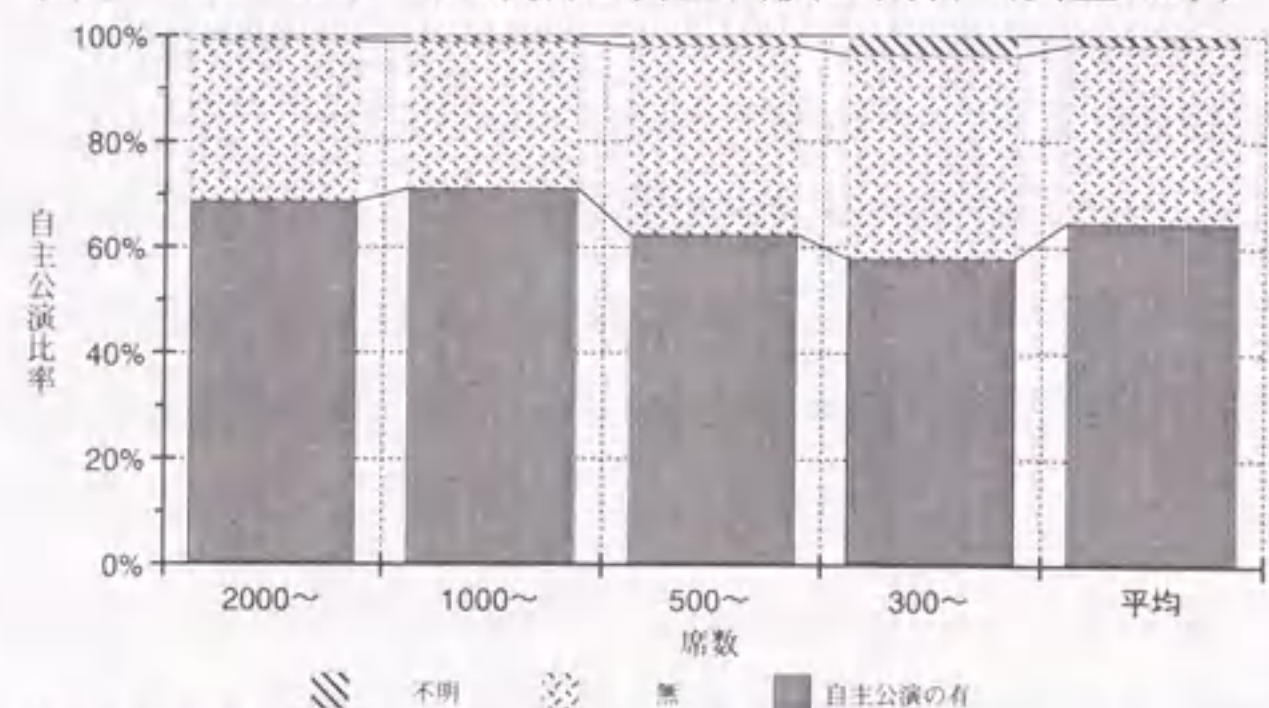
(1) 文化会館の社会的責任

文化会館を機能させるには、その施設機能とうまくマッチした運営が必要で、その相互作用により、拡大再生産も縮小再生産にも成り得ることは、先に述べたとおりである。特に、運営に当たっては、公演演目を企画する能力を持つ人材と公演しうる芸術団体さらには、鑑賞眼をもつ利用者の存在が不可欠である。すなわち、ハード・ソフト・ヒューマンの諸要素が相互協調、相互貫入していないことにはよい館運営はできない。さて、最初の本格的オペラの始まったイタリアで、劇場のことをテアトロというが、これはギリシア語のテアトロン（鑑賞する）由来している。このように、ホールをもつ劇場は、本来利用者重視であったはずで、また地方に多く作られている公立文化会館もその建設費が税金である以上、アカウントビリティの観点からも当該地域の納税者である利用者重視で館運営を行うべきであろう。特に、公共的施設である文化会館は建設した始めから社会的な存在であり、建設した以上はそれを健全に運営する社会的責任が設置者に生じてくると理解したい。

一方、公演演目である芸術が多様であるのは自然なことであり、少数の人にしか理解できない作品や希少な故、支援がないと公演できないもの等、幅広くなるのはやむをえないことでもあり、芸術文化の進展にとって望ましいことでもある。また、世代を超えた普遍的な作品や商業ベースで採算が取れかつ利益も大きい作品（通常、ロングランとなる。）もまた必要である。このように、多彩・多様・多様な芸術作品から、利用者にとって何が望まれているのか、演ずる場所である文化会館の施設面の機能ではどうかを考慮しながら、館運営者は企画しなければならない。この場合、ホールはそういった当たりそうな出し物を生み出すインフラであり、企画者はいわば総合的プロデューサーである。そのような意識が館運営者に今まで備わってきただろうか。

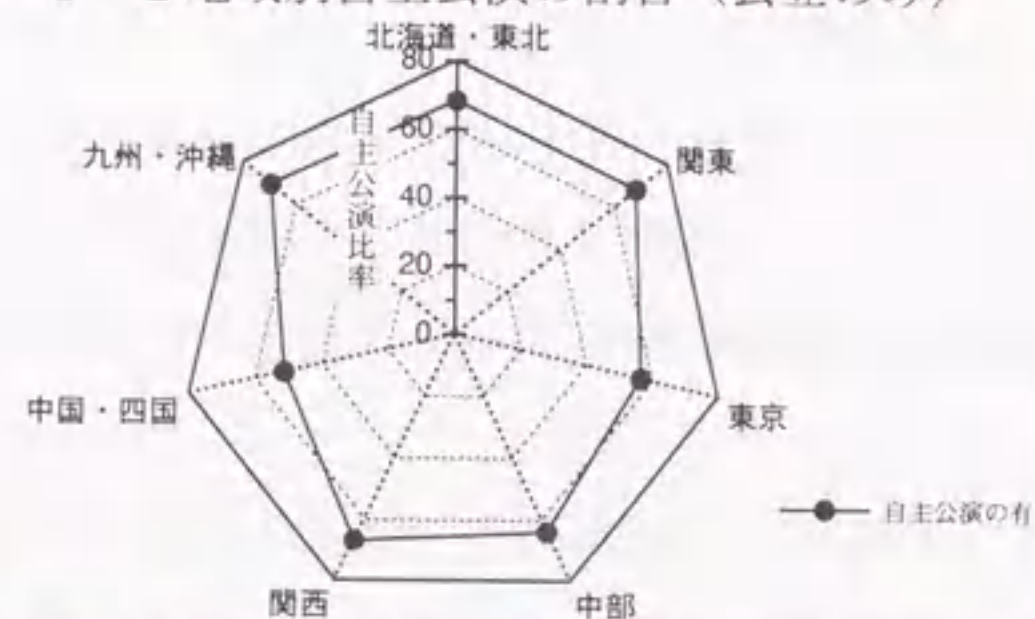
近年、自主事業の一環としてのアーティスト・イン・レジデンス、フランチャイズタイプの文化会館が増加しているが、そういった文化会館も含め、運営が成功している文化会館には、利用者重点、第一主義が存在している点も見逃せない。例えば、首都圏でクラシック音楽愛好者は最大100人に1人、ホールで1週間に1回以上聞く人は数百人程度と言われているが、そういった客をいかに引きつけかつクラシック至福の一時をホールが演出するかは館運営者の能力にかかっているといえよう。

図7-4-1 ホール席数と自主公演の割合（公立のみ）



（出典）住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

図7-4-2 地域別自主公演の割合（公立のみ）

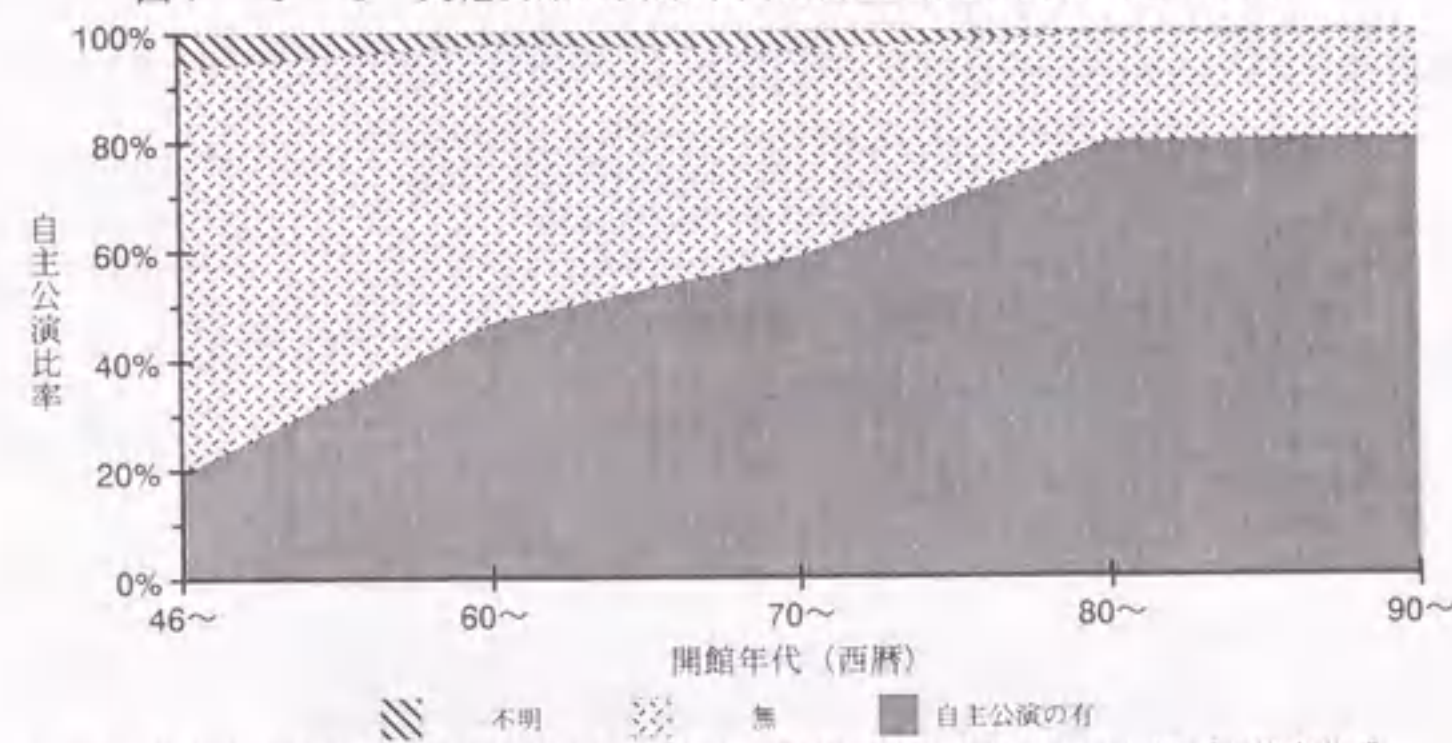


（出典）住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

事業類型別では、自主事業は平均で65%の文化会館が実施しているものの、規模別では、500席未満の小ホールをもつ文化会館が低い。さらに公立文化会館では地域別にみると、東京と中国・四国が低くなっている。稼働日数との比較では、年間300日以上の文化会館整備期間も加えるとほぼ毎日のように稼働している文化会館が高く、他は稼働率とあまり相関はない。

一方、開館年代別では、戦後直後に開館した文化会館から80年代にかけて開館した文化会館までは、次第に自主事業比率が増加するが、80年代以降では概ね80%になっている。近年になるに従い、専用ホールをもつ文化会館が増加したことと合わせると、自主事業はホール機能の高度化と専門化により推進されている。

図7-4-4 文化会館の開館年代と自主公演の割合（公立のみ）



（出典）住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

自主事業の内容をみると、音楽、中でもクラシックが多く、演劇、その中では現代演劇が多い。稼働状況別でも、音楽・演劇は自主事業の双璧であるが、ホールの規模別では大規模ほどクラシックやオペラが増加し、現代演劇は中ホールクラスに多い。地域別にみてもその割合はほとんど変化がなく、全国的に遍在は少ない。逆にいうと、住民のニーズが全国的にほぼ一律であることであろう。しかし、東京では、古典音楽が他地域に比べ10ポイント（全国平均16%、東京27%）程度高いのが注目される。

自主公演の日数でも年間30日以上行っているのが全体の12%であり、特に2000席以上のホールをもつ文化会館ではそれが16%と大きい。また、開館年代別では、90年代に開館した文化会館の自主事業日数が大きくなっている。

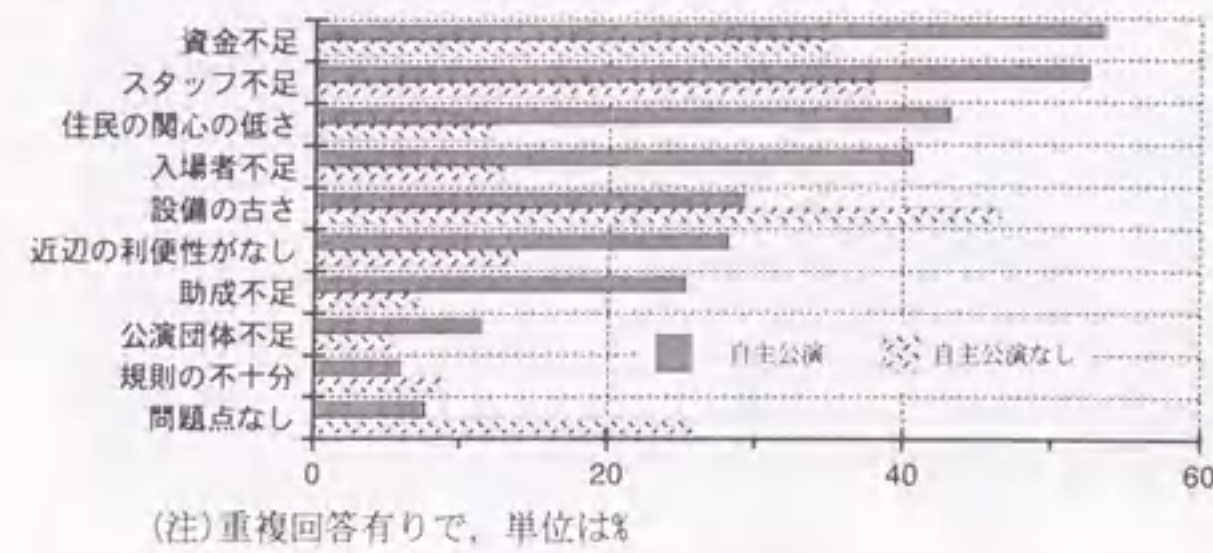
このように、地域住民の文化芸術へのニーズ高まりと増加→ホールの大型化、専用化（1980年代から90年代）→自主事業の拡大となって現れてきている。しかし、自主事業の拡大→利用者のニーズの先取り→鑑賞機会の増大と公演演目の多様化→鑑賞者の更なる増加に繋がるか、さらに、公演演目の拡大が芸術団体の活動増大と質の向上に繋がるか、即ち地域における芸術文化活動の拡大再生産になりうるためには、いろいろな条件整備が必要となってくる。

（2）自主事業の状況とその在り方

團伊玖磨氏によると、我が国の初等中等教育から芸術教育は受け身過ぎて芸術自体を楽しむゆとりを教授してこなかったという⁷⁰⁾。また、教員養成大学で西洋一辺倒の教育を行い、音楽にしても我が国の伝統的な楽器を教えないともいう。そこで、芸術への関心が西洋のもの姿勢を正して鑑賞する傾向があり、参加型がなかなか定着しなかったが、最近ではカラオケ等自己表現型になってきた面もある。そのように、鑑賞者の芸術を楽しむ姿勢

を生かす自主事業を企画することも必要である。

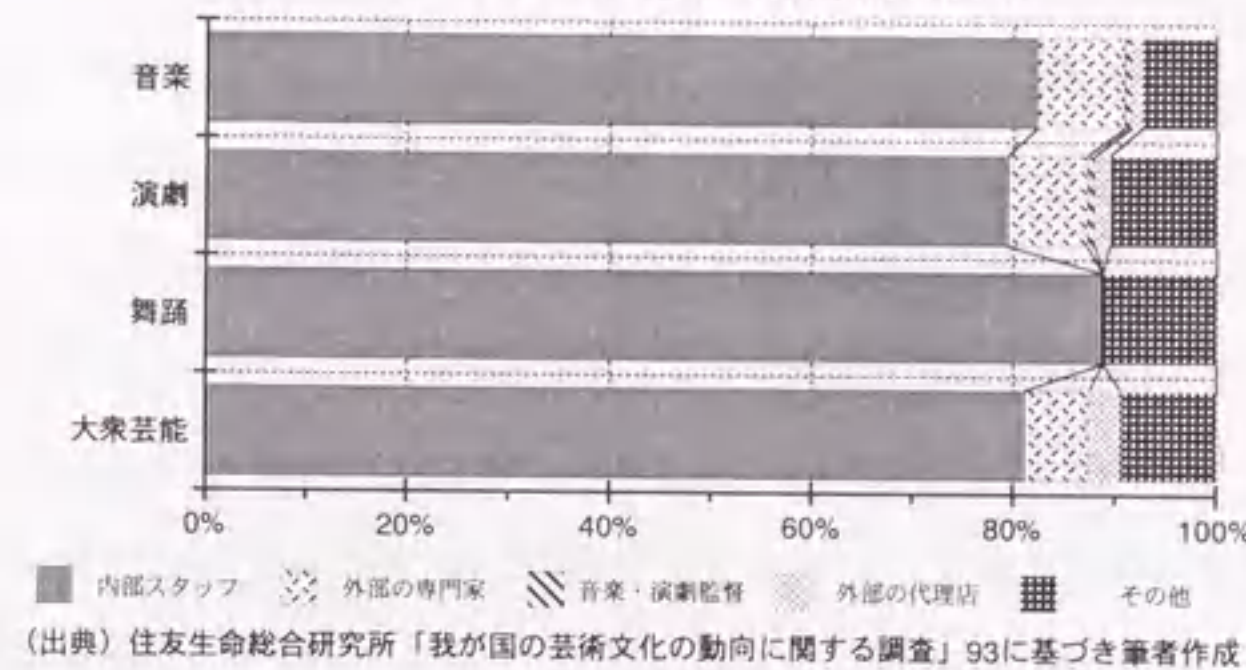
図7-4-5 自主公演の有無別問題点（公立のみ）



(出典)住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

自主公演では、資金・スタッフの不足が大きいですが、自主事業の有無別では、自主公演館では住民の関心の低さや入場者数の不足が、ハード的な面、規則の融通性のなさ、近辺の利便性の欠如に比べかなり大きく取り上げられている。住民の関心の低さと入場者の少なさは原因と結果であり、もし利用者のニーズを聞かないで、事業を行っているとしたら問題である。自主事業の演目では、現代演劇が最も多く公演されており、次いでクラシック音楽で双方で全体公演の1/3以上を占める。私立では、演劇が多い反面クラシックが少なく、公立ではその逆である。

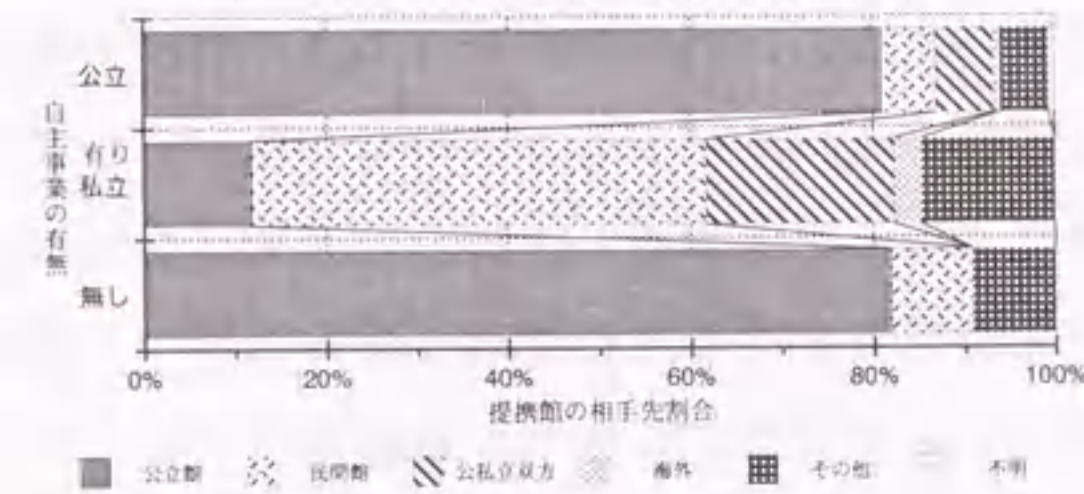
図7-4-6 自主公演の演目別企画者



その企画責任者をみると、内部スタッフが多く全体の80%以上であり、音楽監督、演劇監督が企画者になっている事例は少ない。特に、外部の専門家や利用者・地域住民を加えた委員会方式で決定している文化会館も少なく、舞踊等では希である。スタッフの絶

対的不足と公立館特有の人事異動による能力開発の不足が、公演企画の貧弱化に繋がり、利用者不在の公演→入場者の低減→公演団体の質の低下といった悪循環に陥っている面も考えられよう。その隘路を除くためにも、文化会館同士の連携は必要であるが、提携経験の無い文化会館が全体の3/4を占め、かつ今後も提携を希望しない文化会館が60%弱存在する中では、貸館事業のみもやむを得ない点もあるが、貸館事業の場合においても事業を行う際には利用者のニーズをきめ細かに聞く態度、制度を構築すべきであろう。

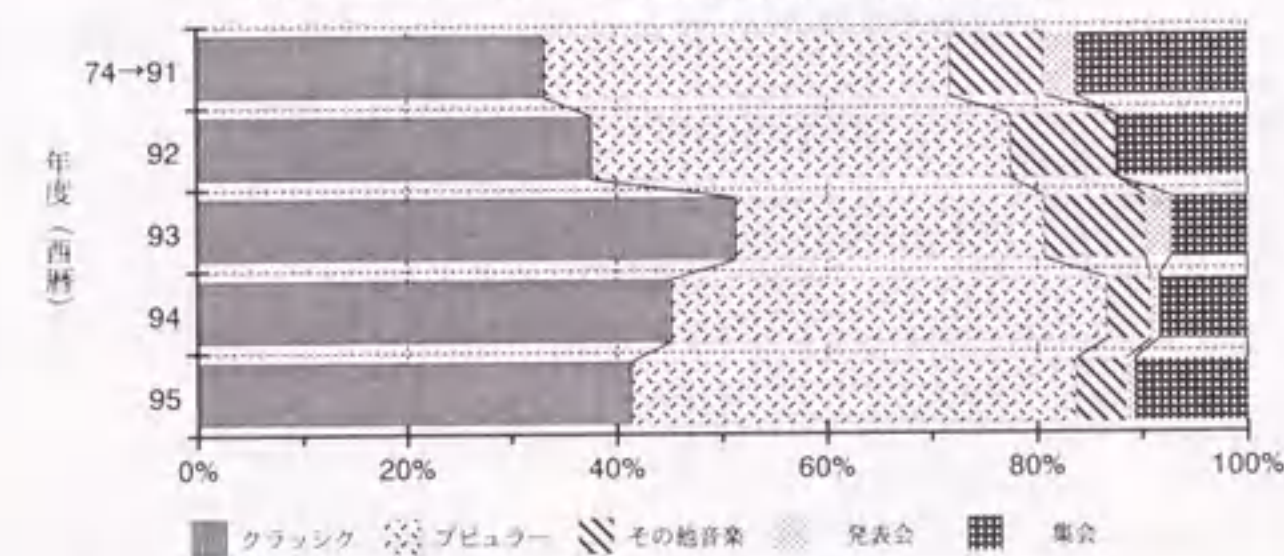
図7-4-7 自主事業の有無別提携先館



(出典)住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

図7-4-8は、ある音楽専用ホール（2500席、1974年完成）の完成から現在までの利用状況である。またここにはフランチャイズの管弦楽団があるが、93年度はメインのクラシックが多いももの、自主企画事業としてポピュラー音楽もクラシック並に公演している。稼働率は常に90%程度で、利用者数は若干増加している。また、地域住民のための集会等もその割合は多いが、自らの芸術活動を発表する発表会は総じて減少している。これは、毎年利用者へのアンケート等を通じてニーズをつかみ、それにあった演目を行い、必ずしもフランチャイズ化している管弦楽団の公演を一方向的に拡大しているわけではないことを示している。

図7-4-8 年度別利用目的別割合



(出典)神奈川県文化室「文化室事業の概要」97に基づき筆者作成

先にも述べたように、劇場自体のことは鑑賞者由来であり、事業の企画に当たっては、

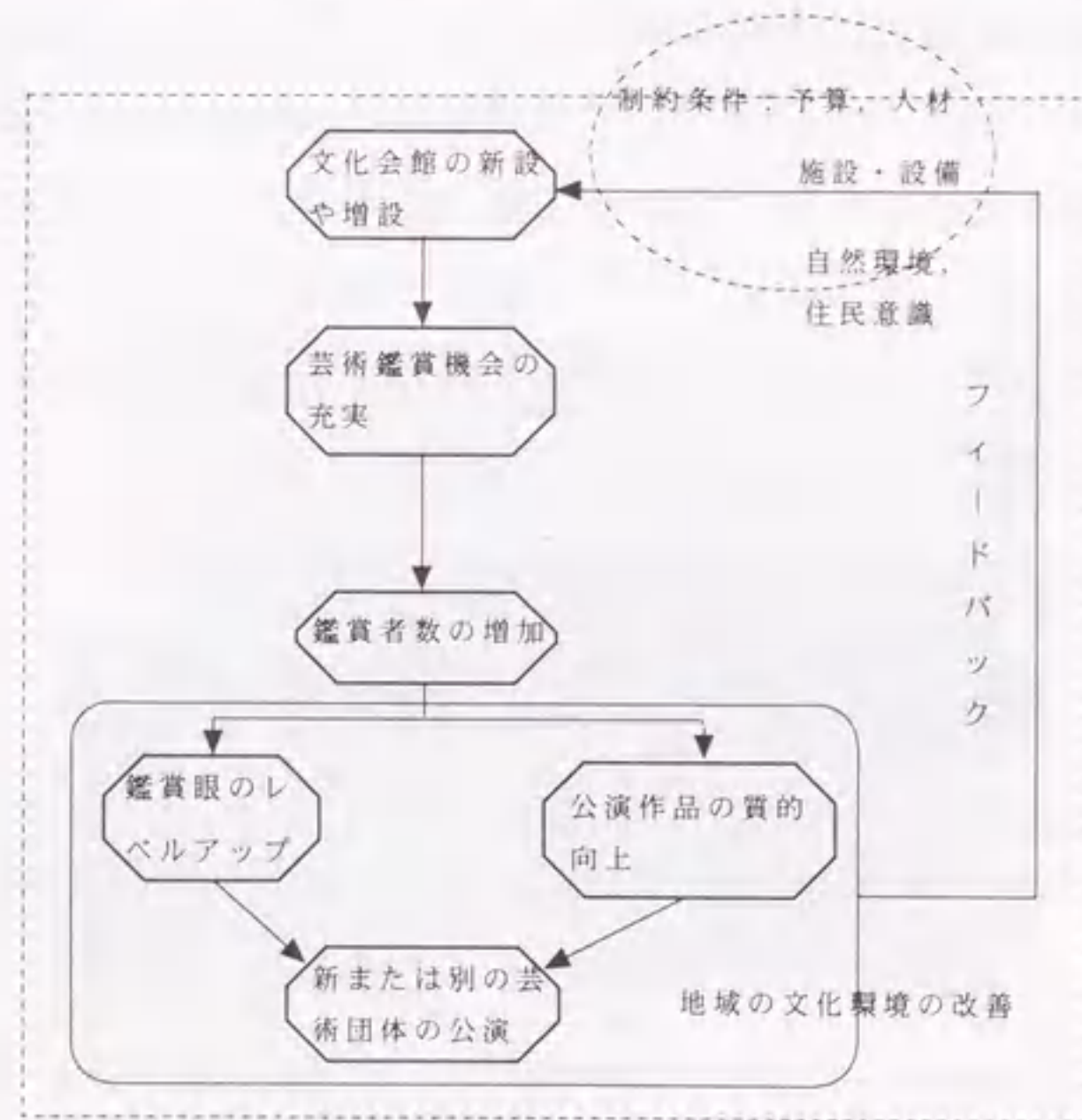
売り込み演目や公演頻度の高い芸術団体のことより、まず利用者のことを優先的に考えるべきであろう。

2. 今後の在り方

(1) 地域の文化創造拠点に向けて

地方の文化会館の機能は、①地域住民への質の高い芸術鑑賞機会の提供②地域住民の文化創造活動への支援に分類できる。しかし、この2つの機能はそれぞれ相互補完的であり、鑑賞機会の充実→観客数の増加→鑑賞眼のレベルアップと公演作品の質的向上→地域における文化環境の改善→新しい文化創造の動き→新ホールの開館や新しいまたは別の公演団体の増加→鑑賞機会の充実というように、①と②の動きは、それぞれ原因であり結果である。従って、拡大再生産にも縮小再生産にも向かうわけで、この環の中で地域文化を活性化するための手段は何かをよく考察しなければならない。即ち、それぞれの地域の実状に応じた制約条件下で、環の一つ一つの手段をいかに極大化するかである。

即ち制約条件：予算・人材・施設・設備といった短期的には一応動かすことが可能なものと地域住民の芸術への関心、自然環境等短期的には人為では動かすことが不可能に近いもの諸条件の一定下での目的関数：F = F（地域の文化環境）の極大化というOR問題でもある。



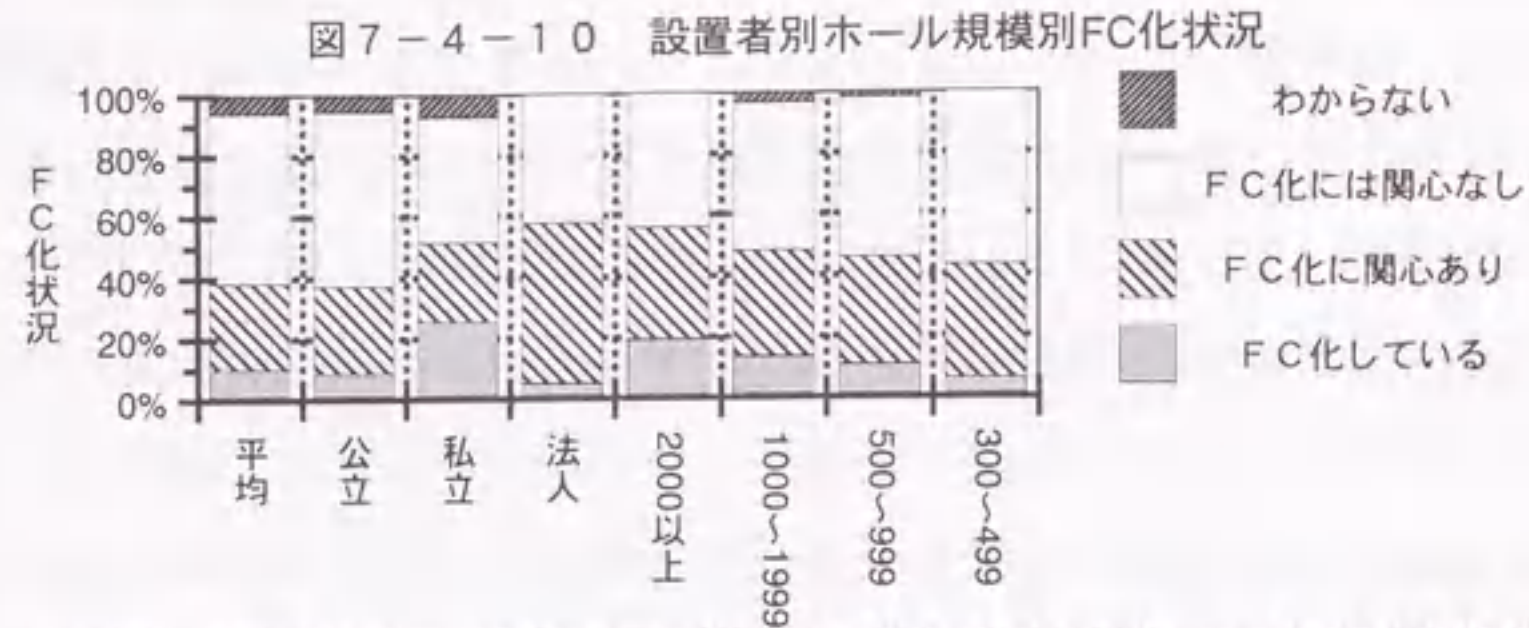
(注)野澤素子等「京阪神における劇場建設と地域演劇界の発展」『計画行政』96を参考に筆者作成

図7-4-9 文化会館を取りまく環境

その結果として、予算・人材・施設・設備の適切なる分配が、楽観的には一義的に決定されうるのである。その際、先の①と②は、地域の文化環境といった一つの因子に包含される下位因子であり、その因子は文化環境が①②それぞれ独立に存在しえない了解から、単なる和集合(①U②)より直積(①×②)に近いと思われる。

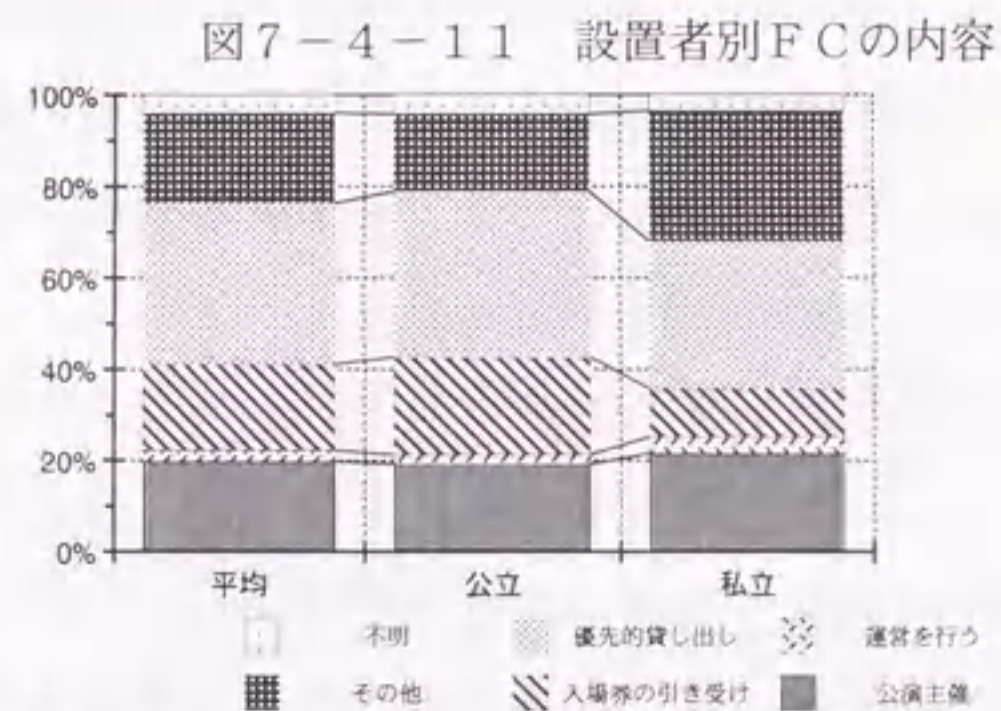
このように考えると、質の高い芸術鑑賞機会を増加させる芸術団体の招聘、創造等芸術性の向上を目指すのも、また地域住民の創造活動を活発化させるための発表会の開催やアマチュア等を構成員とする地域文化団体の育成も地域における諸条件を勘案して行えばよいことである。すなわち、理論的にはそれらは互いに矛盾することなく存在しうるのである。より平たく例を引くと、M芸術館が開館した際、新しい芸術文化を創造する専属芸術団体の利用と一般市民の利用とが会館の利用に当たって、コンフリクトをおこしたことがあったが、M市にとって、専属団体優先とするかまた一般市民優先とするか、その施設利用あるいは資金の提供は、市民側からみてM市の文化環境がどちらが高まるか考察し、判断すればよいことである。一方で、設計段階から地域住民や地元大学研究者、地域で活動している芸術家集団が参加し、運営に当たっても地域住民が積極的に関与している愛知県長久手町の「長久手文化の家」のようなよい例も存在する。神奈川県においては、長期計画(文化振興部分も含む)を策定するに当たって、知事や県庁担当部局がしばしば住民からのヒヤリングと文書による意見聴取を行っている。

このように、地域住民の意見を聴取する場の確保も行政側の説明責任といった観点のみならず、地域住民が一体で文化会館を運営していく意識の下、設置者側の住民との意見交換をすると同時に、受け身的ではなく積極的な働きかけを行う必要がある。文化会館はその地域の社会的存在であることを第一義に考えその利用者たる地域住民の考えを最も組み入れる必要がある。90年代に入りバブル経済下で計画された大型専用ホールが地方で完成しつつある。そのため、無理をしてでも東京並のオペラ・コンサートをという設置者の意図で、利用者の声も十分届かないところで、文化会館の利用形態が決まっている事例もある。慎むべきだろう。



(出典) 住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

公演する芸術文化団体と文化会館の利用形態として、①フランチャイズ制(以下、単にFCという。)②レジデント制が一つの流れとなっている。その状況をみると、公演団体がそこに恒常的に専属している②は例は少ないが、①はかなりの文化会館が行っていると思われる。その状況をみると、全体では約10%がFCである。特に、文化会館が公演団体の専門家とタイアップして、その運営等についてかなり助言を得ているのが通例である。



(出典) 住友生命総合研究所「我が国の芸術文化の動向に関する調査」93に基づき筆者作成

設置者別では、私立が平均の2.5倍のFC化で規模が小さくなるにつれて、FC化度と関心も少なくなっている。しかし、約半数の文化会館はFC化に対して関心もないし、現在FC化していることもない。

その内容をみると、単に優先的貸し出しが全体の1/3でホールが運営等まで行っているのは40館に1館と極めて少ない。FC化した芸術団体にとってレジデント型に近いホール側が運営等まで行っているのは、私立の方が若干多い。

FC化すると専門家からの助言・指導、他分野の芸術団体との交流も拡大するのが通常であり、今後の文化会館の活性化の切り札的な手段であろう。

(2) アーティスト・イン・レジデンスと今後の課題

次にレジデンス型を行っている文化会館は少ないが、その中で今後の問題点等を考えてみたい。

表7-4-1 アーティスト・イン・レジデンス型文化会館の問題点等の状況

名称	レジデンス団体	問題点等
S	音楽	町内より他地域からの入場者が多いので、地域住民にマッチしたジャンルとの齟齬 町内住民の大半は鑑賞した経験がない
K	音楽	鑑賞事業費の高騰による赤字の解消問題 鑑賞事業と創造事業との経費的アンバランス
M	音楽、演劇	地域住民の利用形態とのコンフリクト
W	音楽	地域住民が近くの大都市へ鑑賞しに行くことによる入場者の減少
A	音楽	近年の所得の低下による従来の鑑賞者に対する集客力の低下
O	演劇	公共施設として、安価な入場料設定のため、他の事業特に、住民参加型事業への圧迫がある
A	演劇	質の高い演劇を支援するためのさらなる舞台技術要員の養成のための経費や研修、その他スタッフの増員に伴う予算増
A	オペラ	専門技術職員の養成確保
O	音楽	質の高い音楽の提供と適正入場料の設定との間での事業赤字の解消

(出典) 文化庁「文化庁基礎資料集」に基づき筆者作成

問題点として、最も多いのは事業経費の赤字分の解消であろう。レジデンス型では、事業は確保されるものの集客力の相違により収入が上下するからである。年間の芸術団体の維持的経費はほぼ固定的に決まっているが、収入は入場者数に依存するからである。一方、公立の文化会館では住民への行政サービスの一環としての機能も文化会館が合わせ持つから、適正価格でしか入場料を設定できない。従って、事業経費が予定していた以上にかかるとその差額が赤字となって残る。そのマイナス分が他の事業、特に住民の文化創造活動への事業費削減となり、結果として住民参加型事業が減少することも考えられる。実際、そのような例も見られる。また、施設の利用形態における住民参加型事業との衝突もあり、レジデント型のみならず、FC化における優先的使用形態とも合わせて、芸術団体優先か地域住民優先かの選択がおきる可能性もある。しかし、先に述べたように、レジデントした芸術団体からの文化波及効果も考慮し、地域住民の利益になるよう利用形態も決定すべきであろう。

第7章第3節2(3)で述べたように、特に規模の小さい市町村立文化会館において、ボランティアを活用した文化会館活動が行われているが、そのボランティアの活用は、人材の不足を補完的に補う面が強く、本来のボランティアの正規職員ではできない活動を行うという趣旨からは離れている面も多い。文化会館においては、企画・運営・舞台技術等の職員が十分に揃っている中で、ボランティアによる相互協力的な活動があるべきで、公立のいわば行政が本来行うべき事務をボランティアに肩代わりさせるべきではない。それは、同章で指摘したように、ホール規模に比べスタッフの揃っている都道府県立、私立等の館では、相対的にボランティアが少ないことでもわかってしまう。

1995年1月の阪神・淡路大震災におけるボランティア活動の評価を契機として、自由な市民活動の働きの重要性が認識され、それを支援するための基盤となる制度構築としての市民活動促進法いわゆる「特定非営利活動促進法(NPO法)」が政府与党間や野党により法案が作成され、1998年に公布施行された。特に政府与党案では、活動の範囲として「まちづくりの推進」等7分野の限定していたが、NPOは法人格を有すること、公益事業には原則非課税、収益事業には営利法人並み課税と税制優遇措置も制度化され、ボランティア活動を行う上での隘路の法人格と税制優遇措置が一応整備されることとなったため、ボランティア活動推進の起爆剤に成りうる事が予想される⁷¹⁾。このような状況の中で、複雑化した社会の活動を行政のみが行うのではなく、多元的・多様な活動が必要である。本来、地域文化活動は住民発意による創造活動が中心になるべき事柄であり、ボランティア活動に馴染む部分が多い。地方の公立文化会館が、自由な市民活動としてのボランティア活動をいかに文化会館を拠点とする地域文化創造活動に取り込んでいくかが、文化会館の運営責任者の運営能力に関わっているといつてよい。

1999年2月に、NPO法により最初の法人に認定されたのは、北海道の「ふらの演劇工房」であり、社会福祉中心にその役割が期待されているNPOだが、文化活動との関わり合いが強いことが見られた。「ふらの演劇工房」は、脚本家の倉本聡氏が主催する富良野塾を支援する市民活動の中から生まれ、市民参加型の演劇公演や演劇を通じたリハビリテーションなどを企画してきた。

2000年度完成予定の市立富良野芸術の森劇場(仮称)の運営を受託することも協議中であり、公設NPO運営の劇場も誕生する可能性がある。

このように、NPO法に基づく地域住民のボランティア活動を活用した文化会館の運営も実際に行われつつある状況であり、そのためには認証する地方自治体の指示の明確化⁷²⁾

やNPOへの寄付の税制優遇措置が認められるべきであろう⁷³⁾。

さらに、文化会館側として、先の文化庁報告にもあるように「地域文化振興の中での文化会館の位置づけの明確化」を図り、その運営企画を住民主体・主導にするのも一法である。さらに、住民グループ、NPO等に運営等を任せたり、あるいは参画させ、行政側はその管理が適切かどうかを判断し、公共性・公益性を担保するに止めることや文化会館の責任者(あるいは専門職員)が演ずる芸術グループと地域住民とのコーディネーター機能をもつこともボランティア活動を文化会館に取り込んでいく方策として考えられる。

第5節 美術館と地域社会の関わり

1. 地域社会と美術館

(1) 美術館設立と地方自治体

美術館の内、最近増加が著しい公立美術館は、住民の行政ニーズへの対応といった関係上、住民に最も近い市町村立の美術館ほど地域住民との関連が深くならざるを得ない。すなわち、地域社会に存在する美術館として、地域住民との交流がさかんに行われる必要があるし、また設立の経緯も地域社会のためという目的が濃厚であろう。従って、市町村立美術館は地域の個性をコンセプトに美術館を設立するケースが多く、具体的には当該地域出身または関連の深い芸術家の作品や当該地域を描いた作品が多く収集展示される傾向がある。一方において、作品が希少で我が国国民の好きな印象派の作品などよりも、作家が存命中で比較的手に入りやすい現代美術作品が多く収集展示される場合もある。

最近では減ったが、一時期観光客誘致のためや地域振興のために文化施設を作ることが流行した。美術館もそのような状況を受け、地域振興が盛んに提唱された1980年代から90年代当初に設置された館が相当数存在する。この場合、美術館自体の個性を出そうとし過ぎたため、地域と縁もゆかりもない作家の作品を無系統に収集したり、美術館のコンセプトが明確にならない内に建物だけを整備し、コレクションに困るといった事例が散見された。また、旅行に興味ある一部特定の年齢層を狙うことも行われ、バブル経済終焉の後旅行者たちが寄りつかなくなり入館者が極端に減少したのもある。

特に公立美術館においては、国立や私立と異なり、設置者側の横並び意識、流行に乗り遅れまいとする意識、地域振興・開発のための意識等が美術館のコンセプトを曖昧にし、市町村立でありながら、地元住民はほとんど利用しないという傾向を生み出す危険性がある。

このような状況下で、1990年に開館した茨城県水戸芸術館は市長の意思もあって、收藏品を持たない現代美術の企画展・特別展のみで美術館の運営を行うというコンセプトを明確にしている。今まで、長沢英俊、タレル、クリスト、ボルタンスキー等のそうそうたる現代作家の美術作品を企画展として展示してきた。また設計者の意向により、特定の作家の作品しか展示しない(他の美術館では展示しない)という考え方の下、世界に一つしか存在しないという美術館を設置した町もある。

(2) 地域社会との関わり合いの状況

美術館の地域社会との関わりにおいては、地域住民へのきめ細かなサービス活動が重要であり、まずそのことから分析してみよう。

公立美術館の場合、地域住民に利用されやすい環境を作るためには、休日や閉館時刻の延長や障害者・高齢者への施設面での配慮が不可欠である。

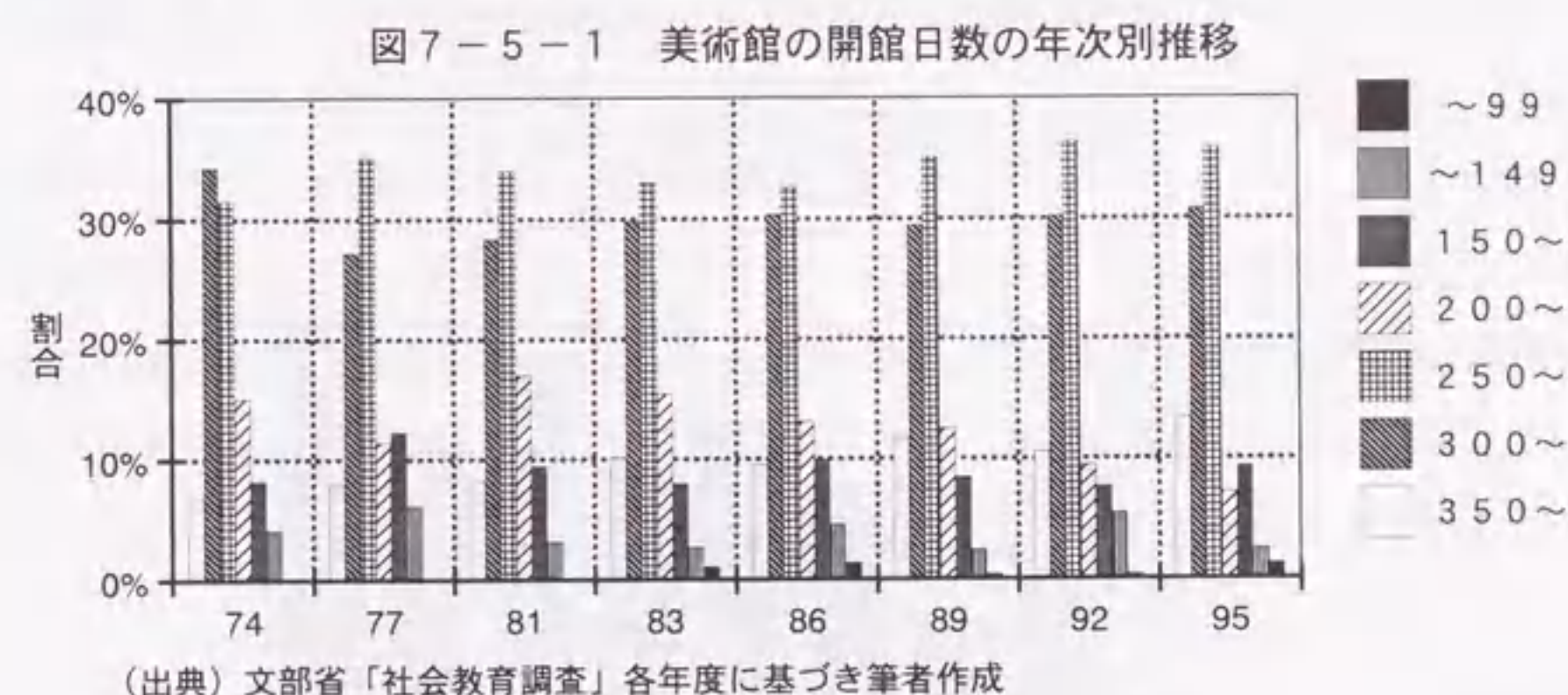
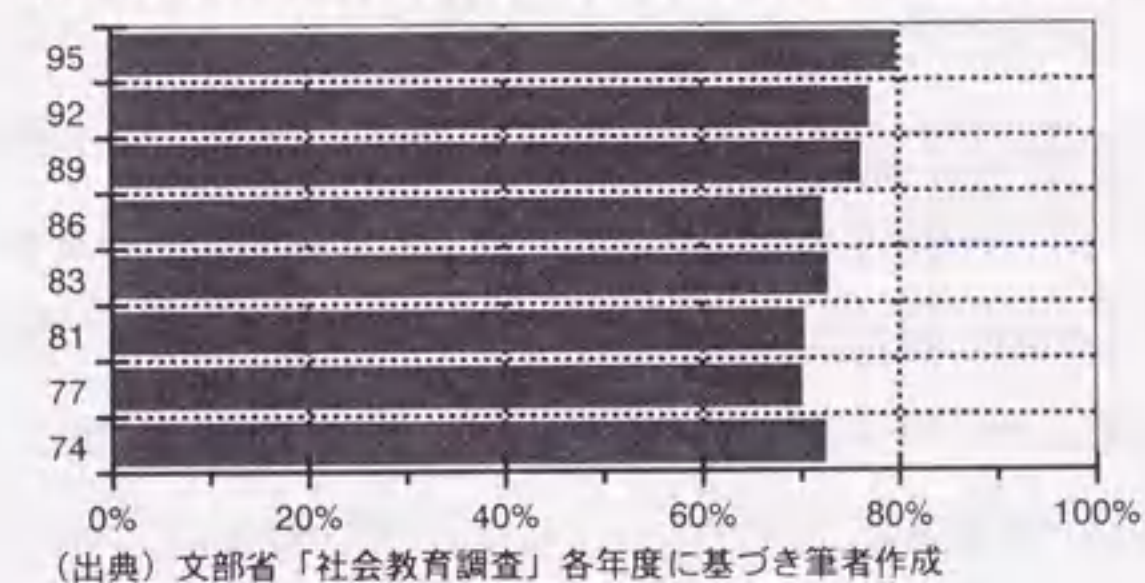


図7-5-1に時系列別に美術館の年間開館日数別割合を示した。これをみると、調査データの存在する最近約20年間の間に、年間開館日数が350日以上でほとんど年間を通じて開館している「休みなし美術館」が増加している。一方で、149日以下の開館日数の美術館は、増減はあるもののほとんど変化していない。83年に減少したものの、86年は以前のように増加している。

図7-5-2 年間250日以上開館している美術館の割合の推移



公立美術館では、1年間の内、150日未満という(3日に一度しか開館しない)ことは通常考えられないので、これらはほとんど私立の小規模な美術館であろう。この間に小規

模私立美術館が増加しているの、職員数と関係上、年間の開館日数を多くとれない美術館が存在していることによる。データの制約上、設置者別の開館日数はわからないが、開館日数を250日で区切ると、それ以上開館している美術館は主として設置者にかかわりなく大規模館といえよう。

図7-5-2に見るように、250日(年間の約2/3)以上開館している館の割合は、92年で8割弱であり、調査期間の18年間で多少の増減はあるもののほとんど変化がない。

図7-5-3 年間開館日数の年次別推移

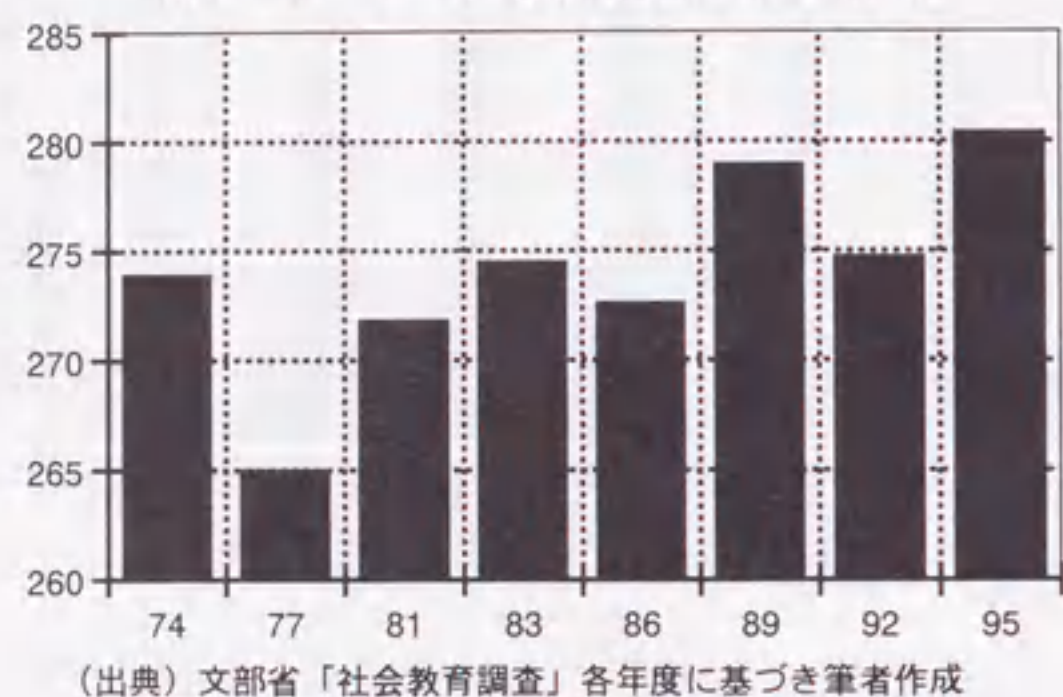
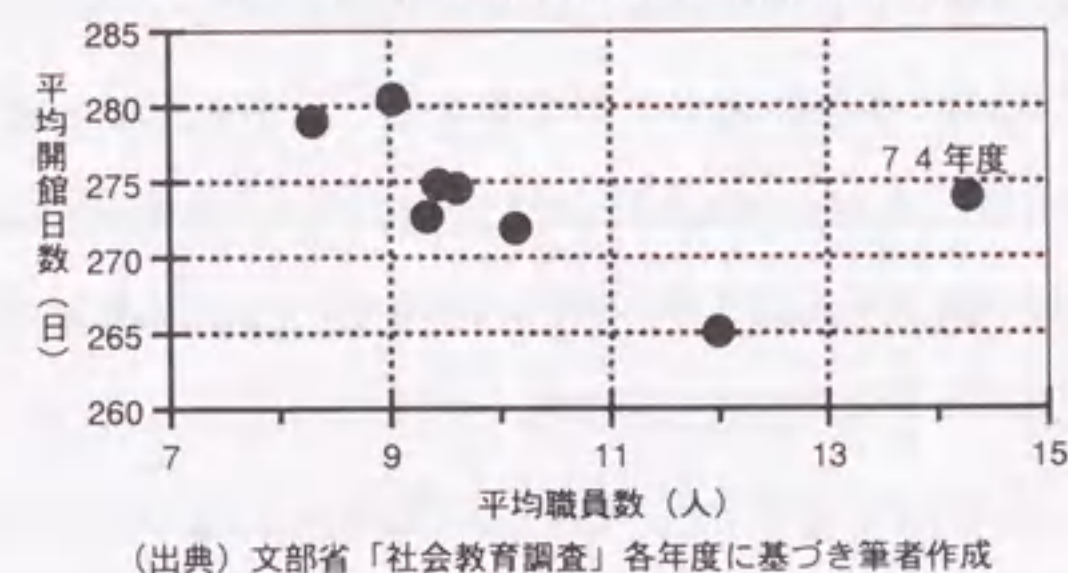


図7-5-3に見るように、平均開館日数においても、270日前後で推移しているが、若干増加傾向が見られる。

このように、美術館の開館時間からみた地域住民へのサービスは最近の20年間でほとんど変化がなく、他の窓口の行政機関が窓口時間を延長したり、銀行・郵便局等の金融機関が取り扱い時間を延長している中で、美術館は蚊帳の外といった感じがする。

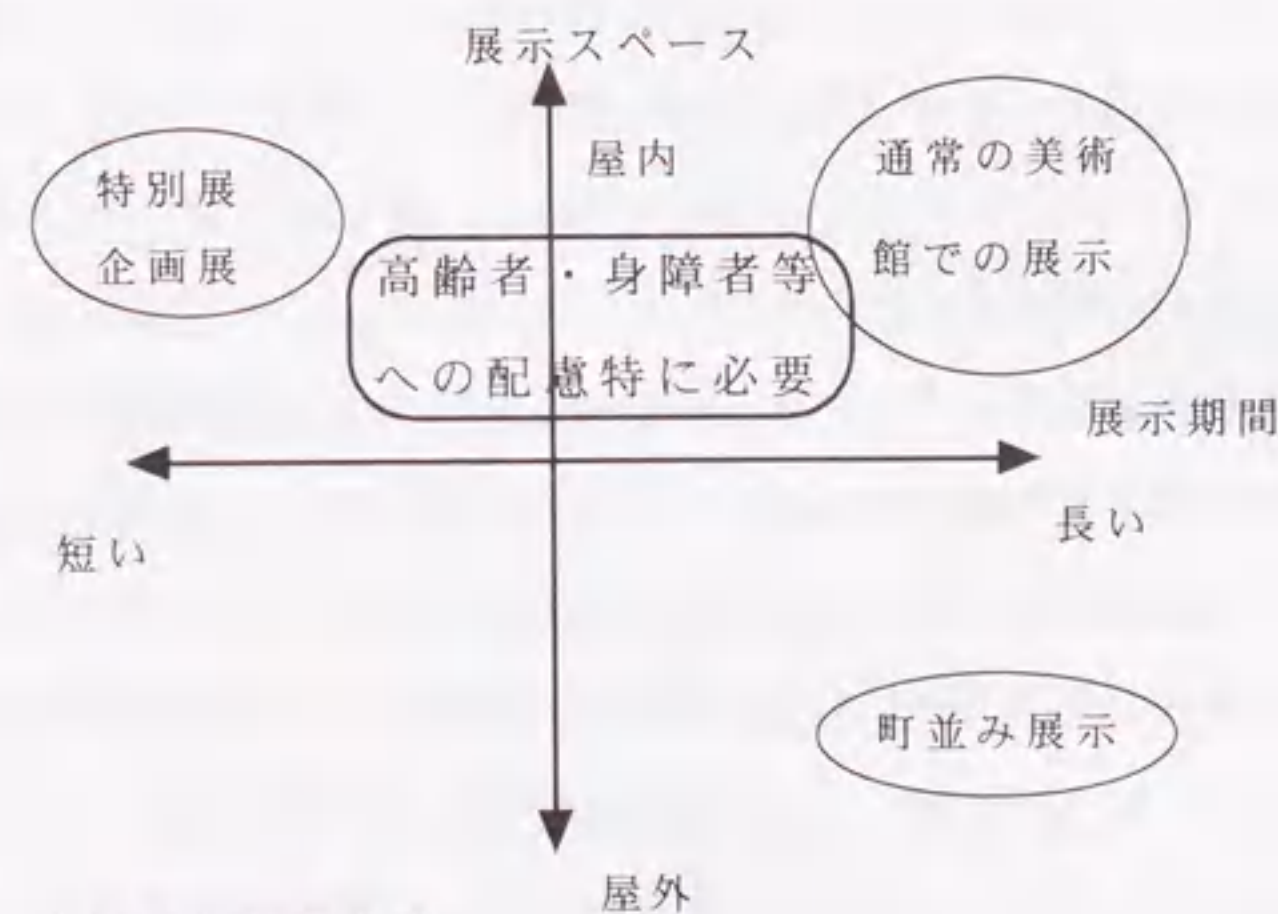
美術館の平均職員数を(正規職員+非常勤職員×0.5)として積算し、美術館1館当たりの平均職員数と平均開館日数との相関を示すと図7-5-5の通りである。右上の74年度を除くと、ほぼマイナスの傾きを持つ一直線上に載っており、平均職員数は減少傾向に対して、開館日数は増加傾向にある。少ない職員数でできるだけ利用者サービスを行おうとする姿勢が見えるが、今後は現在の職員が大幅に増加しない限り、開館日数の増加は期待できず、公立美術館においても鑑賞機会を通じた地域との交流を進めるのに隘路となる。逆にいうと、現在の職員数でギリギリの住民サービスを行っているといえるのではなかろうか。

図7-5-5 平均職員数と平均開館日数の相関



(3) 高齢者・障害者等に配慮した施設づくり

近年の高齢化社会の到来を迎えて、美術館を利用する人たちにも高齢者が増加している。また、障害者も従来のように家に閉じこもることなく、外で交流を図ることが重要になってきており、今までのような健常者を利用者とする施設づくりは時代遅れとなっている。



(出典) 筆者作成

図7-5-6 美術館が必要とされる高齢者等への配慮イメージ

とりわけ、地域の文化的中核施設としての機能を果たす美術館は、体の不自由な人たちへの配慮はおろそかには出来ない。1993年に観光協会が行った調査⁷⁴⁾でも障害者の1/2が「美術館を始めとする博物館を利用した」と回答しており、そういった根強い需要に対しても美術館は対応することが求められる。

今までの美術館の対応状況は、エスカレータ、エレベータ、スロープの設置、車椅子の貸し出し等であり、美術館活動の最も基本となる鑑賞活動の主体となる観察といった点で

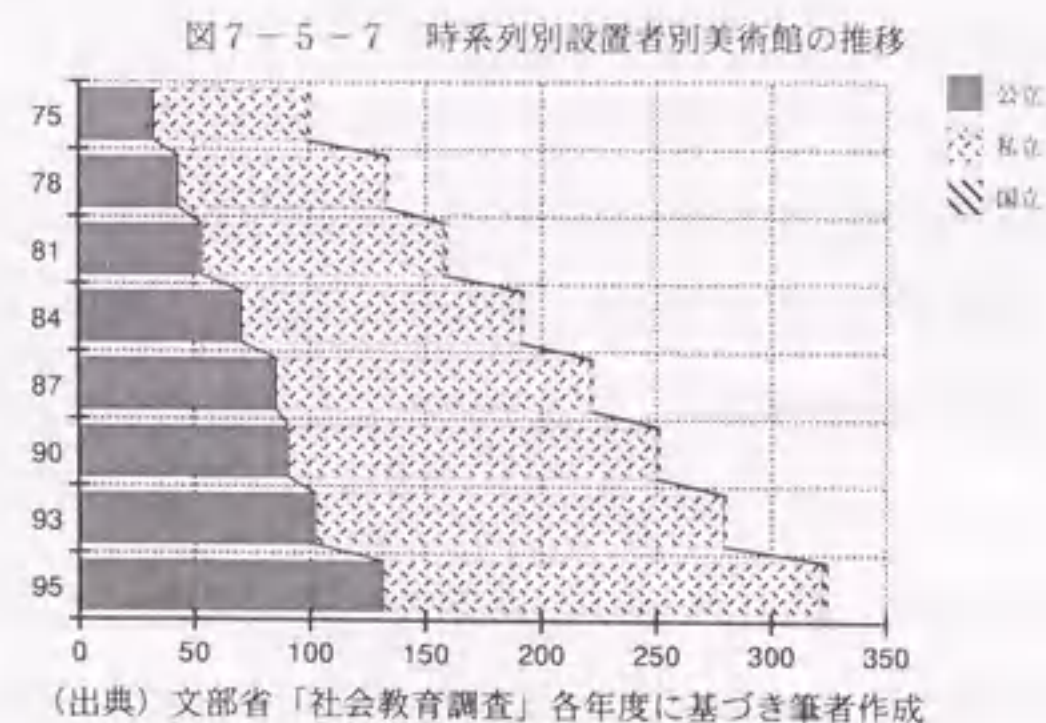
は健常者と障害者等を識別していない。すなわち、視覚障害者が美術作品を鑑賞出来る機会はほとんどなく、録音による解説が行われるのが通常である。京都竜安寺の石庭は視覚障害者のために模型を作り、それに触れることにより、石庭の感覚を理解してもらっているが、今後触れることの出来る美術作品の展示や、触覚専門美術館の創設が必要となろう。我が国でも名古屋市美術館、三重県立美術館などの一部の館で、触覚を利用した鑑賞機会の確保が図られている。

展示とは、単に美術作品を見せるということではなく、その作品を創造した作家が持つコンセプトを作品を通じて理解することにあり、作品を視覚を通じて理解するか、聴覚や触覚を通じて理解するか多面的な感覚器を通じて理解出来るよう、今後展示方法を考えるべきである。こういった地道な活動を通じて、地域社会の中の文化施設として、美術館が機能を果たすことが期待される。地域振興とか町づくりといった観点からのみならず住民の求めに応ずるといった地道な姿勢がまず欲しいところである。

2. 地域振興から見た美術館の在り方

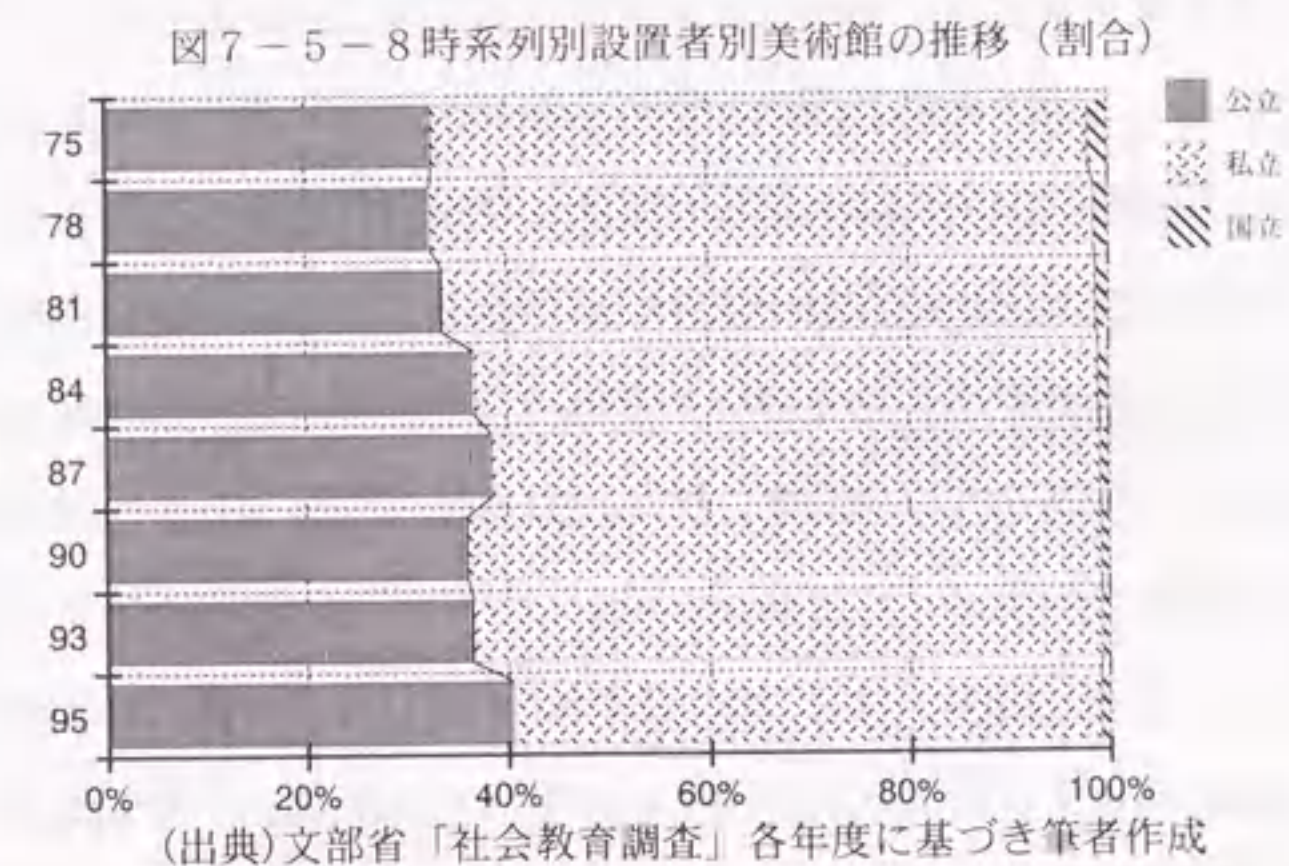
(1) 地域美術館の状況

1980年代から地域振興と絡めて、文化施設を設置しようとする動きが盛んとなった。文化施設を核に、利用者の来訪を地域経済の活性化の一助とし、あるいは文化施設自体を地域アイデンティティ形成のために活用しようとしたのである。こういった考え方はかなり古く、1930年代の我が国伝統文化を強調する運動の中で、各地に国策的な地域振興と関係して、例えば「郷土博物館」として設置されたが、その後敗戦とともに、これらの博物館は転換したりしてその存在意義を失った。



その後、高度経済成長時代に一部の地方自治体で美術館を含む博物館が設置され始めた。特に、1970年代の地方の時代の流れの中で、大都市圏やその周辺地方自治体からの「行政の文化化」の提唱により、各地に文化施設が作られ、その一つとして美術館も対象となった。また、文部省や自治省も補助金や地方交付税等で地域に文化施設を整備することを支援したため、1970年代後半から美術館等の文化施設は増加していく。そして、バブル経済下での予想外の地方自治体の税収入の増加と社会における美術ブーム(鑑賞というより、投機として行った事例も多いが)、生涯学習社会の到来による鑑賞者層の増加が美術館建設への拍車をかけた。

図7-5-7に見るように1975年から約20年間の間に、美術館数全体の伸びは2.78倍となっているが、公立は3.12倍、私立は2.67倍であり、公立美術館の伸びが著しく増加している。特に、図7-5-8により、前調査時に対する伸びを時系列的にみると、74年から78年と84年から87年に掛けての伸びが30%を超えるなど非常に大きい。私立美術館は75年から78年の伸び35%以外は、その後の15年間において年間算で毎年4%強から5%程度順調に伸びている。公立美術館が75年から78年にかけてかなり伸びたのは、先に述べた「行政の文化化」運動による「文化先進地方自治体」による美術館設置ブームと無縁ではないだろう。地域社会における展示文化施設のモデルとされる平塚市博物館も1966年の文化センター基本構想から10年間を経て、76年に開館している。次いで、81年から84年にかけての増加は地方自治体の地域振興、行政の文化化の広がり、税収入の増加、国の支援、生涯学習社会の到来等の美術館設置にとっての良好な環境条件が生じたこと重なっている。



公立美術館の著しい伸びは、我が国美術館全体に占める公立美術館の割合を増加させるとともに、美術館同士が似たり寄ったりという状況を生み出した。そして、展示企画や調査・研究に当たる学芸員の必然的増加も生み出したが、近年の行財政改革により1館当たりの学芸員数は減少傾向にあること、また多様な利用者の欲求の充足やマスコミ等との数多い共催展の開催が学芸員の疲弊化に繋がっていることは次節に述べる。

(2) 地域社会とともに歩む美術館

美術館の機能は、「収集・展示」「展示・公開」「調査・研究」「教育・普及」の4分野に分けることが出来る。また、最近では展示内容や美術館のもつコンセプトが理解されやすいように、情報提供あるいは教育・普及の一形態としてミュージアム・グッズの販売が行われている。しかし、後者は入場料収入の不足を補うという面も存在する。

この4つの機能のうち、地域社会との関係においては、設置者ないし設置目的別により粗密をつけられる。まず国立美術館やそれに相当する大規模・中核美術館では、収集作品や展示内容もその館が設置されている地域との関係をあまり考慮せず、かつ調査・研究も学術的なものが中心となろう。

一方その反対の極に位置する地域美術館では、設置根拠の条例等に「〇〇地域の教育、文化の振興のため、〇〇地域の文化について実証的に研究・調査し、これらの成果を展示、普及し、〇〇の文化の向上に寄与する」と記載されるのが通常である。従って、その設置の枠内での活動になるから、当該地域の広さや規模にもよるが、地域社会との関連はかなり濃厚である。これは、当該地域の納税者によって設立されている関係上当然のことでもある。また、条例等には明記されないが、設立当初から観光目的あるいは観光資源として設置される場合がある。この場合、当該地域の経済活動や地域アイデンティティの形成が美術館に期待されるわけであるが、その目的が美術館機能に大きく影響を及ぼす。

すなわち、美術館には大学共同利用機関のような純粋に学術機関として設置され、展示・公開活動を行うが、調査・研究機能の比重が大きい館もあるが、地域美術館ではそういった活動は希薄となり、設置者側が美術館に対して入場者数や展覧会開催数を多く期待するようになるため、機能として展示・公開機能、さらにエンターテインメント性を帯びるようにならざるを得ない。つまり、アミューズメント・センター的機能を果たすよう期待される。

特に、地域開発と一体に企画された美術館では、私企業の娯楽施設と一体になったものや私企業施設が採算等の関係で設置出来ないため、公立施設が設置される場合もあり、そ

の際に入館者に入館時間中いかに楽しんでもらうか、過ごしてもらおうかという観点から展示等が行われる場合がある。もちろん、海外の美術館と比べ、我が国の大規模美術館では美術鑑賞活動をあまりに高度に捉え、美術館側も権威主義的になっている批判がないわけではない。そのため気軽に美術鑑賞を楽しんでもらうことは重要なことではあるが、本来の美術館としての機能から逸脱し、全くの娯楽施設となってしまうのでは問題である。

観光地において設立されている美術館では、ミュージアム・ショップに観光みやげ物(温泉馒头、中華馒头等)まで置き、近所のみやげ物屋と区別出来ないような品揃えが見られることもあり、こういった事例ではミュージアム・グッズの本来の目的(教育・普及や情報提供、展示への理解促進)を忘却している行為といえよう。

現在の美術館においては、単なる押しつけ的な展示活動から利用者の適格なニーズをつかみ、それを展示に反映させるという行為が特に地域美術館では必要である。いわば市場調査活動であるが、ミュージオロジー(Museology)が発展していない我が国では、その活動も関心ある個々の職員によって細々と行われているに過ぎない。

マーケティング学によると、市場への働き掛けとして、①市場構成を区別することなく、商品を投入・販売する、②市場を構成する個々の層のニーズ毎に、きめ細かな商品を投入・販売する、③②の発展形態としてもよいが、特定市場のうち、類似市場をまとめてそれに併せて商品を投入・販売する、の3形態に分かれる。これを「美術館市場」に当てはめると、総合展示美術館は①の形態に、私立に多い特定の作家の作品展示や特定のテーマの下に展示を行っている美術館は②に、一時流行した印象派関係の展覧会とか「引っ越し展示」というのは③に相当するといえよう。

美術館では、多くの入場者を期待するため、また通常展と異なる展示を行うため、企画展・特別展として、②③の展示活動を併せて行う場合もある。そのためにも、美術館側が利用者のニーズを適格に把握する必要があるが、実態は、企画展・特別展等でアンケート調査が行われている程度である。ある複数の地域美術館の例をみると、「観光」目的は2人に1人程度で、当該県域以外からの入場者は4人に1人、設置自治体内の入場者は10人に1人程度であった。これを見る限り、かなり県域を超えた入場者が来訪していることが解るが、経済効果が上がっているかどうかについては継続的調査が必要であろう。

地域美術館では、その延長として野外展示、特に景観と一体になった彫刻を中心とした美術作品展示が行われることがある。また、ジョルジュ・リビエール、ユーク・ド・バラン等によって提唱された「エコ・ミュージアム(Ecomuseum)」構想を念頭においた地域文

化施設として建設されている事例も存在する。これは、「Eco」が環境生態を意味すると同時に経済をも意味すると捉えられるので、地域開発と絡めて議論されることがある。本来は地域の伝統的文化や環境の保存を基本に、住民に対してその文化環境全体を理解して地域の将来について考えてもらおうとするものである。実際には、地域の文化を展示・保存、調査・研究する中心施設を置き、その周辺に地域のもつ文化、環境資源を分散施設として設置し、その間をネットワークで繋ぎ一体として施設を運用している。しかし、エコミュージアム先進国のフランスでも地域住民の積極的参加が少ないなど、今後の課題が多い。

最後に今後の地域美術館の在り方を模索する上で参考となりそうないわゆる「元気のよい」美術館の事例を表7-5-1によってみよう。

表7-5-1に掲げるように、共通していることは、①コンセプトが明確であること、②そのため、企画展・特別展のみを行っている美術館もあること、③収集作品の高額化を避けるため、比較的入手しやすい現代作家作品が多いこと、④観光地に所在している美術館もあるが、観光に利用されているのではなく、むしろ観光から一線を画していること等が特徴として挙げられよう。また、コンセプトの明確化は設置者の判断とともに学芸員の力量に負うところが大きいので、優れた美術館となるには優れた学芸員を雇用する必要がある。

いずれにしても直接地域開発の一環に埋没することなく、小規模ながらも美術館としての本来の姿勢を全うすることが、結局利用者の評価に繋がり、それがひいては地域振興に貢献するものと思われる。美術館を地域振興の核と考えるなら、短絡的、短期的結果を求めず、対極的かつ長期的視野に立つことが必要である。今まで、地域美術館はそういった短期的な効果を期待されたり首長の政治公約としてハード中心に建設されてきた経緯があるだけに、美術館独自の「らしさ」が特に求められることを強調しておきたい。

表7-5-1 ユニークな地域美術館の状況

名称	コンセプト	展示内容	情報提供	備考
H	利用者に身近に美術を	現代美術	インターネット ホームページ 動画、音声、会話可能 データベース バーチャルシステム	全て職員の手作り
T	著名作家作品より質の高	近現代美術	展示教育重点	意図的に作品は少な目 展示期間も長め 観光地に所在 常設展中心
I	観光地だからこそ 時間的贅沢さを提供	地元出身作家中心		歴史あり 企画展のみ 企画展のみ
S	中堅作家の発表の場提供	邦画、洋画の第一線 で活躍中に作家		季節感を出す展示 古い和風建物を利用 触れること可能
Y	直接作家から購入する	特定邦画作家		現地で購入 美術教育熱心 アトリエ、工房付置
M	著名作家より知られてい 作家を	現代美術	巡回展	地方の小都市に設置 国際的研究機能の充実
S	注文制作 地域ゆかりの作家	彫刻		
H		東洋陶器と浮世絵	歴史的系統的 美術教育に配慮	
N	風流への関心の向上	茶道・能具	展示スペースを利用する 広さに限定 作品に畏敬の念を 美術館全体で雰囲気 醸し出す	旧宅活用 旧宅も展示品扱い アトリエ活用
A	自然と融合する	民芸品		
K	作家の意思の尊重	作家の遺品を中心と した作品	利用者への理解し易さ	
H	常設展で訴える	印象派	利用者への理解し易さ	大胆な設計だが、威圧 感を与えない配慮
H	地元作家を理解する	特定作家	此方への配慮 講演会熱心	代表作品にちなむコ ンサ ト

(出典) 文化庁「特色ある文化施設事例集」98に基づき筆者作成

第6節 美術館政策の課題と展望

1. 美術館の機能と質的整備

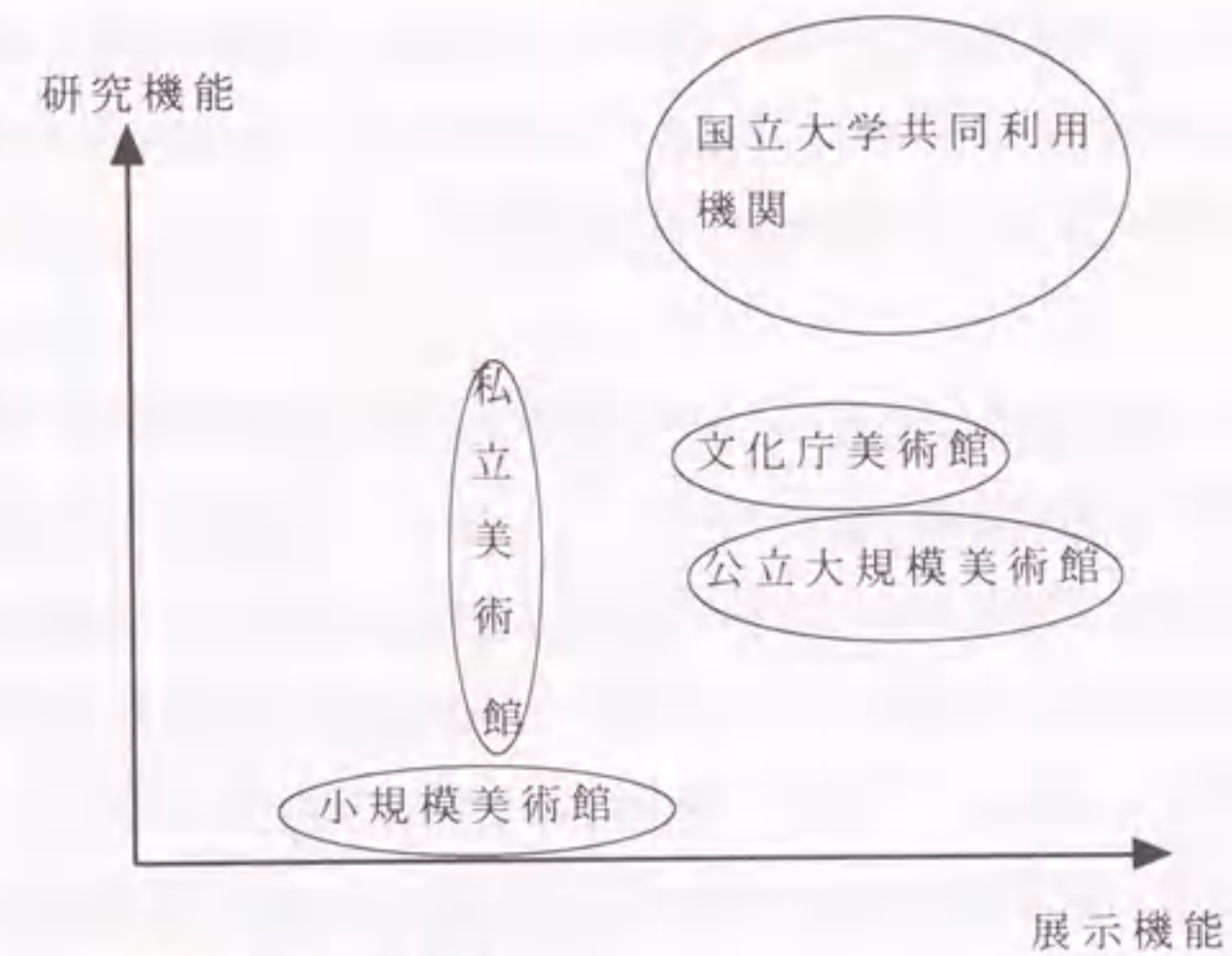
(1) 美術館の機能とその役割

美術館は、博物館法により規定されている。博物館法では「国民の教育、学術及び分化の発展に寄与」することが目的とされているが、機能として、研究・調査活動は一般的には付随的に行われているのが通常であろう。博物館のうち、特に美術作品の収集、保存、展示を行っている施設を美術館といているが、そのため、その対象となる作品、資料の範囲により、美術館の定義はかなり曖昧である。従って、ここでは法的枠組みからではなく、その実態として、すなわち利用者サイドから見た美術館を念頭におきたい。

例えば、国立の美術館は文化庁付置以外に、文部省付置、国立大学共同利用機関、国立大学付置、文部省以外の施設に分類出来ようが、国立歴史民族学博物館のように、展示資料によっては、利用者からみると美術館とも見える施設もある。国立大学共同利用機関や国立大学付置の美術館は、学校教育法を受け、大学の一組織であるから研究及び学生に対する教育を行っている。従って、市民への展示活動はそれに伴う付随行為であるともいえよう。一方、国立西洋美術館のような文化庁付置美術館は、展示活動にも力を入れており、その展示活動に伴う資料収集や資料研究を行っているように、展示活動が主体であっても、それに遜色ないくらい研究・調査活動を行っている。また、大規模な公立美術館も最近では専門的な職員が増加しており、展示活動だけではなく、研究機能も充実してきている。

さらに、その他の国立美術館も当該専門分野では、かなりの研究業績が積み重ねられているし、企業・個人が設立した美術館もユニークな活動を行っている館も多い。一方で、最近増加の著しい公立美術館では、特に小規模館を中心に展示活動がやっという美術館も少なくない。

このように、美術館と一口でいってもその活動内容は千差万別で、一括りにはできない。これをイメージとして図7-6-1に示す。



(出典) 筆者作成

図7-6-1 展示・研究機能でみた美術館

(2) 美術館の機能の充実

最近、バブル経済下において企画された公立大型美術館が相次いで完成しているが、経済活動の低迷による税収の落ち込みにより、その運営費や今後の作品購入費が十分でない美術館が多くなっている。特に、多額の建築費や作品購入費（例えば、東京都現代美術館では、建築費450億円、当初作品購入費70億円である）が議会を中心に問題にされ、また税負担者への説明義務（アカウンタビリティ）の流れとともに、市民や利用者には「役に立つ」美術館として活動することが期待されている。これ自体は公立施設としての性格上、望ましいことであるが、我が国においては展覧会の成功・失敗を観客動員数で測ることが通常であり、そのため展覧会の企画を行う学芸員数の不十分さと合わせ、学芸員の屡々やる気やその企画能力の減退を招いている。

1950年代に至り国民生活が落ちつくと、戦争による心の荒廃による芸術鑑賞の欲求が国民の間で強まり、美術館としてもそれに対応せざるを得なくなってきた。しかし、当時文化行政といえる程のものではなく、文化関連予算も微々たるものであったため、公立美術館は新聞社等のマスコミやデパートとの共同展覧会を企画し、美術館側から積極的にアプローチした。また、マスコミも自らのピーアールと文化催事も一つの事業にしようとしたため、経費は共催相手持ち、開催準備や作業、開催場所は美術館持ちといった役割分担で、海外の著名な美術作品が我が国に貸し出され、美術鑑賞に飢えた国民のニーズを満た

した。その際、共催相手は広報的活動と理解したため（これは、税制とも多く関連する）、多くの展覧会では出来るだけ多数の市民に鑑賞してもらうため、かなりの入場券が発券された。そして、広報の性格上、入場者数をいかに動員するかが展覧会成功の大きい基準となった。

このことは、広く国民に従来であると写真や模写等でしか鑑賞出来なかった著名作品を鑑賞させる機会を与え、鑑賞者層の拡大に繋がるというメリットはあったが、鑑賞とは名ばかりで、実際は立ち止まらず見るだけという悪しき慣習を植え付け、美術館側も本当に質の高い物を提供するということから、受けやすい物を展示するという考え方が強まり、またそのことが展覧会企画要員の学芸員の企画能力の低下を生み出すこととなった。

その後のバブル経済下では法外な対価で海外の著名美術館の「引っ越し展示」が行われた結果、現在ではその対価の影響で、著名作品の貸し出しが困難な場合も生じてきている。

さらに、先ほどの公立文化施設の性格としてのアカウントビリティと税収入の落ち込みによる運営費の低減と合わせ、入場者数を増加させ入場料収入を図ることが、現在の公立美術館管理の大きい課題となっており、美術館本来のもつ機能から娯楽的な機能を付加する美術館へと変容しつつある。

これは、イベント的な展覧会にするかまた学術的な展覧会にするか、調査・研究はほどほどに、展示活動を重点化するかという問題であり、その人員・運営予算・施設により変わるであろう。しかし、美術館に設置者別相違や設立の経緯があり、またその規模も一律ではない。総合的美術館もあるし、個人がひっそりと開設している極めてコレクションマニア的美術館もある。そういった美術館がもっている性格を外して、一律に調査・研究機能を付加させる必要もない。もともと、美術館とは、展示機能が中心であったのだから。

美術館の運営に直接当たるのは、学芸員の名の専門職である。俗に学芸員次第で美術館がよくも悪くもなるといわれる。その職務は幅が広く、日常の作品管理業務から、展示企画、それに伴う利用者等への教育、その活動の裏付けや深みともなる日頃からの調査・研究業務などがある。欧米での Curator(キュレータ)の概念を我が国に持ち込んだといわれているが、現在欧米ではその職務の機能化・分担化が進み、我が国の学芸員のように、よく言えば幅が広い、悪く言えば何でも屋とは相違し、調査・研究と展示企画及び対外的交渉業務がキュレータの職務として行われている。その中でも、調査・研究活動はかなり重要視され、権威のあるキュレータの鑑定業務は美術市場や美術行政の中で高い位置づけがされ、美術に関連する研究も大学よりむしろ美術館に負っていることの方が多い。

もちろん、大学との人的交流も盛んに行われており、我が国のような学芸員としてのやや閉鎖的な社会が形作られることも少ない。そういった環境が美術館の質の高い調査・研究活動を支えており、我が国も美術館の調査・研究業務面のシステム改善が必要になってくると思われる。

2. 機能面における課題

(1) 学芸員の専門職性

現在の美術館の展覧会特に共催においては、それが学芸員の能力を消耗させ、企画能力のアップに繋がりにくいことを述べた。また、学芸員の性格が、博物館法上「専門的職員」とされ、「専門職員」と規定されていない。この規定からみると、専門的活動に従事する以外に、管理的業務もこなさなければならないとも読み、学芸員本来の持つ高度な専門性を弱めていよう。我が国の学芸員にあたる欧米のキュレータは、最近高度に専門化が進み、調査・研究及び展示企画に限定されつつある。

1970年10月の第18回全国博物館大会において、文部省は「博物館設置運営に関する基準(案)」を示し、審議の参考に供した。その際の審議を踏まえ、「望ましい学芸員の規定」を要望したが、それを見ると、学芸員はまず職務として、①資料の収集、保存、展示に伴う調査研究、②運営管理、③教育普及活動等となっており、②の運営管理業務を展示業務と読みかえれば、欧米でのキュレータに近い。また、身分として研究職であると規定し、資格、経験等に応じて3クラスに分類するとしている。また、研究者としての活動を保証するため、文部省科学研究費補助金の交付申請資格を有するとした。

仮に、学芸員の職務が本来は研究職で、併せて展示業務を行うことになれば、美術館の調査・研究業務も人的制度面からその位置づけが明確になろう。今のところ、その考えはないようで、各美術館は、個々の性格に応じて、機能を果たしている。

また、学芸員の資格も大学における養成、資格認定制度、研修制度に分かれており、通常は大学でその関連分野の単位を取得して、学芸員資格を得る。大学での養成は博物館学4単位、博物館実習3単位が博物館(美術館)関連の必修科目で、後は教員資格の必修科目と重なっており、美術館関連の学芸員は、文化史・美術史等を取得するのが通常である。逆に述べると、他の高度な専門職である医者・弁護士・会計士等に比較し、極めて資格取得が容易であり、そのため毎年数千人が資格を取得しているが、求職件数が少ないため望みの職に就ける者は少ない。もちろん、他の高度な専門職も資格取得後、実地現場にて、腕を磨かなければ専門家と言えないが、学芸員は資格取得が容易なだけに、現場での研修

や教育がまして重要であることはいまでもない。また、一方の専門職といえる資格が必要でない大学や研究機関の研究員の場合には、大学院や所属研究室にいて、上司や教員からマンツーマンに近い教育を受けられ、かつ学会での研究発表において、研究活動の客観的評価が行われるので、専門家の養成がかなり行われやすい。

学芸員の場合は、その点、調査・研究活動にしても人的に大学との交流が少なく、また学会での発表の大学等の同分野の研究者に比較し少ないと言われるので、なかなか学芸員個人の評価が定まりにくい。もう一方の職務である展示活動については、観客動員数といった数値的に見える基準があり、それが往々にして展覧会の企画能力と同一視されやすいため、「学芸員の能力＝展覧会観客動員数」と評価されやすい。

図7-6-2 1館当たりの学芸員等の数(96年)

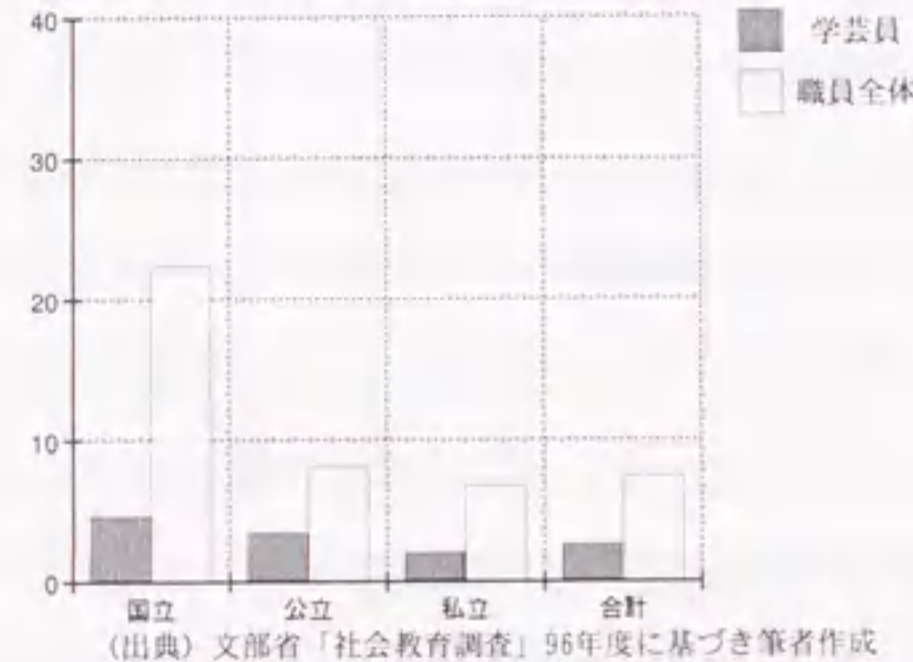
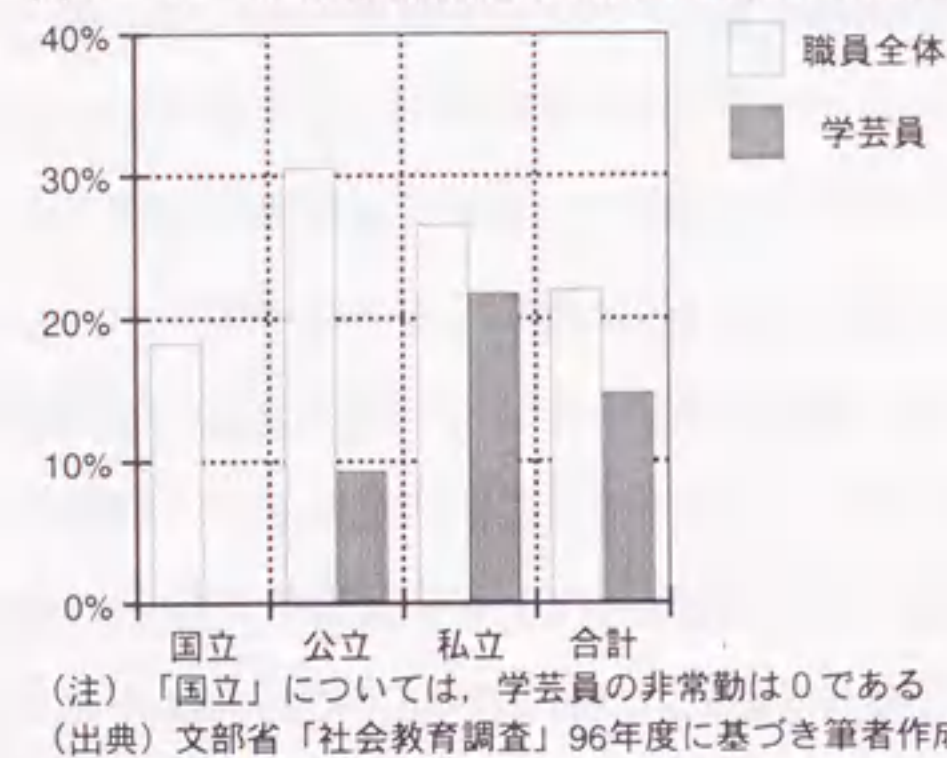


図7-6-3 非常勤職員等の占める割合(96年)



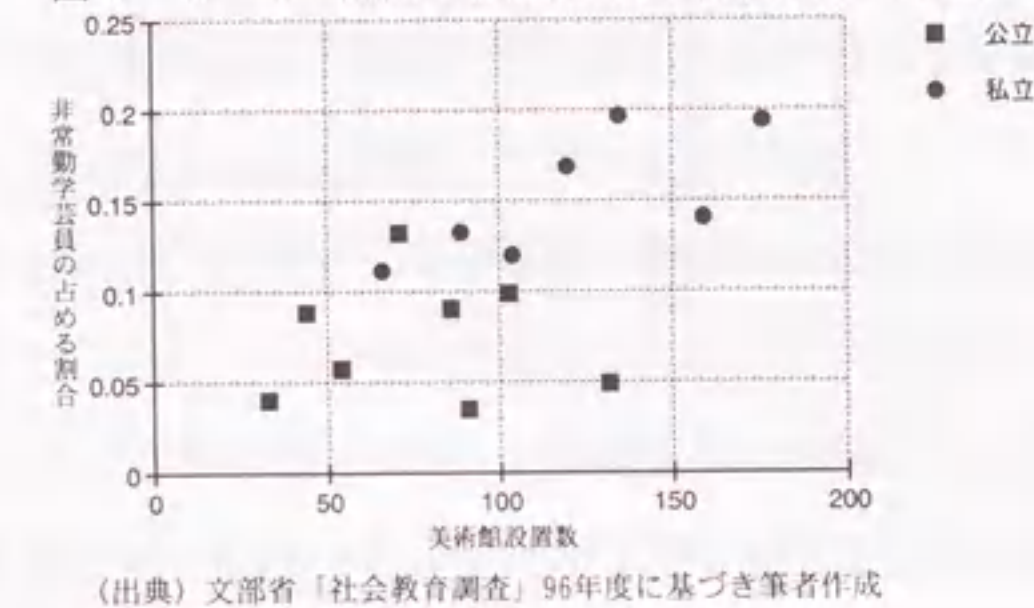
(2) 学芸員をめぐる状況

1館当たりの学芸員及び職員全体の数をみると、学芸員数では国立で5.5人、公立で3.8人、私立で2人強であり、その他の職員を含めても31人、9.2人、6.5人と国立を除いて極めて少ない。特に、学芸員は美術館業務の要であるだけに、2人から3人強の配置では少ない。

それでは、美術館は必要なマンパワーをどこから補っているのだろうか。図7-6-3に、学芸員及び全ての職員の全体にしめる非常勤、兼任職員の割合を示した。これを見ると国立を除き、公立、私立とも職員全体では1/4が非常勤等の職員を充てていることがわかる。公立においては、学芸員におけるその割合は10%程度であるが、私立は1/4程度が非常勤職員であり、零細な美術館業務が現れている。

次いで、非常勤学芸員がない国立を除き、時系列にみると美術館の設置数は公立・私立とも増加している。その設置数と非常勤学芸員の全体の学芸員(非常勤、常勤の合計)に占める割合の相関を図7-6-4に示す。図7-6-4を見ると一目瞭然のように、設置数の増加とともに、非常勤学芸員の占める割合が増加していることがわかる。これは、設置者別を問わない。

図7-6-4 設置者別非常勤学芸員の割合の推移



特に、私立ではその割合が同年時の公立の約2倍と非常勤学芸員に館の活動がかなり依存している。また、その相関係数は、公立では0.602であり、私立では0.885と私立の方が高くなっているものの、その相関度は高い。また、その傾き、即ち設置数が1単位増加(この場合は美術館が1館設置されること)するにつれて、非常勤割合の増加分は、公立が私立の1.83倍と公立の非常勤学芸員の増加のテンポは、私立のそれに比較し大きい。

このことは、私立に小規模館が多いので非常勤学芸員に当初から依存していたということも言えようが、公立美術館が非常勤学芸員依存へ急速に傾いていることを示す。この原因として、公立美術館の設置は進んでいるものの、行財政改革に伴う正規職員の雇用の確保の困難性があるといえよう。

図7-6-5 1館当たりの参加者数と入場者数

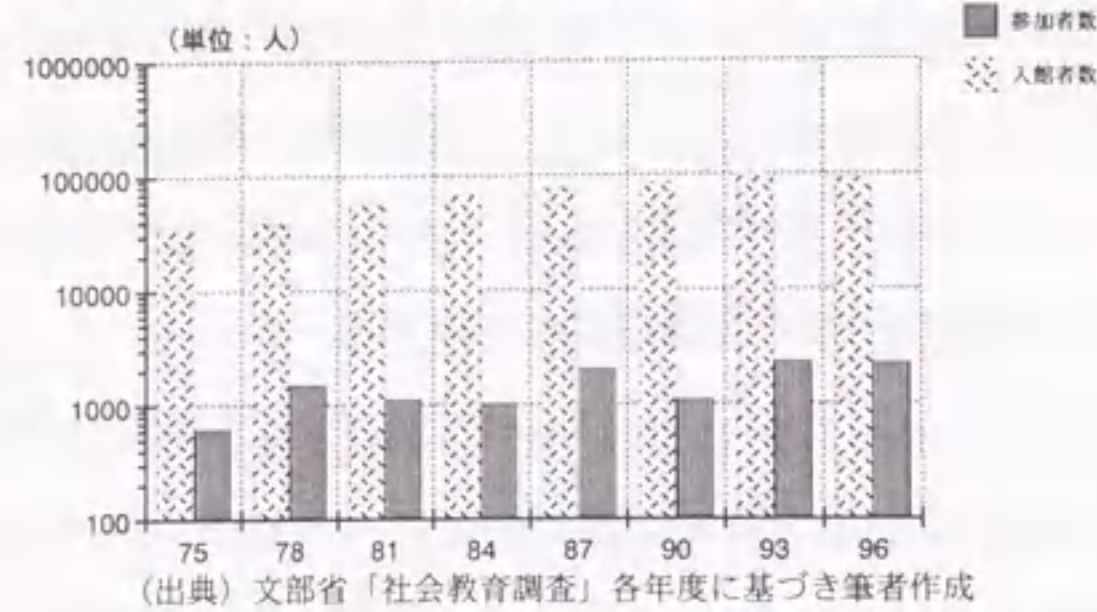
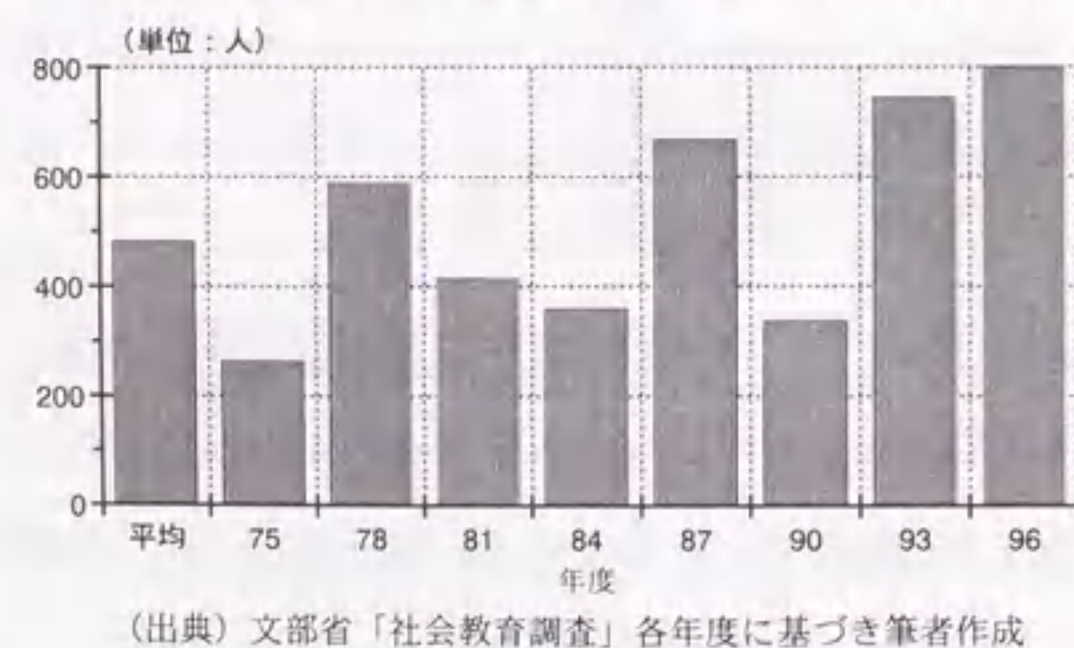


図7-6-5に時系列的に1館当たりの研究会、講演会、映画会の諸集会参加数及び1館当たりの入場者数を示す。1館当たりの参加数等が次第に増加している。この原因として、生涯学習の流れにそって各美術館が利用者サイドに立った受け皿作りを積極的に行ってきたこと、市民も美術鑑賞やそれ以外の美術館活動に参加する意欲が出てきたこと等によると思われる。この現象自体よいことであるが、一方美術館側の立場としては、それらを企画実施する学芸員等は人員が増加しない中かなりシビアな状況に置かれていることが予想される。

美術館の外側からは、利用者への高度かつ多様なサービス提供が求められ、内からは行財政改革により人員の削減や事務の効率化が求められている状況で、学芸員の本来の職務である調査・研究といった専門的活動が時間的にも行いにくいであろう。とりわけ、展覧会入場者数で展覧会の成功の基準として、また当該美術館の存在意義として求められる風潮がある中では、学芸員の立場はかなり困難なことが予想されよう。

図7-6-6 学芸員当たりの集会参加者数



学芸員一人当たりの諸集会参加者数を時系列的に並べると図7-6-6のように、これも美術館当たりの参加者数と同様に増加している。78年度を除くと84年度から87年

度にかけての伸びが著しい。

特に、諸集会の講師や企画は学芸員の職務だけに入場者数の増加以上に、学芸員の負担となる。最近20年間の平均では、学芸員1人当たりの集会参加者数は約500人程度であり、仮に96年度にこの程度を学芸員1人が受け持つとすれば、全国で約1300人程度の学芸員が必要で、これは現在の人員より約400人、率にして47%の増員に相当する。この不足分を96年度並の非常勤学芸員割合で充足するとすれば、常勤学芸員は約300人程度となる。これだけの学芸員を公立、私立の美術館が充足させることはかなり困難であり、学芸員の本来の機能を果たすことは今後ともより一層困難になる。

学芸員は、資格取得後任命権者から学芸員に任命され美術館勤務になると、美術館同士での人事異動はあるとしても、外部の大学や他の類似研究機関等と交流することは困難である。また、新規雇用が少ない反面、学芸員希望の学生等は多いので、いったん職を辞して他の機関で研究や研修を自己啓発的に受けることはその職がパーマナントなものでない限り、事実上出来ない。学芸員資格の望ましい規定の中でも、昇進するに従って所定の研修を義務付けており、学芸員の質の向上のためには研究・調査を行っている大学付置の美術館や共同利用機関、文化財研究所等との人材交流が望まれる。

一方において、学芸員を巡る職場環境は時間的制約から、本来の機能を果たすことが次第に困難になっており、従って、調査・研究活動、成果の発表等もできづらい。大学・研究機関との交流においての特に大学教員との人事交流は、教員資格(研究・教育業績の有無)との兼ね合いで、学芸員にとっては困難であろう。最近では、大学設置基準の大綱化や運用の弾力化が図られ、必ずしも研究・教育業績だけで評価されるのではなく、高度な専門的な業績も評価されつつあり、大学での積極的な人事交流への意欲が期待される。

第7節 文化施設の情報ネットワークの構築

1. 進展著しい情報ネットワーク

最近の社会の情報化の進展を踏まえ、各行政機関における行政事務が次第に情報化しつつあるが、その傾向として、第1に行政機関がもつ情報の公開であり、第2に利用者によるその利便性を図るための行政機関同士の情報の相互流通システムの構築が挙げられる。これは、電子工学の著しい技術的進歩とそれに伴う高能力・低価格コンピュータの普及が大きく関わって来ている。

我が国では、アメリカのNII構想を受け声高にコンピュータネットワークの構築が叫ばれ、通産省・郵政省を中心に、いわば生産者側の立った情報ネットワークが提言されてきた。一方、その利用者によるネットワークの構築に当たっては、研究者、学校教育者、学生・生徒からの立場から、文部省等が既に学校のコンピュータネットワークへの一歩に向け作業を進めている。しかし、一般市民が利用する身近な行政機関の情報ネットワークについては、不十分との感が強い。

社会教育調査によれば、美術館も博物館の中に包含するが（博物館法により定義されているため）、一応別個の施設として扱う。

図書館は情報を検索・蓄積・発信する専門機関であり、その情報ネットワーク化は他の施設に比べ早くから行われてきた。しかし、文化会館・美術館・博物館は今始まったばかりであり、そのためその状況についても、一部のシンクタンク調査や行政調査等から類推せざるを得ない。

表7-7-1に施設形態別のコンピュータネットワーク化を示してある。従来から図書館にあっては、相互貸出の制度により電話・郵便・FAX等のネットワークは構築されていたが、それは情報の瞬時の双方向性が担保されているわけではなく、時間をかけた双方向性と、一方的な情報流通であった。瞬時における情報のやり取りによる情報利用を考えると、情報の高速度処理とそれから帰結される情報のデジタル化が必要であり、主にコンピュータを利用したネットワークを考えたい。

表7-7-1 文化施設の形態別コンピュータネットワーク化

施設名	施設数(A)	報化施設数(B)	(B)/(A)%
図書館	2172	616	28.4%
博物館・美術館	2610	99	3.8%
文化会館	約2200	約700	31.8%

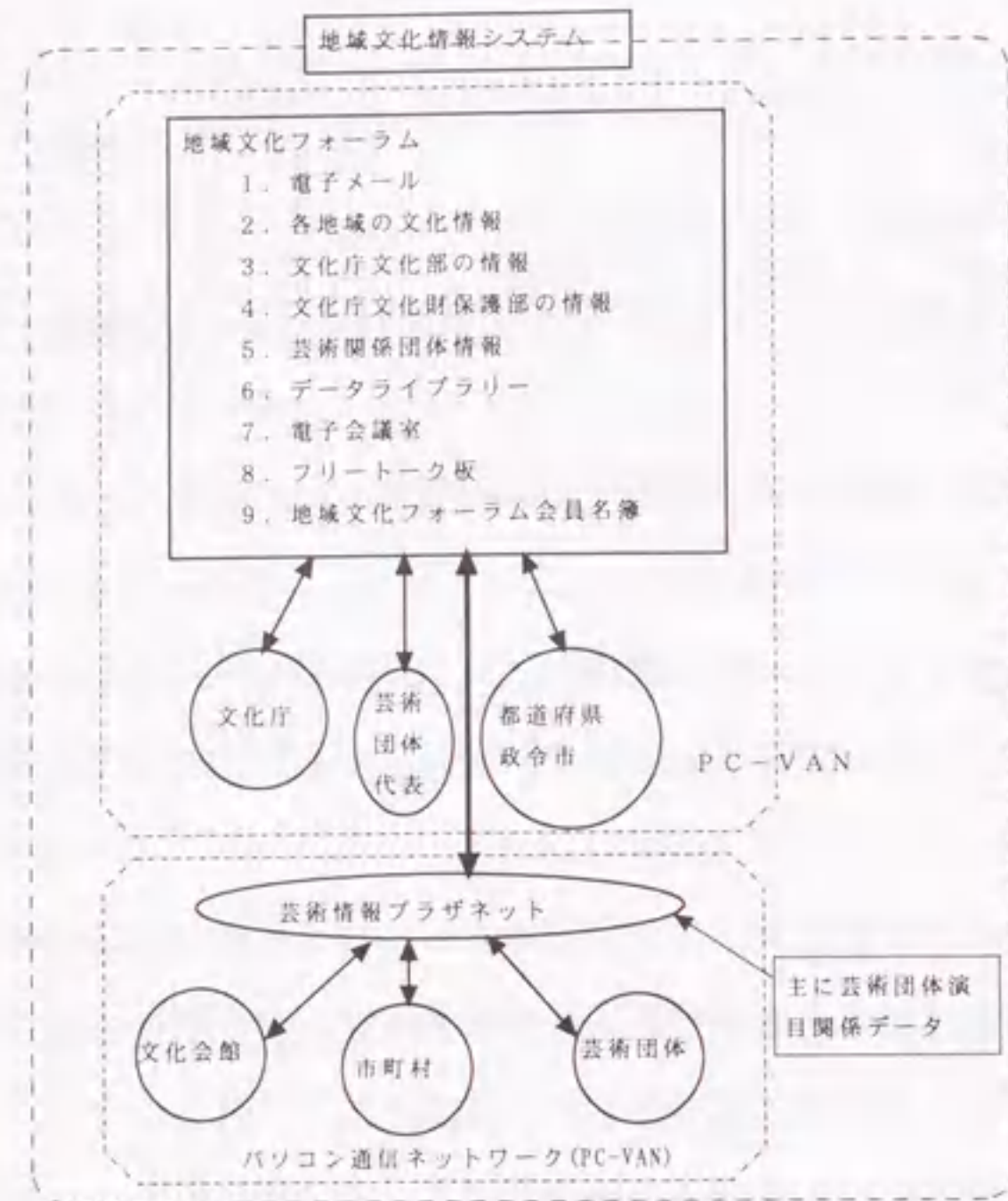
(資料)文部省「社会教育調査」96、文化庁「公私立美術館等情報化状況調査」97
に基づき筆者作成

表7-7-1をみると、情報の専門機関である図書館においても、そのネットワーク化の割合は28.4%と4館に1館の割合でしかない。更に、博物館・美術館では、3.8%と低い反面、文化会館のネットワーク率は高い。この理由として、文化庁が進める公立文化施設協議会をネットとした「芸術情報プラザ」構想に加盟している文化会館が多いことも原因である。

この構想は、各地の文化会館が事業を企画し展開していくためには、国が各地の文化会館のイベントや自主事業に関する情報や全国に渡る芸術家、芸術団体に関する情報を体系的に蓄積し、提供していくことが必要であるとの認識によっている。

このため、文化庁では1990年以来予算を計上し、まず「地域文化情報システム」の整備について研究会を発足させ検討を開始し、その成果の一つとして「芸術情報プラザ」（以下、単に「プラザ」と述べる。）を構築したものである。このプラザは、図7-7-1にみるとおりPC-VANのネットワークを用い、文化庁・全国公立文化施設協議会（以下単に「公文協」と述べる。）・公立文化会館・芸術団体（劇団・音楽事務所・制作者等約600団体）が構成員として加わり、電子メールの形で、文化庁からは文化施設担当者の研修等の通知、公文協からは公演事業資料、研究大会の資料、公立文化施設からは各種事業案内、芸術団体からは公演売り込み情報（経費、期間、制作内容）が発信され、またそういったデータベース以外にフリートークする場である電子掲示板が設けられている。

さらに、これに先立ち、文化庁・地方自治体（都道府県・政令市）・芸術文化団体（日本芸術文化振興会、新国立劇場運営財団、日本芸能実演家団体協議会、公文協、企業メセナ協議会）を構成員とした「地域文化フォーラム」が1994年12月より運営を開始した。両システムから、文化庁の地域文化情報システムは構成されている。プラザは、各文化会館同士の情報のやりとりが中心であるが、フォーラムは国・地方自治体・芸術団体（といっても、上部団体や特殊法人・3セクであるが。）同士の情報の交換である。どちらかというとなら後者の方が情報の性格として、管理的・行政的な側面が強い。



(出典) 文化庁「地域文化情報システム」記者発表資料98に基づき筆者作
 図7-7-1 地域文化情報システムのスキーム

文化・芸術活動をその形態により分類すると、①芸術家の創造活動が、直接消費者（鑑賞者）と関わらない形態、②芸術家が創造活動を提供し、それを消費者が鑑賞する形態、③アマチュア同士が、相互に興味として行う形態（互いに鑑賞、評価する形態をとる。）、④アマチュアが趣味的にプロの指導の下に行う形態、⑤アマチュアが他人と没交渉的に1人で（自己満足して）行う5形態に分けることができる。

このような各種の形態の活動が行われる中で、文化情報を伝達する組織（企業、地方自治体、マスコミ）、公演場所を提供する文化会館、楽器・オーディオ製品等の文化活動を支える産業が成立し、チケットの売買をする市場が形成される。生産者・消費者間の財の需給により価格が定まるとの経済取引に沿って述べると、生産者は芸術団体であり消費者は鑑賞者である。そしてその生産財は演目ということになるが、演目、価格が一般の商取引のようにオープンに近い市場で取引されるのではなく、閉鎖システムの中で行われていることが多い。例えば、文化会館の担当者は演目を企画し、それに見合った芸術団体を見つけ依頼することは、彼らにとって極めて困難である。むしろ芸術団体からの持ち込みを

予算の範囲内で選択することの方が多く、即ち文化会館の自主事業よりいわゆる「買い取り公演」が普通なのである。

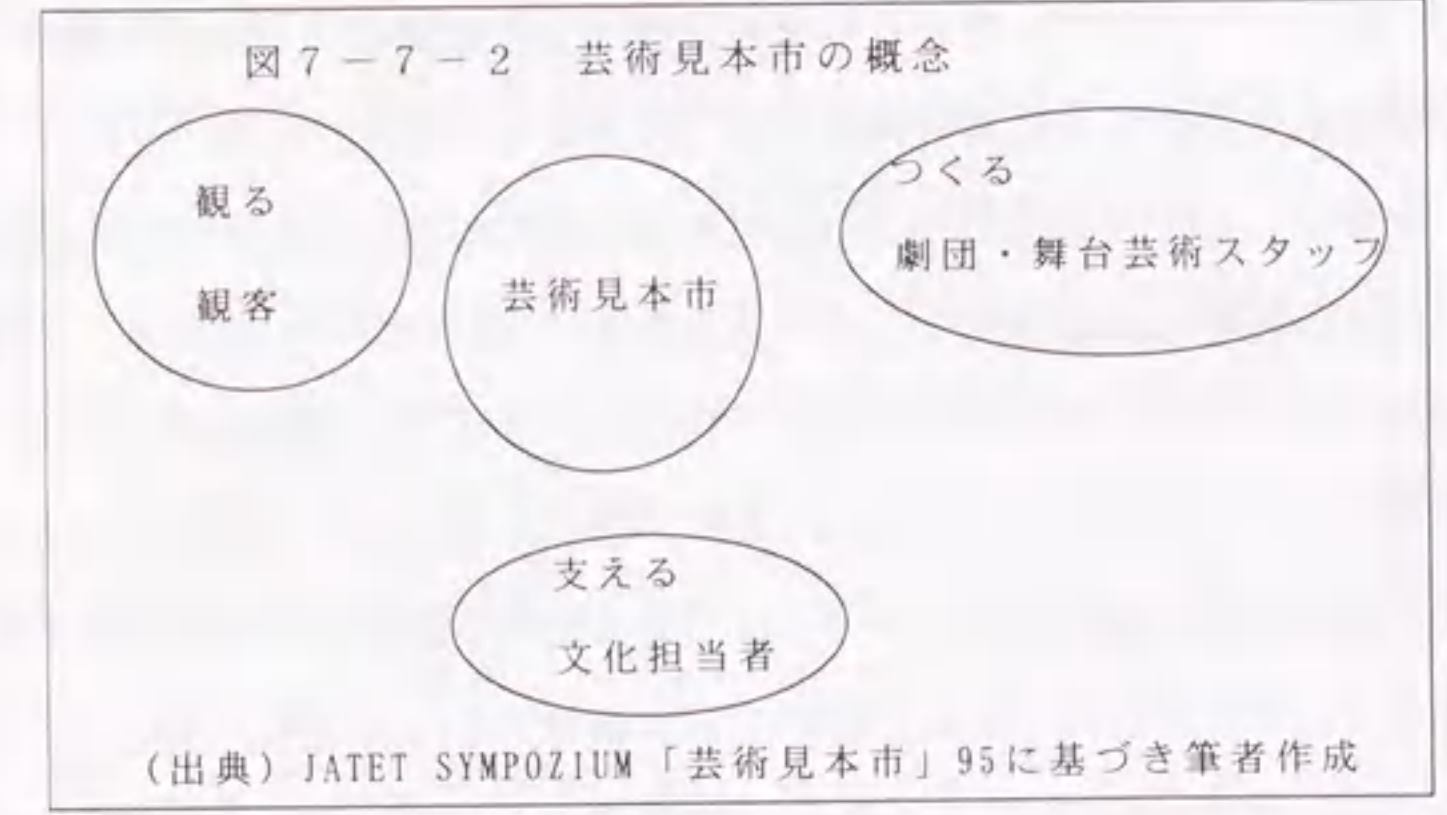
表7-7-2 世界の代表的芸術見本市

見本市名	設置年	開催場所
APAP	1957	アメリカ他
CINARS	1984	カナダ
MASA	1993	コートジボワール

(出典) 筆者作成

この原因として、芸術団体の公演演目やその経費、期間といった文化会館側にとって重要な情報（提供する財についての情報）が、一手にプロモータに握られ、芸術団体の積極的に情報発信（開示）を行ってこなかったこと、文化会館の担当者は人的にゆとりがないため、プロモータに全面的に任せられた方が無難であったことによるものといえよう。

最近の調査（電通総研『芸術文化に関する意識調査』電通総研、1993）によると、市民は文化会館のハード面よりソフト面（演目）の充実を期待しており、そのため市民のきめ細かな要望を取り入れた自主企画事業の展開が必要となってくる。そのためにも、芸術団体と文化会館との出会いの場での情報交換することが必要である。その機能を果たす「芸術見本市」が、1995年9月に東京池袋で我が国では始めて開催された。そこでは、芸術団体・地方自治体・助成団体・プロモータがそれぞれブースを出展し、よりオープンな芸術市場の形成への端緒となった。



(出典) JATET SYMPOZIUM「芸術見本市」95に基づき筆者作成

そういった見本市も重要であるが、そのような見本市を恒常的に開設することに相当する双方向性をもつ情報ネットワークの構築は、芸術市場の恒常的オープン化につながり、

芸術創造活動の市場に基づく価格形成にとって意味が大きい。

文化会館については少なくとも3館に1館はコンピュータによる情報交換の場に参加している。一方において、情報を発信すべき図書館や博物館・美術館のネットワーク化は遅れている。一つは、図書館は文部省生涯学習局所管であり、また博物館・美術館も博物館法に規定される同じ部局所管の施設である。セクショナリズムがネットワーク化への隘路として考えられる。

さらに、文化会館においても調査の仕方にもよるが、全国約2200館の2/3以上は、ネットワーク化されていない。一方、国民の3/4は芸術文化に関心を持つ一方で、時間や文化施設へのアクセスの問題点から、1割から3割しか演劇・コンサートを鑑賞していない。これは、居住地の人口規模の大小と鑑賞経験の多寡が正の相関を有することを考えると、地方での公演が少ないこと、逆にいえば地方公演が芸術団体にとって財政的・時間的に不利であることを意味しよう。

また、国民の文化への要望として文化ホールの開催や文化事業の開催の充実が挙げられている。ここで注意したいのは文化会館の量的充実度は、むしろ地方都市ほど高く、大都市は人口の割には低いことである。施設が存在しても、鑑賞経験が少ないことは、①地方都市の文化ホールでは、大都市ほど公演がされてない、②公演に対し時間的（公的交通機関が未発達）、金銭的にアクセスしにくい（入場料が所得に比べ高い。）等の理由が考えられる。

特に、①の理由の原因としてオープンな芸術市場が存在しないことも挙げられよう。そういった状況下で、現在ではシビルミニマムに近くなった文化鑑賞機会の充実に向け、情報ネットワークの構築はますます重要視されねばならないだろう。

さらに、現在プラザを通じて流通している情報は、芸術団体の公演演目やその公演費等形式情報が多く、公演の内容に直接連携する中身的な実質情報が少ない。従って、公演を鑑賞しなければ本来解らないものを形式情報だけで判断し、買い取る危険性がないとはいえない。見本市の場合、芸術団体・地方自治体等の互いに売り買いする立場の担当者が、直接話し合う機会があるので、演目内容については、ある程度了解することができるが、通信販売の要素がからむプラザでは、相互理解の乏しい面もあろう。実際、歴史的にみても売り込みやすいハードが通信販売の中心であり、芸術活動のような同じ演目でも演者が異なればかなり公演が異なるようなソフトは単なる情報ネットワークのみで、理解するのは困難であろう。あくまで、補助的手段にとどめるのが賢明ではないかと思われる。

2. 情報ネットワークの現状

(1) 文化情報ネットワーク

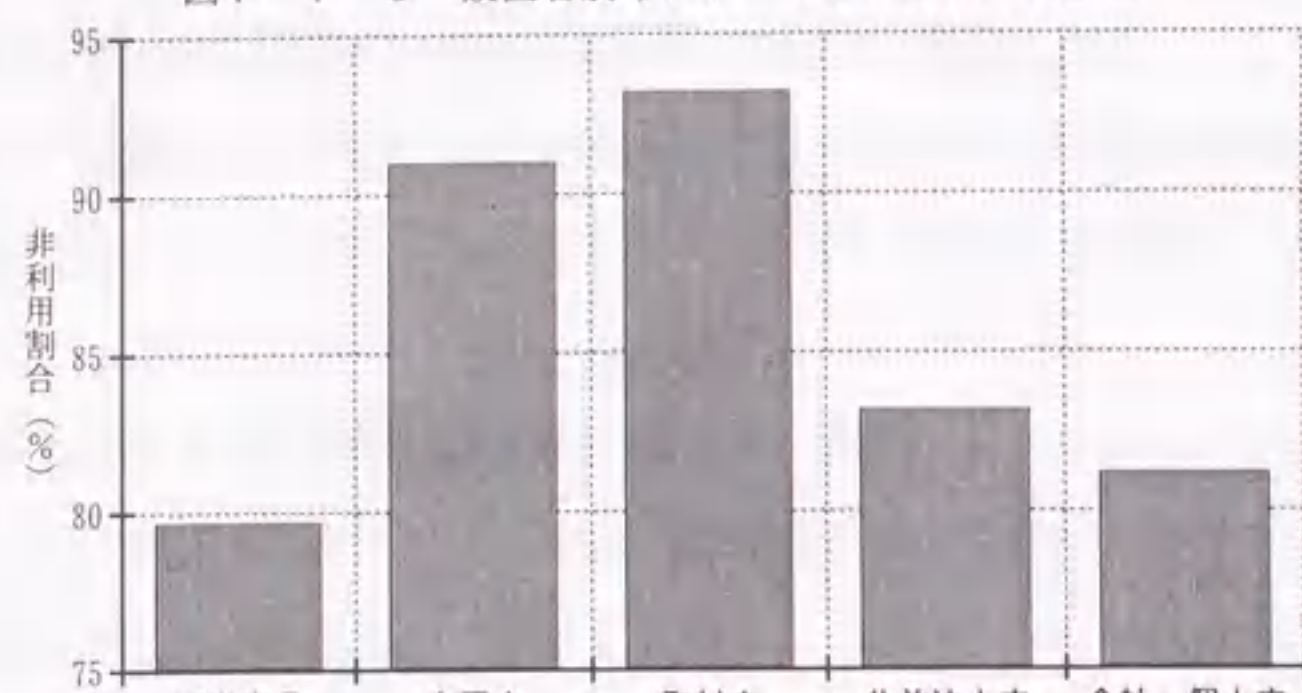
インターネット等電子情報伝達システムを施設同士が相互に利用するためには、施設が持つ情報を電子化（デジタル化）する必要があるが、従来の文化施設では、例えば美術館の収藏品リストは台帳に記載されており、いわゆるペーパーインフォメーションであって、そのままネットワークに載せることが出来ない性質のものであった。

文化施設の代表として、図書館、美術館・博物館、文化会館を取り上げる。図書館はもとも情報を蓄積し、利用させる施設であって、そのため詳細な蔵書のリストがある規則に沿って蓄積されている。従って、そのリストを作成するに当たって、紙に記載するかまたはコンピュータに入力するかの相違があるだけで、情報のデジタル化は極めて容易であり、高度の訓練を受けていない職員でも可能である。ただし、過去のリストのデジタル化は経費と時間がかかるが、書籍名・著者名等がその情報の大半であるため、それで利用者への大半の便宜は図られる。将来的には電子図書館として、CD-ROM等の書籍が蓄積されれば、電子情報網を利用してその書籍情報を瞬時に流通させることも可能となろう。一方、文化会館はそこで公演される演目の提供や仕込みにかかる芸術団体情報が中心であるが、演目の内容が視覚的に訴えればなおさら宜しい。現在の文化庁が進めている「文化情報システム」では、情報回線や処理コンピュータの能力上、そこまでは伸展していない。

美術館（博物館も）では、その館が持つ情報の電子化に当たって、図書館・文化会館両者とも共通する困難な問題に直面する。所藏品や展覧会のリストの作成では、前者は図書館の、後者は文化会館の立場と類似する。すなわち、美術館は所蔵美術品についての情報化という面では、図書館の蔵書数についての情報化に類似しており、展覧会という催事を行う立場からは文化会館に似ている。また、その美術品は視覚的に訴えるものがほとんどであり、それをリストのみでなく内容までデジタル化するにはかなりの経費と時間がかかる。また、文化会館での演目は粗筋でも済むが、美術品では粗筋というわけにはいかない。従って、図書館・文化会館と比較し情報化への取り組みは、かなり困難なことが予想される。これは美術館が持つ機能に因っているだけに根本的な問題を含んでいる。

(2) 情報ネットワーク構築の隘路

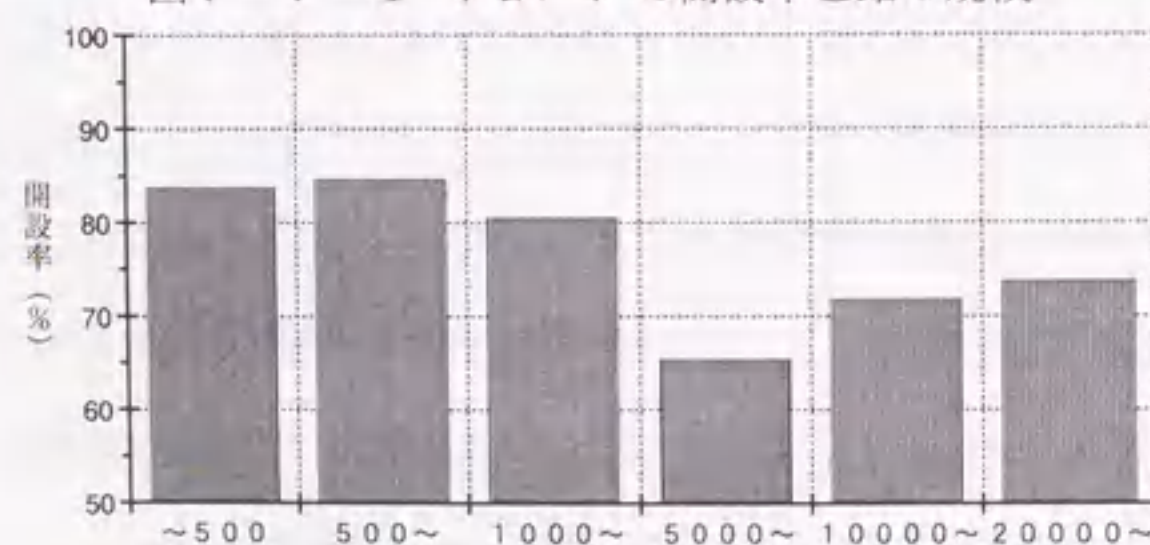
図7-7-3 設置者別インターネットの非利用割合



(出典) 文化庁「公私立美術館等情報化状況調査」97に基づき筆者作成

文化庁『公私立美術館等情報化状況調査』1997によると、インターネットを利用している館は全体の1.5%であり、今後利用する予定のない館が全体の8割近くを占めている。所蔵品数別による規模別で見ると、規模の小さい館ほどその利用する意思が無い割合が高い。その理由として、「必要性を感じない」がトップの50%、次いで「予算がない」の39%であり、その両者で大半を占める。「必要を感じていない」が多いのは、「会社、個人」設置であり、「予算がない」は「都道府県・市区立」設置が多い。都道府県立等の公立美術館では今後予算が配慮されればインターネットへの加盟も増加するものと思われる。インターネットを利用している館では、その利用形態の大半がホームページを掲載しており、1994年度に開始した館が多い。規模別では、「開設している」「今後開設する」を併せた開設率は、規模の大きい館ほど高い。これは、インターネットの利用に伴ういわば付随的行為であろうから、インターネット利用率との相関は高い。

図7-7-4 ホームページの開設率と館の規模



(出典) 文化庁「公私立美術館等情報化状況調査」97に基づき筆者作成

内容として、「館の案内」が9割近く、次いで「展覧会案内」「所蔵品情報(文字情報)」

と続くが、所蔵品情報(画像情報)が43%と少ない。

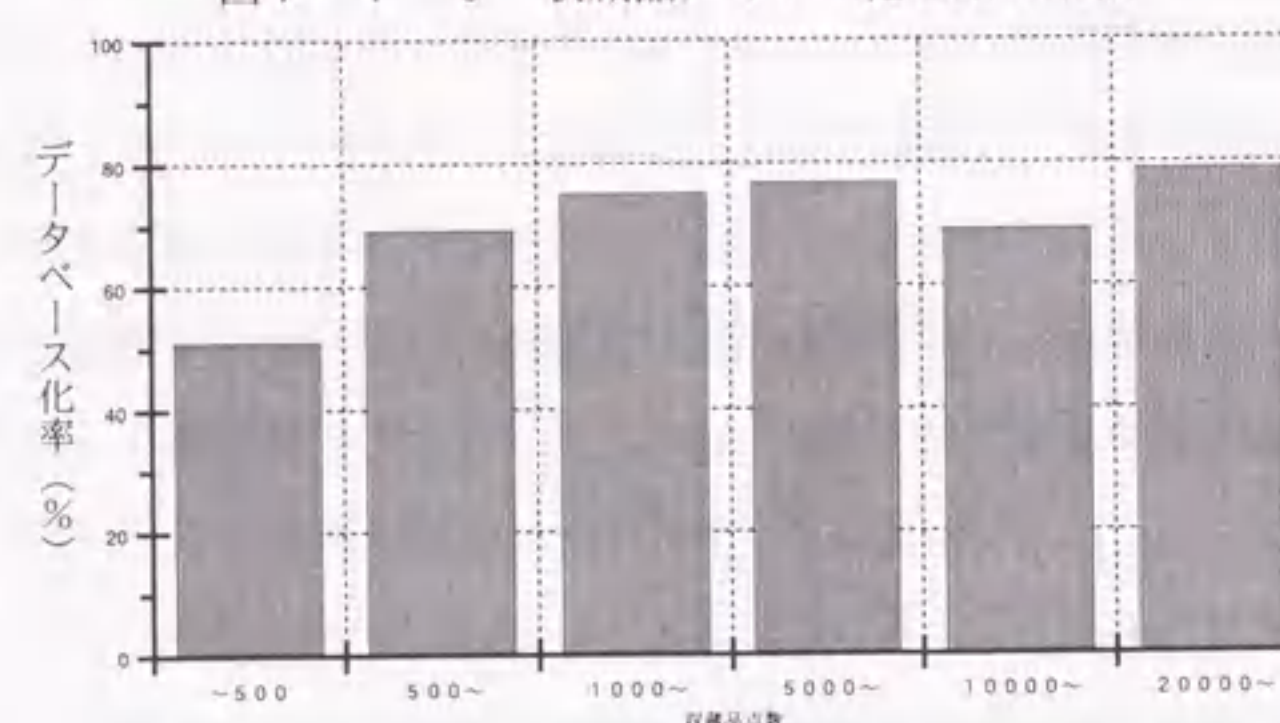
また、美術情報検索システムは約6割の美術館が認知をしているものの、参加や利用を希望する館は併せて15%程度である。参加しない理由として「館の規模・機能から必要ない」とするものが全体の3/4であり、「運営経費がかかる」「設備投資が必要」等の経費的隘路を挙げているのは比較的少ない。このように、インターネットへの加盟と比べると、経費的な問題より以前の確信的不参加意思が問題点として挙げられよう。とはいうものの、所蔵品データのデジタル化が行われていないか、まだその途中である館の参加率や利用率が低いことと併せて考えると、

デジタル化経費がない→データ入力が出来ない、遅延している→検索システム等への参加が事実上出来ない→必要ない

といった考え方が窺え、根本的には予算上の問題が浮かび上がるようである。

今後の情報化に向けての力点として、「収蔵品のデータベース化」を2/3の美術館が挙げており、次いで「来館者への情報提供」(47%)、「学芸員の研究・学芸業務」(45%)などが比較的高い反面、「ハイビジョン等での美術鑑賞」(7%)や「インターネット利用の展覧会の開催」(6%)は極めて少ない。

図7-7-5 収蔵品データベース化と館の規模

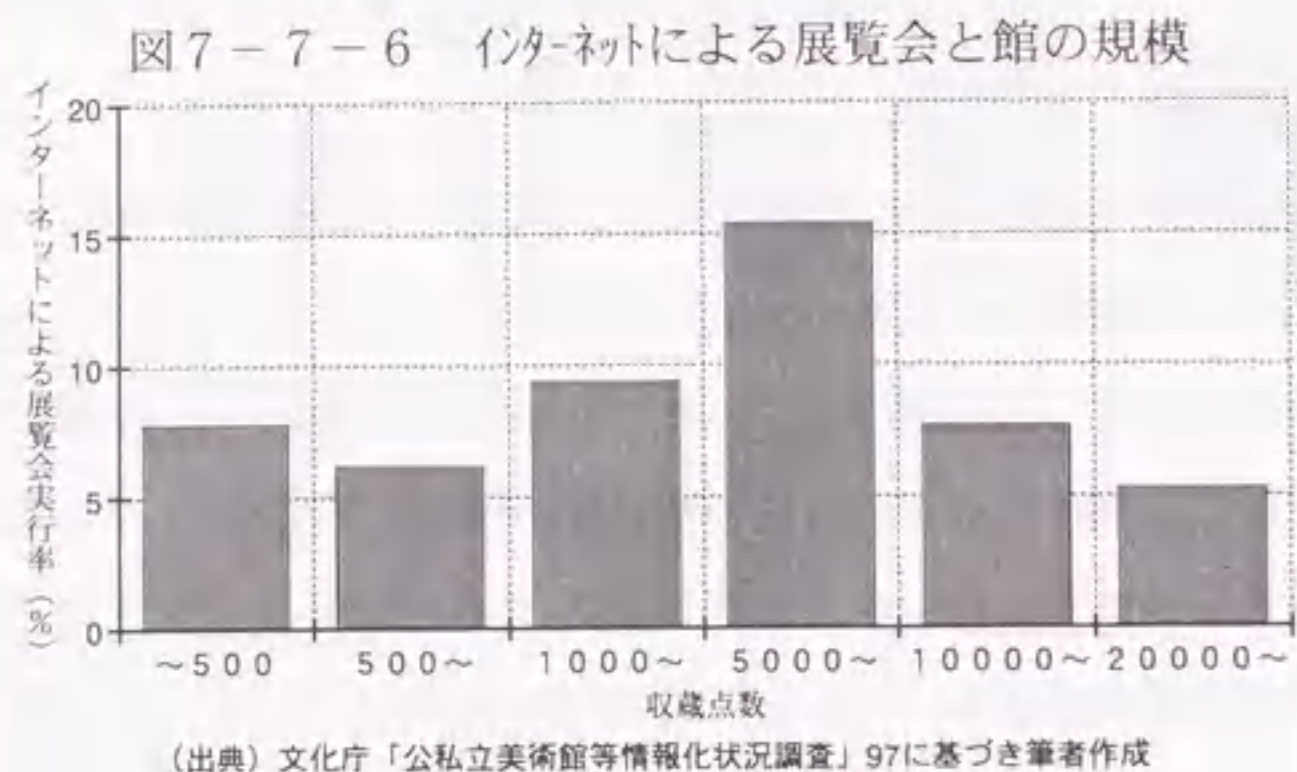


(出典) 文化庁「公私立美術館等情報化状況調査」97に基づき筆者作成

さらに詳細に観察すると、「収蔵品のデータベース化」「来館者への情報提供」等の館全体の力点が高い項目では、館の規模が大きくなるにつれて、その割合が増加するが、「インターネットによる展覧会」「ハイビジョンによる新しい鑑賞機会提供」等の革新的な試みは、中規模館の割合が高く、小規模館や大規模館の2倍以上となっている。

これらのことから、収蔵品等のデータのデジタル化やコンピュータを利用した新しい形

での美術館の在り方に力を入れているのは中規模（収蔵品点数が5000点から2万点程度）の美術館であることが窺える。大規模館では、公立といった面、あるいは歴史的な面から硬直化を脱することができず、新しい企画、業務が困難なのかも知れない。また、小規模館（1000点未満）では、町村立や個人立が多いこともあり、予算的、人員的にも制約を受けている可能性がある。このため、結局中規模館が一番「元気」がよいのではないかと考えられる。



3. 情報システムの構築と美術館をめぐる情報化

(1) 美術品をめぐる電子媒体

ここ数年の間にアートCD-ROMがかなり出版されてるようになった。例えば、CD-ROM版「ルーブル美術館」が1995年に発売されたが、発売と同時に売り切れが続出、美術愛好家は手に入れるのに苦労したことは記憶に新しい。また、購入者の年齢層が従来の書籍やゲームのCD-ROMと違って、幅が広いことも特徴である。前節で述べたように美術館の情報化が遅延している間に、一般の美術愛好家の中では、かなり「情報化」が伸展している可能性がある。

もちろん、これにはコンピュータの処理速度の向上や使用できる色が増加したことも大きい。特に、色彩が命の絵画では、多くの色合いがコンピュータ画面上に表示されるようになったことは大きい朗報である。さらに、初期のCD-ROMにみられたように、単なる絵画等の鑑賞だけでなく、CD-ROM自体が小さな美術館といった態をなしつつある。すなわち、パソコン画面に仮装現実の美術館を作り、その各部屋に絵画が展示されており、利用者は通常の実美術館に入館した時のように、自分の好きな部屋に入って、絵画を鑑賞することが出来る。今のところ、価格が1万円程度するので通常の実美術館を利用する

より割高になるが、共同で購入し各自が鑑賞するとか、学校教育の現場で利用するなどすればコスト・ベネフィットから考えるとそれほど高いものではない。また、そういったCD-ROMには丁寧な解説が付いており、いわば学芸員の説明を聞きながら美術品を鑑賞できるのと似ている。

さらに、最近ではペインター関係のコンピュータソフトの開発が著しく、有名画家風の絵画をコンピュータ上で描いたり、従来の絵画を簡単に修正することも可能となっている。これは、創造的な行為ではないかもしれないが、従来は触ることもできなかった有名画を自分の考えで再構成したり、美術館に行かなくても模写することが手軽に出来るようになってきている。

このように、美術品を単なる鑑賞からもっと身近な物として手にとるように楽しむことが出来るようになってきた。

美術館でのインターネットの利用率は、利用予定も含めわずか12%程度であるが、美術品を巡る市場では、たとえば大手のザザビーズやクリスティーズでは、オークション情報をインターネット上に1995年度から開設している。ザザビーズのホームページでは実際にオークションの疑似体験が出来る。また東京のコノサーズでは実際のオークションができ、通常オークションは買い手の競り上げにより価格が決定するが、ここでは期限を決め最高価格を付けた買い手が落札するようになっている。因みに、クリスティーズでは販売品の話、オークションの日程が中心となっている。インターネットを利用することにより、カタログの印刷が不必要なため、小作品でも掲載可能であるなどのメリットもある。一方で、画像処理には大容量の記憶媒体が必要なので、写真を中心としたカタログより質が落ちることは否めない。従って、どうしても価格の低い作品にならざるを得ないだろう。

以上のように、美術館を巡る情報化の波が押し寄せてきているが、今のところ「本物を見てこそ美術鑑賞である」といった考えがまだ確固として存在しており、従ってその限りにおいて仮装現実である美術館CD-ROMについての美術愛好家からの評価は低いといえる。しかし、そうでない一般の市民にとって身近に見られるCD-ROMやオークション情報が提供されるインターネット上の美術情報は美術作品へのアクセスを高める機能を果たすだろう。

すなわち、

インターネット上での美術情報発信→一般市民の美術品へのアクセス機会拡大→本物作品

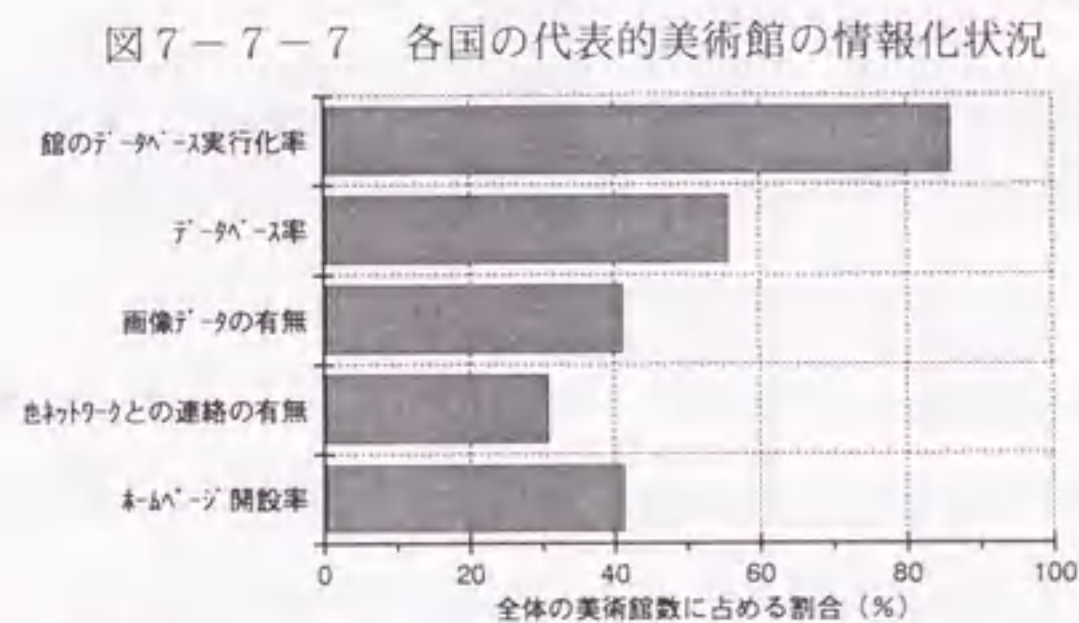
への鑑賞機会の増加→美術館での鑑賞機会の充実→鑑賞者層の厚みの構築→美術情報の発信機会増加→

といったサイクルが構築されようとしている。

(2) 個別美術館の状況と課題

情報発信に熱心な美術館を眺めることによって、その問題点と将来を考えたい。

多くの美術館では、収蔵品のデータベース化を行っていても、その画像情報についてまではデータベース化を行っていない。文化庁の調査によると、海外における代表的美術館29館の内、収蔵品をデータベース化している館は25館(86%)であるが、その内画像情報をデータベース化している館は、将来の構築も含め、12館(全体の41%、データベース化館の48%)である。



(出典)文化庁「公私立美術館等情報化状況調査」97に基づき筆者作成

このデータベース実行率を初めとする美術館全体の情報化率は、我が国の美術館のそれと比較してかなり高くなっている。すなわち、著名な代表的美術館であることを割り引いても海外の美術館は我が国の美術館に比較して情報化率が高い。この理由として、データベースに関わる職員の充実が挙げられよう。情報化阻害理由として、我が国では、予算的制約以外に人員の不十分さが挙げられているが、海外の美術館では、予算不足を挙げている美術館は3館のうち1館、人員不足を理由としているのは、8館に1館の割合となっているに過ぎない。

もともと、我が国の美術館では資金不足の上に人材不足が館運営の隘路となってきたが、外国の館では我が国ほど職員不足が深刻になっていることは少ない。これは、同じ文化施設の文化会館にも言えることであり、我が国がいわゆるハード中心に文化施設を整備していった経緯によるところが大きい。

情報化阻害の原因として、我が国と各国と共通するものとして、資金面・人材面のほか、

その他処理コンピュータソフトの問題がある。ハードは処理速度や記憶容量の大容量化によりかなり充実してきているが、画像が中心となる美術関係の情報では、その処理にマッチしたソフトの構築が不可欠である。今後の大きな課題であろう。

さらに、各国の美術館では40%以上の館で画像情報がデータベース化されているに対し、我が国ではそれが極めて少ない。一つの大きい理由として、著作権の問題が存在する。

水戸芸術館学芸員の森司氏によると、若手芸術家はインターネットで発信できることを念頭において芸術活動を行っている人が多いが、中堅以上の芸術家はビジュアル情報の発信という考えがあまりないそうである。すなわち、若手芸術家はインターネットのホームページを創作活動の場として、また発表の場として活用している。逆に、美術館にとっては、展示したい作家の作品についてデジタル情報がなく、そのため美術館が作成する必要がある。しかし、デジタル化するための権利許諾を誰に得られればよいのか困る場合もあるようである。音楽の場合はJASRACで一括して権利の保護と利用許諾を行っているのに対し、絵画のデジタル化への許諾は個々別々に行うことが必要で、美術館ではかなりの労力となっている。

デジタル化すると簡単に、また劣化なしにコピー出来、さらに一度に大量に未知の人たちに送付することが出来るため、作家や所有者もなかなか許諾しない場合も多いと聞く。作家の側では、無断でデジタル化されてはそれをモニター出来ない。また、許諾権の存在自体が曖昧な場合もある⁷⁵⁾。例えば、インターネット上のデジタル情報にコピー許諾の契約内容を埋め込むことも一つの解決策といえよう。

また、インターネットは汎世界的であるから、インターネット上の美術作品画像情報をコピーするに際して、各国別に制度が確立している著作権制度でいかに保護するか、かなり困難な場合も予想されよう⁷⁶⁾。また、キャンバス上の絵画とブラウン管上の絵画と鑑賞者の受ける作品のイメージは当然異なり、美術品をデジタル化する際の作品の変質問題をどう取り扱うのか、今後益々増加する勢いのあるコンピュータネットワークを利用した美術情報の伸展を睨み、従来の著作権制度を含む枠組みの構築が求められよう。

第8節 まとめと今後の課題

文化会館は、戦前の公会堂に淵源を有し、戦後の高度経済成長以降、地方自治体により盛んに建設されてきた。1998年では、(社)全国公立文化施設協会に属している文化会館が1994館に上っている。当初建設された文化会館は、プロセニウム形式の舞台構造を持ち、多目的ホールを有していた。1980年代に入り、コンサート系の専用ホールを持つ文化会館が整備され始めたが、ここ2、3年のうちには、機能の多元化と多目的機能の再評価が行われ、新しい形の文化会館が開館され始めている。

また、文化会館も芸術団体との繋がりを重要視する「アーティスト・イン・レジデンス」や「フランチャイズ」方式が行われ始めている。そういった工夫が見られるものの、私立の劇場に比べ、公立文化会館はホールの回転率等では低い。職員も常勤の少なさを非常勤職員や他館との兼任で補っていたり、人材不足をボランティア活動に頼っている。さらに、館長等職員が、設置者の都合で短期に人事異動し、運営ノウハウの蓄積が進んでいない。一方で、いわゆるやる気のある文化会館では自主事業も盛んとなっており、1980年代に開館した文化会館では、70%の文化会館で自主事業が行われている。

美術作品の展示による住民への鑑賞機会の提供が主な機能の美術館においては、公立美術館では、住民への行政サービスの拡大として、職員数が館当たり減少する中、開館日数の増加が見られ、学芸員の疲弊が見られる。さらに、近年の情報通信技術の進展により、美術作品のデジタル化による利用者の拡大が期待されるが、著作権や経費、人材の観点から、我が国では先進諸国に比べ、インターネット利用が遅れている。

このように、文化会館、美術館とも職員の量的、質的な面での充実は必要であり、そのため、研修会も文化庁や地方自治体により開催されつつあるが、根本的な解決には至っていないのが現状である。

今後は、文化会館、美術館のそれぞれのもつ機能と役割を考慮して、存在する地域社会との連携の中で個性を作っていくことが望まれる。

本章では、国、地方自治体の調査を基に、必要に応じて、文化庁委託調査や研究者の調査を用いて、主に統計的に分析を行った。データの正確性や信頼性は高いが、詳細な分析には少し不足気味なデータである。今後は、研究者データと国・地方自治体の調査の連携等により、さらなる文化施設の状況等につき分析を行いたい。具体的には、社会教育調査の個表の利用が考えられる。

第8章 研究全体の総括と提言

第1節 結論（各章のまとめ）

今まで論じてきたことを簡潔にまとめると次のようになる。

（1）研究の目的と構成

第1章研究の目的と構成では、本研究の目的、研究手法、構成について述べる。本研究は、国・地方自治体の文化政策を地域振興の観点から分析し、政策提言を行うことを目的とするが、地域文化活動の拠点としての文化会館等について、その活動内容等につき併せて考究するとともに、文化会館等の今後の在り方も提示する。

研究手法として、国・地方自治体等の行政資料や調査データの分析とともに、地域文化活動の状況をフィールド・ワーク、アンケート調査等を実際に行い、そのデータを併せて分析し、問題点の洗い出しを行う。

（2）史的にみた文化政策と新しい動き

第2章文化政策の現状と課題では、我が国の文化政策について、歴史的な面、特に現在の文化政策が確立した戦後におけるその展開及びそれを遂行してきた行政制度を始めとする組織・法制度等を検討した。

その結果、「金融」「産業」「土木」「福祉」等の他行政分野と比べ、その行政守備範囲が漠然としていることから、評価が特に計数的に行いがたいこと、また、文化活動自体が精神的活動に依存している部分が多いため、ややもすると他行政分野に比べ、「文化に金をかけても仕方がない」といった考え方を助長しやすいこと、特に財政当局者はそのように考えやすいことの特徴が見られた。これが、文化行政をして行政の主流となり得なかった理由である。

戦後の文化政策を俯瞰すると、文化財行政では重要な美術品の損壊や滅失が行われ、後追的に保護が行われていること（これは、戦前の廃仏毀釈や国宝級美術品の海外流出を経て文化財保護が行われた経緯と類似し、戦前の学習効果があまりなかったことも意味しよう）、文化行政という意識がなく、そのため各種文化行政が個々バラバラに行われ、行政主体も変化し、また同一でないことが挙げられよう。特に、後者は行政を行うに当たって壊滅的である。行政行為の性格上、行政の実行範囲を法律で規定してもそれを実行する行政主体が明確に定まり、かつ十分な予算と人員を擁しないと法律が予定した行為も十分行えないからである。その悪例が戦後議員立法された法律（文化財保護法もその一つ）に見られる。

文化庁が1968年に設置されてから、少なくとも国のレベルでは文化行政が一元的に

行われたが、地方自治体レベルでは教育委員会と首長部局に分けられて行われた。特に、1970年代後半から「文化に行政を」、「行政に文化を」といった動きの中で、「行政の文化化」が一つの大きなうねりとなって、地方自治体における首長部局指導の文化行政が開始された。一方で、文化会館を建設すれば事足りるとする風潮も生まれ、その反省から近年の自主企画活動の活発化や芸術団体を居住さす「アーティスト・イン・レジデンス」等の事業も一部の文化会館で盛んになっている。

さらに、芸術文化振興基金を始め地方レベルでも文化活動支援のための基金創設が相次いだ。バブル経済後の税収の逼迫と低金利政策は、基金からの支援額を減少させている。

(3) 地域振興と文化振興及びそれをめぐる地方自治体

第3章地域文化の現状振興策では、まず我が国全体における文化政策の中での地域文化振興策についてその関連について分析した。その結果、国レベルにおいても、「国土総合開発」を始め地域開発の一部として地域文化振興が行われ、文化施設の整備はそれらの事業費が使用された面も多い。そのため、地域住民の文化活動振興のためというより、地域振興あるいは地域への経済的波及効果を眼目とする事業もあり、文化会館の事業の空洞化を助長した。1988年度からの「ふるさと創生」事業を契機となって、政府レベルのソフト事業への支援策が本格化した。

最近では、インターネット等の発達により、地方自治体が直接各地の情報発信を行っているほか、文化施設がそれを利用した文化拠点作りを始めている。我が国の地方自治体レベルの文化振興について、独特の固有文化をもつ沖縄県、大都市を含み「文化先進県」といわれた神奈川県、平均的な規模の山梨県、都市規模的には中核的な都市である長岡市、さらに大震災に見舞われた兵庫県の事例を検討しながら、災害が与える文化活動面への影響について触れた。

その結果、バブル経済下においては、広告代理店やイベント屋と称する業者への委託事業が多かったが、沖縄県の例で見ると、地方自治体レベルで文化振興を行う場合に、まず音楽、地域の伝統芸能を活用した事業を先駆けとして行っている。これは、文化振興を行うに当たっての取りかかりの容易さからの判断もあり、文化事業に精通してからシンポジウムやフェスティバルを開催するという「易から難」へという順序を踏んだ段取りであり、地方自治体が文化振興を行う場合の一つの方法を提供する。

また、神奈川県の事例に見られるとおり、文化振興を県の最高レベルの行政計画に盛り

込む際は、文化については住民の多様な考え方が存在するため、従来の行政計画策定過程以上に県民の意見を聴取する機会を持ち、そのことにより意見集約を図ることが地域文化振興にとって重要であることが知れた。長岡市の事例は、市長や市幹部の「やる気」「責任感」があれば、従来の行政計画を修正し新たな文化事業が興せることのよい参考事例である。

最後に、大震災といった災害は、地域レベルでは生命・産業・インフラに対して壊滅的被害を与えるが、文化施設等のハードが復旧しても、文化活動は人に依存しており、練習やスタッフの面で1年以上に渡り文化活動が停滞し容易には災害前には戻らないことが知れた。

さらに、文化施設自体が緊急を要する施設として認定されなかったため、演ずる場・見せる場としての文化施設の復旧が遅延しかつ復旧優先順位の点でも低く、結果として文化事業の規模縮小に繋がった。

(4) 地域振興へ文化活動が貢献—全国的なレベルでの文化活動分析から—

第4章では、以上のマクロ的及びケース・スタディによる地域文化の振興状況の分析を踏まえた上で、全国レベルでの地域文化活動の状況及びその文化活動が地域に与える効果について調査を行った。これは、全国500件の文化活動を対象にアンケート調査を行い、356件の有効回答を得た結果を分析したものである。この分析の結果、文化事業は、地域振興にかなり貢献しており、また地域経済への活性化にも役立っていた。そのような効果のある文化事業を充実させるためには、内容のきめ細かい配慮と選択が必要であり、そのことが文化事業参加者の増加、さらには観光客の増加や知名度の上昇、地域経済の活性化を生み出す。

分析から、広報宣伝活動が参加者数の増加に寄与していることも知れ、また広報宣伝経費を充実させるためには、文化事業全体の経費も拡充する必要も知れたので、参加者の増加を期待するためには開催経費の確保が課題となろう。また、事業内容の方では「演劇」「祭り」を中心に出演者の確保にも悩まされており、資金だけで解決できない面も地域文化振興にとっての将来課題として残された。

(5) 歴史の新しいメセナ活動への期待

第5章民間セクターにおける地域文化振興支援では、公的部門による文化振興のみならず、近年提唱され始めた民間部門の文化振興策について分析した。我が国においては歴史は新しいが、今後の民間部門の機能に着目するときわめて重要である。世界的にみてもこ

れからは文化振興を始め、福祉・医療・教育等従来公的部門が独占あるいは大部分を占めていた活動分野も民間主体になりつつある。また、それらの活動を助成するためには、NPO法等の表側からの法制度の整備も重要だが、裏から活動を支える寄付活動を支援する税制制度の充実もこれまた重要視されねばならない。メセナ活動においても、近年ではその活動が落ち着いてき、「資金不足」はあるものの「文化税制」への優遇措置改善への期待が大きい。

文化活動への税制優遇措置は、他の公益的活動に対する優遇措置に比べ遅れている上、文化といっても文化財保護が中心で、芸術活動への優遇措置は未だ十分であるとは言えない。先進国では、我が国以上に公益活動が盛んであるので、むしろそれらの活動を助長する意味からも、公益活動への税制は優遇されているのが通常である。従って、メセナ活動を支援助長する意味からも先進国並の寄付金優遇措置は必要である。

(6) 従来の予算措置等が優先される文化施設の整備—文化施設の整備過程における指標を調査分析から—

続いて第6章では、以上の地域における文化行政を推進するに当たって重要な位置を占める文化施設の整備過程において考慮した指標を調査分析した。回答者は、その整備に実際に携わった行政担当者またはその直近の上司である。具体的には、文化施設（全県10施設以内）を整備する過程において、各種指標をどの程度考慮したか、またはしなかったかについて、考慮した程度（考慮度）に応じて最高3点から最低0点までの間隔尺度にて回答を求めた。

その結果、考慮度は「基本的事項」（人口、産業別就業者数、芸術家数、高齢人口比率、世帯数、当該地域面積、予算、文化関係地方交付税、同補助金）の1.35点から「労働」の0.1点までかなり幅があった。特に「基本的事項」「組織」「余暇」「文化施設」「芸術関係」「文化財保護」は0.5点以上と高い反面、「教育」「国際交流」「媒体」「所得」「文化関連産業」「労働」はかなり低かった。「教育」「国際交流」「文化関連産業」は、文化施設整備にかなり関連ある指標と予想していたがむしろ指標の性格上行政外部に存在ししかも文化行政とは独立の変数であるので、政策決定過程に貢献するとは行政側が考えず考慮もしなかったのだろう。

その中間に位置する指標として、「文化事業」「アメニティ環境」「地域社会」「情報ネットワーク」「メセナ」がある。これらの指標は行政からの距離は遠からず近からずの中間に位置し、場合によっては行政が考慮できる指標である。特に「メセナ」は活用次第

ではかなり考慮度が高くなる指標であり、アメリカ型の民間非営利団体の活動場所が確保できたり、また寄附金制度が十分に整うと今後行政側としても活用が期待される分野である。

(7) 新しい文化会館を模索する動きと今後の課題

第7章の文化施設の整備では、以上の文化施設の行政課題や政策評価の分析等を踏まえて、地域文化活動の拠点となる代表的文化施設として文化会館と美術館の整備についての状況と課題を取り上げた。本章では、文化施設の中でも、住民の自らの文化活動を行う場も提供する文化施設として文化会館を中心に概観し、その歴史面も踏め現在の整備状況と活動内容を分析した。

文化会館は戦後、特に1970年代以降多く建設されたが、その多くは多目的かつプロセニアム形式のホールを付置していた。この原因として、①大都市部住民からの文化欲求が高まり、そのニーズに地方公共団体が住民サービスの一環として答えたこと、②その建設の裏付けとなる財政措置（地方交付税制度による文化会館建設のための基準財政需要措置）が1954年に図られたこと、③建設省・自治省・通産省等国によるハード予算措置（電源立地促進対策交付金、防衛施設周辺整備助成補助金、構造改善事業、町並み整備、地域総合整備事業）が、高度経済成長による税収入の伸びの裏付けによって講じられたこと、が挙げられよう。

文化庁も、1967年以降文化会館補助金制度を創設したが、全国的にみて人口10万人に1館設置というシビルミニマムは果たしたとして、1996年には同補助金を廃止し、その予算を人材養成や地域文化振興補助金といったソフト経費に組み替えた。地域における住民の文化への欲求の高まりが進むにつれ、文化会館は「講堂的タイプ→多目的会館→専用ホールタイプ」と整備が進んできたが、ここ数年では、地域住民の多様な文化活動に対応するスペース活用柔軟型とでもいえる会館や既存のホールを設置しない会館が整備されつつある。

文化会館の事業として、「自主事業」「提携事業」「貸し館事業」の3形態存在するが、近年では、地域住民の文化活動への欲求の高まりから、「アーティスト・イン・レジデンス」「フランチャイズ」といった事業も増加することが見込まれる。

一方において、文化会館をとりまく広義の環境要因として、運営者、経費、ホール形態、利用者（鑑賞者）、芸術団体に分けて考えると、自主企画事業に当たっては、かなり運営者の企画能力と芸術団体への交渉能力、さらにその下地となる芸術団体や利用者のニーズ

等の情報収集能力が備わっている必要がある。

一方、貸館事業でも本当に利用者のニーズとホール的高度な利用（必ずしも機能が高度である必要はない）を図るためには、自主事業に相当する運営者の能力が必要である。地域に多く存在する公立文化会館をみると、地域住民の芸術鑑賞機会の充実と住民の地域文化参加活動としての利用を考える限りにおいては、専用ホールを運営するような高度な企画能力や素質は要求する必要も余りないと思われるが、地域住民を始め利用者の多様な活動に答えられる運営能力は研修等でレベルアップされる必要がある。

ついで、美術館については、最近設立が著しい市町村立美術館は、地域社会・地域住民との関わり合いが密接であるため、地域の個性をコンセプトに設立されることが多い。特に、利用面においては、公立美術館の場合、地域住民に利用されやすい環境を作るためには、休日や閉館時刻の延長や障害者・高齢者への施設面での配慮が不可欠である。実際、最近約20年間の間に、年間開館日数が350日以上でほとんど年間を通じて開館している「休みなし美術館」が増加している。

また、地方自治体が競って美術館を建設したため、我が国美術館全体に占める公立美術館の割合を増加させ、美術館同士が似たり寄ったりという状況を生み出した。館数の絶対的増加は、展示企画や調査・研究に当たる学芸員の増加をもたらしたが、1990年代中頃からの行財政改革により1館当たりの学芸員数は減少傾向にある。一方で利用者の多様な欲求への応答やマスコミ等との数多い共催展の開催が学芸員の疲弊化に繋がっている。その面から、美術館運営の要である学芸員数の増加を図るとともに、質の向上のために、研修の実施や研究・調査を行っている大学付置の美術館や共同利用機関、文化財研究所等との人材交流が望まれる。

1990年代中頃からは、インターネット網を利用した美術館同士の情報システムの構築が行われつつあり、利用者にもインターネットを利用して美術館の活動内容が広く公開されるようになってきている。数年前からは、インターネット等の情報伝達技術の発展により、将来建物を持たない仮想の美術館も考えられるようになってきた。

第2節 政策提言

1. 政策としての文化政策の確立

我が国の国民の文化活動への欲求は、高度経済成長時代は所得の向上や自由時間の増大によって、鑑賞や自主活動が増加したが、21世紀を見渡す時、従来の高度経済成長時代のように、労働と文化活動が対立的になるのではなく、むしろ生活の中に文化活動が組み込まれているような生活様式が確立していこう。そのことが、芸術活動への自主的な接触を促進し、文化活動自体も参加する人たちの影響を受けて多様化していくものと思われる。週休2日制の普及を契機として家族関係の在り方、女性の社会進出、家族の生活空間の変化、高齢化といった現象が起きてきている。文化活動は一部のいわゆる「好き者」のみが行うものではなく、一般の国民が生活していく中で通常の衣食住といった活動と同じレベルとして日常性の中に求められるようになる。

より具体的にいうなら「文化の消費者」が時代をリードし、大量の芸術文化活動の媒体（例えば、CD、MD、LD等の光磁気媒体）の流通を通じて、文化活動に接した国民は、生演奏・実演活動への需要を高めることが予想される。

そのような現象をみると、文化活動に対する政策が単なる行政の一分野として考えられるだけでなく、重要な政策の一環として考慮されなければならない。地方自治体では、住民ニーズに答えるという観点から、1970年代後半から「行政に文化を」というかけ声の下、首長部局に文化担当部局を置き、総合政策の観点から文化行政を行ってきた。しかし、行政が政策となるためには、その意志決定過程の明確化と実行並びにその評価とそれのフィードバックが一連の行政当局の行為として行われる必要がある。1970年代の地方自治体では、未だ行政の域を出ず政策まで昇華していなかった。

ここで、第6章で分析したように、文化施設を建設整備するに当たっても、意志決定過程では従前の他の行政分野と同じく、横並び意識が高かった。むしろ文化活動を支援する施設としての文化会館を考えるなら、当該地域の「文化事業」「情報ネットワーク」「メセナ」は十分考慮してよい指標である。このように文化施設整備を含む文化事業を行政側が行うに当たって、政策決定過程での属人性（文化活動に詳しい特定の行政担当者や学識経験者・芸術団体）を廃し透明性と明確性を導入すべきであり、文化政策の確立が望まれる。

2. 文化活動を支援するスタッフの養成

(1) 人材育成の現状と問題点

文化施設は、その多くは我が国では地方自治体が設置・管理しているのが通常である。1980年代中頃に至り、設置と管理・運営との分離が見られる。すなわち公設民営の形態である。大学においても、会津大学、高知工科大学等県が設置し、運営は私学形態で行っている例も散見できる。この背景には、従来の公共企業体が運営するのでは、効率や運営面での柔軟性に欠ける恨みがあったからと思える。

しかし、地方における文化会館は、商業ベースでは従来成り立たなかったからこそ地方自治体が地域住民のため設置したものである。従って、そのような商業ベースで成り立たない文化施設を民間が運営するわけではなく、結局外部委託的に外郭団体に運営を任している事例が大層多い。もともとの発想として、公的部門の安定性と民間部門の効率性を取り入れるため、外部委託を行おうとする発想であったと思えるが、これでは一時の第3セクターや特殊法人（特別の法律を持って設立された法人。日本芸術文化振興会もその一例）のような一般にいわれている公的部門の非効率性と民間の経理面での不明朗性が持ち込まれてしまう。

さらに、退職公務員の受け皿としての外郭団体では、数年で館長が替わることも考えられ、意欲の点でも問題が残る。

博物館法の適用を受ける美術館は、法律上学芸員が必要であり、また館長も研究者や美術界に詳しい学識経験者が就任している事例が多いが、貸し館を行ってきた文化会館は、企画は演ずる芸術団体へ、舞台芸術は舞台技術者への外注のため、ホールのレンタル業務と変わらず通常の事務公務員でも勤まるので、退職者が館長等に就任する事例が多い。こういった事例は地方自治体が多く文化会館を設立し始めた1980年代には顕著であったが、その傾向に対する批判や専門ホールの暫増、アーティスト・イン・レジデンスに見られる文化会館の活動の活発化に伴い次第に専門職としての館長や職員が増加しつつある。

特に、同じ文化施設といいながら、美術館は専門スタッフがいてしかも夜間まで開館する日を設けるなど開館時間の延長が図られている一方で、文化会館の年間利用日数は平均で約200日であり、まだ十分に活用されているとはいえない。地域文化政策を扱う文化庁においても、「全国公立文化施設アートマネジメント研修会」等を始め職員の自己研鑽の途を図っている。また、地方自治体においても独自の研修を行ったり、(財)地域

創造でも文化会館の活用方法について、ノウハウの伝授を行っている。

こういった人材養成コースは地道に続ける必要があり、財政的な面で急遽中止したりしないようにしなければならない。

(2) 文化会館の人材養成

文化施設特に文化会館においては、自主事業の欠如とパッケージ公演の売り込みによる買い公演の常習化がある。特に演劇、クラシック音楽のパッケージ買いが多い。その裏には、クラシック業界特有の事情がある。まず、音楽でもポップス系のように舞台装置の準備(仕込み)はほとんど必要ない。会館側としては、唯一集客が最大の職務である。クラシック業界では、ポップス系と異なり、レコード・CDの売り上げはコンサートによって期待できないから、地方の巡回公演の数をこなすことにより、オーケストラ全体の損益分岐点を下げる工夫が必要である。

そのため、全国に散在する公立文化会館をねらって旅費節約のコンサートツアーを企画し、それをパッケージ化して売り出す。同様なことが演劇界にも存在する。

演劇団体は東京に集中しているが、鑑賞団体は「全国演劇鑑賞団体・連絡会議」「全国子ども劇場・おやこ劇場連絡会」の2組織が存在し、会員数も前者が29万人、後者が50万人と鑑賞組織としては大きい。そして、演劇団体は多くの団体が存在しそれらが自ら運営し、逆に言えばリスクを背負って活動している。そのリスクを低減するために地方巡回公演を企画している。

このように、クラシック、演劇両界では、文化会館が一つの市場であり、また文化会館側では、特段企画を行わなくても、会館のホールを稼働させることができる利便性がある。そういった両者の利得とホールの持つ多目性といった性格が重なり、我が国では長いこと文化会館での企画事業・自主事業が定着してこなかった。

そのことは、すでに1979年の中教審答申『地域社会と文化について』の中で「文化活動のための指導者の養成・配置」が提言されていることから知れよう。さらに、モデル地域を指定して、地域独自の文化活動を奨励し、それを他地域に伝播させる試みもいわれている。その後の地域文化活動関連の報告書や答申等には、文化施設の企画・運営機能の充実として、職員の確保等が挙げられている。また、1995年には総務庁の行政監察により「文化庁がこれら団体(地方自治体や全国公文協)等と連携を図りつつ、職員の経験年数や専門性の程度に応じた実践的な研修を導入することや、研修の機会を増大させるため、文化庁と全国公文協が共同で、又は地域公文協の機能を活用してブロック別に行うこ

とも有効」と勧告された。すなわち行政勧告という形で、いわば国の文化政策の倦怠が指摘されたのである。1979年の中教審答申以来、約20年経ても文化会館の職員問題は解決されていなかったのである。一方で行財政改革に伴う公務員や運営経費の削減があり、今後早急に本件が解決できるとは思えない。さらに、先述したように、文化会館側・行政側のみでなく、我が国特有の音楽、演劇界の構造的な問題も存在する。

そこで、従来文化庁がとってきた芸術団体育成政策と地域文化政策の個別化を修正し、芸術文化政策として統合化を行い、芸術団体の構造的要因も解消する方向で、地域文化活動の充実を図るよう政策転換すべきである。

より具体的には、文化会館や芸術団体に文化会館の運営・企画等のマネージメント機能の充実に対しても芸術文化振興基金からの補助の対象とすることである。次に住民が、文化活動を行政の枠外と見られがちなアマチュアの文化活動として生涯教育の一環の中で考えるばかりでなく、文化の専門家のみならず多くの住民が文化活動に携わるようにして、文化活動をより身近なものとするのが、将来の鑑賞者層育成にとっても重要である。

先に提出された文化庁『地域における多彩で豊かな文化活動拠点の形成を目指して（公立文化会館の活性化に関する調査研究協力者会議報告）2000によると、文化会館活性化の方策の一つとして、地域特性、施設特性に応じた事業の実施と機動的な運営体制、地域住民の文化活動に積極的に働きかけ、地域文化の中核的な役割を担う方策と並び、文化会館の芸術創造機能や運営能力の高度化を図る方策が上げられている。

表8-2-1 文化庁報告における会館活性化の方策

方策
地域特性、施設特性に応じた事業の実施と機動的な運営体制
運営目標の設定
活動に対する評価
運営目標と評価の公表
既存の文化会館の理念及び目標の見直し
子ども達に対する事業
高齢者、障害者等に対する事業
芸術団体との連携
最新の技術を生かした運営等
地域住民の文化活動に積極的に働きかけ、地域文化の中核的な役割を担う
住民が理解しに関心あるプログラムの実施
情報発信
気軽なアクセス
会館運営等への住民参加
文化会館の芸術創造機能や運営能力の高度化を図る
専門家の配置
職員の研修機会の充実
様々な立場の者の能力の活用

また、地方財政計画において、1993年より措置された地域文化振興費を財源として使用するよう提言されている。その裏付けとして、1999年には地方交付税への算入額が464億円に上っていることを上げている。仮にすべてこの経費が使用できるとすると1地方自治体あたり、1400万円余、文化会館1館あたりでは約2200万円余である。また、すべて文化会館に使用することはできないので、その一部が使用できたとしても、運営費に悩む文化会館側としては朗報である。

しかし、地方財政計画は内閣から毎年度国会に提出される地方財政の収支見込みである。地方財政計画は、地方自治体の予算編成の際の指針とされるため、地方財政に間接的に枠をはめる機能を果たしている。そういう面では、地域文化振興費が独立的項目として、地財計画に位置づけられるのは、地方自治体の文化振興に寄与するが、直接的に影響を与えるものではないため⁷⁹⁾、地方自治体の裁量行為により文化振興費の額の増減が可能である⁷⁹⁾。従って、公立文化施設費補助金のようにわずか1件当たり1500万円であっても、建設推進に直接的に寄与するのは相違し、地方自治体の裁量行為が含まれるため、間接的影響に止まり、いわば首長や地方自治体担当者の地域文化振興への考え方によって、地域文化振興費は文化会館の運営費に使用できない場合もある。

一方で、公共事業が進捗しなくても中止できないのは、国からの補助金が事業費に含まれていることや補助金が交付される事業には、地方自治体の予算編成において優先順位が上位に位置づけられることを考えると、間接的な地財計画を当てにするより、文化庁自らが芸術文化振興基金の補助枠を使用して、文化会館の運営・企画経費を補助することである。これは直接的効果を生むので、文化会館の活性化の財政的裏付けとして効果的であろう。

また、地財計画に文化振興費を含ませることについての交渉は、自治省といった他省との交渉になり極めて困難かつ長期になったが、基金の対象枠拡大は文化庁独自で可能である。そういう点で、国の文化行政担当者の英断を求めたい⁷⁹⁾。

文化会館運営等の専門家の派遣制度を利用するのも一方策である。2000年度より自治省は市町村が必要としながら得難い人材を全国レベルで紹介する「人材確保システム」を導入している。さらに、民間からの地方公務員への期限付き任用も可能な方向で検討しており、両制度により文化会館の運営者や責任者も退職公務員や事務系公務員のみならず専門家を任用できるようになる。

自治省では「地域活性化センター」内に人材バンクを創設し、特に町づくり、地域活性

化、新産業創出のために、アドバイザーやコンサルタントの登録を行うつもりである。文化事業に長年の経験のある民間や退職公務員の活用も期待できるので、地方自治体の文化会館運営を含む文化事業推進者を全国レベルで募集することが可能である。

さらに、生涯学習政策では、ボランティアの育成も一つの政策課題となっているが、その多くは、学習活動推進のためのボランティアの養成である。「生涯学習による地域づくり」調査⁸⁰⁾をみても、文化活動のためのボランティア養成はほとんどない。第7章第3節で分析したように、美術館ではスタッフの一部としてボランティアがかなり活用されている。それらの分析から、我が国では正規職員の不足をボランティアで補うという補完的業務が中心だが、欧米のようにボランティアが正規の職員とそれぞれの職能、能力に応じた活動が行えるよう生涯学習政策の枠組みで文化活動のボランティア養成を考えるべきである。

3. 文化会館の個性の創生

文化会館は良くも悪くも地域の文化活動の拠点である。そういう意味で地域住民に広く開かれる必要があるが、これには大きく分けて2つの内容をもつ。第1は開館時間や箱ものとしての開館の使用しやすさ利便性である。第2は、公演内容、いわゆる出し物である。前者は自主活動において大きく影響するし、後者は鑑賞する場合である。文化会館としては、活動の場として使用される場合と芸術を鑑賞する場として活用される場合の二形態ある。これが、単なる鑑賞型主体の美術館・博物館とは大きく相違することである。

劇場といわれる商業ホールではほとんど鑑賞型であり、貸し出すのはまれである。従って、地方の文化会館は二機能を持つが故に、利用される文化会館側にとって非常に運営が難しい。それは、自主活動型にもアマチュアからプロに近い住民もいるし、活動の内容も演説から音楽・伝統演劇まで種々存在する。また、鑑賞するにせよオペラを始めとする大型の芸術の鑑賞から、ポップス等の小型のものまで千差万別である。そのため、文化会館としては大小ホールの設置やホール自体を多目的的に設計し、できる限り多くの活用を見込むことにしている。それが、我が国の文化会館を金太郎飴的にし、専用ホールの少なさに繋がっている。

(財)地域創造が大都市、中都市、小都市における文化会館の利用者を対象に、1997年に行ったアンケート調査⁸¹⁾では、平均1/6の利用者が「文化会館に他の人を連れていくことを由としない」と答えている。文化会館にもよるが、その理由の一つに「閉館期

間中のチケット購入の不便さ」が上げられている。よい点では、音響や舞台装置のよさ以上に文化会館の設置されているロケーションが評価の対象に挙がってきている。景観、近くに図書館・公園・美術館等の文化会館に相応しい環境が存在していることやレストランが充実していることもよい点として評価の対象となっている。特に、場所が洗練されており、おしゃれをして出かけたい場所位置している文化会館は評価が高い。

このように、文化会館もそれ自体の装置や事業のみならず、それを取り巻く環境がかなり重要であることは、交通アクセスの問題と含めてまずハード整備面で注意すべきことである。また、公演については、貸し館公演より自主公演を評価する声が高いが、音響等舞台装置、ホールの設計と相まって公演の質が高まることも大いに考えられるので、設計段階からその地域住民のニーズを的確に反映した設計が十分考慮されるべきである。

そういう面から従来は建築家がホール運営に携わることは少なかったが、第7章でみたように一部の文化会館では建築家、地元大学、地域住民が会館設計の段階から意志疎通をはかり、運営についても住民主体で行っている例もある。このような例は希少だと思われるが、こういった事例を参考に、建築家と利用者が相互に意志疎通を図る場を設けることが望ましい⁸²⁾。

また、一部の地方自治体では文化会館を建築家の作品として考え、利用者のことを往々にして後回しにする事例もあるが、完成後は社会的存在として長期にわたって利用されることを考え、そういう観点から建築家への依頼がなされるべきだろう。

4. 地域文化活動のノウハウの蓄積

実際に地域文化活動を調査したことから、継続的な地域文化活動を行うに当たっては文化事業を開催する文化施設や公園といったハード面の充実より、その運営に当たる組織や職員、さらに運営等のノウハウの継続性が課題となる。実際の事業では、70%が実行委員会組織で行っており、活動の都度委員会を新たに組織し直すことが多い。事業の継続的、長期的な活動のためには活動計画を策定し、それに沿った組織と後継者の養成が必要である。そのことにより、活動の運営方法のノウハウのスムーズな伝授が行われ、無駄な時間や経費の消費が避けられよう。

そのためには、地域文化活動に携わる人たちの出会いの場の確保とそのため情報発信が不可欠である。特に、イベント等に参加した経験の少ない団体や初めて開催する地域の開催者と補助者のために経験豊かな開催者等の助言が適切に与えられなければならない。

運営方法も含め必要な情報の欠如により、当初の目的から逸脱したり、満足な結果が得られなかった活動も見られた。そういった観点からは、インターネット等利用した適切な情報発信は時間的・空間的制約を外せるため有効であるが、最終的には関係者同士の出会いで経験豊かになることが肝要であろう。

そのことが、バブル経済下で行われた各地の文化イベントのように広告代理店やイベント業への一括委託による個性のない文化事業の続発化を避けることができ、地域独自の文化事業の開催へと繋がろう。

また、時として地域文化活動を過疎化解消や地域開発、観光の手段として考える場合もあるが、地域住民はともかくとして公演する文化団体との繋がりが、文化活動が終了後に気まずくなることもある。花火的な活動でなく継続的な活動が地域文化振興にとってもっとも重要であるので、文化団体と主催者との連携はノウハウの蓄積の意味からも有効な繋がりを持つよう気をつける必要がある。

5. 地方分権を契機とした文化振興

いわゆる地方分権一括法が、1999年7月に成立し、2000年4月から施行された。同法は、地方自治法の改正と国家行政組織法及び事業、許認可関連法の改正から成り立っているが、概略を述べれば従来の機関委任事務を地方自治体の固有事務とするものである。地方分権の流れに沿って、新地方自治法では、「地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う」と規定し、国の役割についても限定する規定となっている。

一方、都道府県と市町村との事務配分では、従来は市町村を基本に、都道府県事務は広域事務、統一事務、連絡調整事務、補完事務の4種類に分類し例示の事務を列挙していたが、今回は統一事務のみで例示はない。また、従来地方自治体の事務として例示されていた事務がすべて削除され、「地域における事務」とのみ規定された。地方自治体の事務のほとんどはこれに該当する。

従来の地方自治法では、文化会館の事務は、旧地方自治法（以下旧法）第2条第3項第5号の規定「学校、…公民館、博物館、…、美術館、…、公会堂、劇場、音楽堂、…、を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制し、その他、…、文化、…、に関する事務を行うこと」に沿って、文化会館の設置を行い運営してきたわけであるが、今回の改正によりその例示が外され、地域における事務として一括して括られた。また同

じく都道府県事務として、「一般の市町村が処理できない広域的な事務」について処理するとし、文化関係では「美術館、博物館」（ここでは劇場、公会堂は含まれない）の事務のうち市町村が処理するには不適當なものを列挙していたが今回の改正で規定がなくなった。

以上のことから、法律の規定通りに文面解釈をすると、市町村においても従来以上の広域的な文化事務（ただし、美術館、博物館）も可能となった。なお、公会堂、劇場事務については、従来でも市町村で規模がかなり大きくても法律上は設置・設置が可能であった。

そういう点では、地元住民の文化活動の場の提供する文化会館の設置・運営や文化事業について、法的根拠を云々するよりも地域固有の事務としてかなり関与することができ得るが、一方において、都道府県事務の例示が削除され、都道府県の判断により広域的と見られる文化事業には市町村のみならず、都道府県も積極的に関与が可能である。すなわち、文化事業については、広域的といった概念で法律上は従来は都道府県と市町村が住み分けていたが、今回の改正によって競合して文化事業に関与できる糸口ができた。これが文化事業の推進へのよい方向になればよいが、逆にいうとどちらも行わない可能性も考えられ、首長や文化行政担当者の調整の場の確保が従来以上に高まっていくことが予想される。

地方財政計画には、2で述べたように、1993年度より地域文化振興費が計上されているが、これは国のガイドライン的要素が強く、また一方で、文化会館の事業費の管理費と事業費の合計に対する割合は、都道府県で約40%、市町村で17%程度と事業費が恒常的に不足している面をみると、今回の改正によって枠組みが緩やかになるだけに、文化会館活動を含む地域文化活動に対する地方自治体の取り組みに優劣がつくと思える。

今後、地方分権が一層進むことは間違いなく、国からの財政的な関与である補助金も減少の方向に向かうと思えるが、一部の公共事業を除いて市町村レベルでは住民にとって不十分な事業も多い。文化事業も始めに文化会館といった「箱もの」の建設が一段落しこれから事業だというときに、バブル経済崩壊で地方自治体の税収入が伸び悩み、それによる財政再建によって、文化会館の運営を始めとする地域文化事業が一とん挫してしまった。ここへきて、地方分権の流れで、財政の裏付けが少ない中で地方文化振興も困難になってくることも予想されるが、今回の改正でかなり市町村が幅広く地方事務を行えることが可能となったので、文化行政への首長のやる気を期待したい。そのためには、補助金の枠外にある芸術文化振興基金の補助対象を文化会館運営費まで広げることは先述したように有効であると思われるが、さらに地域文化振興に関しては、都道府県教育委員会の下審査を

経てきた案件のみを審査するのではなく、一般の芸術団体等への補助金のように、直接受付を行い、地域文化団体のやる気を引き出すことも効果があろう。

さらに、文化事業を推進するに当たっての地域住民との首長等との話し合いの場の確保はもちろん、文化活動情報提供・広報活動の充実に対しても勤労世帯に配慮し、夕方、夜間、休日での情報提供、あるいは家庭でのコンピュータによる意見聴取（必ずしも文化事業に限らないが）やNPOとの協働が求められる。

最後に、文化振興条例の策定を提案したい。文化財保護条例はほとんどの地方自治体で策定されているが、文化振興条例の策定は極めて少ない⁸⁹⁾。これは、文化振興計画で規定する方が文化行政の自由度が増え、また策定する側も議会の承認が不必要なので、作業量が条例に比較し少ないからだと思える。しかし、条例の有無は予算・組織の要求、新設にとって極めて有力な根拠となり得るので、地方分権法が施行されたのを機会に積極的取り組みを期待したい。そのためには、先に述べた地域住民の意見を聴取するシステムを利用した住民への働きかけがぜひとも必要である。

近年「行政コスト計算書」を作成する動きが地方自治体で出てきている。それぞれの行政サービスについて、そのコストや負担額を示し、それを基に住民が施策を選択することを目標に、2000年4月に岩手、秋田、高知の各県を手始めに貸借対照表と一緒に行政コスト計算書の作成が始まった。これは、行政分野毎に、行政サービス提供にかかった経費、その内税負担率、サービス享受者の利用料金、国等からの補助金割合などを示し、「行政コストと住民負担のバランスがどうか」「行政コストが住民負担の範囲に収まっているか」等の財政の健全度を表すものである。ばらまき行政の反省に立ったともいえるが、地域が求める行政サービスについて、住民が納得できる負担を地方自治体が検討し始めたこととしてむしろ評価したいが、一方では文化事業のように効果を評価しがたい事業に対し、どう対処するか問題点もある。建設に多くの経費のかかる文化会館の設置に対しては、抑制的になり、運営費の充実が認められることもあろうが、特定の住民が利用しているとして事業費の削減も考えられる。そこで、一層の幅広い地域住民参加型文化事業がますます重要となってくる。

6. 以上をまとめて—総合的な政策の展開を—

以上、1から5まで、種種の提案を行った。これらは、単独でまたは独立して行うことより、総合的・並列的に実行することが望ましい。地方分権により、地方自治体の行政事

務が増加・拡大することにより、地方自治体の行政解決方法の選択の幅が広がる。このまたとないチャンスを捉え、地方自治体首長が文化政策を他の政策と同様に考慮して、その確立を図り、文化振興の要としての文化振興条例の制定を促したい。

例えば、文化会館の活性化を図るため、地方分権により、市町村の自由度は以前に比べ拡大したので、文化振興条例による文化会館の地域文化拠点としての位置づけを規定し、それを根拠として地方財政計画により上乘せされた地域文化振興費を文化会館運営に当て、かつ館長等運営者には、専門家を「人材確保システム」により招聘する。そして、職員は、国や地方自治体の行う研修会に参加させる等は、首長や文化行政行政担当者のやる気で行えるはずである。

このように、文化行政の対象が他の教育行政や福祉行政等と相違して、幅が広くかつ漠としている面もあるので、より一層の首長の判断が求められよう。

さらに、国レベルにおいても、すぐにでも実行できる方策として、芸術文化振興基金の地域文化面への補助金交付のシステム変更を提案した。これは、法律事項でもなく、予算要求事項でもないの、文化庁と日本芸術文化振興会の判断で即座に可能である。この処置と地方自治体の地方分権を契機とした文化振興条例等の制定による地域文化振興策は、個々の政策を独立的に行うよりかなり効果が期待でき、かつそれが行政コストの低減化に繋がると思われる。

謝 辭

謝 辞

1990年代は、我が国にとって失われた10年と言われている。もちろん、これは、我が国の経済活動状況について述べられたものであるが、筆者は文化活動についても、90年代は大きい変化があったと見ている。90年代前半のバブル経済下において、やや浮かれ気味に地域に多くの文化会館が建設され、また類似の文化イベントが地域振興、観光の名目で行われたことは記憶に新しい。90年代後半になって、今日21世紀を目前にし、文化会館を一つを例にしても新しい機能を持った会館が整備され始め、また地域地域文化活動も行政側からのいわばお仕着せの活動から、住民が発意して行う自発的な活動が起きつつある兆候が見られる。

こういった状況を見て、地域文化活動について文化庁在職当時から関心のあった筆者としては、これらの状況を調査・分析し、将来への地域文化活動の在り方の一石を投じることができれば幸いと考え、今ここに脱稿したものである。

幸いにも、地域文化活動に対し、従来から研究を深め多くの発表をされ、また実際に文化会館の建築に携わってこられた清水裕之先生（名古屋大学工学研究科教授、工学博士）のご指導を得ることができ、本研究を名古屋大学工学研究科に博士論文として提出することができた。清水先生からは、筆者の文化庁在職当時より、地域文化施策の遂行に当たり諸々のご助言をいただいております。今回も論文の審査の主査として、ご多用中にもかかわらず非常に丁寧に本研究を見ていただき、筆者の至らぬ点をご指摘いただき感謝に堪えません。また、谷口元、片木篤両先生（ともに名古屋大学工学研究科教授、工学博士）は、ややもすると筆者の独断に陥りやすい部分を研究者の目で、公正かつ正確に見ていただき、時には厳しく、また優しくご指導いただいた。もし、本研究を将来関心ある方々が参考にさせていただく機会があれば、御三方のご指導の賜と思っている。御三方の先生に対しお礼を申し上げます。

さらに、平野眞一先生（名古屋大学評議員、名古屋大学工学研究科教授、工学博士）からは、論文執筆の心構えを始め時宜を得たご助言をいただいた。ともすれば砂を噛むような気持ちになったこともあったが、その際先生のご助言に何回励まされたか知れない。厚くお礼申し上げます。

また、筆者の元上司であり、研究指導的立場にある根木昭先生（長岡技術科学大学教授、博士（法学））からは、本研究の執筆にあたり、内容等につき自らのお考えを丁寧に述べ

ていただき、特に政策面でのご助言はありがたかった。感謝申し上げます。

そのほか、多くの先生方のお世話や励ましをいただいた。特に、学生時代からお付き合いをいただいている小泉光恵先生（大阪大学名誉教授、龍谷大学教授、理学博士）や武田保雄先生（三重大学教授、理学博士）からは、平野先生と同じく、励ましやご助言をいただいた。お名前を記し感謝いたします。事情聴取や調査においては、文化庁、自治省、多くの地方自治体文化担当者、日本芸術文化振興会、(財)地域創造、(財)地域活性化センター等の方々には、お世話になった。お礼申し上げます。

本研究はほとんど週末に自宅で仕上げたため、家庭生活の時間の多くを割いた。妻眞弓に対しては、その点に関し極めて感謝しています。

枝川明敬

引用文献及び注釈

参考文献

本研究の基礎とした筆者の既往の論考

第1章 本稿の目的と構成

- 1] 文化庁、『地域における多彩で豊かな文化活動拠点の形成を目指して』、文化庁、2000年の定義による。以下、同じ。ただし、調査統計の上から、文部省、『社会教育調査』による定義「上記報告の定義に加え、固定席300席以上のホールを有する会館」を文化会館という場合もある。なお、類似の同種の名前として、公立文化施設があるが、立木は『現代の公共ホールと劇場』蒼人社、1999において、「公立文化施設とは（社）全国公立文化施設協会に属する組織として定義する」が「公立文化施設＝公立文化会館としてもよい」と述べている。また、文化施設とは自治省の委託研究である（財）地方自治協会、『地域文化の現状と行政の対応』、地方自治協会、1981によると、「文化会館、博物館、美術館、大学、書店」であるが、自治省、『地方財政白書』、大蔵省印刷局、1999によれば、「文化会館、美術館、図書館、博物館」となっていて、まちまちである。本研究では、文化会館、美術館と定義する。
- 2] 「文化先進県」とは講学上の言葉ではなく、実務上のことばである。1970年代中頃より、大都市部を中心として、「行政の文化化」「文化の行政化」運動が盛んとなってきたが、当初からそれらの運動が行われた県を文化行政担当者が便宜上称している。埼玉県、兵庫県、神奈川県を嚆矢として、東京、大阪、滋賀県を含む。なお、「行政の文化化」とは、1976年に開催された文化行政関係のシンポジウムで当時の山本兵庫県文化局長が初めていったことばであるといわれているが、それ以前に兵庫県文化局出版の『新しい生活文化の創造』（1975.4）のパフレットに記載されている。

第2章 文化政策の現状と課題

- 3] 大河原伸夫、『政策・決定・行動』、木鐸社、1996、p.7
- 4] 宮島喬、藤田英典、『文化社会』、有信堂、1991、pp.98-99
- 5] Lasswell, Harold D., *The Policy Orientation*. In Lerner and Lasswell, University of Chicago Press, Ill., USA, 1951, pp.3-15
- 6] 朝日新聞、1945.9.7
- 7] 立木定彦、『現代の公共ホールと劇場』、蒼人社、1999、p.130
- 8] 文化庁、『戦後日本の芸術文化史』、第一法規、1995、pp.121-125
- 9] 芸団協、『ザ・オーケストラ』、芸団協出版部、1995、pp.223-232
- 10] 総務庁、『芸術文化の振興に関する行政監察』、大蔵省印刷局、1995、pp.4-45
- 11] 大阪文化振興研究会、『大阪の文化を考える』、創元社、1974、p.52
- 12] 立木定彦、『現代の公共ホールと劇場』、蒼人社、p.224によれば、90年代前半では、週に1.8館の割合で増加したという

第3章 地域文化の現状振興策

- 13] 地域創造、『ホール文化形成のために』、日本財団、1998、pp.43-44
- 14] 総務庁、『高齢者白書』、大蔵省印刷局、1999、p.67
- 15] 総合研究開発機構、『文化首都の研究』、総合研究開発機構、1992、pp.58-59

- 16] 野村総合研究所,『国際会議の効果に関する実態調査報告書』,横浜市経済局, p.10, 1994
- 17] 文化庁,『地域における多彩で豊かな文化活動拠点の形成を目指して』,文化庁, 2000.7の付属資料よれば, 1990年代で591館の文化会館が会館している。
- 18] 文化庁,『活力ある地域づくりのための地域文化施設の在り方に関する調査』,文化庁, 1995, pp.12-14
- 19] 東西NTTでは, 2000年7月現在, 一部の大都市でISDNを月額定額制にしている。
- 20] 沖縄県,『沖縄の文化』, 沖縄県, 1992, pp.4-7
- 21] 沖縄県文化振興課,『文化振興要覧』, 沖縄県, 1998, pp.9-10
- 22] 枝川明敬,「地方行政の文化化—地域文化の振興とまちづくり」,『地方議会人』, Vol.24, No.24, 中央文化社, 1994, pp.15-19
- 23] 山梨県,『山梨幸住計画』, 山梨県, 1997, pp.179-181
- 24] 山梨県,『山梨幸住計画』, 山梨県, 1997, p.206
- 25] 山梨県,『山梨幸住計画』, 山梨県, 1997, pp.238-239
- 26] 山梨県,『山梨幸住計画』, 山梨県, 1997, pp.12-13
- 27] 山梨県芸術祭実行委員会,『山梨県芸術祭50周年記念誌』, 山梨県, 1998, pp.29-32
- 28] 上田篤,「行政の文化化とは何か」,『ひろがる文化行政』, ぎょうせい, 1982, pp.130-131
- 29] 長洲一二,「芸術と自治体」,『芸術と地域』, ぎょうせい, 1992, pp.3-6
- 30] 長洲一二,「芸術と自治体」,『芸術と地域』, ぎょうせい, 1992, p.8
- 31] 神奈川県文化室,『神奈川県の文化政策の動向』, 神奈川県, 1997, 52-54
- 32] 神奈川県文化室,『文化室事業の概要』, 神奈川県, 1997, pp.10-14
- 33] 2000年度予算では, 支出1兆6976億円に対し, 収入は9102億円であり, 県債は, 1998年度末で累積2兆1107億円となっている。神奈川県,『県のたより』, 神奈川県広報室, No.521, 2000, p.1
- 34] 橋本敏子,『地域の力とアートエネルギー』, 学陽書房, 1997, p.7
- 35] 第6章の文化施設整備過程で考慮された指標について, 文化先進県とそうでない県との比較分析を行う。さらに, 第8章第2節では, 地方分権の一層の推進が文化の地域格差を生む可能性について論ずる。
- 36] 長岡市国際・文化課,『長岡市主要文化事業の概要』, 長岡市, 1996, pp.4-5
- 37] 長岡市,「市政執行方針について」,『ながおか市政だより』, No.500, 長岡市広報課, 1996, pp.2-3
- 38] Bobrow, D. B., and Dryzek, J. S., *Policy Analysis by Design*, University of Pittsburgh Press, Pa., USA, 1997, pp.64-65
- 39] 宮川公男,『政策科学の基礎』, 東洋経済, 1994, p.102
- 40] 岡本全勝,『地方交付税▲仕組と機能』, 大蔵省印刷局, 1995, p.221
- 41] 阪神・淡路大震災芸術被害状況調査研究プロジェクト委員会,『阪神・淡路大震災芸術被害状況調査』, 芸団協, 1995.8
- 42] 兵庫県生活文化部,『芸術文化施設(ホール)の被害状況について』, 兵庫県, 1996.3, p.2
- 43] 兵庫県,『よみがえる兵庫』, 兵庫県, 1995.7, pp.5-6
- 44] 神戸市,『神戸市市民局施設被害状況』, 神戸市, 1995.1.24, p.1
- 45] 総合研究開発機構,『文化行政のこれまで これから』, 総合研究開発機構, 1987, pp.27-28

- 46] 兵庫県,『兵庫県文化要覧』, 兵庫県, 1995, pp.34-35
- 47] 兵庫県,『平成7年度生活文化部・防災部予算の概要』, 兵庫県, 1996.3, pp.11-12
- 48] 梅棹忠夫は,『都市と文化問題』, 1975, pp.66-67の中で「知事部局でおやりになっているところが増えている。教育委員会からは, 文化に必要なエネルギーは出てこない。お金の額が変わってきますよ。」と述べている。

第4章 地域の文化活動の状況分析

- 49] 文化庁が, 毎年都道府県を通じて調査している国レベルでは唯一の地方自治体が行った文化活動の状況に関する行政調査。欠点は発表が遅いことと一般には出版されていないことである。
- 50] 2000年7月になって, 自民党では「公共事業抜本見直し検討会」を設け, 調査したが, 「中海干拓本庄工区」のように着工以降20年以上も経過しても未完成な事業もあり, その85%が補助事業であった。

第5章 民間における地域文化振興支援

- 51] 例えば, サムソム, G. B., 福井利吉郎訳,『日本文化史』, 東京創元社, 1976, pp.357-365及び尾藤正英,『日本文化の歴史』, 岩波書店, 2000, pp.122-124等を参照。
- 52] 岩淵潤子,『美術館の誕生』, 中央公論社, 1995, p.9
- 53] 出雲メセナ協会, 大田まちづくり芸術支援協会, 企業メセナ群馬, 佐賀県企業メセナ協議会, JAZZメセナ野辺地, 伊達メセナ協会, 地域の文化活動を支援する企業と個人の会, 中区企業メセナ活動推進懇話会, 松本芸術文化協会, メセナ八幡浜, 山口メセナ倶楽部, 山梨メセナ協会の12地方メセナ団体に加盟している企業606社(有効回答率17.0%)。調査期間は1997年度で, 調査は1998年3月に行った。
- 54] 全国上場企業と企業メセナ協議会会員企業の合計2498社を対象に, 53]と同じ方法, 調査期間で行われ, 有効回答率17.5%
- 55] 池田篤彦,『日本の税制』, 財経詳報社, 2000, pp.42-43
- 56] 池田篤彦,『日本の税制』, 財経詳報社, 2000, p.48
- 57] 石村耕治,『日米の公益法人課税法の構造』, 成文堂, 1992, p.22
- 58] 石村耕治,『日米の公益法人課税法の構造』, 成文堂, 1992, pp.37-80
- 59] 青木利元,「米国フィランソロピー事情」,『公益法人』, Vol.28, 公益法人協会, 1998, pp.14-21
- 60] 以下, 各国の税制については, 電通総研,『欧米主要5カ国の文化支出と税制』, 文化庁委託調査, 1991, 1993, 1996, 文化庁,『我が国の文化行政』, 文化庁, 2000, 電通総研,『文化とフィランソロピーに関する調査研究』, 文化庁委託調査, 1992, アートサポート編集委員会,『アートサポート'90s』, 芸団協, 1994及び東京ドイツ文化センター,『文化支援の展望』, 東京ドイツ文化センター, 1997に基づいた。

第6章 文化施設整備における文化指標の測定・分析

- 61] 文化庁,『地域における多彩で豊かな文化活動拠点の形成を目指して』, 文化庁, 2000, p.44
- 62] 最近大型の公民館が増加し, たとえば埼玉県「田園ホールエローラ」は公民館であるが, 文化会館ともいえる施設を有している。

63] 第3章第3節、第7章第2節に詳細に論述している

第7章 文化施設の整備

64] 文化庁、『地域における多彩で豊かな文化活動拠点の形成を目指して』、文化庁、2000、p.44

65] 清水裕之、『21世紀の地域劇場』、鹿島出版会、1999、p.87

66] 立木定彦、『現代の公共ホールと劇場』、蒼人社、1999、p.141

67] 筆者が行った「公立文化施設の状況及び活動内容」、1998によれば、「公会堂」と名付けられた文化会館は、1990年以降開館した文化会館のうち、わずか4%である。

68] 「アーティスト・イン・レジデンス」とは、アーティストとの結びつきを演奏会といった単発的な事業で接触するだけでなく、地域に必要な人材として受け入れることが原則で会館側がアーティストに対し、支援を行うことである。公立文化会館としての効果は①芸術的な成果を期待する、②地域文化活動を振興するの2種類に分類できる。そのほか、類似概念に「フランチャイズ形式」があり、これは活動拠点として演奏団体と会館側がフランチャイズ契約を結ぶことであり、「レジデンス」では、事業内容について会館側が責任を負うが、「フランチャイズ」では、活動自体はアーティストの責任で行われる。

69] 最近提出された文化庁、『地域における多彩で豊かな文化活動の拠点を目指して』、文化庁、2000によると、そのほか「世田谷パブリックシアター」「彩の国さいたま芸術劇場」「滋賀県立芸術びわ湖ホール」を例に挙げている。

70] 團伊玖磨、『芸術と地域』、ぎょうせい、1992、p.197

71] NPO法では、第2条に特定非営利活動として、文化、芸術活動を始め12の活動が列挙されている。

72] 日本NPO学会年次大会(1999.3)によると、法人資格取得のための行政担当者との意志疎通の隘路として、「問題点の小出し」「文面によらない口頭での指示」「指示内容の再三の変更」が上げられた。

73] 経済企画庁、『NPOの活動・運営実態調査』、経済企画庁、2000.4によると、国・地方自治体の93.7%がNPOには税制優遇措置が必要と答えている。また、自民党NPO議員連盟では、寄付金の20%を税額控除として認めるよう働きかけている。

74] (社)日本観光協会、『障害者・高齢者等の旅行促進に関する調査』、日本観光協会、1993、p.130

75] ソフト開発会社のサンモアテックは、インターネット上のコンテンツの著作権を一元的に管理できるシステムを開発している。

76] 現行の著作権法、著作権条約等は、インターネット普及以前に制定されており、新たな公衆への情報伝達手段に対応していない。情報が発信者匿名のまま流通するインターネット上では著作権の管理が困難である。なお、文部大臣の諮問機関の著作権審議会では、ホームページ上の著作物を無断複製した際は、プロバイダー(インターネット接続業者)の責任を明確化すべきとの提言をまとめた。一方、郵政省は、2000年10月現在では、著作権侵害に対しプロバイダーが電気通信事業法に例外として、発信者の氏名等を被害者に通知する義務を付す新法案の制定を検討している。

第8章 研究全体の総括と提言

77] 磯村英一、星野光男編、『地方自治読本』、1980、pp.163。本書は、自治大学校のテキスト的書物である。

78] 77]では、自治体の国からの独立性(憲法の要請)と住民の関与を理由に挙げている。

79] 実際、筆者は文化庁在職時にその交渉のため数年間費やした。

80] 文部省委託研究、『生涯学習による地域づくり』、文部省、1999、p.86

81] (財)地域創造、『ホール文化形成のために』、(財)地域創造、1998、pp.43-44

82] 建築家の清水教授は、「ゆだ文化創造館」、「長久手文化の家」等多くの文化会館の設計からその運営まで広く参画し、新たな公共劇場として文化会館を考察している。清水裕之、『21世紀の地域劇場』、鹿島出版会、1998、pp.167-174

83] 文化財保護条例については約97%の地方自治体が策定しているが、文化振興条例は文化庁もその策定状況について把握していない。なお、(財)地域創造によれば、全国市町村のうち、76団体が制定している。

参考文献

- 1] アートサポート編集委員会、『アートサポート'90』, 芸団協出版部, 1991
- 2] アームストロング, H., 大野喜久之輔訳, 『地域振興の経済学』, 晃洋書房, 1991
- 3] 浅利慶太, 『浅利慶太の四季 劇場は我が恋人』, 慶応大学出版会, 1999
- 4] 網干善教ほか, 『博物館学概説』, 仏教大学通信大学部, 1985
- 5] 荒川潤, 「デジタルネットワーク化の国際進展」, 『三和政策研究』, Vol.1, No.1, 三和総合研究所, 1995, pp.65-84
- 6] 足立幸男, 『公共政策学入門』, 有斐閣, 1994
- 7] 阿部孝夫, 「地方自治体と人的資源管理」, 『計画行政』, Vol.22, No.3, 日本計画行政学会, 1999, pp.7-12
- 8] 青木保ほか, 『都市と文化』, 岩波書店, 1999
- 9] 井上俊ほか, 『日本文化の社会学』, 岩波書店, 1996
- 10] 井上繁, 『都市づくりの発想 世界に見るカルチャー・シティ』, 丸善, 1996
- 11] 井熊均, 『自治体破綻』, 日刊工業新聞社, 1999
- 12] 伊藤善一, 『地方の時代』, 中央公論, 1984
- 13] 伊藤祐一郎編, 『広域と境域の行政制度』, ぎょうせい, 1997
- 14] 伊藤裕夫, 『アートマネジメント概論』, 平成6年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会資料, 1994
- 15] 伊藤裕夫ほか, 『これからの芸術文化政策』, 芸団協出版部, 1996
- 16] 岩崎好規, 「阪神域の地震環境と兵庫県南部地震における強振動記録」, 『土と基礎』, Vol.43, No.3, 土質工学会, 1995, pp.2-6
- 17] 池上惇, 『文化経済学のすすめ』, 丸善, 1991
- 18] 池上惇, 『文化経済学の可能性』, 芸団協出版部, 1991
- 19] 池上惇, 『生活の芸術化』, 丸善, 1993
- 20] 池上惇ほか, 『文化経済学を学ぶ人のために』, 世界思想社, 1993
- 21] 石森秀三, 『博物館概論』, 放送大学振興会, 1999
- 22] 石森秀三, 『博物館経営・情報論』, 放送大学振興会, 2000
- 23] 磯村英一監修, 『ひろがる文化行政』, ぎょうせい, 1982
- 24] 磯村英一ほか, 『地方自治読本』, 東洋経済新報社, 1990
- 25] 茨城県, 『茨城県アートマネージャー養成講座報告書』, 茨城県生活文化課, 1995
- 26] 上田篤, 『行政の文化化』, 学陽書房, 1983
- 27] 梅棹忠夫ほか, 『後世に残しうるものを 地域文化と行政を考える』, ぎょうせい, 1983
- 28] 梅澤正, 『企業文化の革新と創造』, 有斐閣, 1990
- 29] ザルメン, ヴァルター, 上尾信也訳, 『コンサートの文化史』, 柏書房, 1994
- 30] NEA, *NATIONAL ENDOWMENT for ARTS 1998 ANNUAL REPORT*, NEA, NY., USA, 1998
- 31] NPO 研究フォーラム, 『NPO が拓く新世紀』, 清文社, 1999
- 32] 枝川明敬ほか, 「米国における芸術支援政策の変遷, 現状と課題」, 『アートマネジメント機能と効果に関する総合研究』, (代表守谷秀夫) 科研費報告, 1997, pp.45-86
- 33] 永六輔ほか, 「劇空間とはなにか」, 『建築雑誌』, Vol.109, No.1355, 日本建築学会, 1994,

pp.16-21

- 34] 大嶽秀夫, 『政策過程』, 東京大学出版会, 1989
- 35] 大笹吉雄, 『日本現代演劇史』, 白水社, 1998
- 36] 大阪商工会議所, 『コミュニティ財団調査団報告書』, 大阪商工会議所, 1990
- 37] 小川俊郎, 『劇場工学と舞台機構』, オーム社, 2000
- 38] 小沢昭一, 『ものがたり 芸能と社会』, 白水社, 1998
- 39] 小野田泰明, 「劇場空間の多様性をいかに捉えるか」, 『建築雑誌』, Vol.109, No.1361, 日本建築学会, 1994, p.47
- 40] 岡本全勝, 『地方交付税▲仕組みと機能』, 大蔵省印刷局, 1995
- 41] 岡本真佐子, 『開発と文化』, 岩波書店, 1996
- 42] 扇田昭彦, 『日本の現代演劇』, 岩波書店, 1995
- 43] 沖縄県, 『沖縄の文化』, 沖縄県, 1992
- 44] 沖縄県文化環境部, 『文化環境行政の概要』, 沖縄県, 1999
- 45] 兼子仁, 『新地方自治法』, 岩波書店, 1999
- 46] 川崎賢一, 『現代日本の文化政策をめぐって』, 科研費報告, 1999
- 47] 川田順三ほか, 『いまなぜ開発と文化なのか』, 岩波書店, 1997
- 48] 環境庁, 『第3回日仏アメニティ会議報告書』, 環境庁, 1987
- 49] 神奈川県文化室, 『物語 自治体文化行政史』, 新曜社, 1988
- 50] 神奈川県文化室, 『生活時間の実態と芸術文化に関するニーズ調査』, 神奈川県, 1993
- 51] 神山典士, 「オペラによる地域づくりと地域によるオペラづくり」, 『地域創造』, Vol.6, 地域創造, 1999, pp.20-25
- 52] 金沢大学経済学部佐々木ゼミナール, 『利賀・模索と挑戦』, 金沢大学経済学部佐々木ゼミナール, 1995
- 53] 金沢大学経済学部佐々木ゼミナール, 『浜松・創造都市序曲』, 金沢大学経済学部佐々木ゼミナール, 1996
- 54] 関西経済同友会, 『文化大国への戦略』, 関西経済同友会, 1990
- 55] 企業メセナ協議会, 「公共ホールの新時代は来るか」, 『メセナ』, No.11, 企業メセナ協議会, 1992, pp.5-10
- 56] 木左茂男, 「日本における地方分権の理念と到達点」, 『ジュリスト』, No.1161, 有斐閣, 1999, pp.64-70
- 57] 木村篤子ほか, 「文化で売る, 文化を売る, 文化のためにということ」, 『月刊アドバタイジング』, Vol.35.No.4, 電通総研, pp.12-29
- 58] 京都大学経済学部財政学研究室, 『芸術文化振興策の財政的基礎』, 芸団協, 1990
- 59] 建築思想研究所編, 『建築設計資料 13 美術館』, 建築資料研究社, 1986
- 60] 建築思想研究所編, 『建築設計資料 18 劇場・ホール』, 建築資料研究社, 1987
- 61] 建設省都市局, 『街並み・まちづくり総合支援事業』, 都市みらい推進機構, 1995
- 62] 建設省政策課, 『まちに暮らしに歴史と文化のハーモニー』, 大成出版, 1997
- 63] 建設省政策課, 『地域経済活性化事例集』, 大成出版, 1997
- 64] 建設省監修, 『国土づくりと情報通信戦略』, 大成出版, 1997
- 65] 経団連, 『社会貢献白書'99』, 日本工業新聞社, 1999

- 66] 経済企画庁、『新経済社会7カ年計画』, 大蔵省印刷局, 1979
- 67] 経済企画庁、『月刊ESP』, No.221, 経済企画協会, 1990
- 68] 経済企画庁国民生活局、『ゆとり空間ガイドライン研究会報告書』, 経済企画庁, 1994
- 69] 経済同友会、『望まれる企業市民』, 経済同友会, 1989
- 70] 経済広報センター、『企業の文化スポットマップ』, 学陽書房, 1996
- 71] 芸団協・芸能文化情報センター、『芸能実演家の活動と生活時間』, 丸善, 2000
- 72] 「芸術振興基金」研究推進プロジェクト、『芸術文化振興基金の課題』, 芸団協, 1990
- 73] 児玉真ほか, 「公立ホール整理学 人と施設を生かすホール戦略」, 『地域創造』, Vol.2, 地域創造, 1997, pp.17-25
- 74] 国土庁、『地域における地域活性化に資する人材確保に関する調査』, 国土庁, 1993
- 75] 小島昭, 『現代の公共政策』, 頸草書房, 1990
- 76] 小林進, 『文化を支えるーアート・マネージメント』, 朝日出版社, 1994
- 77] 神戸市, 『神戸市文化指針』, 神戸市, 1995
- 78] 後藤和子, 『芸術文化の公共政策』, 頸草書房, 1998
- 79] サラモン, M., レスター, 山内直人訳, 『NPO 最前線』, 岩波書店, 1999
- 80] 三枝成彰, 『オペラに打ち入る』, WAC, 1999
- 81] 佐々木信夫, 「地方分権と都市行政」, 『計画行政』, Vol.20, No.4, 日本計画行政学会, 1997, pp.13-17
- 82] 佐々木信夫, 『自治体政策学入門』, ぎょうせい, 1996
- 83] 佐々木晃彦, 『文化経済学への招待』, 芙蓉書房, 1997
- 84] 佐々木晃彦, 『芸術経営学を学ぶ人のために』, 世界思想社, 1997
- 85] 佐藤郁哉, 『現代演劇のフィールドワーク』, 東京大学出版会, 1999
- 86] 斉藤義, 「劇場をとりまく諸問題を解くために」, 『建築雑誌』, Vol.109, No.1361, 日本建築学会, 1994, p.46
- 87] 斉藤達三, 『地域経営のための事業別予算入門』, ぎょうせい, 1995
- 88] 澤井勝, 「国と地方の関係」, 『ジュリスト』, No.1161, 有斐閣, 1999, pp.88-93
- 89] 清水裕之, 『わたしたちと劇場』, 芸団協出版部, 1993
- 90] 清水裕之, 『ミクロ統計データを活用した舞台芸術施設運営に関する調査研究』, 科研費報告, 1997
- 91] 清水裕之, 『舞台芸術創造ネットワークのオープン化を意識した舞台芸術創造施設のあり方の研究』, 科研費報告, 1997
- 92] 清水裕之, 「公共圏世代の文化会館をめざして」, 『地域創造』, Vol.4, 地域創造, 1998, pp.46-47
- 93] 清水裕之, 「公共圏, 公立文化施設, 地域の舞台劇術環境」, 『地域に生きる劇場』, 芸団協出版部, 2000, pp.8-28
- 94] 自治省, 『ふるさとキーワード BOOK』, 地域活性化センター, 1993
- 95] 自治省, 『地方行財政重点施策』, 自治省, 1999
- 96] 生涯学習と地域づくり研究会, 『生涯学習による地域づくり』, 文部省, 1999
- 97] 鈴木庸夫, 「地方公共団体の役割及び事務」, 『ジュリスト増刊』, 有斐閣, 2000, pp.62-67
- 98] 瀬木慎一, 『美術経済白書』, 美術年鑑社, 1991

- 99] 瀬沼克彰, 『企業の文化戦略』, 学文社, 1982
- 100] 瀬沼克彰, 『生涯学習の構図』, 大明社, 1982
- 101] 瀬沼克彰, 『現代余暇の構図』, 大明社, 1983
- 102] 税制研究会, 『フィランソロピー税制の基本的課題』, 公益法人協会, 1990
- 103] 総合研究開発機構, 『自治と文化』, 総合研究開発機構, 1980
- 104] 総合研究開発機構, 『月刊NIRA 文化行政特集』, No.5, 総合研究開発機構, 1987
- 105] 総合研究開発機構, 『アートマネージメントと文化政策』, 総合研究開発機構, 1988
- 106] 草加叔也, 「ホール施設の変遷」, 『建築雑誌』, Vol.109, No.1355, 日本建築学会, 1994, pp.46-47
- 107] 田中晃代ほか「まちづくり条例運用による住民主体のまちづくり支援実態の分析」, 『計画行政』, Vol.22, No.2, 日本計画行政学会, 1999, pp.58-87
- 108] 田淵節也監修, 『コーポレートシチズンシップ』, 講談社, 1990
- 109] 高萩宏, 「文化行政の経済効果」, 『建築雑誌』, Vol.109, No.1355, 日本建築学会, 1994, pp.32-33
- 110] 高階秀爾ほか, 「文化発信社会に向けて」, 『文部時報』, No.1407, 1994, pp.8-15
- 111] 高階秀爾, 『芸術のパトロンたち』, 岩波書店, 1997
- 112] 團伊玖磨, 『私の日本音楽史』, NHK ライブラリー, 1999
- 113] 段木一行, 『学芸員の理論と実践』, 雄山閣出版, 1997
- 114] 駄田井正ほか, 「地方分権と地域連携」, 『計画行政』, Vol.23, No.2, 日本計画行政学会, 2000, pp.71-75
- 115] 地域創造, 『地域における芸術環境づくりの状況』, 地域創造, 1996
- 116] 地域創造, 『美術館系文化施設の情報システムに関する調査』, 地域創造, 1997
- 117] 地方自治協会, 『地域文化の現状と行政の対応』, 地方自治協会, 1981
- 118] 地方自治法令研究会, 『自治六法』, ぎょうせい, 2000
- 119] 津村卓, 「貸し館をプロデュースする」, 『地域創造』, Vol.1, 地域創造, 1996, pp.32-39
- 120] 電通総研, 『生活大国宣言』, 日本経済新聞社, 1990
- 121] 電通総研, 『文化のパトロネージ』, 洋泉社, 1991
- 122] 電通総研, 『海外などにおける文化振興策の実態調査』, 電通総研, 1992
- 123] 電通総研, 『我が国の文化の動向に関する調査』, 文化庁, 1992, 1993
- 124] 電通総研, 『NPO とは何か』, 日本経済新聞社, 1996
- 125] 東京大学公開講座, 『文化としての20世紀』, 東京大学出版会, 1997
- 126] 都市行政問題研究会, 『文化行政と都市のあり方に関する報告書』, 全国市議会議長会, 1994
- 127] 同友社, 『省庁別21世紀への施策要覧』, 同友社, 1992
- 128] 那覇市, 『文化行政の概要』, 那覇市, 1993
- 129] 丹羽弘行, 『地域がつくる文化新時代』, ぎょうせい, 1992
- 130] 日本民間放送連盟研究所, 『民放の地域貢献活動』, 日本民家放送連盟, 1998
- 131] 日経連, 『21世紀の地域づくり』, ぎょうせい, 1990
- 132] 西尾勝ほか, 『講座行政学 政策と管理』, 有斐閣, 1994
- 133] 西尾勝ほか, 『講座行政学 政策と行政』, 有斐閣, 1994

- 134] 野田秀樹ほか、「魅力ある劇場空間のために」、『建築雑誌』, Vol.109, No.1355, 日本建築学会, 1994, pp.12-15
- 135] 原田尚彦, 『行政法』, 学陽書房, 1979
- 136] 橋本満, 「中央と地方」, 『日本文化の社会学』, 岩波書店, 1996, pp.71-88
- 137] 長谷川栄, 『新しい美術館学』, 三交社, 1994
- 138] 長谷川栄, 『新しいソフト・ミュージアム 美術館運営の実際』, 三交社, 1997
- 139] 平田オリザ, 『演劇入門』, 講談社, 1998
- 140] 尾籐正英, 『日本文化の歴史』, 岩波書店, 2000
- 141] 兵庫現代芸術劇場, 『ひょうご舞台芸術』, Vol.7, 兵庫現代芸術劇場, 1995
- 142] 兵庫県, 『ひょうごEYE』, 兵庫県広報誌, 1995
- 143] ふれあいの祭実行委員会, 『ふれあいの祭典'94』, ふれあいの祭典実行委員会, 1994
- 144] 布施英利, 『美術館には脳がある』, 岩波書店, 1996
- 145] 福武直ほか, 『社会調査法』, 有斐閣, 1967
- 146] 文化庁文化普及課, 『特色ある文化活動の成果に関する調査結果報告』, 文化庁, 1986
- 147] 文化庁, 『文化庁月報 特集 公立文化会館の活性化』, ぎょうせい, No.384, 2000
- 148] 文化庁, 『我が国の文化行政』, 文化庁, 2000
- 149] 文化科学研究所, 『文化イベントデータファイル』, 文化科学研究所, 1999
- 150] 文化政策研究会, 『現代文化政策データファイル』, 第一法規, 1990
- 151] 細野助博, 『社会統計学概説』, 共立出版, 1987
- 152] ポウエル, ウィリアム, J., ほか, 池上惇ほか訳, 『舞台芸術と経済のジレンマ』, 芸団協出版部, 1994
- 153] マヨーネ, G., 今村都南雄訳, 『政策過程論の視座』, 三嶺書房, 1998
- 154] 村松岐夫, 『地方自治』, 東京大学出版会, 1988
- 155] 松下圭一, 『文化行政』, 学陽書房, 1993
- 156] 松井竜五ほか, 『達人達の大英博物館』, 講談社, 1996
- 157] 三井秀樹, 『テクノロジーアート』, 青土社, 1994
- 158] 三好晃, 『わが国の芸術活動の動向予測に関する基礎研究』, 科研費報告, 1988
- 159] 三島祥宏, 『コミュニティ財団のすべて』, 清文社, 1996
- 160] 三菱総合研究所, 『21世紀型社会の構図』, ダイヤモンド社, 1991
- 161] 宮嶋勝, 「自治体行政施策の政策効果について」, 『自治フォーラム』, Vol.428, 第一法規, 1995, pp.18-23
- 162] 宮澤智士, 『町並み保存のネットワーク』, 第一法規, 1987
- 163] 文部省, 『学制120年史』, ぎょうせい, 1992
- 164] 文部省政策課, 『地域基礎資料集』, 文部省, 1994
- 165] 文部省総務課, 『阪神・淡路大震災 文部省関係対策記録集』, 文部省, 1995
- 166] 文部省法令研究会, 『文部法令要覧』, ぎょうせい, 1999
- 167] 森啓ほか, 『文化ホールがまちをつくる』, 学陽書房, 1991
- 168] 百瀬孝, 『事典 昭和後期の日本』, 吉川弘文館, 1995
- 169] 山崎泰孝, 『ホールの計画と運営』, 鹿島出版会, 1985
- 170] 薬師寺泰蔵, 『公共政策』, 東京大学出版会, 1989

- 171] 薬師寺泰蔵, 「パブリックガバナンスと政策評価に関するいくつかの問題点」, 『計画行政』, Vol.22, No.4, 日本計画行政学会, 1999, pp.2-6
- 172] 山谷清志, 『政策評価の理論とその展開』, 晃洋書房, 1997
- 173] ユネスコ世界委員会, 『文化と開発シンポジウム報告書』, ユネスコ, 1995
- 174] 米谷尚子, 「劇場の場と観客」, 『建築雑誌』, Vol.109, No.1355, 日本建築学会, 1994, pp.28-29
- 175] 和合肇ほか, 『TSPによる経済データの分析』, 東京大学出版会, 1988
- 176] 和多利恵津子, 『世界のミュージアムグッズ』, 平凡社, 1996

本研究の基礎とした筆者の既往の論考

第2章 文化政策の現状と課題

第2節 文化政策の史的展開

- 1] 根木昭, 姫野翠, 枝川明敬, 垣内恵美子, 大和滋, 「日本のオペラと(財)日本オペラ振興会 ……オペラに関するケース・スタディ…」, 『長岡技術科学大学研究報告』, No.16, 長岡技術科学大学, 1994, pp.67-76
- 2] 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 「文化政策形成過程に関する一考察」, 『文化経済学会論文集』, No.2, 日本文化経済学会, 1996, pp.35-40
- 3] 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 「芸術政策の変遷とその構造的枠組み」, 『文化経済学会論文集』, No.3, 日本文化経済学会, 1997, pp.103-107

第3節 文化政策に関する組織・制度

- 4] Zemans, J., Kleingartner, A., Wyszomirski, M. J., Watanabe, M., Neki, A., Winegar, K., Himeno, M., Edagawa, A., Kakiuchi, E., Yamato, S., Yoshimoto, G., Moriya, H., Sato, K., Koike S., and Suzuki, Y., *COMPARING Cultural Policy - A STUDY OF JAPAN & THE UNITED STATES*, ALTAMILA, Cal., USA, 1994, pp.207-226
- 5] 枝川明敬, 「文化政策に関する組織」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 大和滋, 『文化政策概論』, 晃洋書房, 1996, pp.76-88

第3章 地域文化の現状振興策

第2節 地域振興と文化の役割

- 6] 枝川明敬, 「地域文化の創造を考える」, 『新潟県教育委員会月報』, No.507, 新潟県教育委員会, 1992, pp.6-9
- 7] 枝川明敬, 「地域振興と文化」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 大和滋, 『文化政策概論』, 晃洋書房, 1996, pp.222-226
- 8] 枝川明敬, 「地域社会と文化振興」, 池上惇, 植木浩, 福原義春編, 『文化経済学』, 有斐閣, 1998, pp.101-121
- 9] 枝川真弓, 枝川明敬, 「文化産業の経済効果」, 『地域学研究』, Vol.29, No.1, 日本地域学会, 1998, pp.239-248

第3節 町づくり・村おこしと文化振興

- 10] 枝川明敬, 「地域文化とまちづくり・むらおこし」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 大和滋, 『文化政策概論』, 晃洋書房, 1996, pp.134-139

第4節 地域からの文化の発信

- 11] 枝川明敬, 「地域からの文化情報の発信」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 大和滋, 『文化政策概論』, 晃洋書房, 1996, pp.226-229

第5節 地域文化振興の事例分析

- 12] 枝川明敬, 「地方行政の文化化—地域文化の振興とまちづくり」, 『地方議会人』, Vol.24, No.24, 中央文化社, 1993, pp.15-19
- 13] 枝川明敬, 「阪神淡路大震災復旧対策の形成過程」, 『地域学研究』, Vol.26, No.1, 日本地域学会, 1995, pp.259-268

- 14] 枝川明敬, 「神奈川県文化施策の動向」, 『文化政策による地域活性化の実態及び効果に関する総合的研究』, (代表根木昭) 科研費報告, 1997, pp.89-116
- 15] 枝川明敬, 垣内恵美子, 「地域中核都市における文化施策の総合的展開」, 『文化経済学会論文集』, No.3, 日本文化経済学会, 1997, pp.119-126
- 16] 根木昭, 枝川明敬, 「地域文化振興における意志決定に関する一考察」, 『長岡技術科学大学研究報告』, No.16, 長岡技術科学大学, 1994, pp.77-82
- 17] 根木昭, 枝川明敬, 「阪神淡路大震災の文化施設及び文化活動に与えた影響とその復旧過程における兵庫県の文化政策」, 『長岡技術科学大学研究報告』, Vol.18, 長岡技術科学大学, 1996, pp.69-74

第4章 地域の文化活動の状況分析

第1節 調査の目的と方法及び内容

- 18] 枝川明敬, 「都道府県における文化活動に関する調査」, 『文化政策による地域活性化の実態及び効果に関する総合的研究』, (代表根木昭), 科研費報告, 1997, pp.5-44
- 19] 枝川明敬, 「全国的にみた文化活動の展開に関する調査分析研究」, 『文化経済学』, Vol.1, No.3, 日本文化経済学会, 1999, pp.75-82

第5章 民間における地域文化振興支援

第2節 メセナ活動の現状

- 20] 枝川明敬, 「観光地における芸術支援活動(メセナ)」, 『月刊観光』, No.322, 日本観光協会, 1993, pp.3-7
- 21] 枝川明敬, 「地域・企業・文化」, 『平成5年度龍谷大学研究成果報告集』, Vol.1, 龍谷大学, 1994, pp.59-66
- 22] 枝川明敬, 「文化とメセナ」, 『都市問題研究』, Vol.45, No.1, 都市問題研究会, 1994, pp.50-62
- 23] 枝川明敬, 「文化支援と税制」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 大和滋, 『文化政策概論』, 晃洋書房, 1996, pp.189-191

第3節 税の減免措置の枠組みと活用

- 24] 枝川明敬, 「芸術支援は寄付か, 経費か」, 電通総研, 『文化とフィランソロピーに関する調査研究(資料編4)』, 電通総研, 1992, pp.24-25
- 25] 枝川明敬, 「税の減免措置の枠組と活用」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 大和滋, 『文化政策概論』, 晃洋書房, 1996, pp.191-200

第6章 文化施設整備における文化指標の測定・分析

第2節 調査の内容と分析

- 26] 枝川明敬, 「文化政策の指標」, 『芸術文化指標の設定と文化データ収集のための手法に関する研究』, (代表根木昭) 科研費報告, 1998, pp.15-38
- 27] 枝川明敬, 「文化施設整備過程における文化指標の研究」, 『文化経済学』, Vol.2, No.2, 日本文化経済学会, 2000, pp.21-27

第7章 文化施設の整備

第2節 文化会館の戦後の歴史

28] 枝川明敬, 「文化会館の歴史」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 笹井宏益, 『文化会館通論』, 晃洋書房, 1997, pp.11-26

第3節 文化会館の事業

29] 枝川明敬, 「文化会館の事業」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 笹井宏益, 『文化会館通論』, 晃洋書房, 1997, pp.95-117

第4節 文化会館の課題と今後の在り方

30] 枝川明敬, 「事業展開」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 笹井宏益, 『文化会館通論』, 晃洋書房, 1997, pp.154-174

第5節 美術館と地域社会の関わり

31] 枝川明敬, 「美術館と地域社会の関わり」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 笹井宏益, 『美術館政策論』, 晃洋書房, 1998, pp.176-187

第6節 美術館政策の課題と展望

32] 枝川明敬, 「調査・研究機能」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 笹井宏益, 『美術館政策論』, 晃洋書房, 1998, 114-124

33] 枝川明敬, 「サービス活動およびボランティアとメセナの活用」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 笹井宏益, 『美術館政策論』, 晃洋書房, 1998, pp.134-153

第7節 文化施設の情報ネットワークの構築

34] 枝川明敬, 「文化施設の情報ネットワークの形成に関する一考察」, 『地域学研究』, Vol.27, No.1, 日本地域学会, 1997, pp.143-149

35] 枝川明敬, 「情報システムの整備」, 根木昭, 枝川明敬, 垣内恵美子, 笹井宏益, 『美術館政策論』, 晃洋書房, 1998, pp.144-153

36] 枝川明敬, 「美術館の情報システムの整備についての一考察」, 『学術情報センター紀要』, No.11, 学術情報センター, 1999, pp.217-223

— 資料編 —

資料1. 地域文化活動と開催地等の状況に関する調査調査票
(1998年4月実施)

資料2. 文化施設整備における文化指標に関する調査調査票
(1998年2月実施)

地域文化活動と開催地等の状況に関する調査

【ご協力のお願い】

地域及び地方自治体の活性化に向けた地域文化活動は、バブル経済下においてイベントを中心としてかなり開催されていましたが、バブル経済の終焉とともに、地方自治体等の予算の都合により、かなり開催件数が減少してきたともいわれております。

そこで、本調査では文化庁、(財)地域活性化センター等のご協力も得て、各地で行われている地域文化活動について、地域との関連等を調査の目的として

- ①活動実体
- ②その成果
- ③開催地の状況等

について調査することにしました。

本調査は、各地の文化活動を把握するとともに、今後の地域文化振興政策を考えていくための基礎資料を得ることを目的とするものです。

ご回答いただきました内容はすべて集計データとして扱い、個別のデータを公表することは一切ございません。

つきましては、上記趣旨をご理解の上、ぜひとも本調査にご協力いただきますようお願いいたします。

【研究班代表】文部省学術情報センター研究開発部 枝川明敬

〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1

【問い合わせ先】同上

電子メール:edagawa@rd.nacsis.ac.jp

電話:03-3942-6962

【返送方法】

同封の返信用封筒にて、4月30日までに返送願います。

問1. 文化活動・イベントの名称を記入してください

()

問2-1. 開催地数を記載してください(1カ所なら(1)と記入する)

()

問2-2. 開催地の人口

()人

問2-3. 年間観光客数

()人

問2-4. 観光時期(1月とか2月とかで答えて下さい)

()

問2-5. 開催地の地域指定はどうか(該当するものすべてに○)

(1) リゾート地(総合保養地域整備法にもとづく指定地)

(2) 市街地(都市計画法にもとづく指定地)

(3) 整備地(工業整備特別地域整備促進法にもとづく指定地)

(4) 山村振興地(山村振興法にもとづく指定地)

(5) 過疎地(過疎地域振興特別措置法にもとづく指定地)

問2-6. 1995年国勢調査と前回国勢調査による人口増減率は

()%

問2-7. 調査時点での財政力指数は

()

問2-8. 調査時点での全国を100とした所得の割合は

()

問3-1. 活動の形態は次のうちどれにあてはまりますか(ひとつに○)

(1) フェスティバル

(2) 特定芸術家等の公演

(3) コンクール

(4) セミナー

(5) その他

問3-2. 出品作品のレベルはどうか(ひとつに○)

(1) アマチュア作品のみ

(2) アマチュア作品中心

(3) プロ作品のみ

(4) プロ作品中心

問3-3. 活動のきっかけは何でしたか(ひとつに○)

(1) 文化施設等の開館

(2) 地方自治体の記念行事

(3) 伝統行事の保存継承

(4) 町づくり事業の一環

(5) 地域に由来

(6) 外部関係者・地元出身者の提案

(7) 地域住民の要望

(8) その他

(9) なし

問3-4. 活動の目的は何ですか(該当するものすべてに○)

(1) 地域文化の振興

(2) 知名度の上昇

(3) 伝統文化の継承

(4) 地域の美化

(5) 地域経済の振興

(6) 伝統文化等保持者の後継者育成

(7) 青少年の健全育成

(8) 地域住民の交流

(9) 国際交流

(10) その他

問3-5. 活動内容は何ですか(該当するものすべてに○)

(1) 祭り

(2) 伝統音楽

(3) 歌舞伎

(4) 能

(5) その他の伝統演劇

(6) 民族芸能・郷土芸能

(7) クラシック

(8) ジャズ

(9) 合唱

(10) 童謡

(11) 音楽

(12) 音楽複合

(13) 現代演劇

(14) 人形芝居(劇)

(15) その他演劇

(16) 映画

(17) 美術

(18) 文学

(19) 写真

(20) 舞踊

(21) その他

(22) 総合

問3-6. 入場料はいかがですか(ひとつに○)

(1) 有料

(2) 一部有料

(3) 無料

問3-7. 広告宣伝の形態はどうか(該当するものすべてに○)

- (1) 地元自治体の広報誌
- (2) 新聞
- (3) テレビ
- (4) ポスター
- (5) チラシ
- (6) ミニコミ紙・文芸誌等文化団体の機関誌
- (7) ダイレクトメール
- (8) その他

問4. 活動の期間

開始は、19()年()月()日より

終了は、19()年()月()日まで

(または、調査時点まで)

問5. 通算回数は、何回ですか

()回

問6. 活動への公的機関からの補助金の支出はありましたか(該当するものすべてに○)

- (1) 国
- (2) 地方自治体

問7. 主な主催団体は次のどれですか(ひとつに○)

- (1) 国
- (2) 都道府県
- (3) 市町村
- (4) 財団等民法法人
- (5) 町内会
- (6) 商工会
- (7) 青年会
- (8) 実行委員会(地方自治体、民間等での構成)
- (9) 有志団体(地元住民、芸術家等により同一の趣旨に賛同し構成したもの)
- (10) 私企業
- (11) その他

問8. その他、共催、協賛団体は次のどれですか(該当するものすべてに○)

- (1) 国
- (2) 都道府県
- (3) 市町村
- (4) 財団等民法法人
- (5) 町内会
- (6) 商工会
- (7) 青年会
- (8) 実行委員会(地方自治体、民間等での構成)

(9) 有志団体(地元住民、芸術家等により同一の趣旨に賛同し構成したもの)

- (10) 私企業
- (11) その他

問9. 広告代理店、観光業者等の協力はありましたか(有料、無料は問いません)

- (1) あり
- (2) なし

問10. 会場数を記載してください

()箇所

問11. 会場の種類について該当するものすべてに○をおつけ下さい

- (1) 公民館
- (2) 学校等教育施設
- (3) その他公共施設
- (4) 神社仏閣
- (5) 私立の文化施設、体育館等
- (6) その他の屋内施設
- (7) 屋外施設(運動場、公園、広場、駅頭等)

問12. 観客数についておたずねします

今回と前回の観客数は

今回()人

前回()人

問13. 観客の属性についておたずねします。おもな傾向でお答え下さい

(a) 年代は(該当するものすべてに○)

- (1) 子供(15歳未満)
- (2) 若い男性(15歳から30歳未満)
- (3) 若い女性(15歳から30歳未満)
- (4) 中年男性(30歳から60歳未満)
- (5) 中年女性(30歳から60歳未満)
- (6) 高齢者男性(60歳以上)
- (7) 高齢者女性(60歳以上)

(b) 職業は(該当するものすべてに○)

- (1) 学生
- (2) 勤め人
- (3) 主婦
- (4) 自営業
- (5) その他

(c) 観客のおおよその居住地(おおよその割合を%で記入してください)

- (1) 開催地内()%
- (2) 開催地所在都道府県()%
- (3) 開催地所在都道府県以外()%

(d) 宿泊客の総観客数に対するおおよその割合を%で記入してください

() %

(e) 初来客の総観客数に対するおおよその割合を%で記入してください

() %

問14. 出演者数についておたずねします

今回()人うち外国人()人

前回()人うち外国人()人

問15. 活動に携わったスタッフ数は

今回()人

前回()人

問16. 活動のための総事業経費は

(a) 今回()千円

◎収入の内訳

国等からの補助金()千円

開催地市町村負担金()千円

入場料収入()千円

その他販売収()千円入

企業等寄付金額()千円

その他()千円他

◎支出の内訳

公演・展示経費()千円

会場経費()千円

表彰経費()千円

広告宣伝費()千円

事務管理費()千円

その他()千円

(b) 前回()千円

問17. 今後の活動を効果的に行うための方策についておたずねします

問17-1. 交通対策はどのように行いましたか(該当するものすべてに○)

(1) バス等の臨時便の運行

(2) 駐車場の確保

(3) 道路の整備

(4) 案内板の設置

(5) その他

(6) 特段行わない

問17-2. 宿泊施設の対策はどのように行いましたか(該当するものすべてに○)

(1) 宿泊所の提供

(2) 宿泊所の斡旋

(3) 宿泊所の新設

(4) その他

(5) 特段行わない

問18. 苦勞したことについておたずねします(該当するものすべてに○)

(1) 活動資金の調達

(2) 開催施設の確保

(3) 出演者の確保

(4) 運営・管理のノウハウ

(5) 企画能力

(6) 地域の協力・折衝

(7) 広報・宣伝

(8) 関係機関との調整

(9) 天候

(10) その他

問19. 地域との協力状況についておたずねします(該当するものすべてに○)

(1) 住民の積極的な参加

(2) 歓迎行事の開催

(3) 地元公共施設の使用

(4) 資金の協力

(4-1) 地方自治体

(4-2) 地元企業

(5) 民間の挙力

(5-1) 開催施設の提供

(5-2) 宿泊所の提供

(6) 掃除等美化活動

(7) その他

問20. 地域社会への波及効果についておたずねします(該当するものすべてに○).

(1) 文化施設の整備

(2) 開催した文化活動と同種の文化活動への参加者数の増加

(3) 学校教育への同種の文化活動の導入

(4) 新しい文化活動の発生

(5) 地域文化の後継者育成

(6) 雇用機会の増大

(7) 観光客の増加

(8) 宿泊施設の増加

(9) 交通状況の改善

(10) 伝統文化の継承

(11) 売上高の増加

(12) 青少年の健全育成

(13) 新しい住民の定着

(14) 地方自治体の知名度のアップ

(15) 地域の観光資源化

(16) 開催期間以外の外来者の増加

- (17) 帰省客の増加
- (18) 町並みの整備
- (19) 地域の活性化（活気）
- (20) その他

問 2 1. 今後の活動の展望についておたずねします（該当するものすべてに○）

- a) 開催規模については
 - (1) 縮小する
 - (2) 現状を維持する
 - (3) 拡大する
- b) 今後の継続性については
 - (1) 永続する
 - (2) 休止する
- c) 開催期間を
 - (1) 延長する
 - (2) 短縮する
- d) 内容を
 - (1) 絞る
 - (2) 多様化する
 - (3) 充実する
- e) 参加者の出身は
 - (1) 地元を重視する
 - (2) 地域外を重視する
- f) 対象者を
 - (1) 絞る
 - (2) 拡大する
- g) 会場を充実する
- h) 交通対策を改善する
- i) 施設設備を充実する
- j) 運営組織を充実する
- k) PRを充実する
- l) 助成・支援は
 - (1) 地方自治体から助成を仰ぐ
 - (2) 企業の協力を仰ぐ
 - (3) 地元住民の理解をもとめる
- m) 町並み保存を図る
- n) その他

これで終わりです。ありがとうございました

文化施設整備における文化指標に関する調査

このアンケートは、文部省（文化庁）からの依頼を受け、貴県（都道府）において文化施設（文化会館、美術館等）の施設整備に関し、その整備過程において参考とした文化に関連すると思われる指標について、その利用の程度についてお聞きするものです。今後、文化庁等において文化施設整備のための貴重な資料として活用させていただきますので、お手数ですがよろしくご協力願います。

なお、ご回答の内容はすべて統計処理されますので、個々の調査票の内容や回答者の名前が公表されることはありません。

〈ご回答に当たってのお願い〉

1. 各県には、調査票が 10 組が送付されます。
2. 本アンケートでいう「文化施設」とは、「文化会館」「美術館」「博物館」「伝統工芸館」等名称を問わず、文化活動に資する施設をいい、設置者は県または県が出資する公社等が開設したものをいいます。設置後の運営形態は問いません。なお、その開設に当たり管内市町村や私立の施設に対して、補助金等の交付によりかなりの程度県が関与しているような場合は含みません。

また、「文化施設」はその活動形態により定義していますので、社会教育法に基づく施設や農水省、建設省、防衛施設庁等の補助金により設置された施設であっても、文化活動に資する施設であれば、その設置根拠は問わず、「文化施設」として考えて下さい。

貴県設置のすべての文化施設（戦前設置されたものはのぞく）が対象となりますが、施設整備当時の記録や担当者の異動等により、ご回答が出来ない場合にはご回答出来る範囲での施設に限定して結構です。

3. 調査票は、それぞれの施設ごとに、それぞれ各 1 組に記載願いますが、不足する際は複写していただいて結構です。

4. このアンケートは、すべて選択式か数値を記入していただくことになっております。

①選択式の質問は、当てはまる数値をご記入願います。

②重要度をご回答願う際は、その重要度係数をご回答願います。

5. 回答は必ず、代表者または担当者が調査票にご記入の上、同封の返信用封筒（切手貼付）にて

平成 10 年 2 月 10 日（火）

までに、ご投函願います。

6. 本調査に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

調査企画実施機関

埼玉大学政策科学研究科助教授

te1048-858-3102 枝川明敬

都道府県番号 ()

このアンケートでは、文化活動を示すに当たって、その内容を客観的に示すと考えられる「文化指標」を以下に具体的に記載します。文化施設を整備するに当たって考慮したまたは利用した文化指標の重要度に応じ、最高3点から最低の0点までを回答して下さい。複数の施設を整備した際は、最も規模の大きい施設か最近整備した施設を念頭においてお答え下さい。

〈指標の重要度〉

- 3点・・・非常に重要視して利用した
- 2点・・・まあまあ利用した
- 1点・・・ある程度利用した
- 0点・・・ほとんど利用しなかったか考慮外であった

以下ご回答願う文化施設の形態についてお尋ねします。該当する施設の番号に○をつけて下さい。複合施設の場合には複数に○をつけて下さい。

- 1. 文化会館
- 2. 美術館
- 3. 博物館
- 4. 伝統工芸館
- 5. 公民館
- 6. その他

それでは、上の文化施設を整備するに当たって利用した（または利用しなかった）程度について指標の右横に、3点から0点までご記入願います。

文化指標（各県または当該整備区域に該当する指標と考えて下さい）

1. 基本的事項

- 1. ____ 人口
- 2. ____ 産業別就業数
- 3. ____ 芸術家数
- 4. ____ 高齢人口
- 5. ____ 世帯数
- 6. ____ 面積
- 7. ____ 予算
- 8. ____ 文化関係地方交付税
- 9. ____ 補助金

2. 組織

- 1. ____ 職員数（定員）
- 2. ____ 文化振興外郭団体数
- 3. ____ 芸術家村数

3. 文化事業

- 1. ____ 文化振興条例の有無
- 2. ____ 文化振興計画数の有無
- 3. ____ 顕彰事業数
- 4. ____ 芸術祭参加数
- 5. ____ 芸術文化振興基金助成件数
- 6. ____ 地方自治体単独文化事業実施数
- 7. ____ 巡回事業件数
- 8. ____ 国民文化祭参加件数
- 9. ____ 高文祭参加件数

4. 国際交流（県と外国との）

- 1. ____ 海外芸術家渡来数
- 2. ____ 芸術家渡航数
- 3. ____ 海外研修（芸術目的）生受け入れ人員数

5. 教育

- 1. ____ 初等中等教育芸術学科数
- 2. ____ 高等教育芸術関係学生数
- 3. ____ 学校開放件数
- 4. ____ 公開講座数

6. 芸術関係

- 1. ____ 芸術団体数
- 2. ____ 舞台公演数
- 3. ____ 美術展開催数

7. 文化財保護

- 1. ____ 文化財保護条例の有無
- 2. ____ 文化財補助金額
- 3. ____ 文化財件数（含む登録文化財）
- 4. ____ 文化財公開件数
- 5. ____ 公有化助成額
- 6. ____ 埋文発掘件数

8. 媒体

- 1. ____ テレビ受信契約数
- 2. ____ 新刊書発行数
- 3. ____ 雑誌発行数
- 4. ____ 新聞発行数
- 5. ____ レコード購入額

9. 文化施設

- 1. ____ 公民館数
- 2. ____ 公民館利用者数

3. ____ 博物館数
4. ____ 博物館利用者数
5. ____ 図書館数
6. ____ 図書館利用者数
7. ____ 美術館数
8. ____ 美術館利用者数
9. ____ 文化会館数
10. ____ 文化会館利用者数
11. ____ 映画館数
12. ____ 映画鑑賞人口
13. ____ カルチャーセンター数
14. ____ 受講者数

10. 情報ネットワーク

1. ____ インターネット発信件数
2. ____ パソコン普及率
3. ____ 文化施設ネットワーク率
4. ____ 文化施設ホームページ数

11. 文化関連産業

1. ____ 映画事業所数
2. ____ 映画事業売上高
3. ____ 興行団数
4. ____ 興行団売上高
5. ____ 放送業事業所数
6. ____ 放送業売上高
7. ____ デザイン業事業所数
8. ____ デザイン業売上高
9. ____ 著述業事業所数
10. ____ 著述業売上高
11. ____ 個人教授所数
12. ____ 個人教授所売上高
13. ____ 飲食店販売額

12. 労働

1. ____ 賃金指数
2. ____ 芸術家所得
3. ____ 失業率
4. ____ 有効求人倍率
5. ____ 年間休暇数
6. ____ 所定内労働時間数
7. ____ 総労働時間数
8. ____ 有給休暇消費率

13. 余暇

1. ____ 自由時間数

2. ____ 生涯学習時間
3. ____ 観光客数
4. ____ 旅行宿泊数

14. 所得

1. ____ 実質県民所得
2. ____ エンゲル係数
3. ____ 純貯蓄残高
4. ____ 消費支出額
5. ____ 教養娯楽支出額
6. ____ ビデオカメラ所有率
7. ____ テレビ所有率
8. ____ 自動車保有台数

15. アメニティ環境

1. ____ 居住面積
2. ____ 住宅取得価格
3. ____ 下水道普及率
4. ____ 公園面積
5. ____ DID人口密度
6. ____ 自然公園指定面積
7. ____ 地価
8. ____ アクセス

16. 地域社会

1. ____ 婦人団体数
2. ____ 少年団体数
3. ____ 老人クラブ数
4. ____ ボランティア活動人員数

17. メセナ

1. ____ 支出額（企業）
2. ____ 芸術助成団体数
3. ____ 助成額
4. ____ 助成件数
5. ____ 個人寄付金額

